

かながわ子ども・若者みらい計画

(令和 7 年度～令和 11 年度)

令和 7 年 3 月

ごあいさつ

県では、これまで子ども・子育て支援施策に関する「かながわ子どもみらいプラン」、子ども・若者施策に関する「かながわ子ども・若者支援指針」、子どもの貧困対策に関する「神奈川県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子ども・若者が健やかに育つことができ、また県民が安心して子どもを生み育てることができる社会を目指して、様々な取組を推進してきました。

一方で、いじめ、虐待、貧困等の引き続き困難な状況にある子ども・若者がいることに加え、ヤングケアラー、医療的ケア児等新たに顕在化してきた困難な状況にある子ども・若者がいます。また、個人と地域社会及び他者との関わりが希薄になる中で、子ども・若者の孤独・孤立、子育て家庭の孤立等社会全体としての課題も浮き彫りになっています。

こうした中、令和5年4月にこども基本法が施行され、同年12月にはこども施策に関する基本的な方針等を定めたこども大綱が策定されました。こども大綱では、全てのこどもが身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すこととされており、国全体でこども施策の充実・強化が図られています。

子ども・若者のいのちが輝くためには、当事者である子ども・若者の目線に立った施策を継続的に推進するとともに、子育てに関わる全ての人々が喜びを感じることができる環境を整備していくことが不可欠です。そのため、県では令和6年12月に「神奈川県こども目線の施策推進条例」を制定し、その目的や基本理念を具現化していくため、子ども・若者・子育てに関する既存の計画・指針を統合し、さらなる充実・強化を図りながら、本計画を策定しました。

この新たな条例・計画を車の両輪として、子育ての不安や負担を軽減する施策を講ずるとともに、安心してこどもを生み、育てることができるよう、「ともに生きる社会かながわ憲章」の精神の下、社会全体で子ども・若者の人権を尊重しながら、子どもを育むことができる環境を整備していき、子ども・若者一人ひとりの望みと願いを尊重しながら、誰もが自分らしく、幸せに暮らすことができる社会の実現を目指してまいります。

本計画の策定に当たっては、神奈川県子ども・若者施策審議会の委員の皆様をはじめ、県民の皆様から多くの貴重なご意見やご提案をいただきました。皆様のご協力に深く感謝申し上げます。

子ども・若者の皆様一人ひとりがそれぞれかけがえのない存在です。

今後も県民の皆様とともに、子ども・若者のいのちが輝き、子育てに希望の持てる社会の実現に向けて取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和7年3月

神奈川県知事 黒岩祐治

目次

I	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	6
4	計画の対象	6
II	本県の子ども・若者・子育ての状況	7
1	子ども・若者の状況	7
2	子育て当事者の状況	17
3	子育てをめぐる県民の意識	20
III	計画の基本理念等	22
1	基本理念	24
2	基本方針	24
3	基本理念等に係る内容の説明	25
4	主要施策	26
5	施策体系図	27
IV	主要施策の取組	36
	主要施策1 子ども・若者の社会参画・意見反映	36
	主要施策2 ライフステージを通じた重要事項	42
	主要施策3 ライフステージ別の重要事項	90
	主要施策4 子育て当事者の不安解消のための施策	132
	主要施策5 子ども・若者を地域でともに育む施策	142
	各施策の数値目標	148
V	教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数	153
1	幼児期の教育・保育の需給計画	153
2	幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数	167
VI	計画の点検・評価及び推進体制	169
1	計画の達成状況の点検・評価	169
2	計画の推進体制	169
VII	参考資料	170
1	計画策定の経過	170
2	関連法律・条例	171
3	本県の子ども・若者・子育ての状況（参考）	185

I はじめに

1 計画策定の趣旨

本県では、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現するため、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業支援計画と次世代育成支援対策推進法に基づく地域行動計画の位置付けを併せ持つ計画として、「かながわ子どもみらいプラン」を平成27年3月に策定し、令和2年3月の改定も経ながら、子ども・子育て支援の取組を進めてきました。

子どもは生まれながらにして権利を持つ主体であり、すべての子ども・若者が自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を目指すことは、将来の社会の安定と発展のためにも必要なことです。

しかし、児童虐待や不登校、いじめの問題、医療的ケア児、ひきこもり等子ども・若者の状況はより深刻になっています。

また、仕事と子育ての両立の難しさ、地域のつながりの希薄化に伴い、子育ての悩みや不安を相談できる相手が身近にいないことなど、一人ひとりの不安が出生率の低下の要因とも考えられ、子どもを取り巻く社会環境には多くの課題があります。

そこで、子ども・若者をめぐる様々な課題に適切に対応するとともに、子ども・若者の目線に立ち、その最善の利益を第一に考えるべく、現行の子ども・若者に係る計画・指針を統合し、子ども・若者施策を総合的かつ計画的に推進していくため、新たな道しるべとして計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

(1) 位置付け

- こども基本法に基づく都道府県こども計画、子ども・子育て支援法に基づく都道府県子ども・子育て支援事業支援計画、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく都道府県計画等の位置付けを併せ持つ計画です。
- 県政運営の総合的・基本的指針を示す総合計画である「新かながわグランドデザイン」を補完する個別計画です。

(こども基本法第10条第1項)

都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項)

都道府県は、基本指針に即して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

(次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項)

都道府県は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5 年を一期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定することができる。

(こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 1 項)

都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(神奈川県こども目線の施策推進条例第 10 条第 1 項)

知事は、こども目線の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、こども目線の施策の推進に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を定めなければならない。

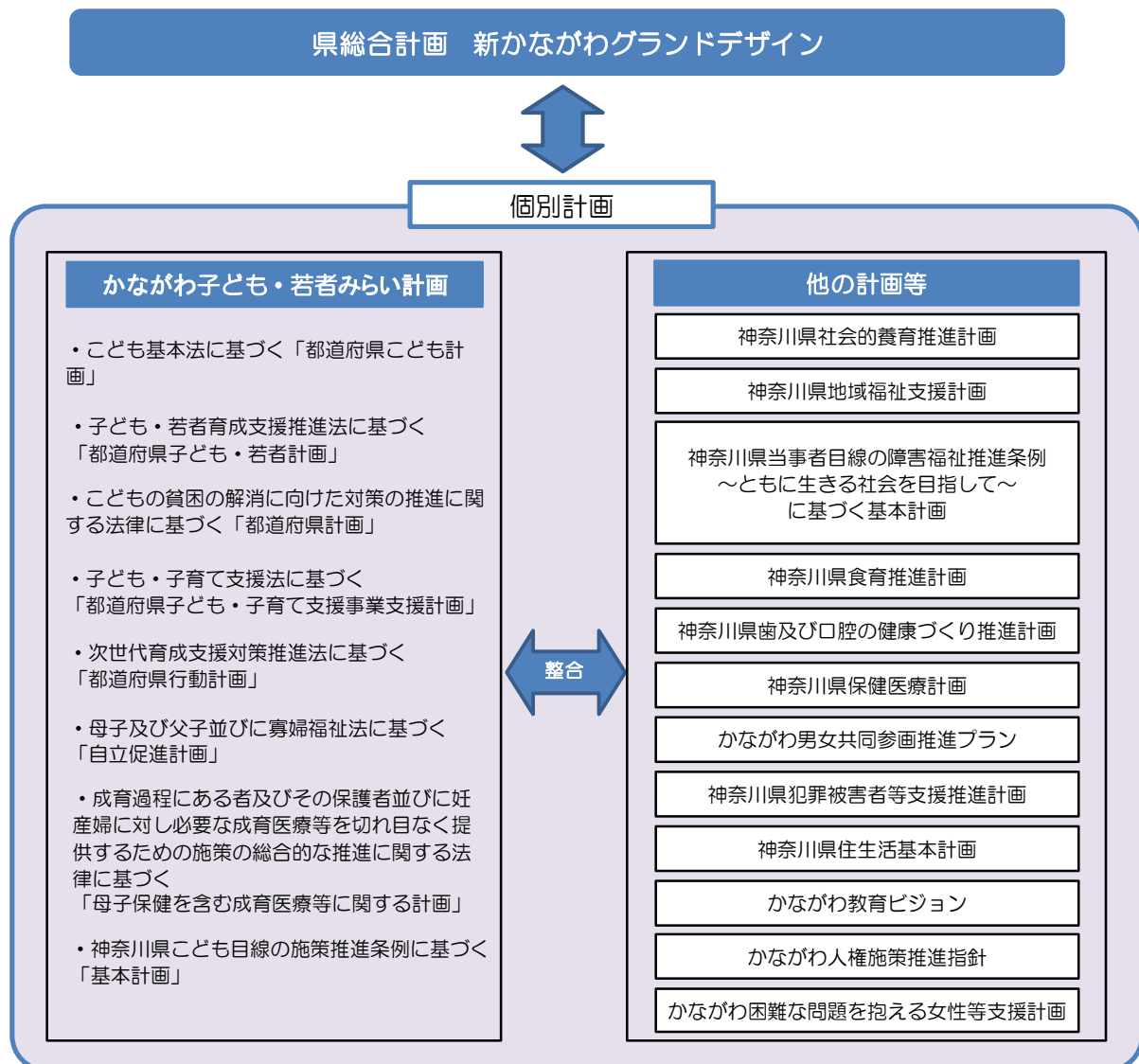
(2) 関連計画との整合

子ども・若者・子育てに関連する以下の計画とも整合を図り、取組を進めていきます。

【関連計画】

県社会的養育推進計画、県ひとり親家庭等自立促進計画（本計画と一体的に策定）、
 県地域福祉支援計画、
 県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画、
 県食育推進計画、県歯及び口腔の健康づくり推進計画、県保健医療計画、
 かながわ男女共同参画推進プラン、県犯罪被害者等支援推進計画、
 県住生活基本計画、かながわ教育ビジョン、かながわ人権施策推進指針、
 かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画

<参考：「かながわ子ども・若者みらい計画」の位置付け>



(3) 子どもの権利条約との関係

子どもの権利条約は、すべての子どもたちがもつ人権（権利）を定めた条約です。特に以下の4つは、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切な、「原則」として挙げられています。

本計画においてもこの4原則の精神にのっとり、「主要施策」に取り組んでいきます。

- ア 差別の禁止（第2条）
- イ 子どもの最善の利益（第3条）
- ウ 生命、生存及び発達に対する権利（第6条）
- エ 子どもの意見の尊重（第12条）

<参考：「子どもの権利条約 第1～40条抄訳一覧」>

第1条【子どもの定義】 18歳になっていない人を子どもとします。 	第2条【差別の禁止】 すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがいが、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。 	第3条【子どもにもっともよいことを】 子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。 	第4条【国の義務】 国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。 
第5条【親の指導を尊重】 親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。 	第6条【生きる権利・育つ権利】 すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。 	第7条【名前・国籍をもつ権利】 子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。 	第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】 国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。 
第9条【親と引き離されない権利】 子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。 	第10条【別々の国にいる親と会える権利】 国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。 	第11条【よその国に連れさられない権利】 国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。 	第12条【意見を表す権利】 子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。 
第13条【表現の自由】 子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。 	第14条【思想・良心・宗教の自由】 子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。 	第15条【結社・集会の自由】 子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。 	第16条【プライバシー・名誉の保護】 子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から罵りを偏つけられない権利をもっています。 
第17条【適切な情報の入手】 子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。 	第18条【子どもの養育はまず親に責任】 子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。 	第19条【あらゆる暴力からの保護】 どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたことがないように、国は子どもを守らなければなりません。 	第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】 家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらふなど、国から守ってもらふことができます。 

第21条【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親（保護者）のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。 	第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からはく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。 	第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。 	第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。 
第25条【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。 	第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。 	第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだですこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるもの、着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。 	第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考え方からはずれるものであってはなりません。 
第29条【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。 	第30条【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。 	第31条【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。 	第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。 
第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることになきこまれないように守らなければなりません。 	第34条【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。 	第35条【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。 	第36条【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。 
第37条【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯したければ、罪を犯したければ、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。 	第38条【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。 	第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。 	第40条【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。 

(出典：公益財団法人 日本ユニセフ協会「子どもの権利条約 第1～40条抄訳一覧」)

(4) SDGs（※）との関係

県の政策の基本理念である「いのち輝くマグネット神奈川」の実現は、「いのち」を起点として「持続可能な神奈川」を実現することであり、SDGsの理念と方向性を同じくしています。

本計画における基本理念（「子ども・若者の目線に立った施策の推進を通じて、子ども・若者一人ひとりの望みと願いを尊重しながら、誰もが自分らしく、幸せに暮らせる社会の実現」）も、SDGsの理念や目標の一部を共有するものであり、計画の基本理念実現のための主要施策の充実・強化に引き続き取り組むことにより、持続可能な神奈川の実現を図り、SDGsの目標達成にも役割を果たしていきます。

※ SDGs（エスディージーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）

2015年9月の国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」。先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限として、貧困、健康と福祉、教育など17のゴール（目標）を設定。

<参考：SDGs「世界を変えるための17の目標」>



- 1 貧困をなくそう
- 2 飢餓をゼロに
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 6 安全な水とトイレを世界中に
- 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに
- 8 働きがいも経済成長も
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 12 つくる責任 つかう責任
- 13 気候変動に具体的な対策を
- 14 海の豊かさを守ろう
- 15 陸の豊かさを守ろう
- 16 平和と公正をすべての人に
- 17 パートナリシップで目標を達成しよう

3 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

4 計画の対象

すべての子ども・若者と子育て当事者、そして、これらを取り巻く県民、事業者、行政等を対象とします。（施策の内容により、対象が異なります。）

子ども：0歳から18歳未満

若者：「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）と「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）

Ⅱ 本県の子ども・若者・子育ての状況

ここでは、計画策定の背景となる本県の子ども・若者・子育ての状況や子育てをめぐる県民の意識などを記載します。

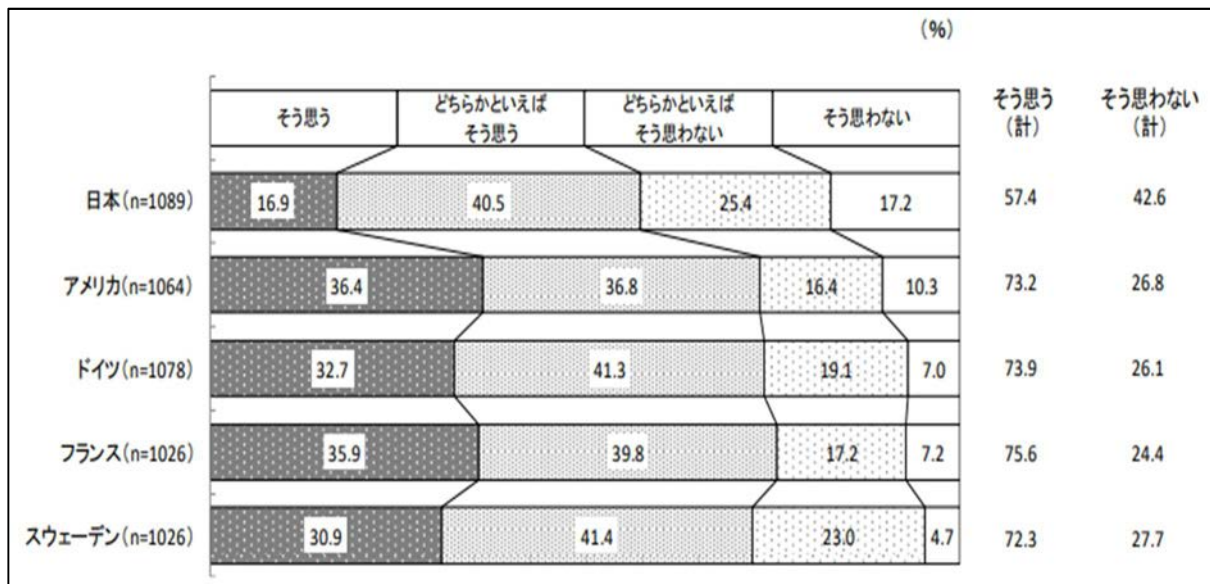
1 子ども・若者の状況

(1) 子ども・若者の意識

日本の若者は、諸外国の若者と比べて、自分自身に満足していると感じている者の割合が最も低くなっています。

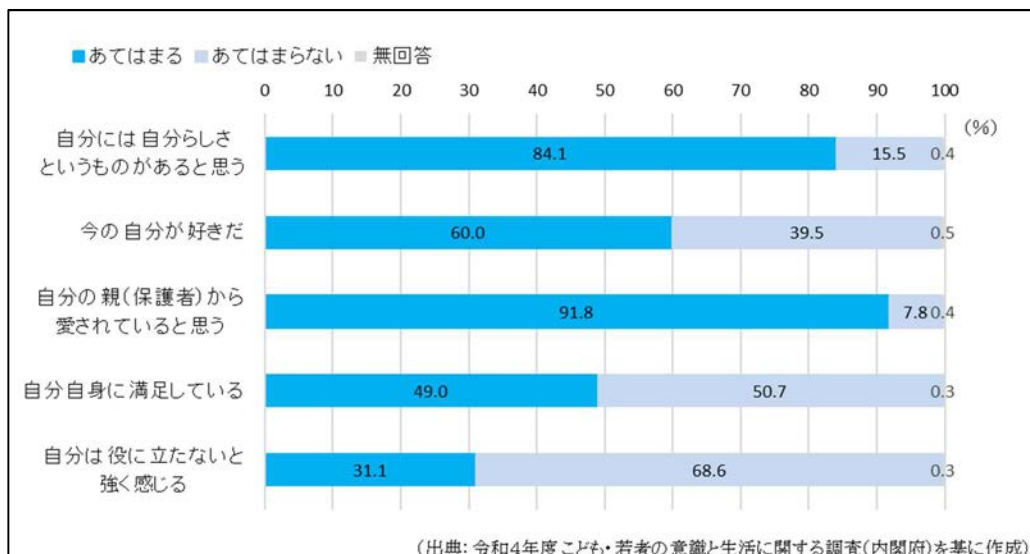
令和4年度の国内の子ども・若者の自己診断として、「自分自身に満足している」に関しては、あてはまると回答した人が49%となっています。

■図表1：自分自身に満足している者の割合（諸外国比較）



(出典：令和5年度我が国と諸外国のこどもと若者の意識に関する調査（こども家庭庁）)

■図表2：今の自分が好きだという子ども・若者の割合



(出典：令和4年度こども・若者の意識と生活に関する調査(内閣府)を基に作成)

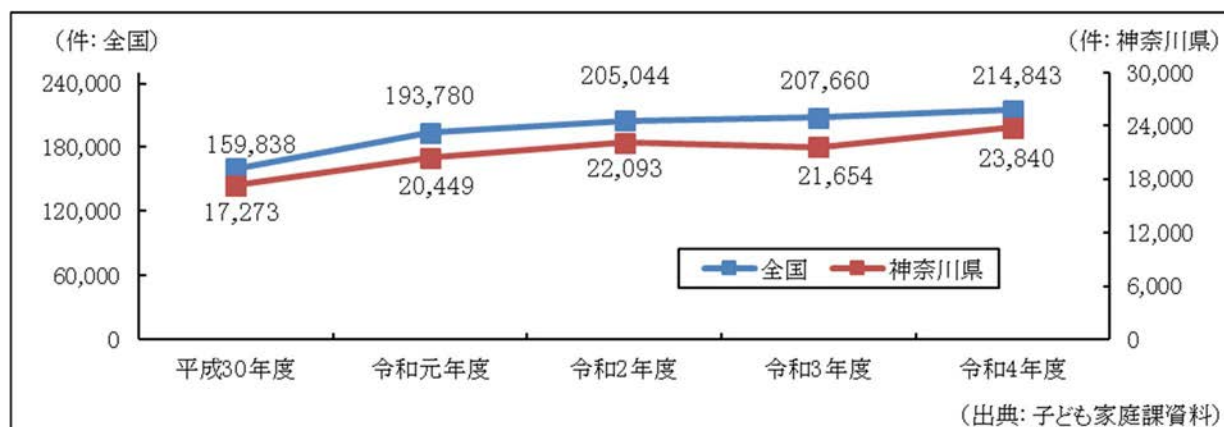
II 本県の子ども・若者・子育ての状況

(2) 支援を必要とする子ども・若者の状況

ア 児童虐待

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、令和4年度は23,840件となっています。

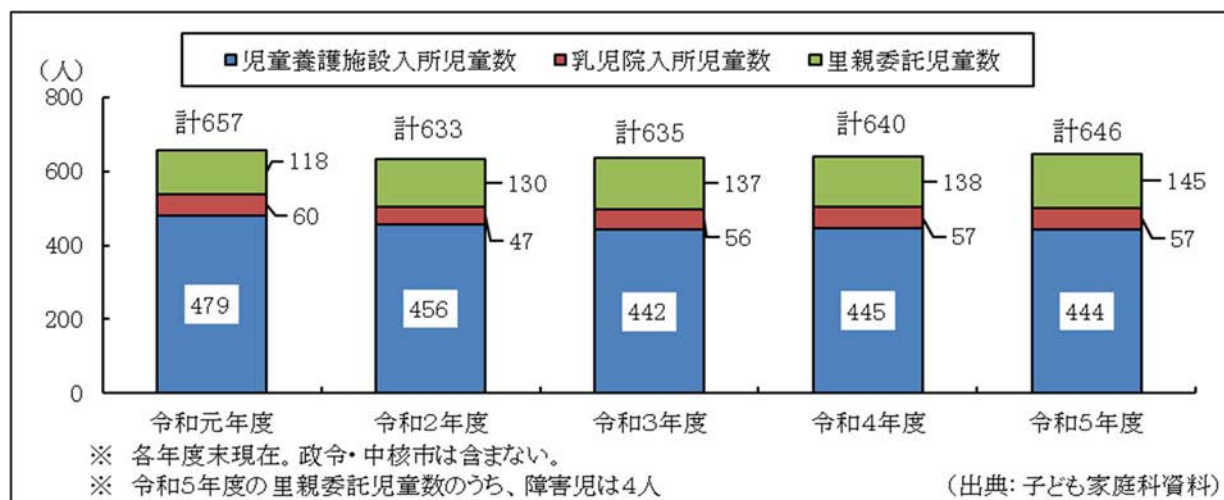
■図表3：児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（全国、神奈川県）



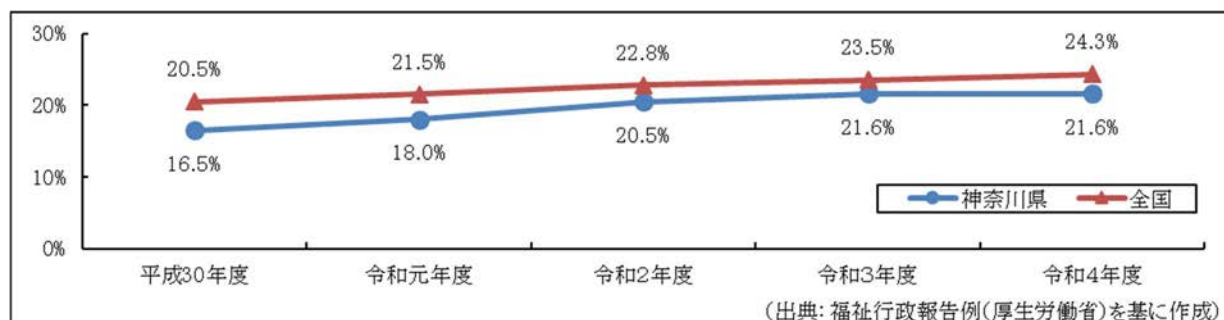
イ 社会的養護

本県における社会的養護を必要とする子どもの数は、650人前後でほぼ横ばいで推移しています。そのうち、里親・ファミリーホームで養育される子どもの割合である里親委託率は、やや増加傾向にあり、令和4年度は21.6%となっています。

■図表4：社会的養護を必要とする子どもの数の推移（神奈川県）



■図表5：里親委託率の推移（全国、神奈川県）



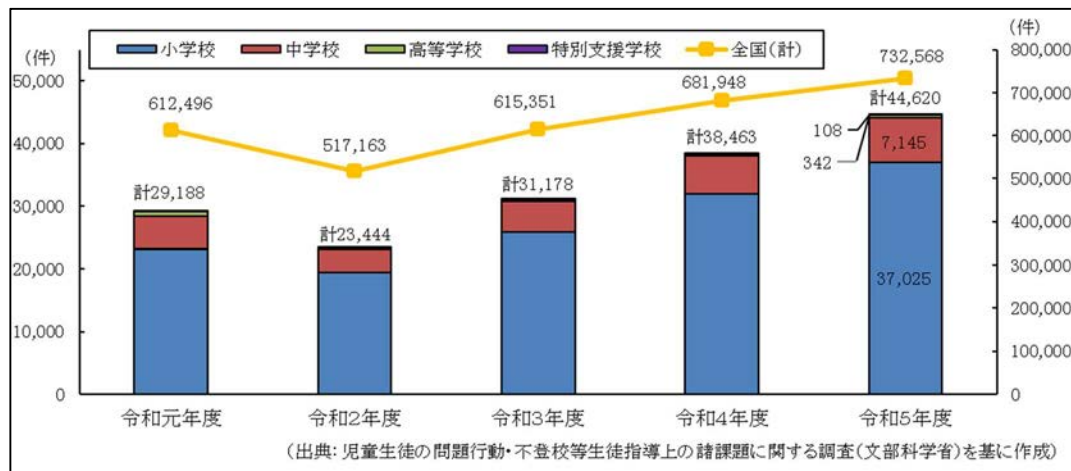
ウ いじめ・暴力行為・不登校

県内の令和5年度のいじめの認知件数は、前年度比6,157件増加の44,620件となっています。なお、件数増加の要因としては、各学校による積極的な認知が進んでいること等が考えられます。

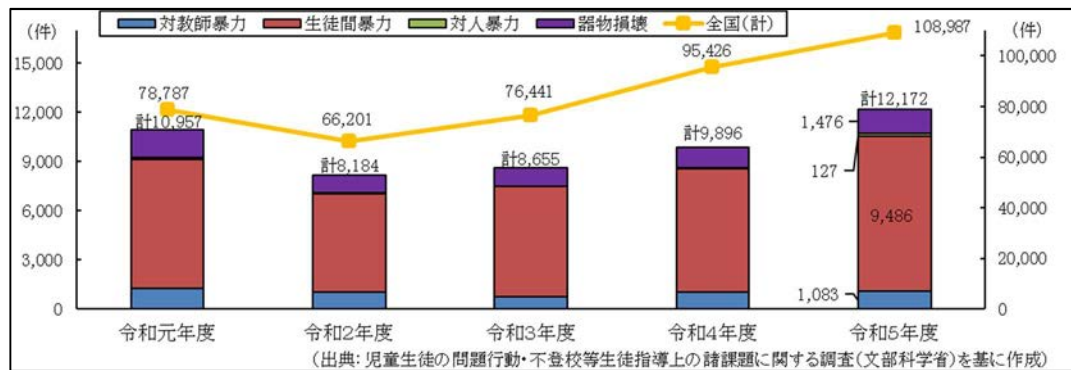
暴力行為の発生件数は、前年度比2,276件増加の12,172件で、全国で1番多い件数となっています。

また、小・中学校・高等学校の不登校児童・生徒数は、前年度比4,036人増加の29,597人となっています。

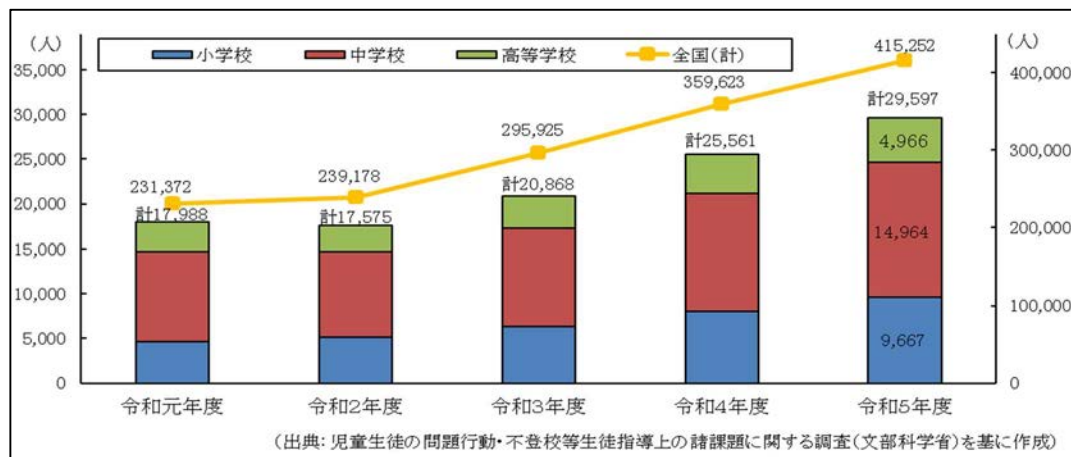
■ 図表6：いじめの認知件数の推移（全国、神奈川県）



■ 図表7：暴力行為の発生件数の推移（全国、神奈川県）



■ 図表8：不登校児童・生徒数の推移（全国、神奈川県）



II 本県の子ども・若者・子育ての状況

エ 自殺

県内の自殺者総数は平成 26 年に比べ減少しているものの、20 歳代以下の自殺者数は減少していません。

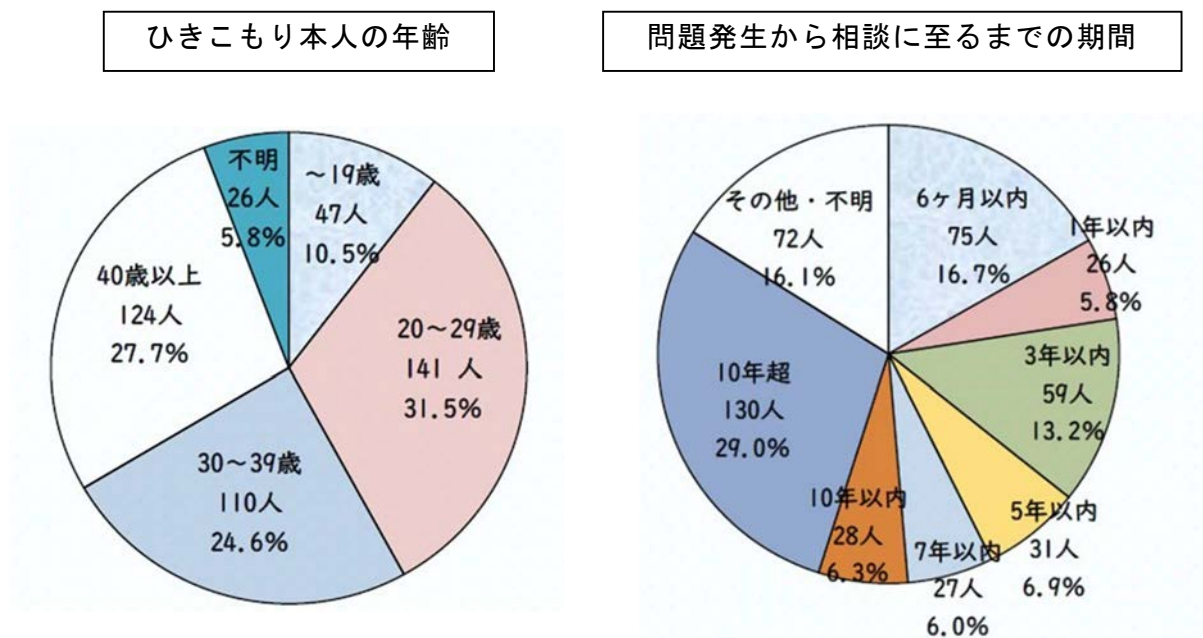
■図表 9：自殺者数の推移（神奈川県）



オ ひきこもりの状況

県の令和4年度のひきこもり相談実績の年齢構成は、20 歳代が 31.5%、30 歳代が 24.6%で、問題発生から相談に至るまでの期間は、10 年超が 29.0%、次いで、6 か月以内が 16.7%、3 年以内が 13.2%となっています。

■図表 10：相談実績（令和4年度）からみた、ひきこもりの状況（神奈川県）



(出典：かながわの青少年 2023)

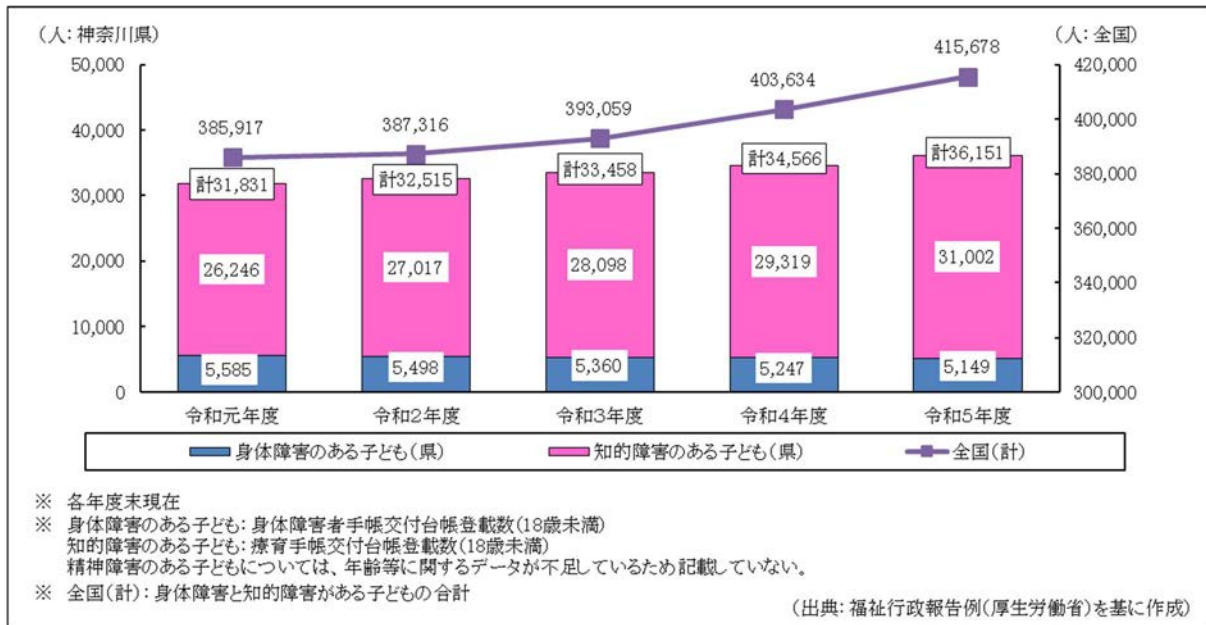
(注) この統計は、相談員の電話での聞き取りによるものであり、相談の主な内容が「ひきこもり」であるとしたものを、延べ人数で集計しています。

カ 障害のある子ども

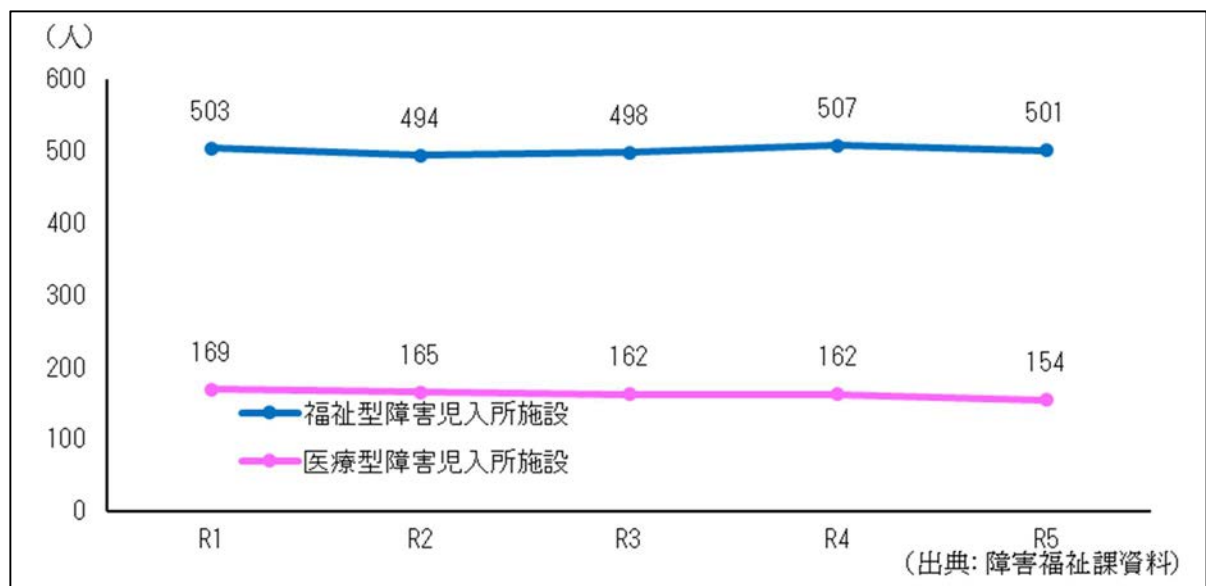
県内の障害（身体障害及び知的障害）のある子どもの数は、令和元年度の 31,831 人に対し、令和 5 年度は 36,151 人と増加しています。

また、令和 5 年度の障害児入所施設入所者数は福祉型障害児入所施設が 501 人、医療型障害児入所施設が 154 人となっています。

■図表 11：障害のある子ども数の推移（全国、神奈川県）



■図表 12：障害児入所施設入所者数



キ ヤングケアラーの状況

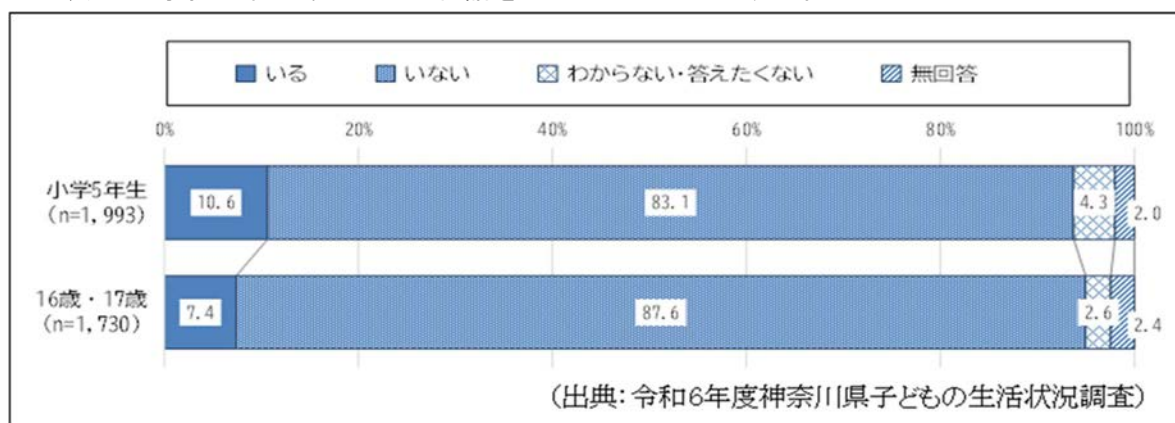
県内の小学5年生又は16・17歳のいる世帯、各5,000世帯を抽出し、小学5年生1,993人、16・17歳1,730人から回答を得た調査において、家族の中で世話をしている人があるかについて聞いたところ、「いる」と答えた割合は小学5年生10.6%、16・17歳7.4%となっています。

■図表13：ヤングケアラーの概要



(出典：「ヤングケアラーについて」こども家庭庁HPより引用)

■図表14：家族の中にあなたが世話をしている人はいますか。



(3) 子どもの貧困の状況

貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）を下回る者の割合を「相対的貧困率」といいます。令和4年国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、令和3年の日本の子どもの相対的貧困率は11.5%です。およそ9人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分以下で暮らしていることになります。

■図表 15：貧困率の推移（全国）

	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	令和3年
相対的貧困率	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.7%	15.7%	15.4%
子どもの貧困率	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%	14.0%	11.5%
子どもがいる現役世帯	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%	13.1%	10.6%
大人が1人	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%	48.3%	44.5%
大人が2人以上	10.5%	10.2%	12.7%	12.6%	10.7%	11.2%	8.6%
貧困線	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円	124万円	127万円

※ 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分の額（出典：国民生活基礎調査（厚生労働省）を基に作成）

相対的貧困率：貧困線に満たない世帯員の割合

子どもの貧困率：17歳以下の子ども全体に占める、貧困線に満たない17歳以下の子どもの割合

平成30年以降は、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、
「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いた「新基準」の数字

ア 生活保護世帯における子どもの数

県内の生活保護を受給している人数は、減少傾向にあり、その世帯の子ども（0～17歳）についても、令和4年度は12,629人で、同様の傾向になっています。

生活保護世帯における母子世帯の数は、減少傾向にありますが、母子世帯の就労率は高く、5割以上が就労しています。

■図表 16：被保護人員の状況（神奈川県）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
保護率		1.67%	1.66%	1.66%	1.66%
実人数		152,080人	151,666人	151,746人	151,423人
年齢別	0～5歳	2,929人	2,668人	2,504人	2,309人
	6～11歳	5,394人	4,910人	4,513人	4,223人
	12～14歳	3,495人	3,241人	3,040人	2,883人
	15～17歳	3,995人	3,645人	3,438人	3,214人
	合計	15,813人	14,464人	13,495人	12,629人

（出典：県福祉子どもみらい局「神奈川県の生活保護」より作成）

※ 保護率は、当月の被保護人員を同月の総務省「人口推計（概算値）」で除した割合（年度末の割合）。

※ 人数（県）は、各年度7月31日現在の人数。

II 本県の子ども・若者・子育ての状況

■図表 17：生活保護世帯である母子世帯の状況（神奈川県）

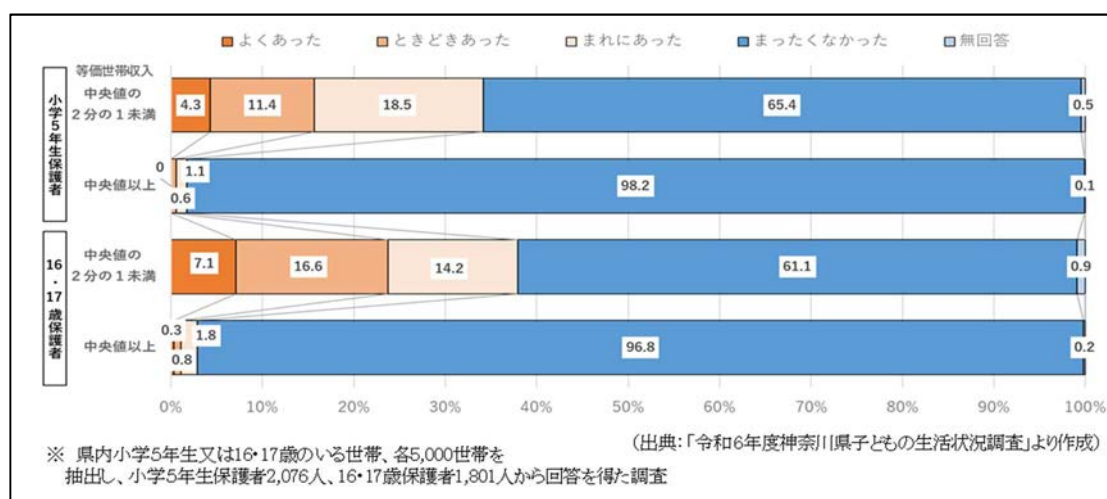
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
生活保護世帯である母子世帯数	6,747世帯	6,259世帯	5,883世帯	5,538世帯
うち、就労世帯数(就労率)	3,729世帯 (55.3%)	3,151世帯 (50.3%)	2,966世帯 (50.4%)	2,775世帯 (50.1%)

(出典：県福祉子どもみらい局「神奈川県の生活保護」より作成)

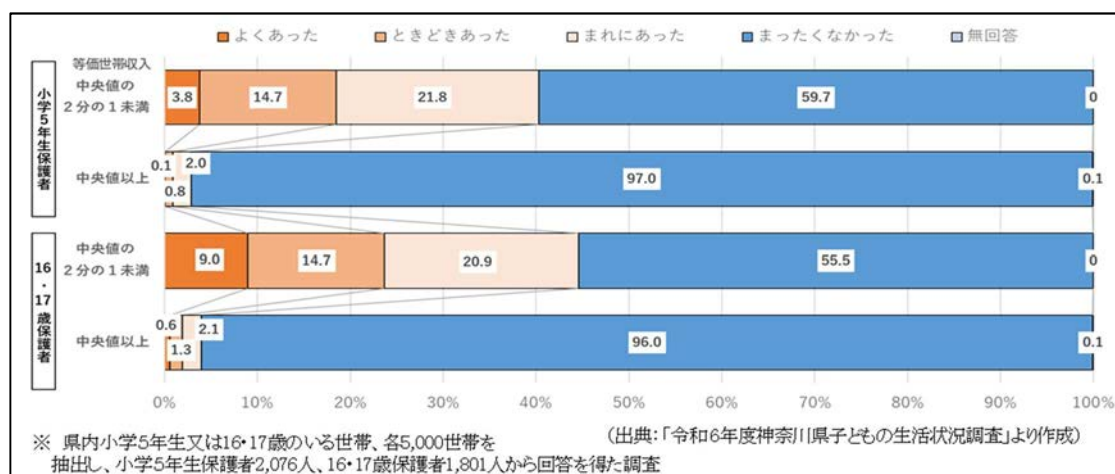
イ 家庭の状況（保護者の所得）が生活に与える影響

過去1年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料や衣服が買えないことがあったか、について調査したところ、「等価世帯収入中央値の2分の1未満」の世帯において、食料については、小学5年生保護者の34.2%、16・17歳保護者の37.9%があったと答えています。衣服については、小学5年生保護者の40.3%、16・17歳保護者の44.6%があったと答えています。

■図表 18：欠乏経験（食料）



■図表 19：欠乏経験（衣服）

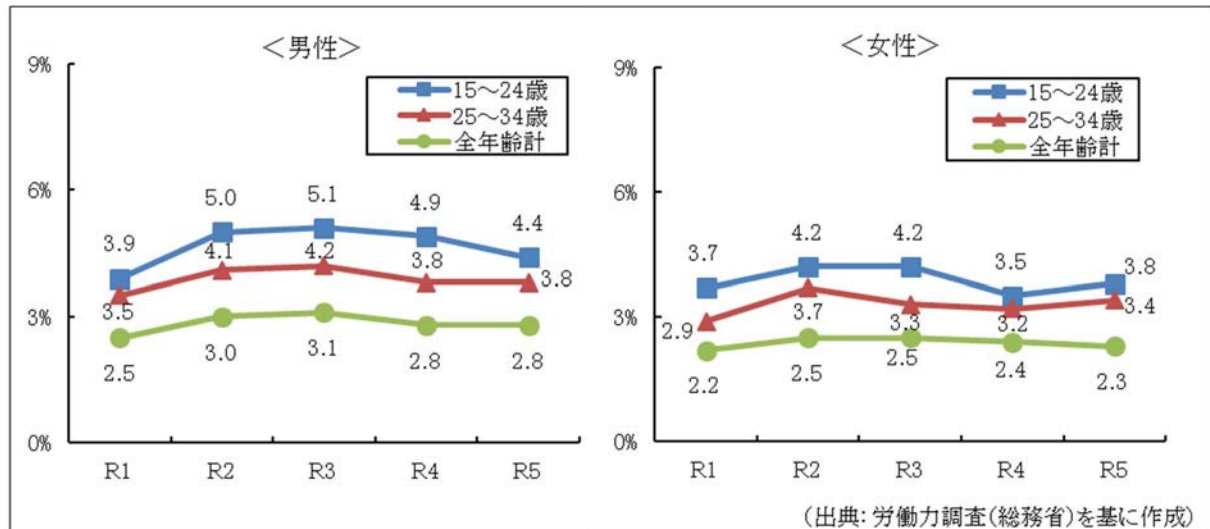


(4) 若年者の就労状況（失業率等）

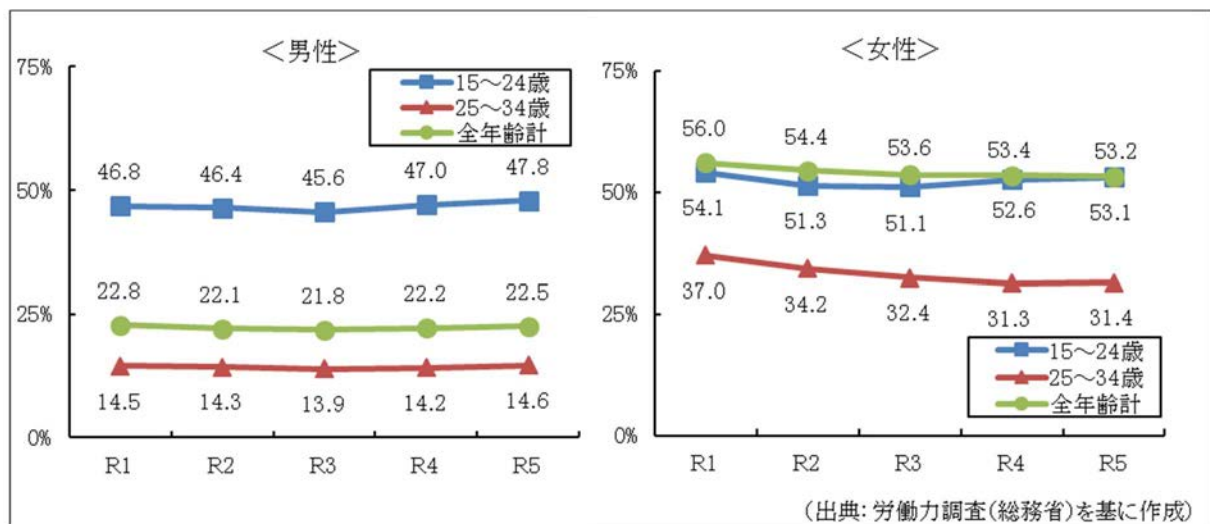
全国の若年者（15～34 歳）の完全失業率は、男女ともに全年齢の合計より高い水準にあり、近年はほぼ横ばいで推移しています。令和 5 年では、25～34 歳の男性が 3.8%、女性が 3.4%となっています。

また、非正規雇用割合は、若年者のうち、25～34 歳の女性では近年低下傾向にあり、令和 5 年では、男性が 14.6%、女性が 31.4%となっています。

■ 図表 20：若年者の完全失業率の推移（全国）



■ 図表 21：若年者の非正規雇用割合の推移（全国）



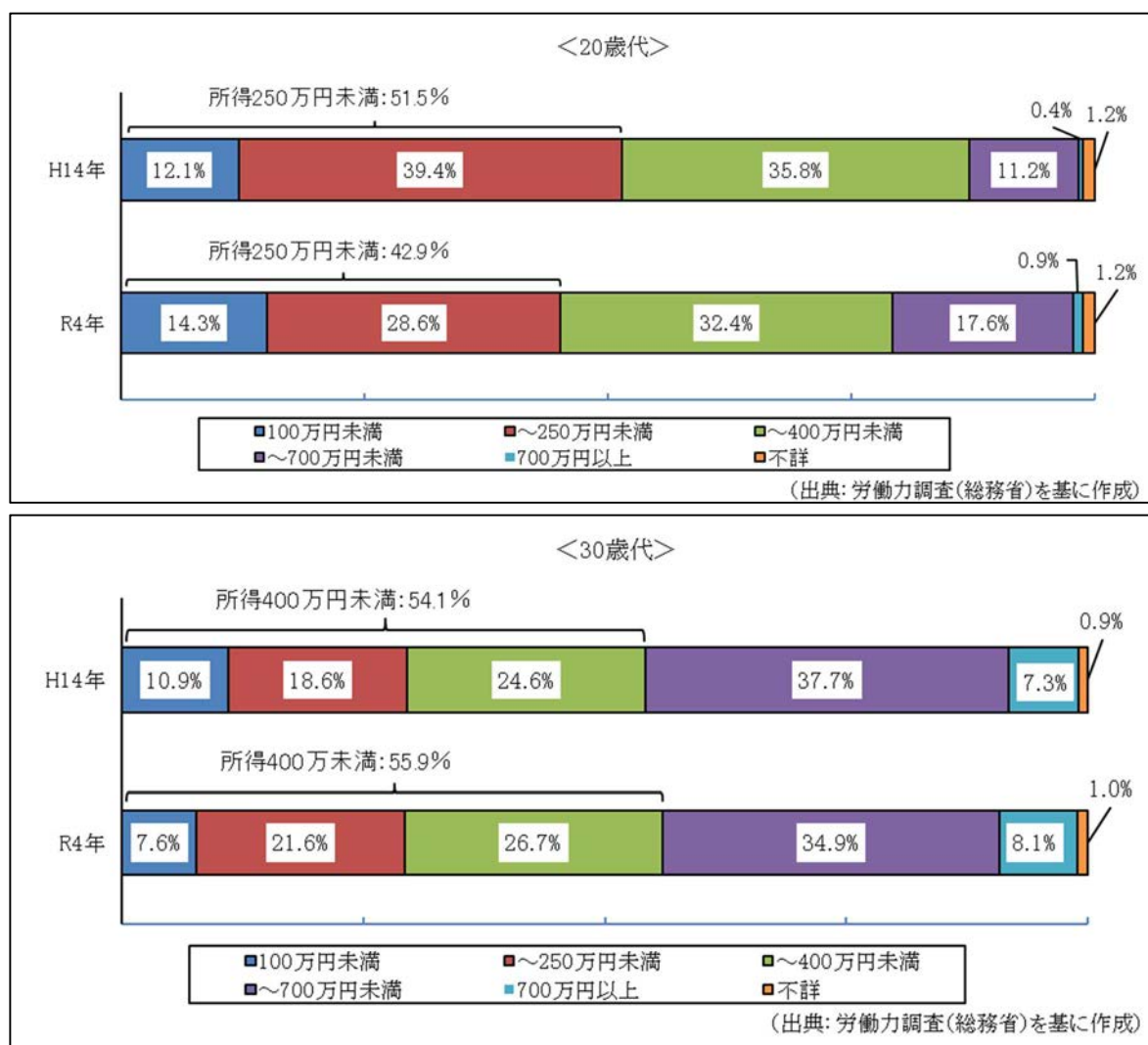
(5) 若年者の就労状況（所得状況等）

雇用者の令和 4 年の所得分布を平成 14 年と比べると、20 歳代では 250 万円未満の割合が減少しているものの、30 歳代では 400 万円未満の割合が微増しています。

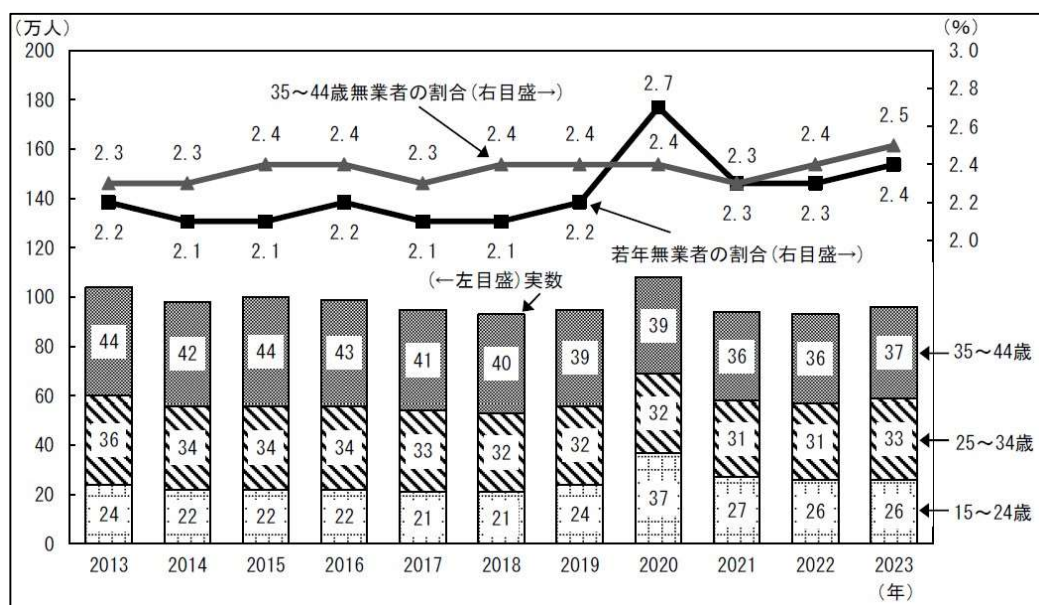
全国の若年無業者（15～34 歳）数は、令和 5 年（2023 年）は 59 万人で、人口に対する割合は、前年に比べ 0.1 ポイントの増加となりました。35～44 歳無業者数は、令和 5 年（2023 年）は 37 万人で、人口に対する割合は、前年に比べ 0.1 ポイントの増加となりました。

II 本県の子ども・若者・子育ての状況

■ 図表22：若年層の平均賃金（全国）



■ 図表23：若年無業者及び35～44歳無業者の数及び人口に占める割合の推移（全国）



※ 労働力調査結果（注）

（出典：労働力調査結果（総務省））

若年無業者：ここでは、15～34歳の非労働人口のうち家事も通学もしていない者

35～44歳無業者：ここでは、35～44歳の非労働人口のうち家事も通学もしていない者

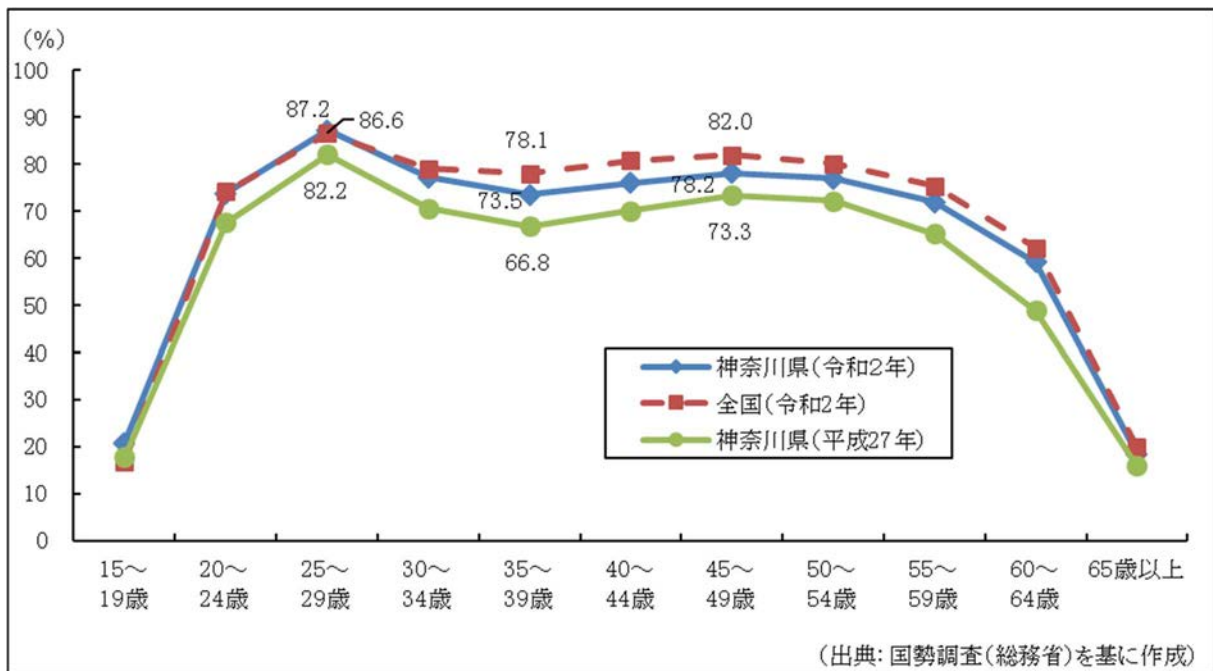
2 子育て当事者の状況

(1) 女性の就業継続等の状況

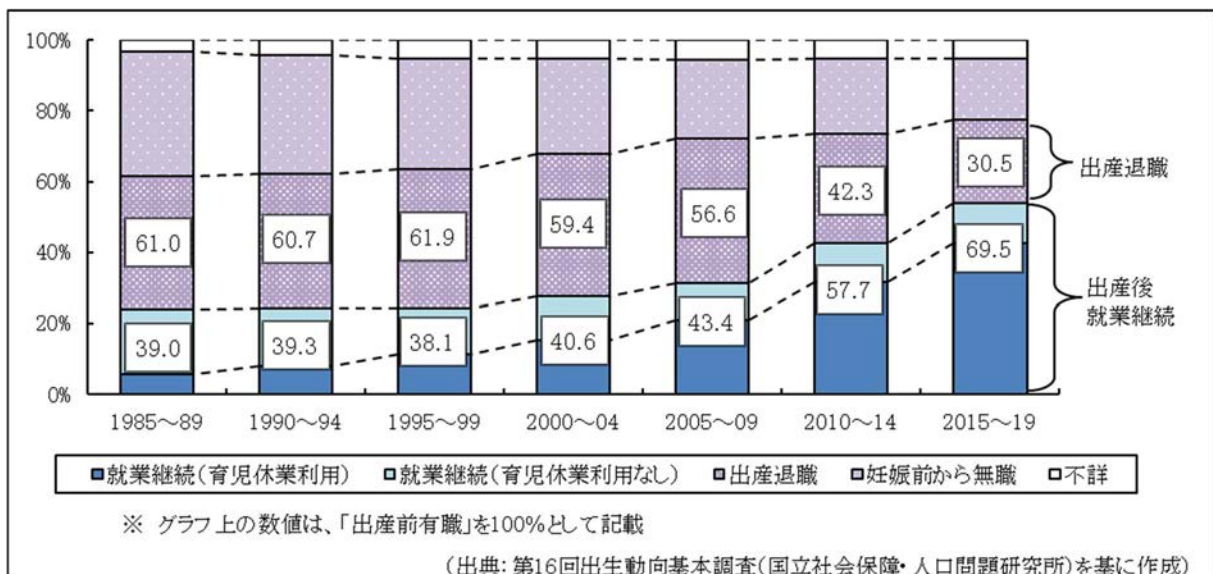
日本の女性の労働力率は、出産・育児期にあたる30歳代で低下し、その後、再就職することにより上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いていますが、本県を含め、全国的にM字カーブは近年改善傾向にあります。一方で、就業率が落ち込む35～39歳の女性の労働力率は低い状況が続いています。

M字カーブの改善にみられるとおり、出産・育児期にあたる年代の労働力率は増加しており、第1子を出産を機に離職する割合は約3人に1人になりました。

■図表 24：女性の年齢階級別労働力率（全国、神奈川県）



■図表 25：第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の就業変化（全国）

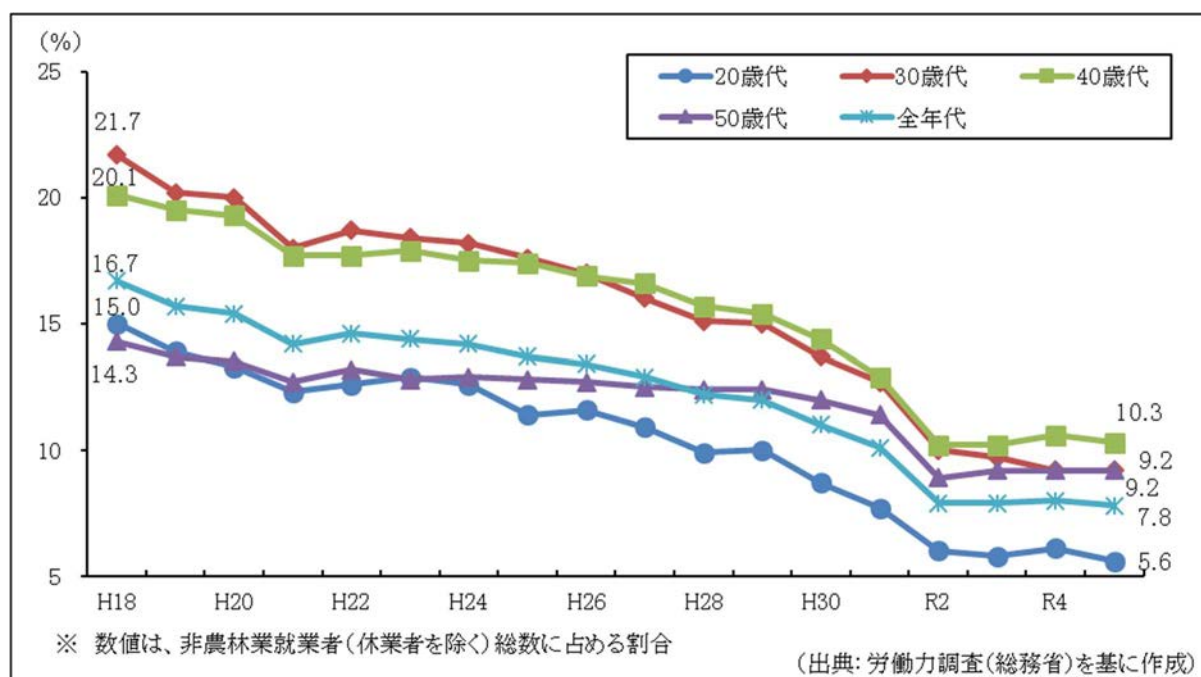


(2) 男性の就業等の状況

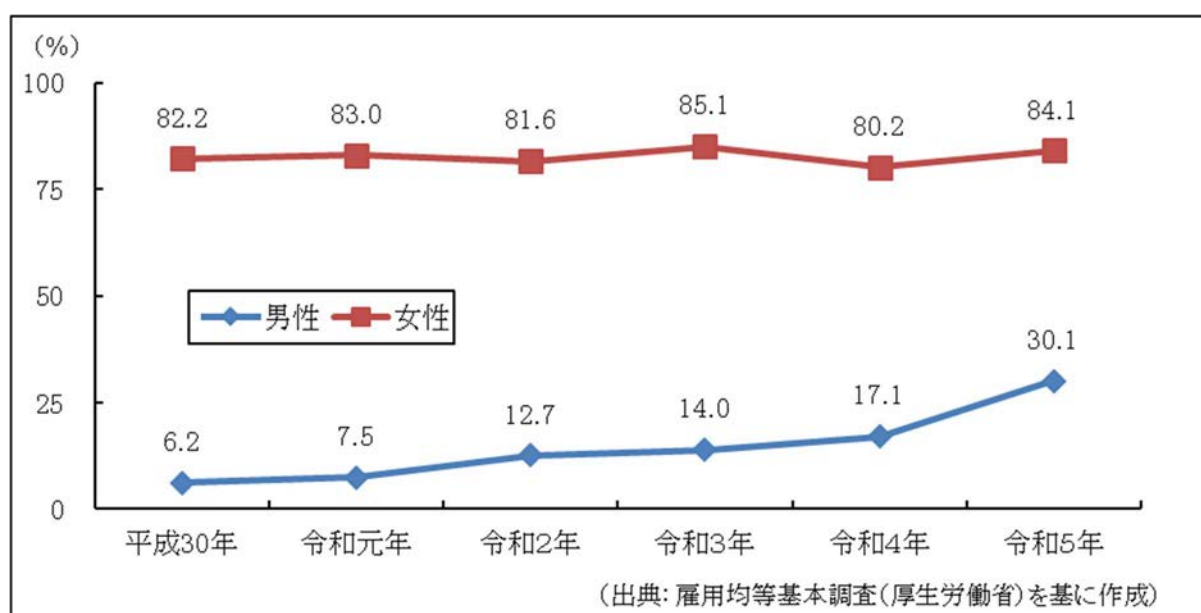
全国の週60時間以上の長時間労働をしている男性の割合は、近年横ばいで推移していますが、子育て期にある30歳代、40歳代については、令和5年で、それぞれ9.2%、10.3%となっており、他の年齢層に比べて高い水準になっています。

男性の育児休業取得率は、平成30年の6.2%から令和5年には30.1%となり、大幅な上昇傾向にありますが、女性の取得率と比較すると依然として低水準にあり、男女間で大きな差が生じています。

■ 図表26：就業時間が週60時間以上の男性就業者の割合の推移（全国）



■ 図表27：育児休業取得率の推移（全国）



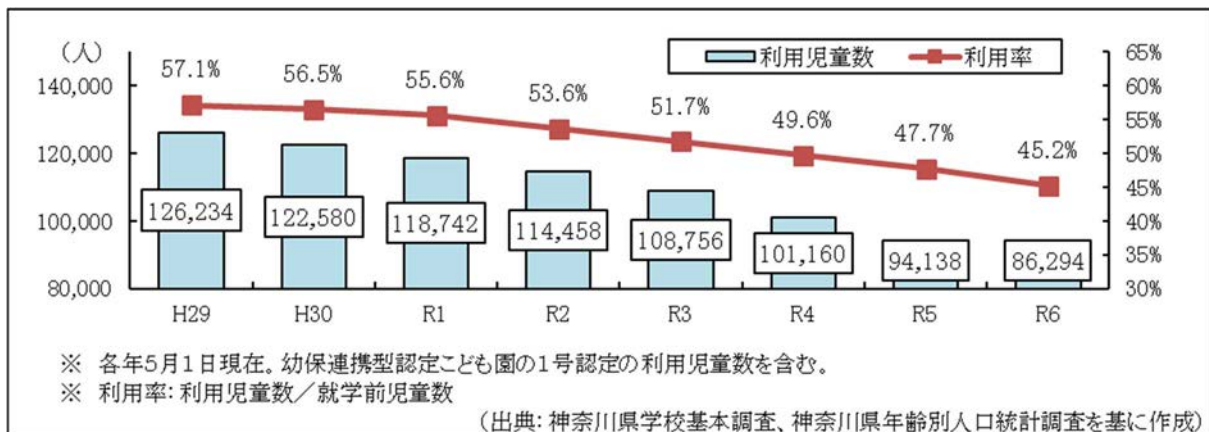
(3) 県内の教育・保育サービス等の利用状況

県内の幼稚園等の利用児童数は減少傾向にあり、令和6年では86,294人で、就学前児童数に占める割合は45.2%と低下しています。

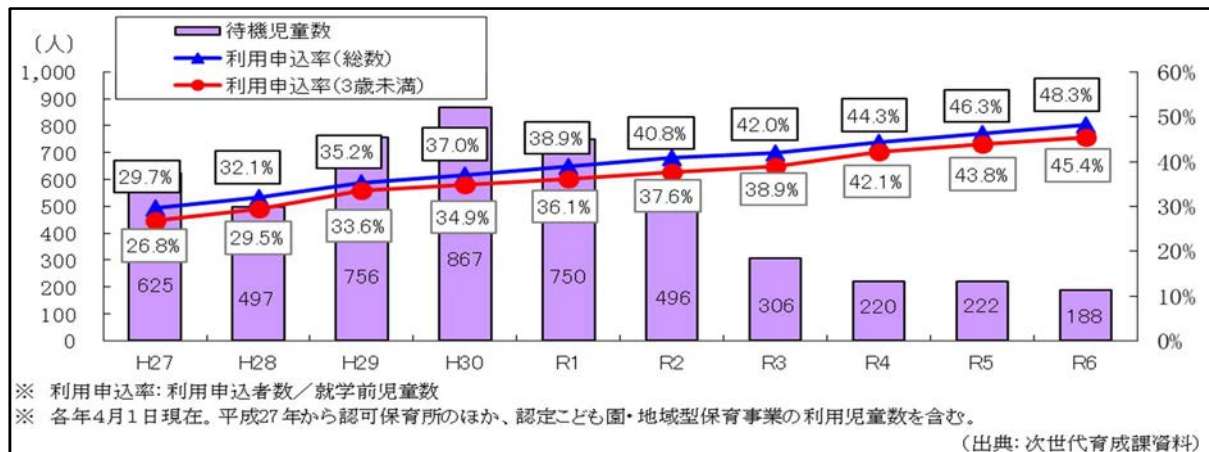
一方、保育所等の利用については、令和6年の利用申込率（就学前児童数に対する利用申込者数の割合）は現在の集計方法となった平成14年以来最高となり、保育所等利用待機児童数は188人となっています。

また、放課後児童クラブの登録児童数についても年々増加しており、利用できなかった児童も発生しています。

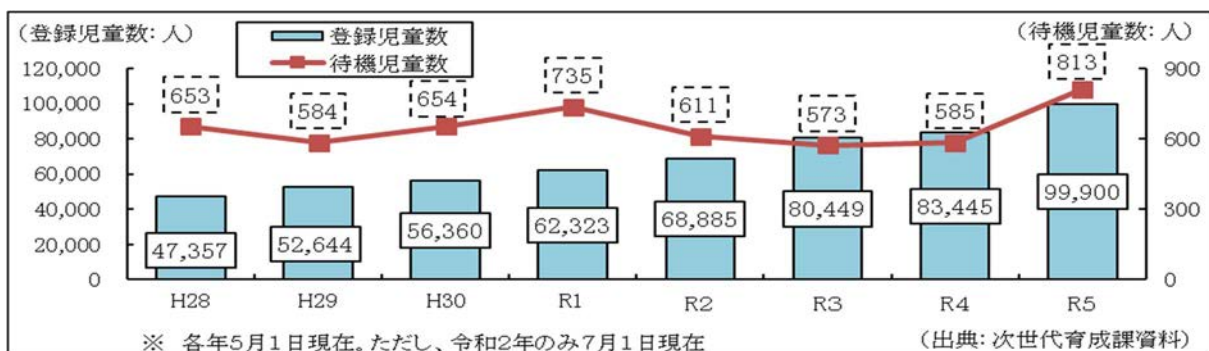
■図表28：幼稚園等利用児童数等の推移（神奈川県）



■図表29：保育所等利用待機児童数等の推移（神奈川県）



■図表30：放課後児童クラブ登録児童数等の推移（神奈川県）



3 子育てをめぐる県民の意識

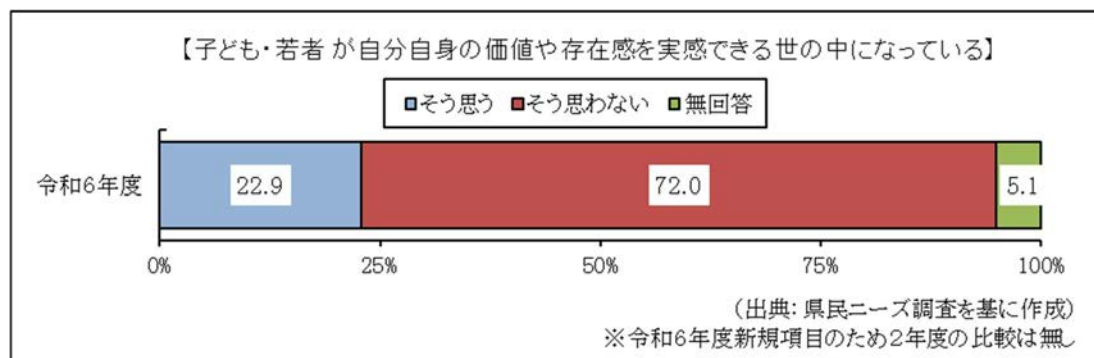
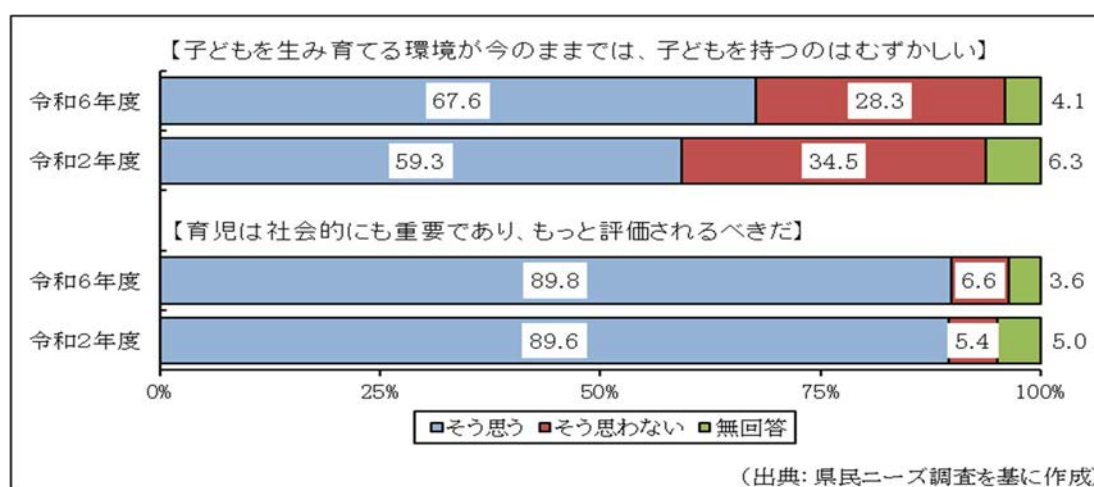
(1) 県民ニーズ調査（基本調査）

県民の生活意識やくらしの満足度を調査している県民ニーズ調査（基本調査）によると、約7割の方が「子どもを生み育てる環境が今のままでは、子どもを持つのはむずかしい」と考えているとともに、約9割の方が「育児は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきだ」と考えています。

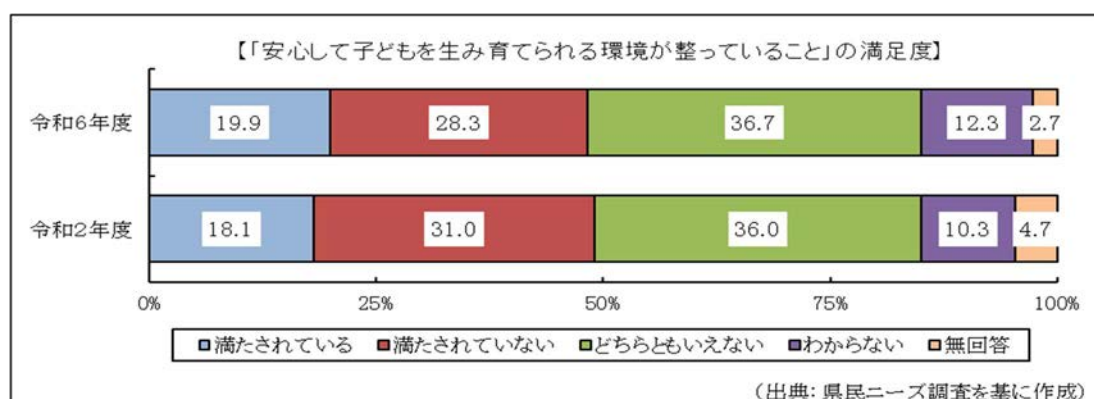
また、7割を超える方が「子ども・若者が自分自身の価値や存在感を実感できる世の中になっていない」と考えています。

さらに、「安心して子どもを生み育てられる環境が整っていること」の満足度では、「満たされている」と回答した方は2割を下回っています。

■図表 31、32：県民ニーズ調査（生活意識）



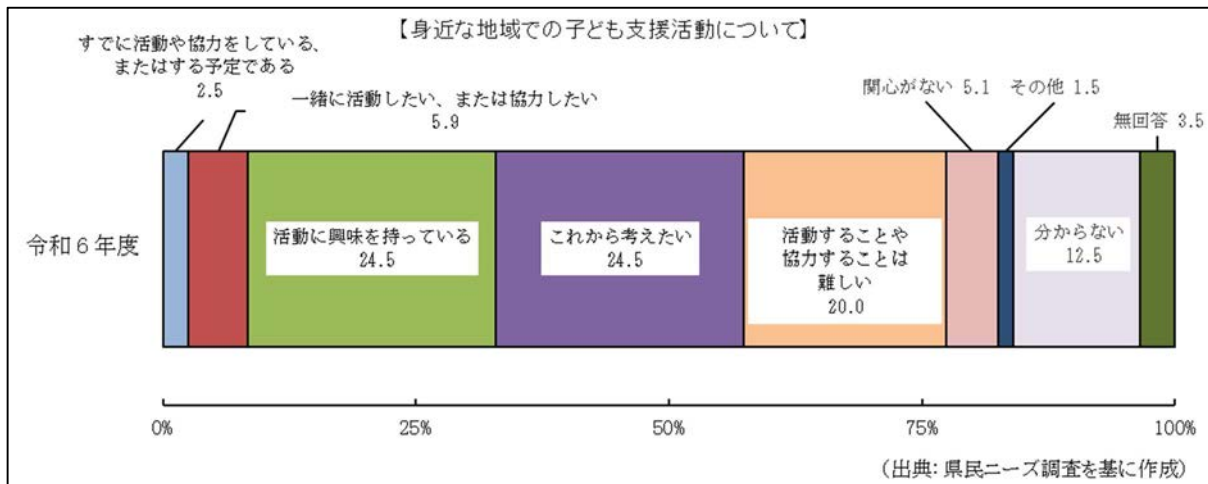
■図表 33：県民ニーズ調査（くらしの満足度）



(2) 県民ニーズ調査（課題調査）

子ども支援活動について、「一緒に活動したい、または協力したい」（5.9%）、「活動に興味を持っている」（24.5%）、「これから考えたい」（24.5%）など、肯定的に考える人は5割を超えています。

■図表 34：身近な地域での子ども支援活動について



Ⅲ 計画の基本理念等

ここでは、子ども・若者・子育て支援を推進するに当たっての基本理念や基本方針などを明らかにします。

「Ⅱ 本県の子ども・若者・子育ての状況」に記載したとおり、本県の子ども・若者・子育ての状況をみると、依然として厳しい状況です。

いじめ、虐待、貧困等の子ども・若者が直面する問題は依然として減少しておらず、近年では、ヤングケアラー、医療的ケア児等に係る問題も新たに顕在化してきています。

また、個人と地域社会及び他者との関わりが希薄になる中で、孤独・孤立の状態にある子ども・若者の問題、子育て家庭の孤立化等、社会全体としての課題も浮き彫りになっています。さらに、これらの問題の中には、年齢によって切れ目が生じないよう、継続的な支援を行うことを必要とするものが多く存在しています。

こうした中、本計画の策定に当たって意見を伺った子ども、若者、子育て当事者からは以下のような意見が寄せられました。

- 生活保護を受給できないが、生活が苦しい世帯への支援策が欲しい。
- 学校に行きたくない、行けない子どもたちが増えてきている。
- 学校からはみ出した子の受け皿がない。その結果学ぶ意欲は削がれ、学習する機会を失う。
- 学校に行けない子どもたちが、お金をかけずに過ごすことのできる場、学習を続けることのできる場が地域に無い。
- 障害の有無や程度に関係なくみんなが関わられるような場所があったらいい。地域の人と関わられるような、社会における場所が欲しい。
- ひきこもりについては、少しでも外に向かって出ていくような仕組みができるとよい。
- ヤングケアラーについて、若者に限らずケアラー全体の支援が必要。
- 家のことはほとんどママがやっていて、疲れている。
- 保育士の不足が課題。保育士がやりがいをもって、いきいきと楽しく保育できる保育園作りを望む。
- 子どもの声は、聴く側の大人のバイアスを通して伝えられる事が多い。子どもたちの声を直接聞く機会を設けて欲しい。
- 社会全体が子育てに優しくならないと安心して子育てはできない。
- 子ども達が生きていて楽しい、自分は受け入れられているんだと思える社会であって欲しい。

こうした声に丁寧に耳を傾け、子ども・若者に対するあらゆる差別を許さず、その権利及び意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子ども・若者の目線に立った施策を推進していく必要があります。また、すべての子育て当事者が子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう、当事者の目線で子育てに関連する不安を解消するとともに、社会全体で子どもを育むことができる環境の整備を進めていく必要があります。

これらのことを踏まえ、子ども・若者・子育て支援を推進するに当たっての基本理念等を定めました。

(参考) 本計画の策定に当たっての意見聴取

本計画の策定に当たっては、当事者の目線に立ち、充実した内容とするために、子ども・若者、子育て当事者から幅広くご意見を伺いました。

意見聴取先	延べ件数	主な内容
県インターンシップに参加した大学生	38	自己肯定感を育てるためスポーツや文化活動の推進があるとよい。
医療的ケア児に係る有志団体	5	医療関係者ではなく、地域の人と関わりたい。社会における場所が欲しい。
放課後居場所カフェNPO法人	5	10代が支援機関につながりにくい。
クリエイティブスクールに通う高校生	9	ソーシャルワーカーへの相談機会を増やして欲しい。また、SNS相談の混雑を解消して欲しい。
子ども目線会議に参加した高校生	15	一般校と特別支援学校との交流を増やした方がいい。そのためには校内のバリアフリー設備を充実させる必要がある。
保育会	46	保育士を希望する中高生の卵を増やすために、保育園、福祉現場での体験授業を必須として欲しい。
子ども・若者施策審議会 当事者委員	4	支援が必要な子どもに情報が届いていないと思う。情報発信の工夫が必要
外国にルーツを持つ小学生	8	よく遊んでいる近所の公園は、ボールの使用が限られている。
子ども食堂を利用する子どもとその保護者	27	一時保育を使いたくても、枠（特に2歳まで）が本当になくて使えない。
放課後児童クラブを利用する子ども	34	体育館にエアコンがなくて暑い。
県インターンシップに参加した高校生	8	家事負担は女性に偏っている。共働きが増えているのに、世の中は変わっていない。
子育て支援拠点を利用する 子育て当事者	3	行政が様々な支援をしてくれようとしてくれるのは分かるが、窓口が分かっていたり、制度利用までの手続きが面倒なので、登録がワンストップで済み、様々な制度を利用できるようにして欲しい。
その他	268	
合計	470	

※ 別途パブリック・コメントを実施（延べ意見件数：245件）しております。

1 基本理念

子ども・若者の目線に立った施策の推進を通じて、子ども・若者一人ひとりの望みと願いを尊重しながら、誰もが自分らしく、幸せに暮らせる社会の実現

2 基本方針

1

すべての子ども・若者があらゆる差別を受けず、生命、生存及び発達に対する権利や自己の意見を尊重され、自分らしくいられるとともに、その最善の利益が考慮されること

2

父母その他の保護者が子育てに伴う喜びを実感できるよう、子育てに関する負担の軽減、不安の解消をすること

3

社会全体で連携し、協力することで、子ども・若者を支え、育てること

3 基本理念等に係る内容の説明

すべての子どもは生まれながらにして権利の主体であり、その権利が尊重され、自らそれぞれの個性を生かし、可能性を十分に開花させて、夢や希望を持ち幸福で健やかに成長することは県民全体の願いです。

また、子ども・若者の尊厳を重んじ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、一人ひとりの価値観や家庭生活が尊重され、子どもを生みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことは、社会経済の持続可能性を高めることにつながります。

そこで、本計画では、子ども・若者の幸せと健やかな育ちを第一に考えることを基本とし、すべての子ども・若者のいのちが輝き、誰もが自分らしく幸せに暮らすことができる社会の実現を目指します。

1

- すべての子ども・若者が幸福で健やかに成長するためには、思想・信条、人種、民族、国籍、障害の程度などの違いによって差別的取扱いを受けることがないようにし、また、貧困、虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取などの権利の侵害から守り、救済することが重要です。
- そこで、子ども・若者があらゆる差別を受けず、権利の主体として意見を尊重され、自分らしくいられるとともに、その最善の利益が考慮される社会を目指します。

2

- 子どもを希望する者がそれぞれの希望に応じ、不安なく、子どもを生み育てることや、子育て当事者が社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、子どもと向き合い子育てに伴う喜びを実感するためには、当事者の負担や不安を軽減し、子育てに希望を持てる環境の整備が必要です。
- そこで、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、保護者の多様な選択肢を支援し、子育てに伴う喜びを実感できるよう、子育ての負担軽減や不安解消を図ります。

3

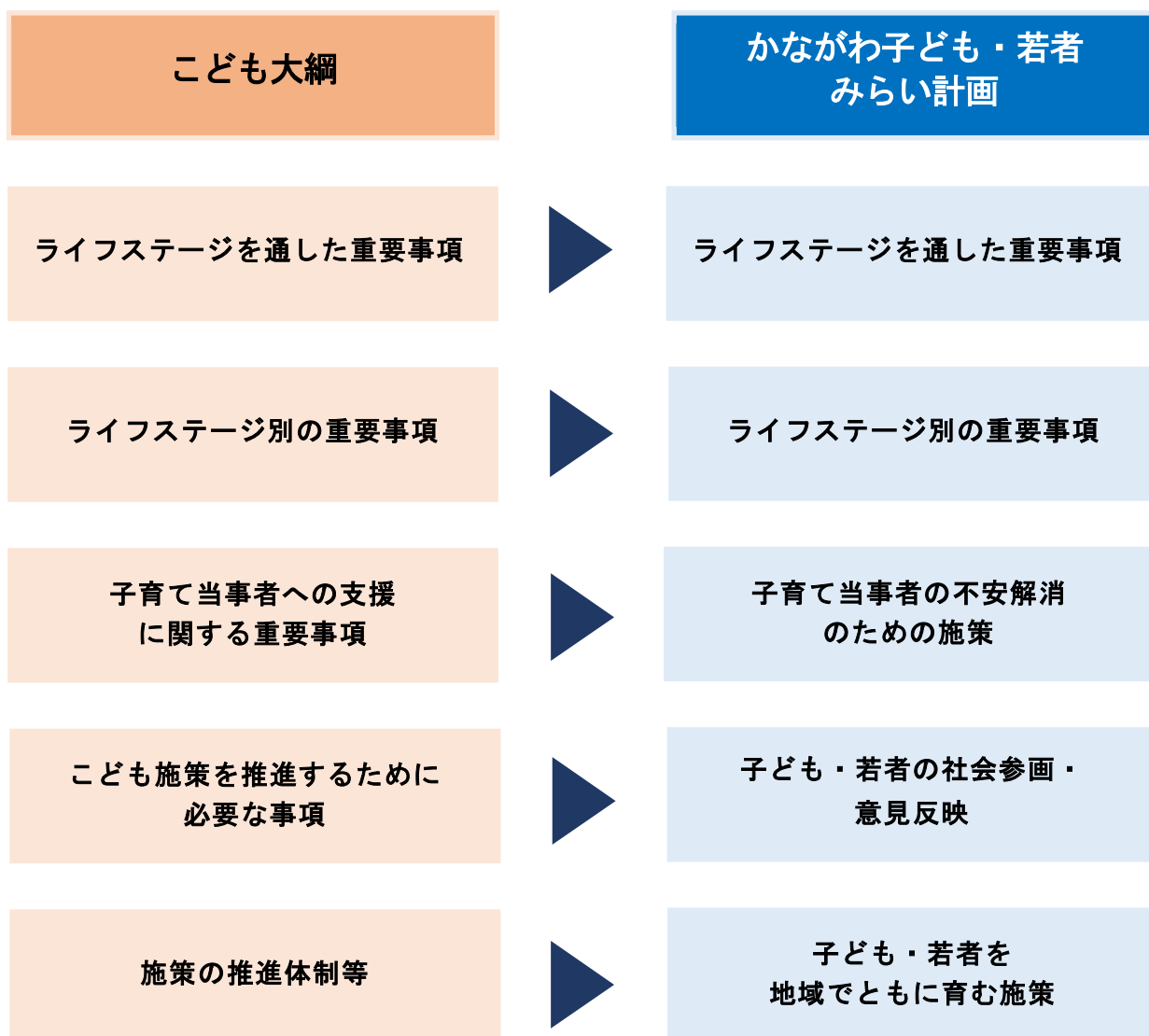
- 子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えることは、子どもや子育て当事者の幸せや、若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにつながることはもとより、未来の地域社会のための基盤づくりとして重要な意義があることを踏まえ、社会全体で推進する必要があります。
- そこで、県民、事業者、子育て支援団体など地域社会のすべての構成員が、子育て支援の重要性を理解し、社会全体で連携し、協力することで、子ども・若者を支え、育てることを目指します。

4 主要施策

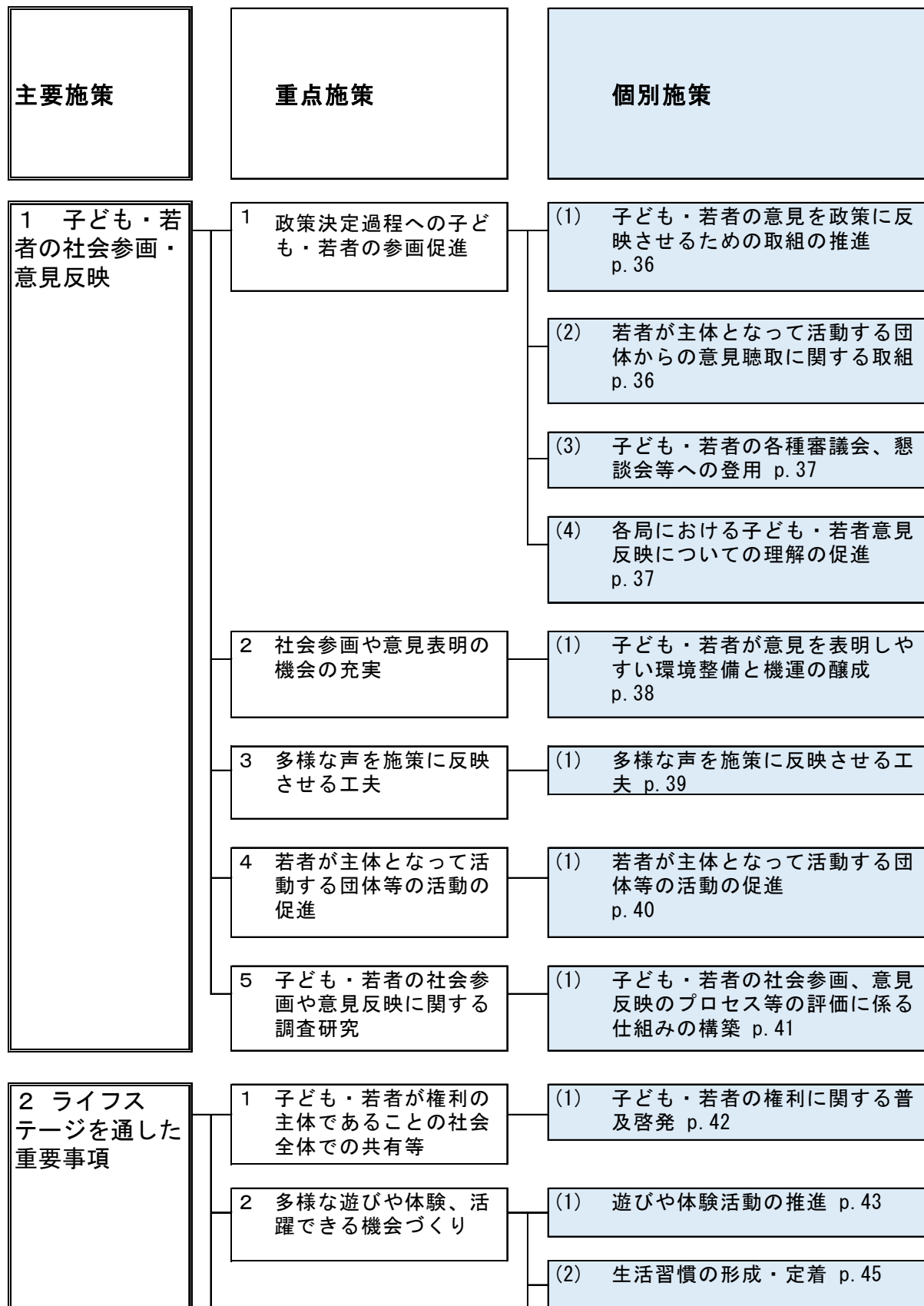
目指す社会の実現に向けた具体的な施策展開に当たっての基本的な視点を、以下5つの主要施策ごとに設定しました。

- 1 「子ども・若者の社会参画・意見反映」
- 2 「ライフステージを通じた重要事項」
- 3 「ライフステージ別の重要事項」
- 4 「子育て当事者の不安解消のための施策」
- 5 「子ども・若者を地域でともに育む施策」

(参考) 主要施策のこども大綱との整合性

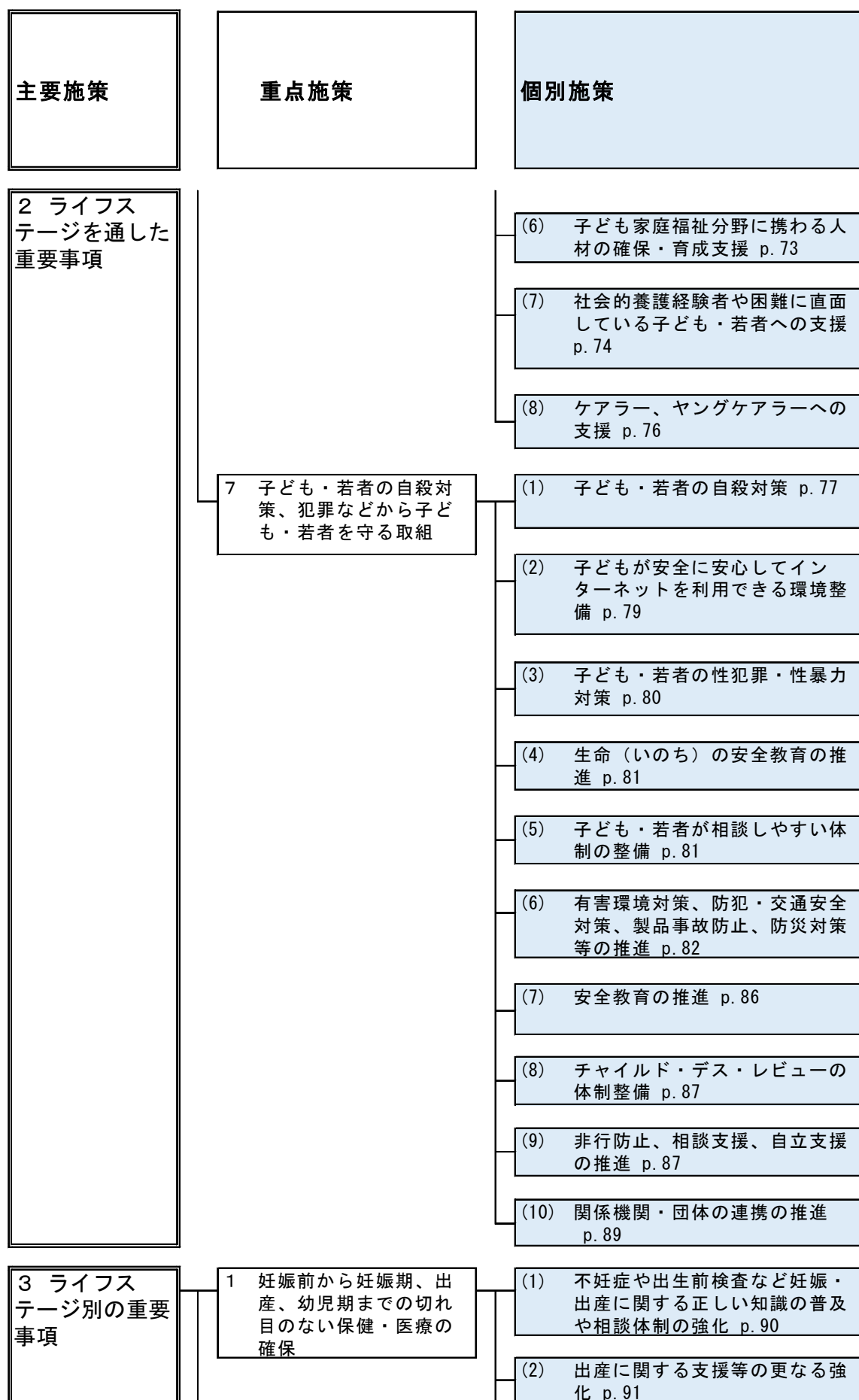


5 施策体系図

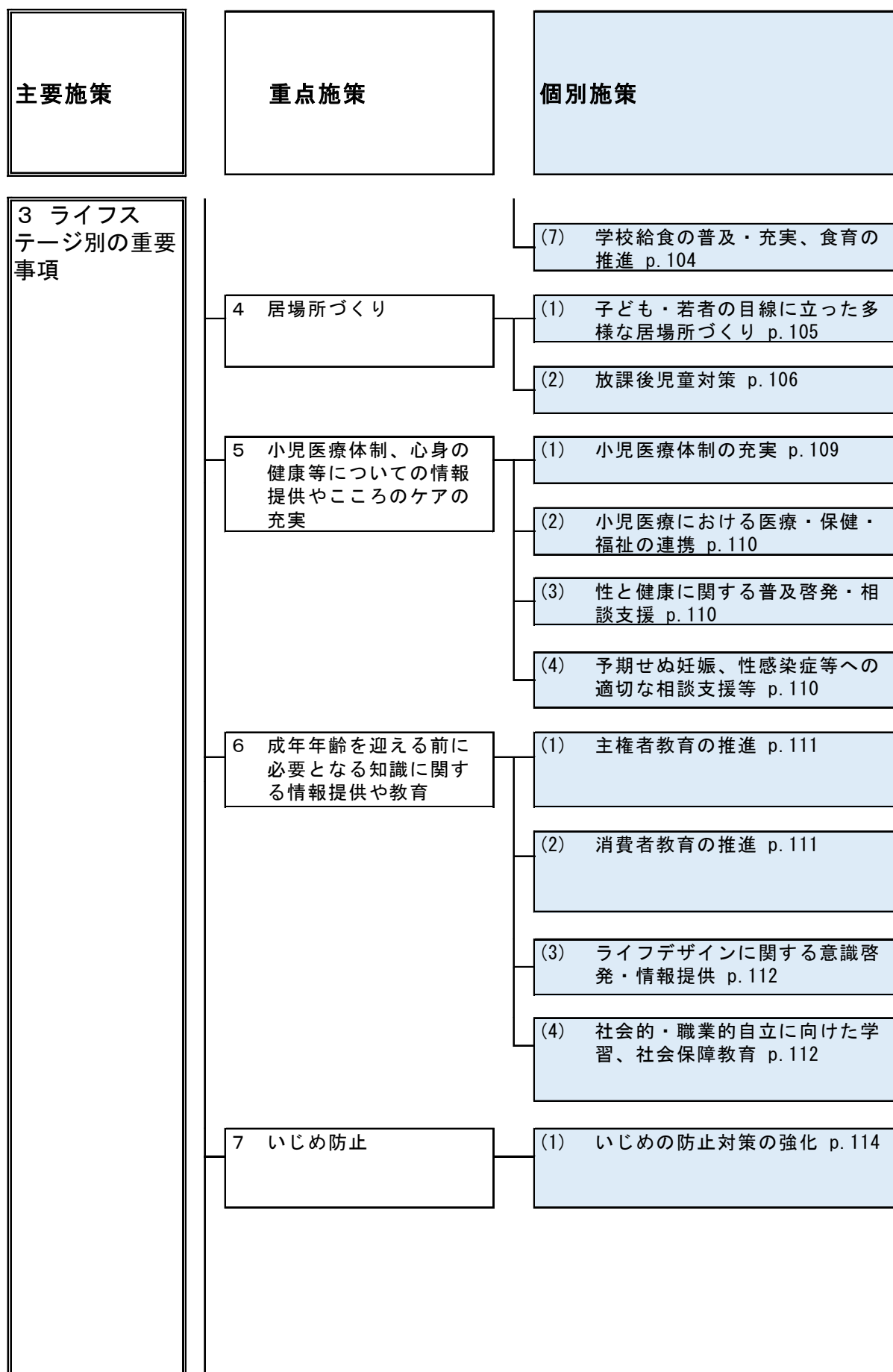


主要施策	重点施策	個別施策
2 ライフステージを通じた重要事項		(3) 子どもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出 p. 46
		(4) 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進 p. 48
		(5) ESDの推進 p. 49
		(6) 理数系教育、アントレプレナーシップ教育（起業家教育）、STEAM教育等の推進 p. 50
		(7) 特定分野に特異な才能のある子どもの応援 p. 51
		(8) 在留外国人の子ども・若者や海外から帰国した子どもへの支援 p. 51
		(9) 教育を通じた男女共同参画の推進 p. 53
		(10) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発・相談体制の整備等 p. 53
		(11) 理工系分野に進学する女子学生への修学支援の取組 p. 54
		(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信 p. 54
	3 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	(1) 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供 p. 55
		(2) 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援 p. 56

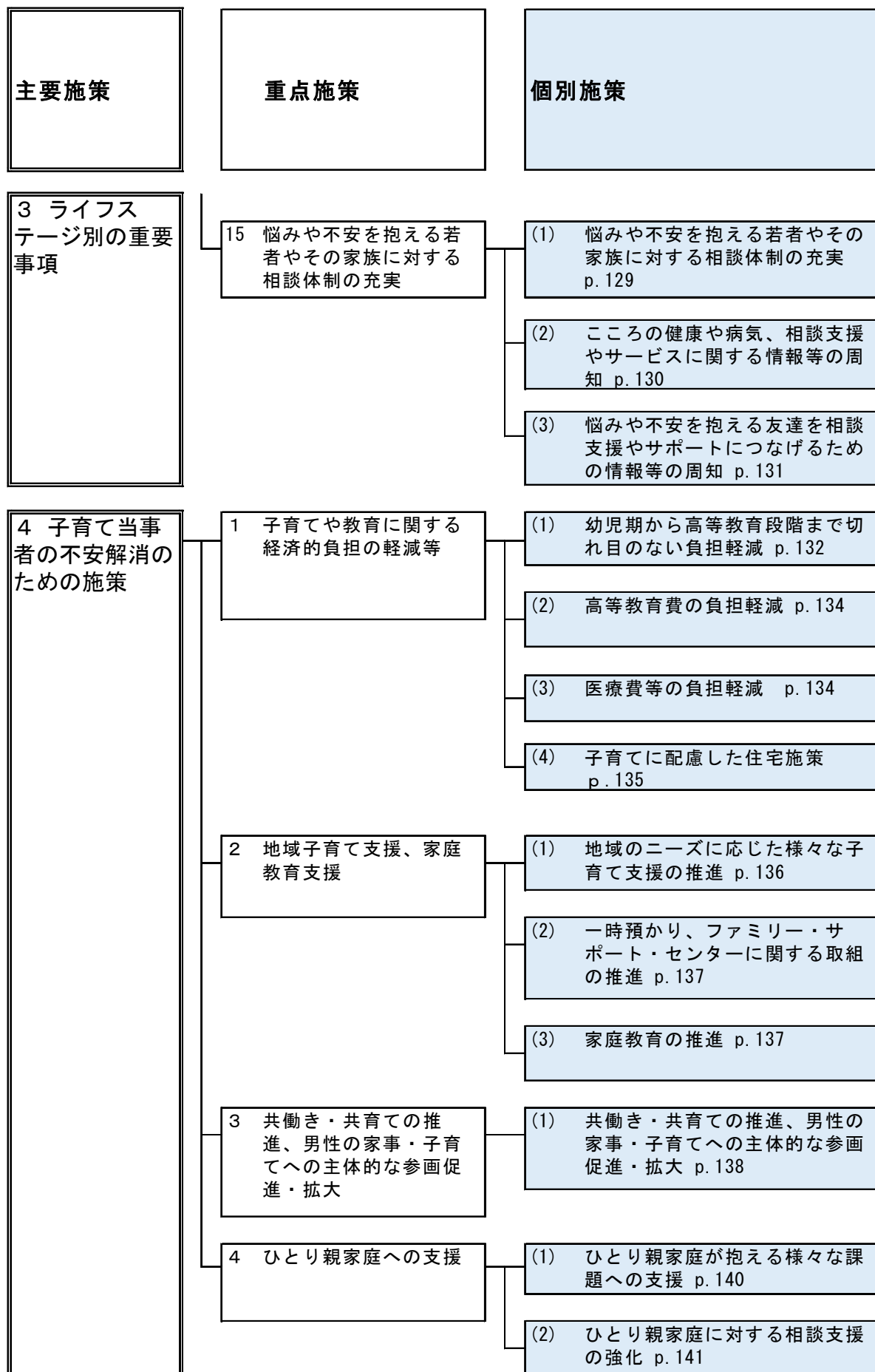
主要施策	重点施策	個別施策
2 ライフステージを通じた重要事項	4 子どもの貧困対策	(1) 教育の支援 p. 57
		(2) 体験格差の解消、学習機会の確保のための支援 p. 61
		(3) 生活の安定に資するための支援 p. 61
		(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 p. 62
		(5) 経済的支援 p. 63
		(6) 必要な支援の利用を促す取組 p. 64
		(7) 子どもの貧困に対する社会の理解促進 p. 65
	5 障害児支援・医療的ケア児等への支援	(1) 障害の程度にかかわらず安心して共に生きることができる地域づくり p. 66
		(2) 障害のある子ども・若者の学びの充実 p. 69
	6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びケアラー・ヤングケアラーへの支援	(1) こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進 p. 71
		(2) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援 p. 71
		(3) 虐待の防止 p. 72
		(4) 一時保護所の環境改善及び孤立した子ども・若者への支援 p. 73
		(5) 性被害の被害者等となった子どもからの事情聴取 p. 73

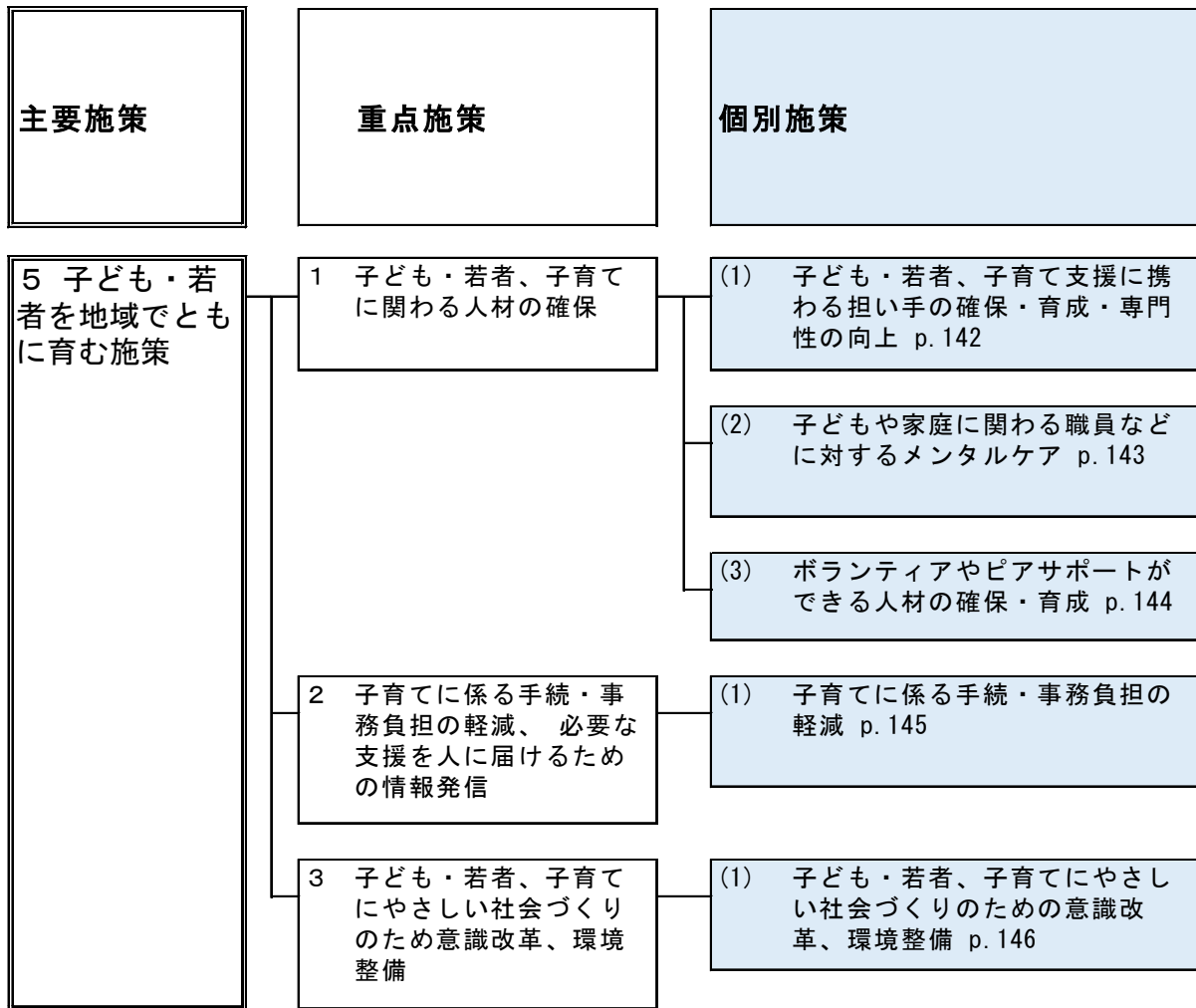


主要施策	重点施策	個別施策
3 ライフステージ別の重要事項		(3) 産前産後支援の充実と体制強化 p. 91 (4) 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援提供 p. 91 (5) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援【再掲】 p. 92 (6) 乳幼児健診等の推進 p. 92
	2 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実	(1) 待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等 p. 93 (2) 幼児教育・保育の質の向上、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善 p. 95 (3) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援 p. 97 (4) 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等 p. 98
	3 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等	(1) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実等 p. 100 (2) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進 p. 101 (3) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備 p. 101 (4) 道徳教育の推進、道徳心の育み p. 102 (5) 学校や地域における子どもの体力の向上のための取組 p. 103 (6) 学校保健の推進 p. 103



主要施策	重点施策	個別施策
3 ライフステージ別の重要事項	8 不登校の子どもへの支援	(1) 不登校の子どもへの支援体制の整備・強化 p.116 (2) 不登校の子ども数の増加に係る要因分析 p.118
	9 校則の見直し	(1) 校則の見直し p.119
	10 体罰や不適切な指導の防止	(1) 体罰や不適切な指導の防止 p.120
	11 高校中退の予防、高校中退後の支援	(1) 高校中退の予防 p.121 (2) 高校中退後の支援 p.122
	12 高等教育の修学支援、高等教育の充実	(1) 高等教育段階の修学支援 p.123 (2) 高等教育の充実 p.123 (3) 学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育の推進 p.124 (4) 大学等における学生の自殺対策などの取組 p.124
	13 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	(1) 若者への就職支援 p.125 (2) 若者にとって魅力ある地域づくり p.127
	14 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援	(1) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 p.128





IV 主要施策の取組

主要施策 1 子ども・若者の社会参画・意見反映

重点施策 1 政策決定過程への子ども・若者の参画促進

【個別施策】

- (1) 子ども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進
- (2) 若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組
- (3) 子ども・若者の各種審議会、懇談会等への登用
- (4) 各局における子ども・若者意見反映についての理解の促進

(1) 子ども・若者の意見を政策に反映させるための取組の推進

①	「みらい☆トーク」(対面版子ども目線会議)、「みらい☆キャンバス」(デジタル版子ども目線会議)及び「子ども・若者みらい提案実現プロジェクト」の着実な実施
対面、オンラインによる座談会形式やプラットフォーム上での電子掲示板、電子意見箱、Webアンケートなど様々な手法を組み合わせながら、多様な子ども・若者の意見を広く聴取し、フィードバックをホームページ上で公表します。 また、子ども・若者の皆さんの目線で考えた事業提案を募集し、選考の上選出されたものについて、実現を目指す取組も併せて行います。	

(2) 若者が主体となって活動する団体からの意見聴取に関する取組

①	「みらい☆トーク」(対面版子ども目線会議)、「みらい☆キャンバス」(デジタル版子ども目線会議)及び「子ども・若者みらい提案実現プロジェクト」を活用した多様な意見聴取の実施
対面、オンラインによる座談会形式やプラットフォーム上での電子掲示板、電子意見箱、Webアンケートなど様々な手法を組み合わせながら、若者団体等の意見を広く聴取し、フィードバックをホームページ上で公表します。 また、子ども・若者の皆さんの目線で考えた事業提案を募集し、選考の上選出されたものについて、実現を目指す取組においては、若者団体からの提案も併せて募集します。	

(3) 子ども・若者の各種審議会、懇談会等への登用

①	神奈川県子ども・若者施策審議会への子ども・若者当事者委員の登用
神奈川県子ども・若者施策審議会の委員構成に、子ども・若者当事者の枠を設定し、委員として登用します。また審議の際、子ども・若者当事者委員が発言しやすいよう、審議会の前に当事者委員向けに事前説明の機会を設けるなど、意見を言いやすい環境を醸成します。	

(4) 各局における子ども・若者意見反映についての理解の促進

①	「みらい☆トーク」（対面版子ども目線会議）及び「みらい☆キャンバス」（デジタル版子ども目線会議）におけるフィードバック並びに「子ども・若者みらい提案実現プロジェクト」における事業化を通しての各局への働きかけ
子ども・若者へ意見聴取する取組及び子ども・若者からの提案の実現を目指す取組の実施にあたっては、各局へ協力依頼を行う際に、子ども・若者の意見を反映させることへの理解の促進に努めます。	

重点施策2 社会参画や意見表明の機会の充実

【個別施策】

(1) 子ども・若者が意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成

(1) 子ども・若者が意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成

①	支援を必要とする子どもの意見表明権の確保
児童福祉施設等に入所、委託又は一時保護している児童等の意見又は意向を汲み取り代弁し、自ら声を上げることが難しい子どもが意見表明する権利を確保することで、子どもの権利を擁護します。	
②	中学生の主張 in かながわ
神奈川県内在住または在学の中学生を対象に、日常生活の中で考えていることを作文にして発表することを通して、広い視野と柔軟な発想や創造性ととともに、物事を論理的に考える力や自らの主張を正しく理解してもらう力を身に付けることを目的とする作文コンクールを開催します。	

重点施策3 多様な声を施策に反映させる工夫

【個別施策】

(1) 多様な声を施策に反映させる工夫

(1) 多様な声を施策に反映させる工夫

①	「みらい☆トーク」(対面版子ども目線会議) 及び「みらい☆キャンバス」(デジタル版子ども目線会議) を活用した多様な声を聴く工夫
	子ども・若者が集まる場に出向いて意見を聴く取組に加えて、対面での会話が苦手な方や、他の人に知られずに自分の意見を伝えたい方などのために、時間と場所にかかわらず匿名で参加することができる電子掲示板や、県にだけ自分の考えを伝える電子意見箱など、様々な参加方法を提供します。 また、子どもから意見交換したいテーマを提案してもらったり、参加したくなるような仕掛けを考えてもらうなど、子どもならではのアイデアを運営に反映します。

重点施策 4 若者が主体となって活動する団体等の活動の促進

【個別施策】

(1) 若者が主体となって活動する団体等の活動の促進

(1) 若者が主体となって活動する団体等の活動の促進

①	高校における地域貢献活動等
	県内の高校等の生徒にポスター制作を呼びかけます。選抜された原画をもとに、ボランティア強化月間を周知し、ボランティアへの参加を啓発するポスターを作成し、県内約 440 か所に送付し、掲示します。 また、地域貢献活動においては、各校に年間を通じてすべての生徒が 1 回は取り組むよう依頼します。

重点施策5 子ども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

【個別施策】

(1) 子ども・若者の社会参画、意見反映のプロセス等の評価に係る仕組みの構築

(1) 子ども・若者の社会参画、意見反映のプロセス等の評価に係る仕組みの構築

①	「みらい☆トーク」(対面版子ども目線会議)、「みらい☆キャンバス」(デジタル版子ども目線会議)及び「子ども・若者みらい提案実現プロジェクト」のプロセス等に係る仕組みに関する検討
意見反映の取組に関する評価や改善点について、子ども・若者の意見を聴く中で、アンケート等の手法も取り入れながら確認を行います。 また、評価の結果や参加者の実績を踏まえて、さらに多様な子ども・若者の意見を広く聴取・反映できるような仕組みについても併せて検討します。	

主要施策2 ライフステージを通した重要事項

重点施策1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

【個別施策】

(1) 子ども・若者の権利に関する普及啓発

(1) 子ども・若者の権利に関する普及啓発

①	支援を必要とする子どもの意見表明権の確保【再掲】
児童福祉施設等に入所、委託又は一時保護している児童等の意見又は意向を汲み取り代弁し、自ら声を上げることが難しい子どもが意見表明する権利を確保することで、子どもの権利を擁護します。	
②	神奈川県こども目線の施策推進条例等の普及・啓発
県民にわかりやすいリーフレット等の発行や、県条例に基づき実施する事業等を通じて、県条例の普及・啓発を図るとともに、こどもの目線に立った施策を通じて、県条例のめざす、誰もが幸せに暮らすことができる神奈川の実現に向けて、地域社会全体でこどもと子育て家庭を支援する機運を醸成します。	

重点施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

【個別施策】

- (1) 遊びや体験活動の推進
- (2) 生活習慣の形成・定着
- (3) 子どもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出
- (4) 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進
- (5) ESDの推進
- (6) 理数系教育、アントレプレナーシップ教育（起業家教育）、STEAM教育等の推進
- (7) 特定分野に特異な才能のある子どもの応援
- (8) 在留外国人の子ども・若者や海外から帰国した子どもへの支援
- (9) 教育を通じた男女共同参画の推進
- (10) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発・相談体制の整備等
- (11) 理工系分野に進学する女子学生への修学支援の取組
- (12) 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信

(1) 遊びや体験活動の推進

①	創作活動への支援
演劇等の公演のために青少年センターのスタジオ等を無料で提供するマグカルシアターや青少年が舞台芸術の世界に入るきっかけをつくる紅葉坂舞台塾等の開催により、若手の文化芸術人材の育成等に取り組みます。 また、青少年の舞台芸術活動の促進を図るため、演劇・舞踊の講習会・発表会等の創造活動募集を実施します。	
②	鑑賞・体験機会の提供
神奈川芸術劇場や県立青少年センターにおける優れた演劇や舞踊の鑑賞機会の提供や、(公財)神奈川フィルハーモニー管弦楽団が行う音楽教育事業への支援により、子どもたちの豊かな情操の育成を図ります。 また、地域に受け継がれている伝統芸能・民俗芸能に対する理解を深めるため、「歌舞伎鑑賞教室」や「かながわ伝統文化こども歳時記」等を開催するとともに、担い手を育成するため、青少年を対象として伝統芸能ワークショップ等を実施します。	

③	子どもの読書活動の推進
「かながわ読書のススメ～第五次神奈川県子ども読書活動推進計画～」に基づき、読書に親しむことを支える人づくりや読書に親しむための環境づくり、機会の提供及び体制の整備・社会的機運の醸成に努めます。また、学校・家庭・地域との連携を図りながら、すべての小・中・高校等における読書活動を推進します。さらに、研修や会議等の場において取組事例についての情報提供を行うなど、情報収集・発信していきます。	
④	県内の科学館、試験研究機関、大学、企業等で開催される科学関連行事の周知
夏休み期間から秋にかけて県内の科学館、試験研究機関、大学、企業等で開催される科学関連の行事をとりまとめ、リーフレット「かながわサイエンスサマー」として紹介するとともに、民間の家族向けお出かけ情報サイトと連携し「サイエンスかながわ」として通年で周知可能とすることにより、青少年への科学技術の普及啓発を図ります。	
⑤	学校における体験活動の推進
子どもの豊かな心や創造性を育むため、各教科の学習活動や特別活動等、様々な機会を通して自然体験、農山漁村体験活動等の体験活動や、農山漁村等の宿泊体験活動の実施を推進します。	
⑥	青少年支援・指導者の育成と活動支援
青少年の多様な体験活動を促進するため、地域で活躍する指導者やNPO団体、将来を担う若者を対象とした研修を実施し、指導者等の育成を図ります。また、実践的な活動プログラムの調査研究や情報提供を通じて、青少年関係団体等の活動を支援します。	
⑦	私立高等学校等に対する活動体験の補助
私立高等学校等に対し、ボランティアや、自然体験活動や文化体験活動への参加等に要する経費を補助します。	
⑧	水源地域を学ぶ体験学習
県内の小学生が、「水」や「環境」の学習の一環として水源地域を訪れ、水源地域の森林で行われる水源環境保全に関する取組の見学や作業体験を通じて、森林が果たす役割の重要性を理解し、将来にわたってかながわの森林と水を守る意識の涵養を図ることができるよう、「かながわの水源地環境保全・再生施策」と連携し、水源地域を学ぶ体験学習事業を実施します。	

⑨	県立ふれあいの村での体験
県立のふれあいの村において、児童・生徒、青少年等が自然の中での体験及び人との交流を通じて自立心、協調性等を育むふれあい活動を促進します。	
⑩	小・中・高校生等の森林学習等の支援
かながわトラストみどり財団の行う森林づくりボランティア活動を支援します。 また、森林づくりの理解を促進するために森林講話に係る講師の派遣や間伐などの作業体験を実施します。	
⑪	木材普及イベントの開催等
森林・木材に対する理解や県産木材の普及を促進するため、木材普及イベントを開催します。 また、木育や環境教育の事業化を検討する市町村に、事業化にあたって生じる疑問や課題を解決するため、アドバイザー（相談員）を派遣します。	
⑫	科学技術を担う人材の育成
青少年の「理科離れ」が懸念される中、企業や研究機関などの関係機関等と連携し、地域社会や学校などで、子どもたちや青少年が科学技術にふれる、企業等への訪問体験会や県内各地での移動教室など多様な機会を提供し、知的好奇心や探究心を育てます。	
⑬	県立高校における乳幼児ふれあい体験事業
高等学校学習指導要領に基づき、家庭科の科目において、乳幼児期の心身の発達や親の役割、保育等について学習する中で、学校や地域の実態等に応じて、乳幼児との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めます。	

(2) 生活習慣の形成・定着

①	重度う蝕ハイリスク幼児予防対策
幼児期の口腔機能や心身の健全な発育発達には、むし歯の重症化予防が重要であることから、重症むし歯のリスクが高い児や重症むし歯を保有する児を対象に、歯科検診、保健指導、予防処置を実施します。	
②	歯科保健普及啓発
子どもの頃からの歯と口腔の健康づくりについて、子どもと保護者に対して、イベントや研修会を通じて歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進にも有効であることの普及啓発を実施します。	

③	子どもの未病対策応援プログラム
子どもやその保護者が身近な場所で未病対策に取り組めるようにするため、企業・団体等の協力のもと「子どもの未病対策応援プログラム」として、市町村や幼稚園・保育所等に子どもの未病対策に資するプログラムを提供します。	
④	高校における未病学習教材作成・活用
高校生が人生 100 歳時代を元気に生き生きと暮らせるためのセルフマネジメント力を身に付けるために、高校生の健康リテラシーを高め、自らの心身の課題とその対処法・生活習慣改善等について実践的に学習するための教材を作成し、活用を推進します。	
⑤	リスクコミュニケーション ¹ の推進等
学識経験者、食品関連事業者及び県民の代表で構成される審議会を開催し、食の安全・安心の確保に関する重要事項について審議し、施策へ反映します。 また、講座等を開催し、食の安全・安心に関する様々な情報提供、意見交換を実施することでリスクコミュニケーションを推進します。 さらに、子どもを対象にした食育のための食品安全のリーフレットの配布やインターネットを活用した情報提供を行います。	

(3) 子どもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出

①	プレイパークの場の提供
県立都市公園などを活用して、プレイパークを運営している団体が、子ども達が自由な発想で冒険的な遊びなど、日常なかなかできなくなった遊びなどができるよう、場の提供を行います。	
②	公園・道路等の公共施設の美化の推進
県内各地で「かながわクリーン運動」を展開し、道路、公園、海岸、河川等での清掃活動や美化PRなどについて、県民や企業の皆さま及び市町村と一体となって取組を進めます。事業一覧をホームページ上で公表するとともに、LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」により、プラごみ削減に関するイベント情報や企業等と連携した取組、クリーン活動の情報などを発信します。	
③	幅の広い歩道や段差のない歩道等の整備
誰もが安心して移動できる生活環境を実現するため、幅員 2.0 m 以上の幅広歩道の整備や、横断歩道部及びバス停部などの段差解消を進めます。	

1 リスクに関係する人々の間で、リスクに関する情報や意見を相互に交換することです。
食品の場合は、食の安全・安心の確保を図る過程において、食に関わる関係者が相互理解を深めるため、食品のリスクに関する情報や意見を相互に交換することをいいます。

④	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の推進
条例に基づき、子ども連れあるいは妊娠中の人、障害者、高齢者など誰もが安心して外出し、自由に移動して、施設が利用できるようバリアフリーの街づくりを進めます。 また、「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を通じて、広く県民意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案・発信を行うとともに、当事者団体、事業者団体、県民公募委員等、行政の協働により、「バリアフリーフェスタかながわ」を開催し、バリアフリーに対する県民理解を深めます。	
⑤	都市公園施設のユニバーサルデザイン化
園路や出入り口の段差解消、駐車場の障害者用区画の設置、利用しやすいトイレの設置などにより、誰もが安全・安心にすごせる公園づくりを進めます。	
⑥	学校施設のバリアフリー化の推進
県立学校において、障害のある生徒・教職員の状況に応じるため、スロープ等の整備に取り組み、学校施設のバリアフリー化を推進します。	
⑦	県営住宅の入居者募集における優遇措置の実施等
県営住宅への入居者募集において、多子・子育て世帯や母子・父子世帯に対して、それぞれ抽選時の当選率を高める優遇措置を実施します。 また、子育て世帯に対して、小学校や中学校の立地状況などの事情を勘案し、子育てに適すると考えられる県営住宅の一部を「子育て世帯向け住宅」として提供します。	
⑧	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の実施
障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業者から、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を受け、当該情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定を図ります。	
⑨	居住支援活動を取りまく周辺環境整備事業の実施
民間賃貸住宅への入居を拒まれる障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の居住支援にあっては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、居住支援に必要な知識を習得できるよう支援し、居住支援活動を取りまく周辺環境を整えることにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を促進します。	

(4) 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進

①	国際理解教育の推進
グローバル人材に求められる資質・能力の育成を推進する先進的な学習プログラム等の開発について研究するグローバル教育研究推進校や国際バカロレア ² 認定推進校指定事業の取組を公開研究授業や教育課程説明会を通じて県全体に周知し、国際理解教育を推進します。	
②	帰国児童・生徒、外国につながるのある児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会
帰国児童・生徒及び外国につながるのある児童・生徒への効果的な支援や指導について、協議するとともに、国際教育の充実に向けた情報共有等に取り組みます。	
③	グローバル化に対応した教育の推進
県立高校等では、グローバルに活躍できる人材を育成するため、英語によるコミュニケーション能力の向上を目指して、授業改善を推進し、県立高校生等の英語力を向上します。生徒の英語力を強化し新たな目標の達成に向け、英語教員の指導力の向上、生徒の英語学習の動機づけの向上のための取組を進めます。 公立小・中学校においては、帰国児童・生徒及び外国につながるのある児童・生徒への支援とともに様々な国の生活や文化への理解が深まるよう、国際教室担当者を対象とした会議を中心に、情報の提供と研修の充実に図ります。また、学習指導要領において、小学校第5・6学年の教科として位置付けられた英語や、第3・4学年でコミュニケーション能力の素地を養うために設けられた外国語活動の指導の充実に図ります。	
④	インターンシップの受入れ等に係る私立高等学校への支援
私立高等学校等に対し、研修プログラム参加費用やインターンシップの受入れに要する経費、英語教育の強化、国際交流の推進等に要する経費を補助します。	
⑤	高校生の留学促進
県内の高校等に通う生徒の留学を促進し、生徒の異文化理解や外国語によるコミュニケーション能力の強化を図り、グローバル人材の育成及び国際交流活動を推進します。	

2 国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラム。

国際バカロレアは、1968年、チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解して、そのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として設置されました。現在、認定校に対する共通カリキュラムの作成や、世界共通の国際バカロレア試験、国際バカロレア資格の授与等を実施しています。

⑥	高校生の国際交流支援
米国・メリーランド州及び台湾・新北市へ県内高校生を教育特使として派遣し、訪問先の文化や歴史に触れ、交流を通して、異文化への理解を深め、語学力・コミュニケーション能力を高めます。また、教育特使が国際交流の経験を校内等にて発表することで県全体への普及を図ります。	
⑦	多文化理解の促進等の支援
(公財) かながわ国際交流財団が行う、多文化理解の促進と国際人材育成の取組に対して支援します。 また、日本人生徒・学生と外国人留学生などとの交流の場でもある、「KANAFAN STATION」を運営し、生活や就職に関する相談や情報提供を行うほか、交流スペースの提供など、留学生支援を行います。 さらに、留学生の交流の機会を提供するため、大規模交流会や県内の文化・歴史などを学ぶプログラムなど、各種交流イベントを実施します。	
⑧	友好提携国（中国、韓国）との交流・協力推進
県、中国・遼寧省、韓国・京畿道の3地域が相互に友好提携を結んでいるという特色を生かし、友好県省道交流会議、友好交流職員の派遣・受入れなどを実施するとともに、県民を主体とした文化・スポーツ交流、学術交流など、多様なネットワークによる交流を推進します。	
⑨	内閣府青年国際交流
内閣府が主催する青年国際交流事業への本県の青少年の参加により、青少年リーダーの育成を図るとともに、内閣府や各種団体が招へいた外国青少年との交流活動により、青少年相互の理解と信頼を深めます。また、本県より同事業に参加した青年を対象とした神奈川県青年国際交流機構（神奈川県 I Y E O）主催の表敬を受け入れます。	

(5) ESDの推進

①	ESD ³ の推進
ESDの考え方や取組、ユネスコスクール等について、全県指導主事会議をとおり市町村教育委員会と情報を共有することによりESDを推進します。県立高校等では、各教科や総合的な探究の時間などの学校の教育活動全体を通じて、持続可能な社会の創り手を育成するESDの取組を推進します。	

3 Education for Sustainable Developmentの略。
持続可能な開発のための教育

②	環境・エネルギー学校派遣事業～かながわ環境教室～
環境・エネルギー等に関して豊富な知識・経験を有する方々を講師として国公立の小・中学校、高等学校、特別支援学校に派遣し、児童又は生徒を対象に体験型の出前授業を実施することにより、地球温暖化をはじめとする環境問題に対する理解を深め、「自ら考え、行動する人」を育成する「環境・エネルギー学校派遣事業～かながわ環境教室～」を実施します。	

(6) 理数系教育、アントレプレナーシップ教育（起業家教育）、STEAM教育等の推進

①	スーパーサイエンスハイスクール（SSH） ⁴ の推進
次代を担う科学技術系人材を育成するため、理数教育推進校を指定します。指定を受けた学校では、科学技術・理数に関する興味・関心と、知的探究心を一層高める教育を推進するための実践的な研究を行い、その成果を広く普及します。さらに優れた成果を挙げた指定校は、文部科学省「スーパーサイエンスハイスクール」の指定をめざします。	
②	アントレプレナーシップ ⁵ 教育の推進
包括連携協定を結んでいる企業と県内商業高校の生徒が、アントレプレナーシップを踏まえた内容でマーケティングに関する授業展開を行います。企業の強みであるアントレプレナーシップを根底に、多様性の理解や、次世代ならではのアイデアを生かし、実践的な学習を踏まえる中で、教育現場や地域社会の課題解決を目指します。	
③	STEAM教育 ⁶ 研究推進校における学習プログラム等の研究開発
県立高校指定校事業の指定を受けたSTEAM教育研究推進校において、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための資質・能力を育成するため、教科等横断的な教育課程や指導方法、学習プログラム等の研究開発へ取り組み、その成果を広く普及します。	

4 「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」とは、文部科学省が指定する高等学校等で、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的な探究能力等を培い、将来社会を牽引する科学技術人材を育成するための取組です。

5 アントレプレナーシップ教育とは、自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探求したりすることができる知識・能力・態度を身に付ける教育です。

6 Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科横断的な教育です。

④	青少年の科学活動推進
青少年に多様な科学体験機会を提供し、将来の科学技術を担う人材の育成を図ります。	

(7) 特定分野に特異な才能のある子どもの応援

①	特異な才能のある子どもに対する指導・支援
国の実践研究等の動向も見据えながら、特異な才能のある子どもを含む、全ての子どもたちに対する、一人ひとりのニーズに応じた支援教育と個に応じた学びの充実を図ります。	

(8) 在留外国人の子ども・若者や海外から帰国した子どもへの支援

①	外国人学校生徒等への学費補助
外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、外国籍県民が暮らしやすい環境づくり、多文化共生社会の実現の観点から、県内の外国人学校に在籍し、かつ、県内に在住する児童・生徒等を対象に所得に応じて学費負担の軽減を図るために授業料又は保育料を補助します。	
②	地域日本語教育の推進
県内の地域日本語教育を推進するため、各地域のニーズや実情に応じたプログラムの提案・調整などを行う地域日本語教育コーディネーターを配置します。 また、日本語初心者外国籍県民等に対して、専門家による日本語指導や生活オリエンテーションを組み込んだ日本語講座など、市町村とも連携してモデル事業を実施します。 さらに、県内の外国籍県民などの日本語教育環境を充実させるため、日本語教室の運営などに取り組む市町村などに対して、補助します。	
③	外国につながるのある児童・生徒への学習支援
公立小・中学校において、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が多く在籍する小・中学校に「国際教室」を設置し、学習支援を行います。 公立小・中・特別支援学校において、外国につながるのある児童・生徒に関わる教育を推進するための資料とするため、調査を実施し、適切な支援につなげていきます。 県立高校等において、国の調査や本県の調査の結果を分析し、外国につながるのある生徒への教育機会の提供と学習支援を行います。	

④	地域人材を活用した外国につながる児童・生徒への支援等
公立小・中学校において、外国につながる子どもの支援を行っているNPO等との連携を密に図り、学校内外の支援を充実します。 県立高校等において、NPO等との連携を図りながら、日本語を母語としない生徒の学習支援・進路支援の充実を図ります。	
⑤	（公財）かながわ国際交流財団との連携による支援
（公財）かながわ国際交流財団と連携し、外国につながるある生徒の課題の把握や今後の支援につながるよう、進路状況調査や教育関係者との意見交換を実施します。	
⑥	外国籍県民相談窓口での相談対応
外国籍県民相談窓口において、教育などの相談対応を行うとともに、市町村、NPO、関係団体などが設置する相談機関と定期的に情報交換や相談員の研修等を行います。	
⑦	「外国につながるある児童・生徒への指導・支援の手引き」の作成及び周知
公立小・中学校においては、外国につながるある児童・生徒の学校生活における支援、日本語指導や教科指導を行うにあたり配慮すること、家庭と連携する際に配慮すること、異文化の理解とその尊重、キャリア教育、進学・進路等について、記載している「外国につながるある児童・生徒への指導・支援の手引き」を作成・周知し、活用を促します。	
⑧	外国につながるある児童等に係る教員への研修
教員を対象に、基本研修の講座や、自己研鑽のための研修講座において、外国につながるある児童・生徒、保護者が抱える課題を理解し、支援の方法について研修を行います。	

(9) 教育を通じた男女共同参画の推進

①	男女共同参画意識の普及・啓発
子どもの頃から、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識等を育てることができるよう、男女共同参画教育の充実を図るとともに、あらゆる分野への参画のための支援や、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた進路や生き方を選択できるようにライフキャリア教育を推進するなど、男女共同参画の理念の理解を進めるための普及啓発を行います。	
②	ジェンダー平等×ミライガイダンス
女性技術者・研究者や、男性の育休取得経験者など、今までロールモデルの少なかった「自分らしい生き方や働き方」をしている講師を学校等に派遣し、性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するとともに、女子生徒の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援するための講座を実施します。	

(10) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発・相談体制の整備等

①	人権問題に関する理解の促進
性的マイノリティなどの人権問題に関する啓発資料の作成、配布やイベントの開催などを通して、県民の理解と認識を深めます。 また、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めるため、相談事業を実施します。	
②	性的指向等への正しい理解のための研修、相談受付
性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めるため、研修事業を実施します。 また、性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めるため、相談事業を実施します。	
③	教員の指導力向上
人権教育の研修を通して、性的マイノリティの当事者や支援者から、直接話を聞く機会を設けるなど、教員の理解を深める取組を進めていくほか、指導の手引きや啓発資料を作成して、教員の指導力向上を図ります。	

(11) 理工系分野に進学する女子学生への修学支援の取組

①	ジェンダー平等×ミライガイダンス【再掲】
女性技術者・研究者や、男性の育休取得経験者など、今までロールモデルの少なかった「自分らしい生き方や働き方」をしている講師を学校等に派遣し、性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するとともに、女子生徒の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援するための講座を実施します。	

(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信

①	男女共同参画意識の普及・啓発【再掲】
子どもの頃から、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識等を育てることができるよう、男女共同参画教育の充実を図るとともに、あらゆる分野への参画のための支援や、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた進路や生き方を選択できるようにライフキャリア教育を推進するなど、男女共同参画の理念の理解を進めるための普及啓発を行います。	
②	ジェンダー平等×メディアリテラシー講座
人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図るための講座を実施します。	
③	女性を部下に持つ管理職向けセミナー
出産や子育てなどのライフイベントの影響の大きい女性の就労継続や女性管理職割合の向上を目的とし、女性を部下に持つ管理職を対象に、女性活躍推進を阻害する「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」等について学び、部下の力を引き出す効果的な働きかけ方を習得するセミナーを実施します。 なお、管理職は、性別を問わず対象としています。	

重点施策3 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

【個別施策】

- (1) 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供
- (2) 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援

(1) 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供

①	プレコンセプションケア ⁷ の推進
性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進するため、ホームページ等により普及啓発を行います。 また、プレコンセプションケアに関するオンライン相談のほか、企業や学校を対象とした出前講座を行います。	
②	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
妊産婦が居住する市町村によって妊娠期から子育て期の支援に差が生じないように、市町村の母子保健事業や児童福祉との連携の状況を確認し、必要に応じて体制整備や事業評価による精度管理等の支援を行います。	
③	学校・保育所等関係者向けアレルギー疾患相談事業
アレルギー疾患を持つ子どもに関わる学校・保育所等関係者に対し、専門医等からの指導・助言を受けられるような機会を確保するため、相談事業を実施します。	
④	アレルギー疾患対策研修の開催
アレルギー疾患を有する者と関わりを持つ機関の職員、アレルギー疾患患者やその家族、地域住民等を対象とした研修会・講演会を開催します。	

【コラム】リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることをいいます。

リプロダクティブ・ライツは、全てのカップルと個人が、子どもを持つか持たないか、自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のことをいいます。

⁷ Preconception care。性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すことです。

(2) 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援

①	小児慢性特定疾病医療費助成事業の実施
小児慢性特定疾病児童等の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を国及び県で負担します。	
②	移行期医療支援体制の整備
「かながわ移行期医療支援センター」の運営により、小児慢性特定疾病患者の小児期から成人期への円滑な移行期医療を推進するための医療機関の連携支援等を実施します。	
③	小児慢性特定疾病児童等自立支援
慢性的な疾病を抱える児童の自立や成長支援のため、自立支援フォーラムの開催及び自立支援ホームページの運営を行います。	
④	長期療養児とその家族への支援
慢性的な疾病を患っていることにより、長期に療養を必要とする子どもとその家族の健やかな生活を支援するため、長期療養児の養育経験者等による相談支援や長期療養児の兄弟への支援等を行います。	

重点施策4 子どもの貧困対策

【個別施策】

- (1) 教育の支援
- (2) 体験格差の解消、学習機会の確保のための支援
- (3) 生活の安定に資するための支援
- (4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- (5) 経済的支援
- (6) 必要な支援の利用を促す取組
- (7) 子どもの貧困に対する社会の理解促進

(1) 教育の支援

①	生活困窮者自立相談支援事業
生活全般にわたる様々な困りごとについて、生活困窮者自立支援法に基づき、各地域に相談窓口（自立相談支援機関）を設置して相談支援を行います。自立相談支援機関では、複雑かつ多様な課題を背景とする方に対し、自立に向け、専門の支援員が相談者に寄り添いながら支援を行います。	
②	子どもの学習支援や居場所づくりの実施
生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育成するための居場所づくり事業を実施します。	
③	子ども支援員の配置
生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境整備を行うことを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門知識や経験を有する人材を子ども支援員として、保健福祉事務所に配置します。	
④	生活保護（教育扶助）
生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。生活保護費のうち「教育扶助」において、義務教育期間の子どもがいる世帯に給食費や学用品など、修学に係る費用を支給します。	
⑤	生活保護（生業扶助）
生活保護費のうち「生業扶助」において、高等学校などへの就学費として、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などを支給します。	

⑥	生活保護（新生活立ち上げ費用）
貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を促進するため、県所管の福祉事務所管内（町村部）の生活保護世帯の子どもの大学などへの進学時や就職時に、新生活立ち上げ費用として、給付金を支給します。	
⑦	大学生がいる生活保護世帯への支援
生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、自宅から大学等に進学する者を世帯分離した場合に、大学等に通学している間に限り、住宅扶助費の減額をしない措置を行います。	
⑧	子ども・若者未来応援推進事業
必ずしも家族からの十分な支援を受けることができない子ども・若者に対して、NPO等が実施する社会に巣立つために必要な費用の支援（大学等の受験費用等）や寄り添い支援（進学後の住まい確保等）に係る経費を補助します。	
⑨	公立高等学校就学支援
公立高校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、一定所得以下の保護者世帯の高校生等に就学支援金を支給し、授業料に充てることにより、実質的に授業料の負担をなくす就学支援を行います。	
⑩	公立高校生等奨学給付金
国公立高校等に通う全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、生活保護（生業扶助）を受けている世帯または、非課税世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還の必要がない高校生等奨学給付金を支給します。	
⑪	県立高校の授業料等免除
生活保護法に基づく保護を受けている者及びこれに準ずる者などの県立高校の授業料、入学検定料、入学料の全部又は一部を免除します。	
⑫	私立高等学校等就学支援
家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が、安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高等学校等に通学する生徒のいる年収910万円未満の世帯を対象に、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給することにより教育費負担の軽減を図ります。	

⑬	私立高校生等奨学給付金
全ての意志ある生徒（私立高校生等）が安心して教育を受けられるよう、生活保護（生業扶助）を受けている世帯または、保護者等全員の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）の世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還の必要がない高校生等奨学給付金を支給します。	
⑭	私立高等学校や私立専修学校高等課程への補助
子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望と適性に応じた教育を等しく受けられる環境の整備や、地元で学べる環境づくりと県内私学の振興・公私間格差の是正を目的として、県内の私立高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）又は私立専修学校高等課程に通う生徒の保護者等の経済的な負担の軽減を図るため、私立学校の設置者が行う一定の所得金額以下の保護者等に対する入学金や授業料の学費軽減事業に対して補助します。	
⑮	修学支援を行う私立専門学校への補助
意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、住民税非課税世帯及び準じる世帯の学生を対象に経済的負担を軽減するため、授業料や入学金の減額・免除を実施した私立専門学校の設置者に対して、費用を支弁します。	
⑯	私立学校生徒学費緊急支援補助金
私立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）に通う生徒・児童の保護者の失職、倒産、長期療養等により家計が急変し、経済的理由から授業料の納付が困難となった世帯が、安心して学びを継続できるよう、私立学校の設置者が行う一定の所得金額以下の保護者等に対する授業料の学費軽減事業に対して補助をします。	
⑰	市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助
東日本大震災や大規模災害により被災し、経済的理由により就学などが困難な児童又は生徒の教育機会の確保のため、その児童又は生徒の保護者等を対象に、市町村が行う児童生徒就学援助事業、児童生徒等特別支援教育就学奨励事業に要する経費を補助します。	
⑱	被災児童生徒就学支援補助金
東日本大震災や大規模災害により被災した県内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校等に通う生徒、児童及び幼児の保護者等の経済的な負担軽減を図るため、私立学校の設置者が行う一定の所得金額以下の保護者等に対する入学金や授業料の学費軽減事業に対して補助します。	

⑲	県立学校における生理用品の配備
県立学校に在籍する生徒が、生理用品の確保に不安を感じることなく、より安心して学校生活を送れるよう、すべての県立学校で女子トイレに生理用品を配備します。	
⑳	学び直し支援等事業
高校等を中途退学した方が、再び公立高校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金支給期間を経過後も、卒業するまでの間の最長1年間（定時制及び通信制は最長2年間）、一定条件のもと、継続して授業料の支援を行います。	
㉑	高等学校奨学金の貸付
学業等に意欲があって、学資の援助を必要とする高校等の生徒に対して高等学校奨学金を貸し付けし、修学を支援します。 また、高校等に入学を予定している生徒の進学準備のための費用に充てられるよう、入学前の3月に高等学校奨学金の一部を前倒しして貸し付けします。	
㉒	修学支援新制度を実施する県立保健福祉大学への支援
国では、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、学生が家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できるよう、高等教育の修学支援新制度を実施します。 県では、この高等教育の修学支援新制度に基づき、県立保健福祉大学が、真に支援が必要な低所得世帯の学生に対して実施する入学料及び授業料の減免に要する費用を負担します。	
㉓	修学支援新制度を実施する県立看護専門学校への支援
国では、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、学生が家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できるよう、高等教育の修学支援新制度を実施します。 県では、この高等教育の修学支援新制度に基づき、県立看護専門学校において、真に支援が必要な低所得世帯の学生に対して実施する入学料及び授業料の減免に要する費用を負担します。	
㉔	かながわ農業アカデミーの授業料の減免制度
かながわ農業アカデミーにおいて、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者について、授業料の全部若しくは一部を免除します。	

②⑤	県立総合職業技術校の授業料の減免制度
県立総合職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。なお、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料の免除等を行います。	

(2) 体験格差の解消、学習機会の確保のための支援

①	体験活動促進事業
必要最低限の生活費で暮らす家庭では、学校ではできない活動をするための経済的・時間的余裕がないことから、成長の過程で通常経験するであろうことが経験できていない、「体験格差」が生じています。そのため、生活保護・生活困窮世帯の子どもを対象に、社会性を育む体験活動（キャンプ体験や演劇鑑賞など）を行います。	
②	学習機会の確保への支援
低所得者世帯と多子世帯の中学3年生の子どもが、家庭の経済状況に左右されず自身が望む学校へ進学できるよう支援するため、市町村が実施する学習に関するクーポン配付事業への補助を行います。	
③	子どもの学習支援や居場所づくりの実施【再掲】
生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育成するための居場所づくり事業を実施します。	
④	生活困窮世帯の子どもの健全育成
生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることを目指し、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。 a 子ども支援員による家庭訪問や個別相談などのアウトリーチ支援 b 集合型を主とした子どもの学習支援、居場所づくり事業の実施 c 子どもの健全育成プログラム改定版の策定	

(3) 生活の安定に資するための支援

①	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】
生活全般にわたる様々な困りごとについて、生活困窮者自立支援法に基づき、各地域に相談窓口（自立相談支援機関）を設置して相談支援を行います。自立相談支援機関では、複雑かつ多様な課題を背景とする方に対し、自立に向け、専門の支援員が相談者に寄り添いながら支援を行います。	

②	ひとり親家庭に対する子育てや生活の支援
母子家庭、父子家庭及び寡婦が就業・職業訓練・求職活動等と子育てを両立できるようにするため、保育所の優先入所などの子育て支援とともに、疾病等により一時的に家事援助や育児援助が必要となった場合の支援を行います。 また、様々な課題を持つひとり親家庭の生活基盤が安定するよう、住居の相談に応じるとともに、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などのあっせんを行います。	
③	生活困窮者住居確保給付金
離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した又は住居を喪失するおそれがある方に一定期間家賃相当額を支給します。	
④	子ども食堂の活動継続支援
学校でも家庭でもない第3の居場所として地域の中で重要な役割を果たす子ども食堂に対して、寄付物品の受入れ調整や、利用希望者が子ども食堂の情報にアクセスしやすい環境整備をすることで、子ども食堂への側面的な支援を行い、持続可能な体制づくりを進めます。	
⑤	県庁フードドライブ
家庭などで活用されていない食品を持ち寄り、フードバンクを通じて食の支援が必要な方に届ける「フードドライブ」活動を、県庁舎において実施します。	
⑥	夜間定時制高校の夕食費用の負担軽減
経済的な理由等で食事をとれない県立高校の生徒を支援するため、夜間定時制高校で、提供している夕食の費用負担を軽減します。	

(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

①	生活保護受給者等に対する就労支援
自立支援機関及び福祉事務所に配置された就労支援員等とハローワークが、より一層連携を強化することで、生活困窮者及び生活保護受給者の状況に応じた効果的な就労支援を行い、自立を促進します。	
②	就労支援員の人材育成
福祉事務所に配置される就労支援員の資質の維持・向上を図るために、研修を実施します。	

③	ひとり親等に対する就業支援
母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、それぞれのニーズに応じたより良い就業機会を得られるよう、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談・求人情報の提供・就業支援の講習会などを総合的に実施するとともに、就業に役立つ資格取得のための支援として高等職業訓練促進給付金事業などを実施します。 さらに、個々のひとり親の事情に応じた自立支援プログラムを策定し、自立に結びつける事業を実施するとともに、就業に役立つ能力開発等に関する情報提供などを行っていきます。	
④	女性に対する就業支援
国の「マザーズハローワーク横浜」内に設置した「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」において、女性の就職や就業継続に関する悩みに対応したキャリアカウンセリング等を実施します。	
⑤	若年者や中高年齢者に対する就業支援
正規雇用で働くことを望む求職者などを支援するため、県就業支援施設において、国のハローワークと連携し、担当者制によるきめ細かなキャリアカウンセリングやセミナー等を実施します。	
⑥	離職者等の再就職のための支援
民間教育訓練機関等に委託実施し、離職者等の再就職に資するため、各機関等の施設・設備等を活用することにより、様々な求職者の訓練ニーズと企業ニーズをとらえた職業訓練コースを実施します。	

(5) 経済的支援

①	ひとり親家庭等の経済的基盤の確保
母子家庭及び父子家庭の経済的基盤を確保するため、児童扶養手当の給付の実施、児童の教育費等の貸付による自立支援や医療費の助成を行うなど、経済的支援を推進していきます。	
②	ひとり親への養育費確保支援
ひとり親の継続的な養育費確保を進め、ひとり親家庭の子どもの健やかな成長・発達を図るために、養育費に係る債務名義取得や養育費請求調停申立、不払い養育費に対する強制執行申立、養育費保証契約等に要する経費を補助します。	

③	修学支援を行う私立専門学校への補助【再掲】
意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、住民税非課税世帯及び準じる世帯の学生を対象に経済的負担を軽減するため、授業料や入学金の減額・免除を実施した私立専門学校の設置者に対して、費用を支弁します。	

(6) 必要な支援の利用を促す取組

①	神奈川県子ども・若者支援連携会議
子ども・若者育成支援推進法の基本理念にのっとり、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談・支援を効果的かつ円滑に実施するため、国、県、市町村、民間団体等の教育、福祉、保健、医療、雇用、矯正、更生保護その他の関係機関等が連携して支援を行うことを目的とした会議を開催します。	
②	ひとり親家庭等への相談体制と情報提供の充実等
母子家庭、父子家庭及び寡婦の様々な悩みの相談に応じる窓口の周知や相談員のスキルアップを図るとともに、個々のニーズにあった、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などの支援策を身近な窓口で提供できるように、市町村や各関係機関と連携し、支援策に関する広報の充実を図っていきます。 また、離婚後の生計の安定を図る上で重要となる養育費の取得に関し、専門家による相談事業を行うほか、公正証書作成補助等による養育費の支払の履行確保に向けた支援を行います。	
③	ひとり親家庭のための総合支援情報サイトの運営
ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、ひとり親家庭のための総合支援情報サイト「カナ・カモミール」を運営し、行政やNPOなどによる支援に係る総合的な情報提供を行います。	
④	SNSを活用したひとり親家庭相談窓口の設置
仕事、お金、子育てのことなど、ひとり親家庭の方が、気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	
⑤	相談体制整備のための私立学校への補助
私立学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するために要する経費に対して補助します。	

(7) 子どもの貧困に対する社会の理解促進

①	子ども支援研修会、子ども支援WEB講座、子ども支援交流会の実施
子どもの貧困等に係る理解促進と人材育成を図るため、「研修会」及び有識者等による講義レポートを県ホームページ上に公開する「子ども支援WEB講座」を実施します。また、地域の子どもの居場所活動団体と支援希望者・企業などの相互の交流を図る「交流会」を実施します。	
②	県市町村連絡会議
地域の実情に応じた取組の働きかけや情報交換などを行い、市町村と連携しながら、子どもの貧困対策をはじめとした県内の子ども施策の推進を図るため、県市町村連絡会議を開催します。	
③	子どもの健全育成プログラム改訂版の策定
生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に則した具体的な支援の内容や実施手順等を整理して、福祉事務所が組織的に支援するために策定した「子どもの健全育成プログラム」について、関係機関等と連携・協働しながら、改訂し、普及啓発に努めます。	

重点施策5 障害児支援・医療的ケア児等への支援

【個別施策】

- (1) 障害の程度にかかわらず安心して共に生きることができる地域づくり
- (2) 障害のある子ども・若者の学びの充実

(1) 障害の程度にかかわらず安心して共に生きることができる地域づくり

①	障害児者の療育支援
在宅の重症心身障害児者等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を目的とし、専門スタッフによる障害児者の療育支援を行うとともに、県域の市町村、療育機関、保育所等に対する支援を行い、療育機能の充実と重層的な連携体制を構築します。	
②	障害児通所支援に係る事業者の指定、指導等
障害のある子どもが身近な地域で、障害の特性に応じた療育などが受けられるよう、障害児通所支援について、児童福祉法に基づき、事業者の指定、指導等を行います。	
③	重度障害児等への支援の充実
重症心身障害児者等が在宅で安心した生活を送ることができるよう支援の充実を図るため、医療機関や介護保険施設を訪問して医療型短期入所事業の実施を働きかけるとともに、障害福祉サービス全般の制度説明等を行う新規開設講習や、支援を担う人材を育成することを目的とした職員向け研修等を実施することにより、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援します。 また、施設に入所した重症心身障害児者等への手厚い支援が確保できるよう取り組むほか、障害児入所施設に入所している障害児等が15歳に達した頃から、成人期に安心して障害福祉サービスへの移行が進められるよう取り組みます。	
④	メディカルショートステイの運営
医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児等とその介護を担う家族等が、地域で安心して生活するため、県所管域の中核的な小児医療機関等の協力を得て、短期入院（メディカルショートステイ）により、対象児等の一時的な生活の場を確保します。	

⑤	医療的ケア児支援センターの運営等
「かながわ医療的ケア児支援センター」及びその地域相談窓口（ブランチ）において、電話、メール及びSNSといった様々な方法で、医療的ケア児の保護者や支援者からの悩み、相談に対応します。 また、医療的ケア児等に対する支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施します。	
⑥	発達障害児者及びその家族への支援
発達障害に関する各種相談への対応や、観察・発達検査等に基づいた相談面接による就労支援・発達支援を行います。 発達障害児者のライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、福祉、保健、医療、教育、労働、民間支援団体等と連携して発達障害児者及びその家族を支援します。	
⑦	療育に関する相談支援等
相談支援従事者養成研修（相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任者研修、主任相談支援専門員養成研修）に加え、スキルアップのための障害児支援をはじめとする専門コース別研修、基幹相談支援センターの機能強化・設置促進など、相談支援体制の充実強化に取り組みます。	
⑧	障害児入所施設等の入所に係る支援
入所給付決定保護者と指定障害児入所施設等との契約により、児童が当該施設等から保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援や治療等の障害児入所支援を受けたときは、当該保護者に対し、障害児入所給付費等を支給します。 保護者がいないなどにより、指定障害児入所施設の利用契約の締結が困難な児童について、県が児童福祉法上の措置を取り、児童の日常生活に必要な経費や医療費など、入所後の保護養育などに要する経費を負担します。	
⑨	職業能力訓練の実施
国立県営の神奈川障害者職業能力開発校において、一般の職業能力開発施設で職業訓練を受けることが困難な障害者の方に対し、職業能力訓練を実施します。	
⑩	職業訓練手当の支給
障害者等で公共職業安定所長の受講指示により公共職業能力開発施設等に入校した方に対し、訓練期間中に手当を支給します。	

⑪	就労支援の充実
福祉・労働等の関係機関との連携のもと、障害のある生徒の就労に向けた学習活動の充実や、実習先・進路先の開拓、アセスメントによる学校支援を行うことで、卒業後に長く働き続けられるための支援の充実を図ります。	
⑫	歯科保健対策
障害児者等は歯科疾患に罹患しやすい傾向があり、また治療には困難を伴うことが多いことから、障害児者等を対象に歯科疾患の予防や早期発見のため、歯科検診、歯科相談、歯科保健指導を実施します。	
⑬	障害者歯科診療の推進
障害のある方々も安心して歯科診療が受けられるよう、障害者の歯科診療体制の構築を支える人材育成を目的とし、県内の歯科医師や歯科衛生士を対象とした研修を実施します。	
⑭	特別児童扶養手当
精神、知的又は身体障害などで、政令で定める程度以上の障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童を監護している父母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給します。	
⑮	特別支援学校の就学に係る費用支援
各家庭の収入に応じて、特別支援学校の就学に係る通学費、給食費、学用品費などを支給します。	
⑯	聴覚障害児支援中核機能事業
聴覚障害児の家族を対象とした日常生活の相談、他の支援機関への繋ぎを行います。また、聴覚障害児や家族同士が交流する場として家族教室を開催するとともに、聴覚障害児の早期発見、接し方に関する研修会等を実施します。	
⑰	聴覚障害児等手話言語獲得支援
聴覚障害児が手話を母語として獲得し、日常的に手話でコミュニケーションがとれるよう、早期から手話表現に触れることのできる環境を整え、保護者等とともに手話を獲得する機会として、手話交流会を開催します。	
⑱	児童発達支援センターの設置促進
児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要であり、市町村が中心となり整備することとなっています。県は市町村の支援体制の整備について、広域的な観点から支援していきます。	

(2) 障害のある子ども・若者の学びの充実

①	インクルーシブ教育の推進
共生社会の実現に向け、すべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことをめざし、公立学校における校内支援体制の充実を進めるとともに、県立高校における学力検査によらない特別募集の実施など、小学校段階から高校段階まで連続したインクルーシブ教育を全県で展開します。	
②	多様な学びの場の充実と相互の連携の促進
一人ひとりの教育的ニーズに応えた指導ができるよう、公立小・中学校及び県立高校における通常学級や通級による指導、特別支援学級と特別支援学校という「多様な学びの場」の充実を図るとともに、相互の連携を促進します。	
③	関係機関相互の連携と教育支援計画の策定
障害のある児童・生徒に対し、可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、必要に応じて関係機関で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携のもと、個別の教育支援計画の策定・活用を促進します。	
④	障害のある生徒に対する合理的配慮⁸
県立高校等に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要がある者に対して、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場で行う、通級指導を実施します。	
⑤	医療的ケアが必要な児童・生徒への支援の充実
医療的ケアが必要な児童・生徒の安全な学校生活を支援する体制の充実を図るための協議会等を開催するとともに、高度な医療的ケアに関する内容等の研修を実施します。 また、県立特別支援学校に看護師を配置するとともに、保護者の負担を軽減するため、医療的ケアの必要性が高くスクールバスに乗車できない児童・生徒の通学について、福祉車両等と訪問看護ステーション等の看護師を活用し、通学支援を行います。	
⑥	入学者選抜における配慮の充実
障害のある生徒の特別支援学校の高等部や高校等への進学を促進するため、引き続き入学者選抜における配慮を行います。	

8 障害者権利条約第2条定義において、「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。

⑦	教育的ニーズに応じた教材の提供等
障害のある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じて、県立特別支援学校については、教材を提供し、公立小・中学校等については、市町村教育委員会へ教材の情報提供等を行います。	
⑧	教育相談・就学相談の実施
医療、保健、福祉等との連携のもと、幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談を実施します。	
⑨	特別支援学校高等部における進路指導の充実
生徒の進路支援のあり方や、進路先の開拓の取組、卒業後のフォローアップも含めた学校から社会生活への移行期の取組について、情報交換や研究を行い、進路指導の充実を図るため、進路指導連絡協議会を実施します。 また、生徒の自立と社会参加の促進のため、産業現場などにおける実習を実施し、職場実習先の開拓や職場実習先への理解啓発を行うとともに、職業教育の充実を図ることを目的として清掃技能検定を行います。	
⑩	教員の専門性の確保及び指導力の向上
特別支援教育に関する教員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、県立特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、教員への研修の充実を図ります。	

重点施策6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びケアラー・ヤングケアラーへの支援

【個別施策】

- (1) こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進
- (2) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援
- (3) 虐待の防止
- (4) 一時保護所の環境改善及び孤立した子ども・若者への支援
- (5) 性被害の被害者等となった子どもからの事情聴取
- (6) 子ども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援
- (7) 社会的養護経験者や困難に直面している子ども・若者への支援
- (8) ケアラー、ヤングケアラーへの支援

(1) こども家庭センターの整備及び家庭支援の推進

①	子どもと家庭を地域で支援する取組の推進
児童相談所・施設・市町村等関係機関が一体となって子どもや家庭を支援する体制を充実・強化します。虐待の未然防止、親子関係再構築、家庭復帰に向けた家庭環境の調整、家庭復帰後の虐待の再発防止等のための家庭支援の充実や、里親養育の支援等、施設の専門的な養育機能を生かした地域支援の充実を図ります。	
②	家庭支援事業への支援
子育ての負担を軽減し、子育て世帯や子どもの孤立を防ぎ、児童虐待を未然に防止するため、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業や、レスパイトケア等を目的とした親子入所を可能とした子育て短期支援事業を含めた家庭支援事業を実施する市町村への支援を行います。	

(2) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援

①	予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等への相談支援
若年妊婦等が抱える予期しない妊娠や出産に関する悩みや不安を軽減するため、アプリや電話等を活用した相談支援を行うとともに、継続的な支援が必要な場合には、関係機関と連携した支援を行います。	

(3) 虐待の防止

①	虐待防止対策の総合的な推進
(児童の安全確認等のための体制強化) 児童相談所において、児童虐待通告のあった児童に係る目視による安全確認の強化を目的とした補助職員を配置します。 (カウンセリング強化) 児童相談所職員が保護者等へカウンセリングを行うにあたり、精神科医による助言・指導を受けます。 (医療サポート) 児童虐待の事実認定のために、専門的な医学的所見を必要とする場合、医療機関に診断を依頼します。 (弁護士の配置) 児童相談所の援助を円滑かつ適切に行うため、児童相談所に弁護士を配置するとともに、常時相談ができる体制の整備を図ります。	
②	子どもへの虐待の禁止の徹底
体罰禁止及び体罰によらない子育てを推進するため、保護者及び養育者による体罰は虐待であることを広く県民に周知し、子どもや保護者等の理解を促進します。 また、被措置児童等への虐待の禁止について、施設職員及び里親への徹底、入所児童等や関係機関への周知を行い、未然防止を図ります。	
③	児童虐待の未然防止と早期発見・対応
児童虐待、子育ての不安、しつけ、不登校等の様々な子どもや家庭の悩みに関する相談や虐待通告に関し、電話、SNSなど複数の媒体による相談・通告窓口を設けるとともに、関係機関との連携を強化するための広報・啓発を行い、地域全体の関心を高め、児童虐待の未然防止や早期発見・対応の取組を進めます。	
④	SNS児童虐待防止相談事業
コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家庭の悩みなどの相談を幅広く受け付けます。	
⑤	児童虐待による死亡事例等の重大事例の検証と再発防止
児童虐待による死亡事例等の検証結果及び提言を関係機関と共有し、再発防止に向けた取組を強化します。	
⑥	児童相談所業務支援システムの運用
引き続き増加傾向にある児童虐待相談に対し、迅速かつ適切に対応できるよう、相談情報のデータベースシステムを運用します。	

(4) 一時保護所の環境改善及び孤立した子ども・若者への支援

①	一時保護児童教育の推進
一時保護所を併設している児童相談所にそれぞれ教員資格者を配置し、一時保護所でも教育が受けられるように配慮します。さらに、一時保護されている児童の教育を受ける権利を尊重し、通学又はそれに代わる支援が受けられるように関係各所と調整します。	
②	心のケア
一時保護所に保護した児童の不安を解消し、心のケアを図ります。	
③	支援を必要とする子どもの意見表明権の確保【再掲】
児童福祉施設等に入所、委託又は一時保護している児童等の意見又は意向を汲み取り代弁し、自ら声を上げることが難しい子どもが意見表明する権利を確保することで、子どもの権利を擁護します。	

(5) 性被害の被害者等となった子どもからの事情聴取

①	児童からの聴取に関する取組の推進
検察庁、警察、児童相談所等の関係機関の連携を強化し、被害者等となった子どもからの事情聴取に先立って協議を行い、関係機関の代表者が司法面接の手法を用いた聴取を行う取組を推進します。 また、子どもの精神的負担に十分に配慮した適切な聴取を行うことができるよう、精神的負担を感じにくい聴取場所の設置を検討していくほか、上記三機関で連携の上、専門性を有する人材の養成など能力向上を図ります。	

(6) 子ども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援

①	児童相談所の体制強化
増加する児童虐待相談に迅速かつ的確に対応するため、国が示す「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」や児童福祉法等の改正の趣旨を踏まえ、児童相談所の人材確保及び専門性の向上を図ります。 また、不適切な養育を受けるなどの様々な課題を抱え、一人ひとりに応じた対応が必要な子どもが増える中、個別性が尊重され、子どもの権利を守り適切なケアが提供できる職員体制を整えます。	

②	児童養護施設等職員への研修実施
児童養護施設等において、子どもの権利擁護意識の向上を図るため、職員の指導等を行う職員を養成する「基幹的職員研修」を実施します。 また、施設職員等を対象に、児童福祉施設、児童相談所関係者、弁護士、精神科医師及び施設経験者、性的マイノリティ当事者、海外とつながりのある児童支援団体等からの講義による人権に関する普及・啓発研修を行い、子どもの人権擁護・意見表明支援の視点に立った質の高い児童福祉施設職員等の育成を図ります。	

(7) 社会的養護経験者や困難に直面している子ども・若者への支援

①	里親委託の推進
家庭養育優先原則を踏まえ、里親委託を優先して検討します。特に、愛着関係の基礎をつくる時期にある乳幼児については、重点的に里親委託を推進していきます。 里親委託を推進するため、普及啓発、里親の開拓、研修、マッチング、委託後の支援など包括的な里親養育支援を行う里親支援センターの設置を検討し、より効果的に実施できる体制の整備やファミリーホーム⁹の設置促進、専門里親の育成等に取り組めます。	
②	家庭と同様の環境における養育の推進
子どもが慣れ親しんだ地域や家庭・家族から離れずに済むよう、予防的支援を行うとともに、代替養育を必要とする子どもについては、家庭養育優先原則や安定的かつ永続的な養育環境の提供を念頭とした支援体制を整えます。 また、子どもに安定的かつ永続的な養育環境を提供する手立てのひとつとして、特別養子縁組制度への理解を広め、担い手を増やすとともに、特別養子縁組が適当と考えられる子どもについて十分な検討が行われるよう、児童相談所職員の理解を促進し、相談支援体制を整えます。	
③	児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用の支援
児童養護施設などに措置委託した児童の養育に要する各種費用を国・県で負担します。また、児童養護施設等入所児童の自立の充実を図る観点から、大学等を受験する際に必要な費用や、退所後、安定的な生活を営むための費用を支弁し、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備を行います。	

9 要保護児童の養育に関し相当の経験を有する者の住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、子どもの自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、子どもの自立を支援する事業です。

④	民間児童福祉施設への支援
社会的養育を必要とする子どもが、子どもへの個別対応を基盤としたできる限り良好な家庭的環境で過ごせるような取組をする民間児童福祉施設を支援することにより、児童福祉施設に入所する児童へのサービス水準の向上を図ります。 また、医療機関との連携強化を図るため、医療機関等連絡調整員を配置し、継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童等の円滑な受入れを促進する県所管域の民間児童福祉施設に対して、その活動費用の一部を補助します。	
⑤	児童相談所と関係機関との連携強化
子どもの安全・安心を守るため、また、子どもやその家族の複雑で困難な問題に対応できるよう、児童相談所と市町村や保育所・幼稚園・学校、警察、配偶者暴力相談支援センター等、様々な関係機関とのさらなる連携強化に取り組みます。	
⑥	代替養育を経験した子どもの自立支援
あすなろサポートステーションを支援拠点とし、児童擁護施設や里親家庭から退所・自立する児童の自立支援を促進します。また、自立支援コーディネーターは18歳到達により措置解除された者に、将来の自立に資する支援を行います。 加えて、児童養護施設退所者などの円滑な自立を支援するため、家賃相当額や生活費などの貸付事業に対して、その経費を補助します。	
⑦	児童福祉施設退所児童等身元保証人確保対策費補助
児童養護施設や母子生活支援施設などに入所中又は退所した子どもや母子が就職の際や住宅の賃借の際の身元保証人を確保し、社会的な自立の促進を図ります。	
⑧	ケアリーバーへの支援
18歳到達により施設などを措置解除された者が引き続き自立に向けた支援が必要な場合で、児童自立生活援助事業を利用する場合は、児童福祉法の規定に基づき、施設運営、児童養育等のための経費を支給します。 また、居住の場を失うおそれのあるケアリーバーに対し、一時的な滞在場所を用意するとともに、あすなろサポートステーションの分室としての相談室を併設することで、ケアリーバーへの相談機能を強化します。	

(8) ケアラー、ヤングケアラーへの支援

①	ケアラーコールセンター
年齢や属性が様々なケアラーが気軽に悩みを電話やSNSで相談できるよう、その相談を一元的に受けるケアラー専門の相談窓口を設置します。	
②	ケアラー支援専門員の設置
ケアラー・ヤングケアラーを適切な支援につなぎ、地域で支える体制を構築するため、ケアラー本人からの相談・支援に携わる支援者の間のネットワーク構築や、複数の分野にまたがる等の困難事例について支援者からの相談対応（情報提供・連絡調整）を行うケアラー支援専門員を設置します。	
③	ケアラーの居場所づくり支援
ケアラー・ヤングケアラーにとって、家庭、学校や仕事以外の「三つ目の居場所」としての役割を担う居場所（ケアラーズカフェ）の設置を促進するため、県内における拠点の立ち上げに必要な初期費用を補助し、かながわケアラー支援ポータルサイトに補助団体の活動を周知します。	
④	外国人ヤングケアラー通訳支援
ヤングケアラーの負担軽減のため、言語サポートが必要な家庭へ通訳を派遣します。	
⑤	ヤングケアラー相談窓口の周知
ヤングケアラーを早期に発見したうえで適切な支援につなげるため、「かながわヤングケアラー等相談LINE」等ヤングケアラーに対する相談体制について、インターネット広告の実施や広報用カードの学校等での配布により、周知を行います。	
⑥	かながわケアラー支援ポータルサイト
ケアラー・ヤングケアラーの抱える課題やその支援に対する社会の理解を深めるとともに、ケアラー本人がケアラー・ヤングケアラーであると気づき、相談や支援につながるよう、県ホームページにおいて、ケアラー本人や関係機関に相談窓口や利用できるサービスなどの情報を提供するとともに、県民の方にケアラーの置かれている状況などについて周知します。	
⑦	地域包括支援センター職員等の養成研修
地域包括支援センター職員として従事する（又は従事する予定の）保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等に対し、業務を行う上で必要な知識の修得及び技術の向上を図るための研修（初任者研修、現任者研修、管理者向け研修）を実施します。	

重点施策7 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組

【個別施策】

- (1) 子ども・若者の自殺対策
- (2) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
- (3) 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策
- (4) 生命（いのち）の安全教育の推進
- (5) 子ども・若者が相談しやすい体制の整備
- (6) 有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進
- (7) 安全教育の推進
- (8) チャイルド・デス・レビューの体制整備
- (9) 非行防止、相談支援、自立支援の推進
- (10) 関係機関・団体の連携の推進

(1) 子ども・若者の自殺対策

①	ICTを活用したいのちの相談支援体制整備事業
SNS等のICTを活用した相談支援体制の整備を行い、若者をはじめとして悩みを抱える方がより気軽に相談できる環境を整えます。 また、教育機関等への相談カードの配布や自殺予防週間や自殺対策強化月間において、X（旧Twitter）やInstagram、交通機関等での広告を行い、相談窓口の周知に努めます。	
②	こころ・つなげよう電話相談事業
こころの健康に不安を持つ方の話を傾聴し、自殺防止や心の健康保持・増進につなげるため、フリーダイヤルによる電話相談業務を実施します。	
③	24時間相談受付
子どもの安全に関する相談を24時間体制で受け付ける専用電話を設置し、事案への迅速・適切な対応を行います。	
④	学校における自殺予防に資する教育及び支援の推進
「いのち」を大切にする心をはぐくむ教育を推進するために、県内の公立小・中学校から推進校を選定し、実践研究を行います。また、県立高校等に生徒の悩みや相談に耳を傾けながら教職員と連携するスクールメンターを配置し、学校の相談体制を充実させるとともに、県立高校等が地域の関係機関と連携し、ケース会議を開催するなど、生徒のこころのサポートや自殺予防を推進します。	

⑤	SOSの出し方に関する教育の推進
各学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じた、SOSの出し方に関する教育を「いのちの授業」の取組に位置付け、校内の担任や養護教諭、教科担任をはじめ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを通して、保健師、社会福祉士や民生委員等の地域の外部人材と連携していきます。	
⑥	自殺対策に関する出前講座の実施
自殺対策に関する知識等の向上を図り、自殺に対する適切な対応が図れる人材を養育するため、関係機関との連携を強化し、小学校、中学校、高等学校等において、教職員等を対象として、「出前講座」の拡充を図ります。	
⑦	私立学校への支援
私立学校が実施する、いじめや自殺の予防、インターネット等の脅威、薬物乱用防止など、いのちを守る啓発取組に対して補助します。	
⑧	関係機関との連携
自殺の背景にある様々な社会的要因を踏まえた総合的な自殺対策を推進するために、各分野の関係機関・団体と連携を図ります。	
⑨	相談窓口の周知
自殺対策ポータルサイトを活用し、行政や関係機関の相談窓口や自殺対策の取組等の情報を一元的に情報発信していきます。	
⑩	1人1台端末等を活用した取組の推進
1人1台端末等を活用し、児童・生徒の心身の変化に係る教育相談を実施する取組等、先行事例を収集して市町村教育委員会と共有することを通して、自殺予防の取組の促進を図ります。	
⑪	自死遺族の集い
自死遺族は心理的な苦痛を抱え、孤立しやすい傾向にあり、自殺に傾くリスクが高いです。自死遺族の複雑な思いを安心して語り合い、必要な情報が得られる場の提供が望まれます。本事業では、身近な大切な人を自殺で亡くした方を対象に、自身の体験を安心して語る場として『自死遺族の集い』を実施します。	

(2) 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備

①	携帯電話やインターネットの安全・安心な利用に係る指導及び啓発の推進
青少年が利用する携帯電話等へのフィルタリング設定の徹底及びインターネット接続制限・監督機能の活用を促進するとともに、青少年の保護者を対象に、リーフレット等によるインターネットの適切な利用やスマートフォンの特性や危険性に関する周知・啓発を行い、青少年の有害情報の閲覧防止や犯罪被害防止を図ります。 また、企業協力による携帯電話教室の実施を通して、子どもたちが携帯電話等の安全な使い方やマナーなどの情報モラルを身に付け、安全・安心にインターネットを利用できるよう啓発を図ります。	
②	サイバー教室 ¹⁰ の開催等
児童・生徒を対象とした「サイバー教室」の開催等により、インターネットの危険性に係る啓発活動を推進します。	
③	サイバー防犯ボランティア
児童・生徒、保護者等を対象としたサイバー教室を行うなどのサイバー防犯ボランティア活動に取り組む中高生、大学生等の活動を支援し、サイバー犯罪被害防止やサイバー空間における規範意識の向上を図ります。	
④	新たに出現する多様な課題への対応
SNS等を通じて知り合った人に、だまされたり、脅されたりして、自分の裸や下着姿の写真を要求される「自画撮り被害」等への対策として、神奈川県青少年保護育成条例において青少年に対し児童ポルノ等の提供を要求する行為を禁止し、被害防止を図ります。	
⑤	インターネット上の人権侵害に対する啓発活動
インターネット上の誹謗中傷に苦しんでいる方からの相談を受け、解決に結びつけることで、被害者救済に向けた支援を実施します。また、啓発冊子やデジタルサイネージなどでインターネット上の人権侵害に対する啓発活動を実施します。	
⑥	情報リテラシーの習得支援
1人1台端末等を効果的に活用することにより、学習指導要領で「学習の基盤となる資質・能力」として位置付けられた情報活用能力を様々な学習活動を通して育成します。	

10 サイバー教室とは、インターネットに関わる犯罪やトラブルの当事者にならないように、授業等の時間を使って児童・生徒及び保護者等に対して、少年警察職員や警察ボランティアが注意喚起等を行う啓発活動です。

(3) 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策

①	保育士特定登録取消者管理システム、日本版DBS
子どもに対する性暴力を防止するため、性犯罪を理由に保育士登録を取り消された者のデータベース（保育士特定登録取消者管理システム）の活用を保育所等へ指導するとともに、保育士による児童生徒性暴力等の防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、保育士の研修及び啓発の充実に図ります。 また、子どもと接する仕事に就く人の性犯罪歴の確認や研修等の実施を雇用主側に求める制度（日本版DBS）について、参加が義務の保育所等や参加が任意の放課後児童クラブ¹¹などに研修等を行い、子どもと保護者にとって安全・安心な子育て環境を確保します。	
②	いのちの大切さを学ぶ教室
次世代を担う中学生・高校生に、犯罪に遭われた方々とそのご家族等の置かれた状況や気持ちを伝え、「命の大切さ」について考えさせるとともに、自分の命を大切にすることはもとより、他人の命を大切にするという心を育むことによって、自らが加害者になってはいけないという規範意識の向上、ひいては社会全体で犯罪被害者等を思いやり、支える機運の醸成を図ります。	
③	SNS性犯罪・性暴力被害相談
弱い立場に置かれた子ども・若者が、性犯罪・性暴力被害にあう事案が後を絶たないことから、子ども・若者など、より幅広い層からの相談を受け入れやすくするため、従来の電話相談に加え、SNS（LINE）を活用した相談を実施します。	
④	性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援
性犯罪・性暴力の被害者が、必要なときに必要な支援をワンストップで受けることができるよう、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を設置し、医療機関や、かながわ犯罪被害者サポートステーションとの連携による支援を行います。	
⑤	福祉犯の取締り
時代とともに子どもの福祉を害する犯罪に係る被害の形態等が変遷していることを踏まえ、街頭補導や少年相談等を通じて、潜在的な福祉犯被害者を発見することに重点を置いています。特に、加害者に対する恋愛感情に付け込んだ事案など、加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯については、早期発見と加害者の迅速な検挙に努め、被害に遭った子どもの保護に重点を置いた取締りを推進します。	

11 学童保育とも呼ばれ、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

⑥	児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止等
児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護を図るとともに、社会全体に対して、児童ポルノは絶対に許されないという社会機運を醸成するための注意喚起・警告活動を推進します。	
⑦	被害少年に対する立ち直り支援活動
犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージの軽減を図るため、少年相談員等が定期的な面接を通じてカウンセリングを行うなど、継続的な支援を行います。	

(4) 生命（いのち）の安全教育の推進

①	生命（いのち）の安全教育の推進
児童・生徒等が性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにする、「生命（いのち）の安全教育」の視点を盛り込み改訂した「性に関する指導の手引き」を活用し、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人ひとりを尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付ける「生命（いのち）の安全教育」を市町村教育委員会とも連携して推進します。 推進にあたっては、各学校等において実施している4つの視点（人権教育・防犯教育・情報教育・性に関する教育）での取組を土台に、児童・生徒が望ましい行動を取れるようにするための指導の充実を図ります。また、各学校の実情や児童・生徒の発達段階に応じた適切な相談体制の構築及び家庭教育支援の促進にも努めます。	

(5) 子ども・若者が相談しやすい体制の整備

①	SNSひきこもり等相談事業
SNS（LINE）を活用した相談窓口を設置することにより、悩みを抱える子ども・若者及びひきこもり当事者、家族等が相談しやすい環境を整備します。	
②	かながわ女性相談室、かながわDV相談LINE
多様な困難を抱える女性に対し、相談から付き添い支援まで必要な支援につなげるため、女性のための総合相談窓口を設置します。若年女性が相談しやすいように既存の電話、メール、面接による相談に加えてSNSを活用した相談を実施します。 また、配偶者や恋人からのDV¹²・デートDVについて、SNSを活用した相談を実施します。	

12 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者等（配偶者や交際相手等の親密な関係にある、又はあった者）からの暴力

③	SNS・性的マイノリティ相談事業費
SNSを利用して、性的マイノリティの方やその関係者等を対象に、性自認や性的指向の悩み、不安などの相談を受け付けます。	

(6) 有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進

【有害環境対策】

①	神奈川県青少年保護育成条例及び神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の推進
条例に基づく立入調査や指導等を行い、条例の適切な運用を図ります。また、関係業界団体との協働や「青少年健全育成推進店」表示制度等を推進し、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある有害な環境の浄化を推進します。	
②	受動喫煙防止対策の推進
受動喫煙防止対策のため、喫煙区域や喫煙所に20歳未満の者を立ち入らせないルールについて周知、普及・啓発を行うなど、20歳未満の者の受動喫煙防止対策を進めます。	
③	有害環境の浄化
街頭補導活動や環境美化活動等の少年の社会参加活動のほか、酒・たばこ等の販売店に対して年齢確認の徹底を要請するなど、有害環境の浄化に取り組みます。また、各々の少年補導員に担当する学校（小・中・高等学校）を指定する学校担当制により、学区を単位とした非行防止教室やサイバー教室、登下校時の見守り活動などを行います。	

【防犯】

④	神奈川県警察スクールサポーターによる活動
スクールサポーターは、警察、学校及び地域との連絡調整を図り、地域安全情報の提供や防犯指導等を通じて少年警察ボランティア等の活動を支援するなど、児童等の安全を確保するための活動を行います。	
⑤	ピーガルくん安全メールによる子どもの安全対策の支援
パソコンやスマートフォン等で「ピーガルくん安全メール」 ¹³ の受信を希望した地域住民等に対し、県警察において把握した痴漢等の犯罪情報等やそれらに対する防犯対策の情報を提供し、注意喚起を行います。さらに、同メールへの加入促進を図ります。	

13 子どもを犯罪から守るための情報（例えば、子どもに対する声かけ事案や不審者情報等）を電子メールで登録された携帯電話とパソコンにお知らせするサービスです。

⑥	自主防犯活動への支援
犯罪や事故の発生状況を踏まえた安全情報を発信するとともに、県の安全・安心まちづくり等の取組や地域の自主的な活動を紹介することにより活動の活性化・ネットワーク化を図り、もって県民一人ひとりの防犯意識や地域の防犯力を向上させます。	
⑦	防犯人材育成
防犯活動参加者の固定化、高齢化などの課題に対応するため、若者の防犯活動に対する関心を高め、若い世代の自主防犯活動への参加促進を図るための、「セーフティかながわユースカレッジ」により研修・発表活動を行います。 また、地域の自主防犯活動のすそ野を広げ、防犯に対する知識・技能の向上を図るため、有識者等を招聘し「地域防犯ボランティアセミナー」を実施します。	
⑧	市町村地域防犯力強化
地域の防犯力を高めるため、安全・安心まちづくりを目的とし市町村が行う防犯カメラ設置事業を支援します。	
⑨	安全・安心まちづくり県民運動
県民の防犯意識の向上と地域の防犯性を高めるため、キャンペーン等の実施により、犯罪のない安全・安心まちづくりを県民総ぐるみの運動として推進します。	
⑩	防犯ボランティア活動への参加促進
ボランティア活動に興味がある学生等に対して、防犯活動の紹介や活動の場を提供するなど、防犯ボランティア活動を始めるきっかけ作りに取り組み、大学生を中心とした若い世代の防犯ボランティア活動への参加促進を図ります。	
⑪	学校付近や通学路等におけるパトロール活動の促進
学校の周辺や通学路等における不審者等の出没に対してパトロール活動を実施するほか、市町村の教育委員会に対して学校安全に関する情報提供をしていくとともに、「子ども 110 番の家」や恒常的に子どもの見守り活動を行っている団体に対して、情報提供や活動に対する助言指導を行います。	
⑫	犯罪等に関する情報提供と関係機関・団体との情報交換の実施
子どもの安全を確保するため、子どもが被害者となる犯罪等の情報を提供するとともに、各関係機関・団体の活動に役立てるために、相互の情報交換を行います。	
⑬	私立学校防犯対策強化事業費補助
安全・安心な学校づくりを一層推進するため、私立学校が実施する防犯対策に必要な施設整備に関する費用を補助します。	

【交通安全対策】

⑭	交通安全県民運動
関係機関と連携して暴走族加入防止教室の開催を促進するなど、主に中・高校生を対象に暴走族の反社会性や危険性などを訴える活動を行います。	
⑮	交通安全教育の推進
幼稚園教諭や保護者等に対して親子交通安全教室の形で、幼児を交えながら交通安全指導者としての交通安全指導の方法などの実地指導を行うとともに、小・中・高校の一貫した総合的な交通安全教育に向け、関係機関と連携し、交通安全教育に関する研修講座に講師の派遣や資料提供等を行い、交通安全教育の推進を図ります。 また、交通安全教育指針に基づき、幼児に対しては着ぐるみを使用した交通安全教育や、児童・生徒には参加・体験・実践型の交通安全教育など成長過程に応じた交通安全教育を実施するとともに、交通事故発生情勢及び社会情勢の変化に応じた交通安全教育を実施します。	
⑯	交通事故多発区間（地点）対策の推進
交通事故多発区間（地点）について、国、県、市町村等の道路管理者と県警察が一体となって事故要因や改善策を調査・検討し、安全施設等の整備促進を図り、子どもの事故防止対策を実施します。 また、主に幹線道路の事故発生割合の高い区間において、関係機関が連携して効果的・効率的な対策を集中的に実施することにより、交通事故の削減を図ります。	
⑰	児童幼児のヘルメット等の着用の推進
自転車に乗車するときのヘルメット着用や幼児用座席でのシートベルトの着用促進を図り、子どもの交通事故防止対策を実施します。	
⑱	保育所等に通う児童の園外活動時等の安全管理
保育所等の園外活動を見守るキッズ・ガード等を配置する市町村への支援を行うことで、子どもが集団で移動する際の安全確保を図ります。	
⑲	幅の広い歩道や段差のない歩道等の整備【再掲】
誰もが安心して移動できる生活環境を実現するため、幅員2.0m以上の幅広歩道の整備や、横断歩道部及びバス停部などの段差解消を進めます。	

【製品事故防止、防災対策等】

⑳	無電柱化、自転車の走行環境の整備
誰もが安全で移動しやすい歩行空間を確保するため、道路の無電柱化を推進します。また、自転車を安全で快適に利用できる環境を実現するため、自転車通行空間や自転車の走行位置を明示するピクトグラム等を設置する走行環境の整備を進めます。	
㉑	私立学校への耐震診断調査補助
私立学校が耐震診断調査を実施する際に要する経費に対して補助します。	
㉒	研修及び保育施設巡回指導の実施
保育所等における事故防止について、安全対策に関する理解を深め、適切な対策を講じることができる力を養うため実践的な研修を行います。また、県所管域の認可外保育施設を対象に、睡眠中、食事中、水浴び中等の重大事故が発生しやすい場面での巡回支援を行うことにより、重大事故の防止を図ります。	
㉓	犯罪被害者等への支援
犯罪被害に遭った子どもやその保護者等が、犯罪等によって奪われた平穏な日常生活を一刻も早く回復できるよう、民間支援団体等と協働・連携して、カウンセリングや法律相談、検察庁や裁判所等への付添い等の支援を提供します。 また、犯罪被害者等の置かれた状況や支援の必要性について県民や事業者等の理解を促進するための普及啓発や、被害者等を支援する人材育成を実施します。	
㉔	被害少年に対する立ち直り支援活動【再掲】
犯罪等により被害を受けた少年の精神的ダメージの軽減を図るため、少年相談員等が定期的な面接を通じてカウンセリングを行うなど、継続的な支援を行います。	
㉕	犯罪被害者等の経済的負担の軽減
犯罪被害者等の経済的負担を軽減するため、殺人など故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた被害者の遺族及び重傷病を負った被害者、並びに自宅等での犯罪被害により転居を余儀なくされた被害者等、深刻な犯罪被害を受けた方を対象とし、見舞金を給付します。 また、日常生活を送ることが困難になった犯罪被害者等を支援するために、家事や育児などの日常生活支援を実施する市町村に対して、経費の一部を補助します。	

(7) 安全教育の推進

①	学校における防災教育の推進
災害時における児童・生徒等の安全確保を図るため、各県立学校で作成している「学校防災活動マニュアル」の実効性を高め、家庭・地域と連携した防災訓練を行います。また、県立学校の児童・生徒によるD I G（災害図上訓練）等の実践的防災教育を行います。	
②	少年少女消防教育
県内の少年少女を対象に、防火防災に関する知識の習得を図るとともに、地域や家庭において火災の予防を行うことのできる子どもを育成します。	
③	消費者教育
消費生活の安全を推進するため、これまで作成してきた教育資料を活用するなどして、小学生向けの消費者問題や金銭管理等に関する教育を充実させていきます。	
④	子どもへの防犯指導を行う人材等の育成
幼稚園、保育所、小学校の児童等を対象に防犯指導を行う人材等を育成します。また、地域住民等の防犯意識を高め、防犯活動への参加を促進します。	
⑤	学校等における防犯教育の推進
児童・生徒が自ら考え主体的に安全行動がとれる資質・能力を育成するために、各学校の教職員等の指導者に対して、「防犯教室研修講座」を開催し、防犯教育の推進に努めます。	
⑥	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育等の推進
児童・生徒用教材やリーフレット等の配布、外部講師等による各校での薬物乱用防止教室の実施、危険ドラッグ等の新しい薬物の情報提供、教員等の指導力の向上を図る研修講座の開催をします。	
また、学校・家庭・地域と連携し、喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進を図ります。	

(8) チャイルド・デス・レビューの体制整備

①	予防のための子どもの死亡検証（CDR） ¹⁴ の体制整備に向けた研究
子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死亡原因の検証等を行うことにより、効果的な予防策を導き出し、予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的に、国がモデル事業として実施している他道府県における検証事業を踏まえ、本県における体制整備について研究します。	

(9) 非行防止、相談支援、自立支援の推進

①	暴力団排除条例に基づく取組の推進
暴力団事務所の新規開設及び運営の禁止や暴力団員による少年に対する有害行為等を禁止する規定などを盛り込んだ神奈川県暴力団排除条例を効果的かつ適切に運用し、少年を暴力団員と交際させないことや少年が暴力団員による犯罪の被害を受けないように保護するとともに、地域や学校等に対して必要な情報の提供、助言、相談、啓発その他の必要な支援を行い、少年の健全な育成を図るための良好な環境づくりを推進します。	
②	特殊詐欺への加担防止対策
少年による特殊詐欺加担防止を図るため、学校等の関係機関と連携した広報啓発活動、各種広報媒体を活用した情報発信活動を推進します。また、犯罪実行者募集情報の危険性や違法性について、少年やその保護者等、幅広い年代に対して周知を図ります。	
③	街頭補導活動
少年警察ボランティア、学校関係者等と連携した計画的な街頭補導活動を行い、非行や健全育成上支障が生じる行為をしている少年に対し、必要な助言・指導を行うことにより、少年の健全な育成を図ります。	
④	若年層へ向けた喫煙防止対策の推進
たばこが及ぼす健康への悪影響等を内容とする年代別等のリーフレット類を作成、配布するとともに、SNSを活用した普及啓発や、県立高校等における喫煙防止教育の実施などにより、若年層へ向けた喫煙防止対策を推進します。	

14 Child Death Reviewの略称

⑤	少年非行を防止するための少年補導・相談活動等の推進
少年の非行を防止するため、喫煙や深夜はいかいなどを行う少年の補導活動を進めるとともに、保護者や少年自身から、非行問題等に関する相談を受け、助言・指導を通じて少年の立ち直りを支援します。	
⑥	薬物乱用防止対策
薬物乱用対策推進本部及び薬物乱用防止地域連絡会が主体となり、関係機関、団体等が連携し、県内各地域において、青少年の薬物乱用を防止するための様々な取組を総合的に進めます。 具体的には、学校や地域で実施する薬物乱用防止教室に薬物乱用防止指導員等の講師派遣を行うほか、街頭キャンペーンにおけるリーフレットの配布等による啓発活動などを実施します。 薬物乱用の未然防止を図るため、学校等に赴き、少年に対して講演を実施したり啓発DVDやパネル、薬物見本等を搭載している薬物乱用防止広報車等を活用して、薬物の有害性や危険性などを教えます。 また、国や県の取組等について私立学校に情報提供し、各学校における薬物乱用防止の充実を図ります。	
⑦	非行防止教室の開催
警察本部作製の非行防止用啓発教材（紙芝居、クイズ等）を活用した非行防止教室や、高校生が講師となり、小・中学生と一緒に社会のルールや決まりを学ぶ「高校生による非行防止教室」を開催します。	
⑧	少年サポートチーム活動
非行や不良行為、いじめ等の様々な問題を抱えている少年や、問題を抱える少年が多数在籍する学校等に対して、学校、教育委員会、児童相談所等の関係機関や地域ボランティア等と連携してチームを編成し、情報共有と適切な役割分担のもと、積極的な立ち直り支援を行います。	
⑨	警察署等での相談対応
警察署や少年相談・保護センターにおいて、少年や保護者、関係機関等から、非行や不良行為、いじめ、犯罪被害等に関する相談を受け、指導・助言を行うとともに、必要に応じて継続的な支援を行います。	
⑩	大学生による健全育成に資する活動
兄、姉的な存在である大学生が、非行や不良行為等の問題を抱える少年に対して、学習支援や居場所づくり等の立ち直り支援や、非行防止教室や少年の規範意識醸成に係る街頭キャンペーン、その他少年の健全育成に資する活動を行います。	

⑪	更生保護事業への支援
犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的運動である「社会を明るくする運動」や、更生保護施設の活動に対して支援します。	
⑫	神奈川県青少年保護育成条例及び神奈川県青少年喫煙飲酒防止条例に基づく取組の周知
条例に規定する各種の取組について、ホームページや保護者向けのリーフレット、啓発グッズ等を通じて県民への周知や啓発を行うとともに、学校等からの要望に応じて出前講座を実施します。	

(10) 関係機関・団体の連携の推進

①	学校・警察等との連携
警察と学校及び地域を結ぶ連絡調整役として、スクールサポーター等が定期的に学校を訪問し、登下校時の見守り活動や誘拐防止教室等の児童・生徒の安全確保に関する学校等への支援や、学校周辺における犯罪情報等の収集・提供のほか、非行防止教室の開催など非行防止・犯罪被害防止に関する活動等を行います。	
②	学校警察連携制度による児童・生徒に対する支援・指導
児童・生徒の非行防止、犯罪被害防止及び健全育成を図ることを目的とした、警察本部と県教育委員会、県私立小学校協会、県私立中学高等学校協会、横浜国立大学教育学部及び県内の全市町村教育委員会との協定により、相互に連携して、問題を抱える個々の児童・生徒の立ち直り支援を行います。	
③	社会環境健全化を進める県民運動との連携
青少年関係団体・関係機関等からなる「かながわ青少年社会環境健全化推進会議」と連携し、「かながわ青少年みらいフォーラム」や青少年健全育成街頭キャンペーン等を実施することで、健全な社会環境づくりを促進します。	

主要施策3 ライフステージ別の重要事項

重点施策1 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

【個別施策】

- (1) 不妊症や出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化
- (2) 出産に関する支援等の更なる強化
- (3) 産前産後支援の充実と体制強化
- (4) 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援提供
- (5) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援
- (6) 乳幼児健診等の推進

(1) 不妊症や出生前検査など妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化

①	不妊・不育専門センターによる相談支援
不妊症・不育症の治療について、現在の自身の治療の必要性や今後の治療等について悩む方を対象に「不妊・不育専門相談センター」を設置し、専門の医師、臨床心理士、助産師による相談支援を行います。	
②	不妊治療・不育症治療を受けやすい環境整備の推進
希望する人が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、不妊治療に係る費用を助成する事業を行う市町村に対し、事業費の一部を補助します。 また、不育症患者の経済的負担を軽減するため、先進医療に位置付けられた不育症検査に要する費用の一部を助成します。	
③	プレコンセプションケアの推進【再掲】
性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進するため、ホームページ等により普及啓発を行います。 また、プレコンセプションケアに関するオンライン相談のほか、企業や学校を対象とした出前講座を行います。	
④	予防接種に係る取組
先天性風しん症候群発生予防の観点から、予防接種に関する正しい知識の普及や、先天性風しん症候群発生予防に取り組む市町村に対して支援します。	

(2) 出産に関する支援等の更なる強化

①	周産期救急医療体制の整備
ハイリスク妊婦に対して、医療機関等の協力を得て「県周産期救急医療システム」を運用し、機能別に位置付けた「基幹病院」、「中核病院」、「協力病院」を中心に、分娩時の予期できない急変等に対応し、ハイリスク妊婦から新生児まで、高度な医療水準により一貫した対応を24時間体制で確保します。 また、県民が居住地を問わず安心して出産ができる環境を整備するため、産科医療施設等を開設する事業者の施設整備費などに対して補助を行います。	
②	特定妊婦等に対する支援の強化
女性相談支援センター等において、妊婦の緊急一時保護を行います。 また、安心・安全な出産に向け、支援体制を構築し、出産や育児についての情報提供を行い、心理的ケア等の自立支援及び同伴児童への支援を実施します。産婦に対しては、心身のケアや育児のサポートなどの支援を実施及び情報提供を行います。	

(3) 産前産後支援の充実と体制強化

①	産前産後の支援の充実と体制強化
市町村が退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について支援し、必要に応じて広域調整を行います。 また、妊産婦のメンタルヘルスの課題に対応するため、拠点病院や行政・産科・精神科等の関係機関により地域のネットワーク体制を構築・運用します。	

(4) 産前産後から子育て期を通じた切れ目のない支援提供

①	低出生体重児の育児支援
低出生体重児を育児する保護者を支援するため、子に応じた発育状況を記録でき、医療的ケアが必要な場合等にも役立てられるようにするとともに、医療従事者等との情報共有にも活用できる母子健康手帳のサブブック¹⁵を作成します。	

15 県が低出生体重児の育児支援のために作成した、それぞれの児に応じた発育発達の状況や治療等の経過を記録できる手帳「かながわリトルベビーハンドブック」のことです。

②	S N S 児童虐待防止相談事業【再掲】
コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家庭の悩みなどの相談を幅広く受け付けます。	
③	女性に向けた未病改善情報発信
女性に特有の健康課題(若年女性のやせ、月経困難症、更年期症状・更年期障害等)に焦点を当て、幅広い世代の女性に「自分事」として未病改善に取り組んでいただけるよう、ウェブサイトやSNS等による普及啓発を行います。	
④	災害時小児周産期リエゾン会議の開催
平時において、県が行う災害時の小児・周産期医療提供体制のあり方の検討、訓練・研修の企画、人材育成等について、助言及び支援を行うための会議を開催します。	

(5) 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊産婦等への支援【再掲】

(6) 乳幼児健診等の推進

①	先天性代謝異常等への対応及び新生児聴覚検査に関する取組の推進
新生児における先天性代謝異常等を早期に発見し、適切な治療につなぐため、新生児マススクリーニング検査¹⁶等を行うとともに、対象疾患の拡充を推進するため、国の実施する実証事業に参画します。 また、聴覚障害の早期発見・早期治療を図るため、小規模の産科医療機関等に対し、聴覚検査機器の購入経費の一部を補助します。	
②	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実【再掲】
妊産婦が居住する市町村によって妊娠期から子育て期の支援に差が生じないように、市町村の母子保健事業や児童福祉との連携の状況を確認し、必要に応じて体制整備や事業評価による精度管理等の支援を行います。	
③	乳児家庭全戸訪問事業等の支援
市町村が実施している「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」の円滑な実施を支援するとともに、これらの事業の従事者に対して個別支援のスキルを上げるための研修会を実施します。	

16 新生児に先天性の代謝異常等の病気がないか調べるため、全ての新生児を対象に行う血液検査。早期に発見し、治療を開始することで、発症や障害の発生を予防することを目的としています。

重点施策2 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実

【個別施策】

- (1) 待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等
- (2) 幼児教育・保育の質の向上、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善
- (3) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援
- (4) 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

(1) 待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等

①	保育所等利用待機児童解消に向けた取組
国及び市町村と連携して、保育所等の受け皿整備を進めます。また、特に人数が多い0、1、2歳児の待機児童の解消に向け、いわゆる「3歳の壁」対策としての連携施設の確保、一時預かり事業の利用拡大やこども誰でも通園制度の実施等の様々な取組を市町村と連携して進めます。	
②	保育所等利用待機児童解消に向けた市町村との連携
神奈川県保育対策協議会¹⁷における市町村との情報交換や、市町村の保育提供区域ごとの待機児童数の見通しの把握等を通じ、市町村との連携の強化を図り、待機児童の解消を図ります。	
③	認定こども園の普及促進
認定こども園の制度や認定こども園化のための手続方法などについてわかりやすく周知するとともに、個別相談に対応し、引き続き認定こども園の普及を図ります。	
④	幼児期の教育・保育の提供体制の確保に係る支援
実施主体である市町村が子育て家庭のニーズに合った幼児期の教育・保育の提供体制を計画に基づき確保できるよう、保育所や認定こども園等の認可・認定を行うほか、市町村と連携して支援を行います。 また、質の高い教育・保育が提供されるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等に対して指導・助言を行います。	

17 子ども・子育て支援法附則第14条第4項の規定に基づき、保育の需要に応ずるための市町村の取組を支援するため、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整が必要なものは特に専門性の高いものについて協議するため、平成30年に県が設置したものです。

⑤	認可外保育施設の質向上
認可外保育施設の質の向上を図るため、施設の改修やICT化、安全対策に対して補助を行います。 また、認可化を希望している認可外保育施設を対象に、専門家による指導・助言を行うなど認可化支援に取り組み、給付対象施設の確保を図ります。	
⑥	地域型保育事業と連携施設の円滑な連携に係る支援
地域型保育事業の利用者が3歳となった以降も切れ目なく教育・保育の提供を受けられるよう連携施設の設置の促進や相互連携について、市町村と連携して進めます。	
⑦	延長保育事業、休日保育、私立幼稚園における預かり保育への支援
保護者の保育ニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育所等での預かりを行う延長保育事業を実施する市町村への支援を行います。 また、正規の教育時間前後及び休業日に預かり保育を実施する私立幼稚園を支援します。	
⑧	病児保育事業への支援
病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に病院・保育所等に付与されたスペースで預かる病児・病後児保育事業を実施する市町村への支援を行います。 また、病児保育施設の利便性向上のため、ICT化の支援を行います。	
⑨	子育て短期支援事業への支援
保護者が病気などの理由により、家庭で養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設などで保護を行う子育て短期支援事業を実施する市町村への支援を行います。	
⑩	地域子育て支援拠点事業への支援
子育て親子の交流の場の提供と交流の促進や、子育て等に関する相談・援助の実施などの事業を行い、地域の子育て支援機能の充実を図る地域子育て支援拠点事業を実施する市町村への支援を行います。	
⑪	私立幼稚園等における地域開放の推進
地域住民に対して、園地園舎を開放したり、子育て講演会・子育て相談・親子のふれあい交流・地域とのふれあい交流等の事業を実施している学校法人立幼稚園（法人化予定園を含む）の人件費及び管理経費に対し補助します。	

(2) 幼児教育・保育の質の向上、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善

①	幼児期の教育・保育の提供体制の確保に係る支援【再掲】
実施主体である市町村が子育て家庭のニーズに合った幼児期の教育・保育の提供体制を計画に基づき確保できるよう、保育所や認定こども園等の認可・認定を行うほか、市町村と連携して支援を行います。また、質の高い教育・保育が提供されるよう、幼稚園、保育所、認定こども園等に対して指導・助言を行います。	
②	認定こども園等の環境整備
認定こども園の設置に必要な環境整備を支援するとともに、通常教育時間の前後や長期休業期間において希望者を対象に行う教育活動等を行う私立幼稚園の運営に要する費用の一部を補助します。保育士等の業務負担軽減に向けて、①登降園管理、②保護者との連絡、③保育計画・記録、④実費徴収等のキャッシュレス決済等のためのシステム導入等を支援していきます。	
③	私立幼稚園等の環境整備
学校法人立の認定こども園等及び社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園が幼児教育の質の向上に必要な環境の緊急整備を実施するための経費に対し補助を行います。	
預かり保育を実施する私立幼稚園及び認定こども園に対し、保護者及び園の経費負担の軽減を図るための補助を行います。	
学校法人立の認定こども園等に対し、教育に係る資料の電子化に必要なICT環境の整備に必要な費用の補助を行います。	
④	保育士等の資質向上に向けた研修支援
乳児保育及び幼児教育に関する理解を深め、適切な環境を整備し、個々の子どもの発達の状態に応じた保育を行う力を養う等保育士の資質を向上し、実践的な研修を行います。	
⑤	施設型給付施設及び地域型保育事業の利用者に対する個人給付
子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちに質の高い幼児教育・保育の機会を提供するため、幼稚園・保育所等の運営費を支援するとともに、幼稚園・保育所などを利用するすべての3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯を対象に、利用料を無償化します。	
⑥	私立幼稚園への支援
私立幼稚園における教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び学校経営の健全性の向上を図るため、幼稚園の運営に要する人件費やその他教育経費に対して補助します。	

⑦	送迎バスの安全管理の徹底
幼稚園や保育所等において、送迎バスに子どもが置き去りにされないよう、安全対策に関する事例を幼稚園・保育所等に提供するとともに、事故防止に関する啓発などを行い、安全管理を徹底します。	
⑧	児童等が利用する施設の安全確保対策の推進
保育所等における児童の安全確保等のため、施設における火災・地震等の災害時に備え、職員等の防災教育及び災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導体制を充実させるなど、施設の総合的な防災対策を図る取組を市町村や保育所等と連携して取り組みます。	
⑨	幼稚園や保育所等に対する耐震化への支援
私立幼稚園等が耐震診断調査を実施する際に要する経費に対して補助します。 また、保育所等の耐震化に係る費用が補助対象に含まれることも家庭庁の交付金の周知など、耐震化への支援を行います。	
⑩	地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援
一定の基準を満たす幼児教育類似施設等を利用する保護者に対して、利用料の一部を補助します。また、県のホームページに多様な保育に関するページを設けます。	
⑪	保育所、児童福祉施設への指導・監査
保育所や児童養護施設などへの指導監査の機会を通じ、保育の質の向上を図ります。 また、主に幼保連携型認定こども園の教育・保育の指針となる「教育・保育要領」の周知を図り、質の向上を図ります。	
⑫	幼稚園・保育所・小学校等の連携
小学生や教職員との交流活動や、小学校と協働して、5歳児から小学校1年生の架け橋期のカリキュラムを編成・実施等を行っている保育所に対し支援し、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を促進します。 関係所属・各市町村等が連携し、地域の課題に的確に対応するための幼児教育推進体制の充実を図ります。	
⑬	幼保小の架け橋プログラムの推進
「幼保小の架け橋プログラム」を踏まえた事例発表や協議、講演などを含む研修講座の開催、会議等に参加できる体制を整え、就学前教育と小学校教育の円滑な接続、校種間の連携を図ります。	

⑭	幼児教育の推進体制の構築
「幼児教育プロジェクト会議」を立ち上げ、幼児期と接続期の教育の質の向上をめざし、県内の幼稚園・保育園・認定こども園における幼児教育の実態把握に努めます。そして、「幼保この相互理解」や「幼保こ小の接続」、「園で支援を必要としている子どもへの十分な支援」などについて協議し、幼児教育の推進体制の構築を図ります。	
⑮	幼児教育に関する情報提供
幼児教育充実のために、文部科学省や県における幼児教育に関する動きや情報を、全県指導主事会議や担当者会議等で共有し、幼稚園教育の今日的課題や現在の事業等について協議するなど、市町村教育委員会と連携して幼児教育の充実を図ります。	

(3) 特別な配慮を必要とする子どもへの支援

①	医療的ケア児に対する保育支援
保育所等において医療的ケア児の受入れのための体制の整備や、医療的ケアに関する知見を有する保育士・看護師の配置、喀痰吸引等研修の受講等に係る費用を補助するほか、市区町村等における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定など、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築するための事業を行う市町村を支援します。	
②	医療的ケア児の受入れ等に係るアドバイザー派遣
医療的ケア児の受入実績が豊富な施設の職員等を、医療的ケア児を受け入れようとする施設等に派遣し、医療的ケア児を保育する上でのノウハウや体制づくりについて、講義や実地研修を行います。	
③	インクルーシブ保育 ¹⁸ の推進
多様な子どもたちが安心して保育サービスを受けられるよう、より当事者目線に立った保育の実践を目指します。	

18 子ども障害の程度などに関係なく、一緒に過ごす保育のこと。子どもを様々な理由で線引きせずに、それぞれの個性を認め、共に育ちあう保育環境づくりを目的としています。

(4) 保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等

①	幼稚園教諭、保育教諭、保育士等を対象とした研修の実施
職員の経験年数等、段階に応じたスキル向上のための研修を体系的に行い、質の向上を図ります。また、幼稚園教諭、保育教諭、保育士等の合同研修を行い、相互理解を図ります。加えて、保育実践に関する専門性を有する者（園長経験者等）を活用して、教育内容や指導方法等について新規採用教員への指導、人材育成を図ります。	
②	幼稚園教諭・保育士等のキャリアアップの取組への支援
保育所に勤務する保育士を対象とした研修、調査研究、情報収集等を実施する保育センターを運営する学校法人に対し、事業費等を県、横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市が協調して補助します。	
③	幼稚園教諭等による研究協議
教職員の指導力を高め、幼児教育の振興・充実を図るため、幼稚園・認定こども園・保育園の教育課程編成及び実施に伴う諸課題並びに幼児教育を取り巻く諸課題についての専門的な講義を行い、幼稚園教諭、保育教諭、保育士等が合同で研究協議等を行います。	
④	保育士確保の取組
神奈川県保育対策協議会の場合を活用し、保育士確保に係る効果的な方策について市町村とともに検討し、計画的に保育士確保の取組を進めます。 また、養成施設卒業者の保育所等への就職率を上げるため、就職までのきめ細かいサポートを提供し、新規保育士の確保を促進します。	
⑤	新たに保育士資格を取得する者を増やす取組
地域限定保育士試験の実施による受験機会の拡大や、指定保育士養成施設に在学し保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付けるなど、新たに保育士資格を取得する者を増やす取組を行います。	
⑥	潜在資格者幼稚園教諭・潜在保育士の復帰促進支援
復帰等支援研修、現場見学・職場体験、就職相談会などの事業を実施し、潜在教員の現場復帰のための支援を行い、教員確保が困難な幼稚園を支援します。 また、保育士・保育所支援センター事業により、潜在保育士に対し、個別相談に応じるなどの職場復帰支援を、県と政令・中核市が共同で行います。また、就職支援セミナーや就職相談会等を開催し、現場復帰の働きかけを行うほか、団体が行う同様の取組に対し支援を行います。	

⑦	保育士等の確保・負担軽減に対する取組
県が保有する保育士登録情報を活用して潜在保育士を把握するとともに、潜在保育士や一般の人（学生やシニア等）を対象に、保育所等において体験・実習を実施します。	
⑧	公定価格の処遇改善等加算
保育士等の給与について、国が定める公定価格上の加算により、保育士等の処遇改善を図っていきます。	
⑨	処遇改善や配置改善等の検証を踏まえた公定価格の改善に向けた支援
保育所等から報告があった経営状況の集計、分析及び公表を行うことにより、職員の処遇改善の一層の推進を図っていきます。	
⑩	保育士の宿舎家賃（宿舎借上げ）に向けた支援
保育所等が借り上げた保育士の宿舎の家賃（借上代）を補助することにより、保育士の処遇を改善し、保育所等における保育士確保を促進させるとともに、保育士の就業継続支援を図ります。	
⑪	処遇改善加算Ⅱに係る保育エキスパート等（保育士等キャリアアップ）研修
保育士が保育の専門性を高めるため、それぞれの職務内容に応じた専門性の向上を図ることができる研修を実施するとともに、研修を修了し一定の要件を満たした保育士に、給与の処遇改善を行います。	
⑫	幼稚園における処遇改善への支援
私学助成の対象となる幼稚園における、教職員の給与を上乗せする処遇改善に係る経費に対して補助します。	
⑬	幼児教育推進体制の充実
県・県教育委員会・各市町村等が連携し、地域の課題に的確に対応するための幼児教育推進体制の充実を図ります。	

重点施策3 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等

- (1) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実等
- (2) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進
- (3) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備
- (4) 道徳教育の推進、道徳心の育み
- (5) 学校や地域における子どもの体力の向上のための取組
- (6) 学校保健の推進
- (7) 学校給食の普及・充実、食育の推進

(1) 学校における働き方改革や処遇改善、指導・運営体制の充実等

①	学習指導方法の工夫・改善、学校における働き方改革の推進
持続可能な学校運営と神奈川の教育の質を高めるために、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に基づき、引き続き、全県立学校へ業務アシスタントを2名配置するとともに、全市町村立小・中・特別支援学校へスクール・サポート・スタッフを配置します。	
②	私立高等学校等への支援
私立高等学校等において、教員の負担軽減等のため教員業務支援員を配置した場合、その経費に対して補助します。	
③	統合型校務支援システムの運用
県立高校等における学校運営を支える情報基盤として、全校のシステムを運用するサーバ等を集約し、統一したシステム運用を図ります。教務系、学籍系、学校事務系の業務に加え、保健系の業務について扱います。	
④	G I G Aスクール構想 ¹⁹ の推進
I C Tを活用した教育活動をより円滑に展開するため、I C Tサポートデスク（仮称）を設置し、県立学校を支援します。 また、全市町村教育委員会が参加する「神奈川県G I G Aスクール推進協議会」を開催し、各地域のI C T活用の取組の好事例を共有するとともに、課題解決に向けた協議を行います。	

19 1人1台端末と、通信ネットワークを一体的に整備することで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、資質・能力が一層確実に育成できる教育I C T環境を実現する構想です。

(2) コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

①	コミュニティ・スクール ²⁰ の推進
コミュニティ・スクールを全県立学校に設置し、地域住民や保護者等との協働による取組を進めます。また、市町村立学校については、学校・家庭・地域の連携・協働体制を構築し、幅広い地域の方々の参画による、多様な教育活動を有機的に組み合わせて総合的に支援することにより、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていく社会を実現するとともに、学校を核とした地域の活性化をめざします。	
②	コミュニティ・スクール及び小中一貫教育の推進に関する研究協議
社会に開かれた教育課程を編成し、子どもの生きる力を育むことをめざし、コミュニティ・スクール及び小中一貫教育の推進についての情報共有及び協議を行います。	
③	地域学校協働活動の推進
公立学校において地域と連携・協働する体制を構築するため、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を推進します。その際、学校と地域をつなぐ人材として、地域学校協働活動推進員の資質向上等を図ることにより、子どもたちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを推進するとともに、地域や子どもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進します。 なお、市町村（政令・中核市を除く）に対しては、事業費の一部を補助します。	

(3) 地域のスポーツ・文化芸術環境の整備

①	部活動の地域移行
休日の部活動の段階的な地域移行と地域スポーツ・文化芸術等の環境の一体的な整備に向け、スポーツ団体・文化芸術団体等との連携、指導者の確保、部活動指導員配置促進等を総合的に推進します。	

20 コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは、学校・保護者・地域の方々が力を合わせて学校の運営に取り組む事ができる仕組みのことです。

(4) 道徳教育の推進、道徳心の育み

①	豊かな心の育成及び道徳教育等の推進
県及び地区道徳教育研修講座を開催するとともに、よりよい生き方を実践する力を育む道徳教育の推進事業の推進校の取組を道徳教育担当者会議や全県指導主事会議等において、県内に広く発信するなどして、公立小・中学校の道徳教育の推進を図ります。	
②	「いのちの授業」等の推進
道徳科等を中心に、「いのち」のかけがえのなさや、互いに支え合って生きる大切さ等を学び、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念について考える「いのちの授業」の取組を各学校や家庭、地域で推進します。	
③	人権啓発事業こんな子いるよね
子どもの頃から、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女平等・人権尊重の意識や仕事と家族的責任を担える能力を育成していくことが必要と考え、県では、小学5年生向けの男女共同参画教育参考資料を作成・配布し、学校教育で活用できるよう支援を行います。	
④	人権啓発事業Be myself等
「自分を大切にすること、相手を思いやることの大切さ」を啓発し、DVを未然に防ぐため、中学生に啓発冊子を配布します。 また、スポーツ団体と連携して保育園児向け人権教室を実施します。	
⑤	デートDV防止啓発事業
デートDVの予防・啓発の取組を実践しているNPOと連携を図り、どこにでもありそうな恋人同士の会話等を題材として参加しながら学べる講座を実施します。 また、高校生を対象としたデートDV防止啓発冊子「ちょーカンタンデートDVの基礎知識」を作成・配付するとともに、冊子の内容を基にしたデートDV防止啓発動画を公開し、相談窓口も紹介します。	
⑥	子ども人権推進事業
いじめや体罰、虐待等の人権侵害から子どもを守るため、電話相談「人権・子どもホットライン」や施設職員を対象とした人権擁護研修、基幹的職員研修を実施します。 また、児童相談所が第三者評価機関から業務内容について評価を受けることにより、効果的な質の向上を図ります。こうした取組により、子どもたちの最善の利益や意見表明権を確保することにより、子どもたち一人ひとりの主体性と人権を尊重します。	

(5) 学校や地域における子どもの体力の向上のための取組

①	学校における体育・スポーツ活動、健康教育の充実
子どもの体力・運動能力の向上や運動習慣の確立、生活習慣の改善をめざす「子ども☆キラキラプロジェクト」に基づき、「体力向上キャラバン隊」の派遣等による教員の指導力向上、「運動習慣カード」の作成等による子どもの運動への意欲の向上等、学校における健康・体力づくりに係る取組の推進を図ります。	
②	健康・体力づくりの推進
新体力テストの結果の活用方法や学校全体での体力向上のための取組等に係る知識や考え方、指導方法等について、講義・協議を行うことにより、児童の体力向上に関する指導力の向上と各校における取組の推進を図ります。	
③	参加した誰もが満足できる学校部活動
学校部活動を通して、子どもたちが豊かな学校生活を送るとともに、部活動にかかわるすべての人が、充実感や達成感を味わい楽しめる部活動を推進します。子どもの健やかな体や体力づくりの推進にも資する部活動が、将来的にも高い教育的価値を示す持続可能な活動となるよう、適切な部活動運営の推進を図ります。	

(6) 学校保健の推進

①	学校保健関係者への研修等による児童・生徒のメンタルヘルス対策の推進
様々な心の問題を抱えている児童・生徒への対応を充実させるために、学校における健康観察や健康相談の知識や技術に関する研修講座を、養護教諭を対象に開催し、健康観察及び健康相談技術や連携の質の向上を図ります。 また、学習指導要領に基づき行われる各校の取組や教育実践に対し、各校より相談等があれば、適宜指導助言を行います。 加えて、子どもたちの喫緊の課題である様々な心と体の問題に対応するため、公立学校教諭等を対象に、心身の健康の保持増進に係る知識や考え方、指導方法等について、講義・協議を行うことにより、心と体の健康教育に関する指導力の向上を図ります。	
②	県立特別支援学校児童生徒への歯科保健指導
県立特別支援学校の児童生徒の歯科保健向上を目的として、歯科衛生士等による歯科保健指導を実施します。	

(7) 学校給食の普及・充実、食育の推進

①	学校給食における県内産農林水産物の活用促進
	公立小・中・特別支援学校における「かながわ学校給食地場産物利用促進運動」の実施により、県内産農林水産物や季節の食材を使用した給食を提供し、それを活用した食育の推進を図ります。
②	学校給食に係る表彰及び研修等の実施
	学校給食優良学校等の表彰、学校給食関係者を対象とした研修講座等・衛生管理会議等の実施により、学校給食の環境整備を図ります。
③	学校における計画的な食育の指導支援
	公立学校教諭、栄養教諭等に対する食に関する研修講座等及び会議を実施するほか、栄養教諭の配置の拡充を行うことで、栄養教諭を中核とした食育の推進を図ります。
④	食育の推進
	県民一人ひとりが食に関する理解を深め、健全な食生活を実践することにより、誰もが元気に笑顔で、長生きできる神奈川の実現に向けて、かながわ食育月間における普及啓発等を行い、食の大切さについての理解の促進を図ります。
⑤	リスクコミュニケーションの推進等【再掲】
	学識経験者、食品関連事業者及び県民の代表で構成される審議会を開催し、食の安全・安心の確保に関する重要事項について審議し、施策へ反映します。 また、講座等を開催し、食の安全・安心に関する様々な情報提供、意見交換を実施することでリスクコミュニケーションを推進します。 さらに、子どもを対象にした食育のための食品安全のリーフレットの配布やインターネットを活用した情報提供を行います。

重点施策4 居場所づくり

【個別施策】

- (1) 子ども・若者の目線に立った多様な居場所づくり
- (2) 放課後児童対策

(1) 子ども・若者の目線に立った多様な居場所づくり

①	子どもの居場所づくりの環境整備
「こどもの居場所づくりに関する指針」を踏まえ、市町村の取組を支えるとともに、子どもの居場所の担い手を増やすため、NPO団体・企業等と連携するなど、広域的な子どもの居場所づくりの環境整備を行います。	
②	子どもの居場所づくりの推進
不登校の子どもへの支援に関するノウハウのあるフリースクール等との連携により、子どもが安心できる居場所づくりの充実を図ります。	
③	メタバースを活用した居場所づくり事業
障害など様々な理由で生きづらさを感じている人々が、対話などにより新たな仲間づくりを通じて自らの悩みの軽減や生き方の再発見につながるよう、メタバース上でF I K A（茶話会）プログラムを実施します。	
④	メタバースを活用した不登校の子どもへの支援
不登校やひきこもりの子どもの社会的自立に向けて、フリースクール等と連携したメタバースでの支援等を実施し、メタバースを活用した子どもの居場所を提供します。	
⑤	子どもの居場所づくりに対する支援
地域で子ども支援活動を担う人材の育成や活動のネットワーク化を促進するため、専門的な研修を実施し、地域における子どもを支援する体制の充実を図ります。	
⑥	フリースクール等に通う児童・生徒への経済的支援
不登校の児童・生徒がそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場を利用できるよう、フリースクール等に通う子どもの保護者等を支援する市町村に補助を行います。	

⑦	高校内居場所カフェ運営団体への補助
ひきこもりの長期化・困難化を未然に防止するため、在学中及び卒業後も信頼できる大人とつながりを持てる「高校内居場所カフェ」を運営する団体に補助を行います。	

(2) 放課後児童対策

①	放課後児童クラブの設置・運営に対する支援
放課後児童クラブの設置・運営を行う市町村に対し支援を行います。 また、他の市町村の取組状況をわかりやすく情報提供するとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図るため、常勤の放課後児童支援員を複数配置した場合の補助を拡充します。	
②	放課後児童クラブと放課後子ども教室 ²¹ の連携・協力を促進するための支援
市町村が実施する放課後児童クラブと放課後子ども教室の取組促進が図られるよう、「神奈川県学校・家庭・地域連携協力推進委員会」において、放課後対策の総合的な在り方を検討し、情報を共有します。 また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施に当たり、知事部局と教育委員会が連携・協力し、現場スタッフ等を対象とした研修を実施して市町村を支援します。	
③	放課後児童支援員の認定資格研修等の実施
放課後児童支援員として必要な知識・技能を修得し、有資格者となるための研修等を実施します。 また、児童の安全管理、生活指導、遊びの指導等を行うための計画的な研修を、放課後児童クラブの従事者を対象に実施します。	
④	放課後児童クラブにおける障害児の受入れの促進
放課後児童クラブにおける障害児の受入れを促進するために、障害児の受入れに必要な専門的知識等を有する支援員等の配置や、受け入れるために必要な改修、設備の整備・修繕及び備品の購入への支援を行います。	

21 すべての子どもを対象に、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施するものです。

⑤	特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組
放課後児童クラブに従事する放課後児童支援員等を対象とした放課後児童支援員等資質向上研修において、「特別な配慮を必要とする児童への対応」を内容に盛り込んだ科目を設置します。 また、放課後子ども教室において、特別な配慮を必要とする子どもたちの活動をサポートできるよう、「特別支援サポーター」を配置する市町村へ支援を行うほか、県主催の放課後子ども教室の現場スタッフ等対象の研修では、「特別な配慮を必要とする児童への対応」を内容に盛り込み、適切な対応を指導します。	
⑥	ひとり親家庭等への放課後児童クラブ利用料支援
ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブの利用料の一部を補助し、経済的な理由によりクラブを利用できないことのないよう支援します。	
⑦	放課後子ども教室の設置促進
子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）として放課後子ども教室を設置し、子どもたちの様々な体験学習活動、地域住民との交流活動等の取組を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、事業費の一部を補助します。	
⑧	児童館の運営に対する支援
健全な遊びを通じて、児童の集団指導や個別指導を行うほか、地域の子どもの健全育成に必要な活動を行う児童館の運営支援として、市町村を通して国の通知などを情報提供していきます。	
⑨	子ども食堂の活動継続支援【再掲】
学校でも家庭でもない第3の居場所として地域の中で重要な役割を果たす子ども食堂に対して、寄付物品の受入れ調整や、利用したい方が子ども食堂の情報にアクセスしやすい環境整備を行い、子ども食堂の側面的な支援を行い持続可能な体制づくりを進めます。	

IV 主要施策の取組

【参考】放課後児童クラブの量の見込みと目標整備量

【県全域】（各年度4月1日時点）

（単位：人）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数	421,384	412,693	400,644	389,572	378,404
量の見込み ①	85,438	86,090	85,672	85,276	85,435
目標整備量 ②	94,907	95,283	95,160	95,213	95,028
需給差 ②－①	9,469	9,193	9,488	9,937	9,593

※ 各年度の児童数、量の見込み、目標整備量の数値は、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を県全域で集計したもの

【放課後児童クラブにおける待機児童解消に向けた取組】

- ・ 待機児童の受け皿確保を促進するため、待機児童が発生している、又は発生する可能性がある市町村において、放課後児童クラブを整備する場合等の費用の一部を国庫補助に上乗せする形で補助します。
- ・ 放課後児童支援員認定資格研修を実施し、放課後児童支援員を養成することで、人材確保に努めます。
- ・ 資格を持たない一般の学生やシニア等をクラブに派遣し、体験・実習の機会を提供するとともに、クラブ職員の負担軽減を図ります。

重点施策5 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

- (1) 小児医療体制の充実
- (2) 小児医療における医療・保健・福祉の連携
- (3) 性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援
- (4) 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等

(1) 小児医療体制の充実

①	小児救急医療体制の整備
小児に対する休日夜間の救急医療体制の充実を図るため、休日夜間急患診療所や、14の小児医療圏での病院群輪番制に参加する病院等において必要となる小児科医師の確保等に対して補助を行います。 また、小児医療施設を開設する事業者の施設整備費などに対して補助を行うことにより、県民が安心して子育てが行える環境整備を促進します。	
②	小児救急電話相談の実施
夜間等における子どもの体調や病状に関し、保護者等がすぐに医療機関を受診させた方がよいか判断に迷った場合に、電話により看護師等が必要な助言等を行う、かながわ小児救急ダイヤルを毎日18時から翌8時まで実施します。 この取組により、保護者等の不安を軽減するとともに、不要不急な救急受診を抑制し、小児救急医療提供体制の維持を図ります。	
③	小児在宅医療の充実
小児に対する在宅支援や医療・福祉等の関係機関間の連携体制構築に向け、県内の在宅療養児を扱う医療従事者への実技研修や、NICU（新生児集中治療管理室）等からの退院後に在宅医療へ移行する小児等が安心して療養することができるよう、小児等の在宅療養を支える体制を構築する取組を行います。	
④	新興感染症の発生・まん延に備えた医療措置協定の締結
新興感染症の発生・まん延時に、円滑に医療を提供することができる体制を事前に確保するため、県と医療機関等の間で医療措置協定を締結します。	

(2) 小児医療における医療・保健・福祉の連携

①	医療的ケア児への支援の充実
医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにするため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる庁内関係課による協議を行うとともに、支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーター等を養成します。 また、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児等とその介護を担う家族等が、地域で安心して生活するため、県所管域の中核的な小児医療機関等の協力を得て、短期入院（メディカルショートステイ）により、対象児等の一時的な生活の場を確保します。	

(3) 性と健康に関する普及啓発・相談支援

①	性と健康の相談センターの運営
男女問わず、性と生殖に関するライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施するため、保健福祉事務所を「性と健康の相談センター」と位置付け、健康相談や健康教育、相談員に対する研修等を行います。	
②	青少年エイズ・性感染症予防講演会
県域の中学校や高等学校等の学生を対象としたエイズ・性感染症に関する講演会を実施するとともに、青少年の発達段階に応じたパンフレットを発行し、配布します。	

(4) 予期せぬ妊娠、性感染症等への適切な相談支援等

①	予期せぬ妊娠等により不安を抱える若年妊婦等への相談支援【再掲】
若年妊婦等が抱える予期しない妊娠や出産に関する悩みや不安を軽減するため、アプリや電話等を活用した相談支援を行うとともに、継続的な支援が必要な場合には、関係機関と連携した支援を行います。	
②	青少年エイズ・性感染症予防講演会【再掲】
県域の中学校や高等学校等の学生を対象としたエイズ・性感染症に関する講演会を実施するとともに、青少年の発達段階に応じたパンフレットを発行し、配布します。	
③	教育課題研修
公立学校教諭、養護教諭等に対し、性に関する指導・エイズ教育のあり方や指導方法について研修し、実践的指導力の向上を図ります。	

重点施策6 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

【個別施策】

- (1) 主権者教育の推進
- (2) 消費者教育の推進
- (3) ライフデザインに関する意識啓発・情報提供
- (4) 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

(1) 主権者教育の推進

①	学校における主権者教育の推進
参議院議員通常選挙の際に、全ての県立学校で模擬投票を実施しており、事前・事後の学習と合わせて、政治や選挙について学ぶ機会を設けます。 また、主権者教育アドバイザーの派遣について各県立学校へ周知し活用を促すとともに、高校生に選挙についての出前講座を行う機会を増やし、生徒の意識啓発を図ります。 さらに、市町村立学校においては、児童・生徒が発達の段階に応じて、自分の身の周りや住んでいる地域等の身近な問題から現実社会における社会的な諸問題を自分のこととしてとらえ、主体的に社会参画できる力の育成をめざします。	

(2) 消費者教育の推進

①	若者向け消費者教育の推進
学校における消費者教育を推進するため、学校における消費者教育推進協議会を設置し、課題の解決を図ります。 また、中学生向け、高校生向けの教育資料及び教員用解説書を作成・配布し、授業等で活用するとともに、消費者教育教員研修を実施し、教員の消費者問題への理解を促進するなど消費者教育を推進していきます。 加えて、若年者の消費者被害を未然に防止するため、高校生向けタブロイド紙を活用した啓発や地域や学校に出向いて各種出前講座を実施します。	
②	金融経済教育の推進
子ども・若者を含めた県民の金融リテラシー向上のため、神奈川県金融広報委員会、金融経済教育推進機構（J－F L E C）等関係機関と連携し、普及啓発に取り組めます。	

(3) ライフデザインに関する意識啓発・情報提供

①	男女共同参画意識の普及・啓発【再掲】
子どもの頃から、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識等を育てることができるよう、男女共同参画教育の充実を図るとともに、あらゆる分野への参画のための支援や、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた進路や生き方を選択できるようにライフキャリア教育を推進するなど、男女共同参画の理念の理解を進めるための普及啓発を行います。	
②	学校におけるライフデザインに関する教育の推進
高等学校学習指導要領に基づき、各教科・科目、特別活動及び総合的な探究の時間等で、各ライフステージの特徴などを踏まえた、生涯を見通した生活設計や、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくための教育を実施します。	

(4) 社会的・職業的自立に向けた学習、社会保障教育

①	シチズンシップ教育における実践的な学習活動の充実
県立高校等が行うシチズンシップ教育における、「法に関する教育」、「政治参加に関する教育」、「経済に関する教育」、「モラル・マナーに関する教育」の取組に係る講師謝金を支援し、外部の専門家と効果的に連携した実践的な学習活動の充実を図ります。	
②	中・高生の職場体験・高校生のインターンシップの推進
中・高生の職場体験などの実践的な取組を広く紹介する機会を設定するなどして、キャリア教育の推進・充実を図ります。県立高校等においては、全校でインターンシップの取組が円滑に実施されるよう、学校外の教育力も活用し、各地域の事業所、経済団体、行政機関等でのインターンシップの受入れに対する理解の促進を図るとともに、新規受入事業所の開拓や受入事業所との連絡調整等を推進するため、県内10地区にコンソーシアムサポーター²²を配置します。	
③	総合職業技術校におけるキャリア教育の実施
総合職業技術校において、近隣の小学校、中学校及び高等学校と連携・協力し、将来の社会的自立に向けて、職業観や勤労観を育む授業や体験活動などを効果的に活用したキャリア教育を実践します。	

22 新規受入事業所の開拓や調整等を行い、地区内の県立高校のインターンシップの推進及び外部機関とのコンソーシアムを通じた学習活動をサポートする人です。

④	県立高校におけるキャリア教育の推進
県立高校等におけるキャリア教育の推進の視点をまとめた指針に基づき、各県立高校等において「キャリア教育実践プログラム」を作成し、生徒一人ひとりが生涯を通じた自己の生き方、あり方について考え、勤労観、職業観を身に付け、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などを育成するために、入学から卒業までを見通した計画的なキャリア教育を推進します。	
⑤	高校生学習活動コンソーシアム事業
県立高校生学習活動コンソーシアム協議会を設置し、これまでの取組状況や連携事例の報告、意見交換をとおして、県立高校等と大学・短大・職業技術校並びに専修学校・各種学校等の教育機関及び企業、研究機関との連携を拡充するとともに、生徒の主体的な学びへとつながる様々な教育機会の提供の充実を図ります。	
⑥	県立の専門高校におけるデュアルシステムの推進
農業、工業など県立の専門高校における長期間の企業における実習の推進に向け、産業界との調整や地域の課題を解決するプログラムの開発などについて、専門的見地を持ってコーディネートできる組織を整備します。	
⑦	労働教育の推進
高校生等の若い世代を対象に、労働・雇用に関する決まり（ワークルール）や、働くことの意味や社会人としてのマナーなどに関する理解を促進するため、高校生向け労働資料「知っておこう！働くときのルール」の作成、配布を行います。	
⑧	社会保障教育に関する教材の内容の充実・周知
厚生労働省が作成した高校生向け副教材「人生100年時代の社会保障を考える」の公民科や家庭科における活用について周知します。	
⑨	租税教育の充実
国や地方の財政を支える租税の意義や役割への理解が深まるよう、関係機関と連携し、学校等における租税教室の開催を支援・推進するなど、租税教育の充実を図ります。	

重点施策7 いじめ防止

【個別施策】

(1) いじめの防止対策の強化

(1) いじめの防止対策の強化

①	いじめ・暴力行為等の未然防止対策の実施
「かながわ元気な学校ネットワーク」として、学校、保護者、関係機関・団体等、地域社会全体が一体となり、各学校や各地区において、子どもがいじめや暴力行為等について自主的に考えるための取組を推進するとともに、家庭でのコミュニケーションを大切にすることを保護者に啓発するための「ファミリー・コミュニケーション運動」等、県民への啓発活動に取り組みます。	
②	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置
心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置するとともに、社会福祉に関して専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。	
③	「かながわ子どもサポートドック」の推進
スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と協働し、様々な困難を抱える子どもたちを、プッシュ型面談等を通じて早期に把握し、医療や福祉等の関係機関による支援へとつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進します。	
④	スクールライフサポーターの派遣
公立小・中学校における問題行動等の未然防止や将来教育に関わる意欲のある大学生等の資質向上に資することを目的に、大学と連携して、大学生等を県内（政令市を除く）の公立小・中学校に派遣し、教員とは違う立場で子どもたちと関わります。	
⑤	いじめ問題対策の推進
県いじめ防止基本方針に基づく施策の効果的な実施に資するため、関係機関相互の連携を図り、連絡調整を行う協議会を設置するとともに、公立学校におけるいじめ防止に係る調査研究や県立学校におけるいじめの重大事態に係る調査を実施する調査会を設置します。 また、県立学校を調査主体とする重大事態に関して、学校に設置する組織に第三者の参加を図るための体制を整備します。	

⑥	私学団体に対する支援
各私学団体が実施するいじめ・暴力行為防止関連研修に対して支援を行います。	

重点施策 8 不登校の子どもへの支援

【個別施策】

- (1) 不登校の子どもへの支援体制の整備・強化
- (2) 不登校の子ども数の増加に係る要因分析

(1) 不登校の子どもへの支援体制の整備・強化

①	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置【再掲】
心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置するとともに、社会福祉に関して専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。	
②	「かながわ子どもサポートドック」の推進【再掲】
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と協働し、様々な困難を抱える子どもたちを、プッシュ型面談等を通じて早期に把握し、医療や福祉等の関係機関による支援へとつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進します。	
③	オンラインを活用した面談の実施
相談・指導を受けていない、90日以上欠席していたり、家から出ることが難しかったりするなど、社会とのつながりが少ない児童・生徒を対象に、オンラインを活用した面談を実施します。	
④	市町村の教育相談機関との連絡会議
教育相談の充実を図るために連絡会議を開催し、市町村の教育相談機関との連携を推進することで、児童・生徒への支援の充実を図ります。	
⑤	フリースペース等を運営する団体への相談事業費の補助
地域でフリースペース等を展開し、ひきこもり、不登校等に関する相談を受けるNPO等の活動を促進するため、相談事業を実施するNPO等支援団体に対して、補助金を交付します。	
⑥	フリースクール等に通う児童・生徒への経済的支援【再掲】
不登校の児童・生徒がそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場を利用できるよう、フリースクール等に通う子どもの保護者等を支援する市町村に補助を行います。	

⑦	きめ細かな教育相談の実施
県立総合教育センターにおいて、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施します。学校教育に関する相談や、支援を必要とする児童・生徒の養育、進路に関する相談を本人、保護者、教員を対象として行います。	
⑧	S N S を活用したいじめ等相談窓口の設置
無料通信アプリ「LINE」を活用し、不登校やいじめ等様々な悩みに関する中高生からの相談を受け付けます。	
⑨	24 時間子ども SOS ダイヤル
不登校やいじめをはじめとして広く子どもの困りに対応するため、専用の電話相談窓口を設け、電話相談の経験がある心理士などの専門の相談員が、夜間・休日を含めて 24 時間 365 日対応します。	
⑩	高校生版教育支援センター「K-r o o m」の開室
不登校の高校生等の社会的自立を促すために、県立総合教育センターにおいて、学習支援を含めた支援を行う「K-r o o m」を開室します。	
⑪	不登校の児童・生徒の教育機会の確保の取組
フリースクールやフリースペースなどの N P O 等との連携・協働により、不登校の状態にある児童・生徒の教育の機会の確保に努め、児童・生徒の社会的自立を支援します。 また、十分に義務教育を受けられなかった人たち等、多様化する教育的ニーズに応じるため、中学校夜間学級の設置について、支援していきます。 学びの多様化学校²³や市町村の校内教育支援センターの効果的な取組事例を市町村教育委員会と共有し、不登校の子どもへの支援を充実していきます。	
⑫	子どもの居場所づくりの推進【再掲】
不登校の子どもへの支援に関するノウハウのあるフリースクール等との連携により、子どもが安心できる居場所づくりの充実を図ります。	
⑬	メタバースを活用した不登校の子どもへの支援【再掲】
不登校やひきこもりの子どもの社会的自立に向けて、フリースクール等と連携したメタバースでの支援等を実施し、メタバースを活用した子どもの居場所を提供します。	

23 いわゆる不登校特例校。不登校児童生徒等の実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、特定の学校に置いて教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる特例については、平成 17 年 7 月から文部科学大臣の指定により行うことが可能となっています。

⑭	NPO等との連携による不登校相談会等の実施
不登校の児童・生徒の社会的自立や学校生活の再開に向けた支援を行うため、NPO等と連携し、不登校相談会や進路情報説明会等を実施します。	
⑮	ふれあい心の友の訪問援助
不登校児童や情緒障害児童などに対して、児童福祉に理解と熱意のある大学生など（メンタルフレンド）を派遣して、子どもの健全育成を援助します。	
⑯	私立高等学校等の体制整備に対する支援
不登校生徒の進路確保のため、不登校生徒の受け入れ体制を整備している私立高等学校に対して支援を行います。	

(2) 不登校の子どもの数の増加に係る要因分析

①	いじめ・不登校等の未然防止に向けた魅力ある学校づくりの推進
不登校・いじめ・暴力行為などの未然防止に向けた総合的な連携を推進するため、学校・家庭・地域関係機関が連携して学校を支え、魅力ある学校づくりを進めます。 また、不登校対策の現状と課題を整理し、不登校の未然防止につながる成果物の作成や研修プログラムの開発等を通して、子どもたちへの指導・支援のあり方について、学校・教職員に向けた発信をします。	

【コラム】教育と福祉の連携

教育と福祉は、密接に関連しています。

不登校、障害児、外国につながる子ども、貧困、ヤングケアラー等の子どもたちがそれぞれの困難と向き合う際に、学校だけでは対応できないことがあります。医療や福祉等の関係機関と相互に連携することで困難が解消されることがあります。

そこで、県としては、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と協働し、様々な困難を抱える子どもたちを適切な支援へとつないだり、NPO法人等が高校内に安心して過ごせる居場所を提供する中で、支援が必要となる高校生に早期にアウトリーチする取組への支援を行うなど、今後も教育と福祉の連携強化を図っていきます。

重点施策 9 校則の見直し

【個別施策】

(1) 校則の見直し

(1) 校則の見直し

①	校則の見直し、公表等の周知
	県立高校等において、校則は社会通念に照らして合理的と認められる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定め、時代の変化等により、実態に合わない内容は見直しを図ることとします。 また、校則の見直しに当たっては、子どもたちが主体的に参画できる機会を設けることや、校則を各学校のホームページに公開することなどを周知します。

重点施策 10 体罰や不適切な指導の防止

【個別施策】

(1) 体罰や不適切な指導の防止

(1) 体罰や不適切な指導の防止

①	体罰や不適切な指導の実態把握に向けた取組
公立学校（政令市が設置する学校を除く）の子どもや保護者等を対象に、学校生活全般における体罰等の実態把握に関する調査等を実施し、具体的な事案に対しては、適切な対応を講ずることで、子どもが安全かつ安心して学校生活を送ることができる環境の整備に努めます。	
②	体罰や不適切な指導の防止の取組
県内の公立学校に対して、体罰防止リーフレットの活用の促進及び人権教育研修を実施するとともに、各学校において体罰等の未然防止のための環境整備を行い、体罰等を認めない学校風土づくりに努めるなど、教職員による児童・生徒に対する体罰及び不適切な行為（指導）の防止に取り組みます。	

重点施策 11 高校中退の予防、高校中退後の支援

【個別施策】

- (1) 高校中退の予防
- (2) 高校中退後の支援

(1) 高校中退の予防

①	きめ細かな教育相談の実施【再掲】
県立総合教育センターにおいて、一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな専門性の高い教育相談を実施します。学校教育に関する相談や、支援を必要とする児童・生徒の養育、進路に関する相談を本人、保護者、教員を対象として行います。	
②	SNSを活用したいじめ等相談窓口の設置【再掲】
無料通信アプリ「LINE」を活用し、不登校やいじめ等様々な悩みに関する中高生からの相談を受け付けます。	
③	24時間子どもSOSダイヤル【再掲】
不登校やいじめをはじめとして広く子どもの困りに対応するため専用の電話相談窓口を設け、電話相談の経験がある心理士などの専門の相談員が、夜間・休日を含めて24時間365日対応します。	
④	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置【再掲】
心の問題に関して専門的知識を有する臨床心理士等をスクールカウンセラーとして配置するとともに、社会福祉に関して専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。	
⑤	「かながわ子どもサポートドック」の推進【再掲】
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等と協働し、様々な困難を抱える子どもたちをプッシュ型面談等を通じて早期に把握し、医療や福祉等の関係機関による支援へとつなぐ「かながわ子どもサポートドック」の取組を推進します。	
⑥	高校内居場所カフェ運営団体への補助【再掲】
ひきこもりの長期化・困難化を未然に防止するため、在学中及び卒業後も信頼できる大人とつながりを持てる「高校内居場所カフェ」を運営する団体に補助を行います。	
⑦	相談体制整備のための私立学校への補助【再掲】
私立学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するために要する経費に対して補助します。	

⑧	県立高校におけるキャリア教育の推進【再掲】
県立高校等におけるキャリア教育の推進の視点をまとめた指針に基づき、各県立高校等において「キャリア教育実践プログラム」を作成し、生徒一人ひとりが生涯を通じた自己の生き方、あり方について考え、勤労観、職業観を身に付け、学校から社会への円滑な移行に必要な能力や態度などを育成するために、入学から卒業までを見通した計画的なキャリア教育を推進します。	
⑨	高校生版教育支援センター「K-r o o m」の開室【再掲】
不登校の高校生等の社会的自立を促すために、県立総合教育センターにおいて、学習支援を含めた支援を行う「K-r o o m」を開室します。	

(2) 高校中退後の支援

①	地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援
若者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションを国と協働して設置・運営し、それぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。	
②	学び直し支援等事業【再掲】
高校等を中途退学した方が、再び公立高校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金支給期間を経過後も、卒業するまでの間の最長1年間（定時制及び通信制は最長2年間）、一定条件のもと、継続して授業料の支援を行います。	
③	柔軟な学びのシステムの活用
県立高校等においては、生徒の多様な学習のニーズに対応する柔軟な学びのシステムのひとつとして、意思ある若者に広く学習機会が提供できるよう、高校中退者の積極的な受入れ等の弾力的な転編入学の運用を行うとともに、こうした仕組みについて周知を行うなどの支援を進めます。	

重点施策 12 高等教育の修学支援、高等教育の充実

【個別施策】

- (1) 高等教育段階の修学支援
- (2) 高等教育の充実
- (3) 学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育の推進
- (4) 大学等における学生の自殺対策などの取組

(1) 高等教育段階の修学支援

①	県立保健福祉大学の入学料等の減免に係る支援
国が実施する高等教育の修学支援新制度に基づき、県立保健福祉大学が、真に支援が必要な低所得世帯の学生に対して実施する入学料及び授業料の減免に要する費用を負担します。	
②	修学支援を行う私立専門学校への補助【再掲】
意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、住民税非課税世帯及び準じる世帯の学生を対象に経済的負担を軽減するため、授業料や入学金の減額・免除を実施した私立専門学校の設置者に対して、費用を支弁します。	

(2) 高等教育の充実

①	県立保健福祉大学における教育内容の充実
県立保健福祉大学において、教育の質の向上を図るとともに、保健・医療・福祉分野のニーズの多様化や社会環境の変化、学術研究の動向に対応するため、教育課程・教育内容のあり方について検討を行い、より効果的なカリキュラム編成に努めます。 また、学生の主体的な学修を促す教学マネジメントの実施に向け、必要な環境整備を図るとともに、ディプロマポリシー²⁴に沿って学生が自分自身の成長を確認し、充実した学びにつなげるための仕組みづくりを行います。	

24 県立保健福祉大学が、保健福祉学部、大学院保健福祉学研究科及びヘルスイノベーション研究科において、神奈川県立保健福祉大学学則に定められた教育課程の卒業単位を修得し、教育目標を達成できたと判断できる者に対して授与する学位授与方針です。

②	県立保健福祉大学における教職員の資質能力向上の取組
医療技術の高度化・専門化、保健・医療・福祉サービスの連携・総合化が求められる中、県立保健福祉大学実践教育センターにおいて、県立看護専門学校を含めた看護教育の分野で活躍できる人材の育成に必要な、人間理解を基盤とした幅広い知識や技術を習得し、広い視野と豊かな人間性を養うことにより、教職員の資質能力向上を図るための講習会を実施します。	
③	県立看護専門学校における学校運営の質の向上の取組
県立看護専門学校において、教育や学校運営の質の向上のため、自己点検評価を行うとともに、学生や保護者、地域住民、医療関係者などからなる外部評価委員会から外部評価を受け、教育の現状、成果と課題を把握し、学校運営の改善と発展に努めます。 また、評価の結果を公表し、保護者や地域住民から学校運営に対する理解と参画、協力を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めます。	

(3) 学生のキャリア形成支援やライフプランニング教育の推進

①	男女共同参画意識の普及・啓発【再掲】
子どもの頃から、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識等を育てることができるよう、男女共同参画教育の充実を図るとともに、あらゆる分野への参画のための支援や、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた進路や生き方を選択できるようにライフキャリア教育を推進するなど、男女共同参画の理念の理解を進めるための普及啓発を行います。	

(4) 大学等における学生の自殺対策などの取組

①	大学生向けゲートキーパー²⁵養成研修の実施
県内大学等との連携を強化し、学生や教職員に対して、自分や身近な友人、家族等のこころの不調に気づき、適切に対応をすることができるようゲートキーパー養成研修を実施します。	

25 こころに不調を抱える人や自殺に傾く人のサインに気づき、対応することができる人

重点施策 13 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

【個別施策】

- (1) 若者への就職支援
(2) 若者にとって魅力ある地域づくり

(1) 若者への就職支援

①	かながわ若者就職支援センターにおける就業支援
「かながわ若者就職支援センター」において、国のハローワークと連携し、担当者制によるきめ細かなキャリアカウンセリングや就職活動に役立つグループワーク等を実施します。	
②	地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援【再掲】
若者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションを国と協働して設置・運営し、それぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。	
③	専門学校等における多様な職業教育の実施
高校生等を対象に県内の専門学校において「建築・インテリア」、「自動車整備」、「情報処理」、「園芸」、「看護」、「ファッション・デザイン」等の多彩なジャンルで2日間程度の職業教育に関連した実習中心のプログラムを実施します。 また、多様な職業体験等、職業教育の推進に取り組む私立高等学校等に対して支援を行います。	
④	就農を希望する若者への支援
新たに農業を始めたいと考えている方を対象に、ホームページで就農に関する情報提供や、就農相談窓口で農業技術の習得方法や農地の探し方、就農計画の作成等の相談を行います。 また、かながわ農業アカデミーの生産技術科・技術専修科で農業技術・経営方法を修得するための資金について支援を行います。	
⑤	漁業に就業を希望する若者への支援
漁業に就業を希望する若者などを対象に、現役の漁業者を講師とした「漁業就業セミナー」や、漁船に乗り現場の作業を見学する「漁業体験研修」を開催するなど支援を実施します。	

⑥	総合職業技術校及び産業技術短期大学校における訓練の実施
若者が、自らの技術や能力を高め、就職できるように、総合職業技術校や産業技術短期大学校における職業訓練のほか、校内訓練と企業実習を組み合わせた実践的な職業訓練を実施します。	
⑦	総合職業技術校等における職業能力開発相談の実施
若者が、自らの適性や職業経験等に応じて職業訓練を受講するなど職業能力開発を効果的に行うことができるよう、専門知識のある職業訓練指導員が訓練相談を行います。	
⑧	求人開拓推進員による就職相談等の実施
求人開拓推進員を産業技術短期大学校、総合職業技術校に配置し、訓練受講者及び訓練修了後1年未満の者を対象に、求人開拓、就職相談、無料職業紹介を行います。	
⑨	離職者等を対象とした職業訓練の実施
民間教育機関に委託して離職者等を対象とした職業訓練を行うとともに、非正規雇用労働者等の正規雇用を促進するため、介護、保育、IT分野等の国家資格の取得等を目指す訓練を実施します。	
⑩	人材育成に係る総合的な支援
人材育成支援センターにおいて、職業能力開発に関するモデルカリキュラムの開発を行うなど、人材育成に係る総合的な支援を民間教育機関等と連携して実施します。	
⑪	障害者等の職業訓練に係る支援
障害者等で公共職業安定所長の受講指示により公共職業能力開発施設等に入校した方に対し、訓練期間中に手当等を支給します。	
⑫	知的障害者の方の適性に応じた職業訓練の実施
知的障害者の方の職業的自立を図るため、指導体制及び訓練環境が整備されている職業訓練法人神奈川能力開発センターに委託し、適性に応じた職業訓練を実施します。	
⑬	がん相談支援センターへの専門家派遣事業
がん患者や家族の相談窓口であるがん相談支援センターからの依頼に応じて、社会保険労務士、臨床心理士、ファイナンシャルプランナー又はキャリアコンサルタントを派遣し、就労や経済面等の相談に対応します。	

(2) 若者にとって魅力ある地域づくり

①	県の魅力発信等による移住促進の取組
	神奈川への将来の移住につなげるため、「ちょこっと田舎でオシャレな神奈川ライフ」をキーワードに県内各地域の生活イメージを発信するほか、神奈川と継続的に多様な形でかかわる関係人口の創出に向け、都心に近く繰り返し訪れやすいという強みを生かし、多様な交流機会の創出に取り組みます。 また、都心で働く世代の県内への移住・定住を促すため、移住希望者に対する相談や市町村と連携したセミナーなどを実施します。

重点施策 14 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

【個別施策】

(1) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

(1) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

①	恋カナ！プロジェクトの実施及びマッチングアプリの利用促進
結婚を希望する方がその希望を実現できるよう、市町村等と連携し出会いの機会を創出するとともに、マッチングアプリ運営会社と連携し、結婚を希望する方の婚活への最初の一步を、デジタルを活用して支援します。	
②	結婚に伴う新生活への支援
結婚に対する経済的不安を軽減するため、結婚に伴う新生活への経済的支援を実施する市町村に補助を行います。	
③	結婚支援コンシェルジュの配置
地域の少子化対策を推進し、県全体における結婚の機運醸成を図るため、専門的な知見を持つ者をコンシェルジュとして県に配置し、各市町村や企業、団体における結婚支援を技術面・情報面から支援します。	

重点施策 15 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【個別施策】

- (1) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実
- (2) こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知
- (3) 悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげるための情報等の周知

(1) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

①	子ども・若者やその家族に対する相談支援等
「かながわ子ども・若者総合相談センター」及び「神奈川県ひきこもり地域支援センター」を設置、運営するほか、相談者の利便性を高めるため、県内各地域にも相談窓口を開設し、39歳までの子ども・若者及び年齢を問わずひきこもり当事者やその家族の相談支援を行います。併せて、多職種支援チームを配置し、市町村の困難事例に対し、助言等の後方支援を行います。 また、「地域若者サポートステーション」において、15歳から49歳までの若者の職業的自立を支援するため、相談支援や支援プログラムなどの提供を行います。	
②	労働相談の実施及び労働法の知識の啓発
県内4か所のかながわ労働センター及び同支所において労働相談窓口を常設しているほか、街頭労働相談、日曜労働相談、女性のための労働相談などを実施します。 また、若者に労働法の知識を啓発するため、啓発資料の作成、若者のための労働法基礎講座の開催、街頭労働相談会などを実施します。	
③	ひきこもり当事者への外出機会の提供
ひきこもり当事者の外出の機会を提供するため、市町村と連携し、地域巡回型の居場所を設けます。併せて、主に県や市町村、NPOが設置する居場所等の参加者を対象に、セミナー型の居場所として、コミュニケーション講座を開催します。 また、自己効力感を高め、地域若者サポートステーションや社会参加へつなげていくため、有償ボランティアの機会を提供します。	

④	不登校・ひきこもり等のサポートに取り組むNPO団体等の活動支援
ひきこもり、不登校、非行等で悩む子ども・若者や家族のサポートに取り組むNPOや親の会等への活動支援として、青少年サポートプラザ²⁶において打合せや活動等に利用できる場を提供するほか、資料作成のための機器等を提供します。 また、団体の活性化や地域におけるひきこもり問題への理解を促進するため、団体が開催する講演会・研修会について共催し、講師費用を支援します。	
⑤	依存症対策総合支援事業
必要な支援につなげていない依存症患者やその家族が、適切な治療や回復につながれるよう、専用電話や面接による相談業務を実施するとともに、それらをかながわ依存症ポータルサイトで周知します。	

(2) こころの健康や病気、相談支援やサービスに関する情報等の周知

①	こころといのちを守る取組
自殺対策ポータルサイトを活用し、行政や関係機関の相談窓口や自殺対策の取組等の情報を一元的に情報発信します。 また、ストレスチェックサイトを利用提供し、自身のストレスケアを意識できるようにします。	
②	依存症に関する普及啓発
ゲーム障害という病気について県民の正しい理解を深めるため、公開講座や県制作動画を活用した広告等を実施します。 また、県民を対象に、アルコール健康障害の予防を図ることを目的として、不適切な飲酒による心身の健康障害について学ぶ講演会やリーフレット等による普及啓発を実施します。	
③	がん相談支援センターへの専門家派遣事業【再掲】
がん患者や家族の相談窓口であるがん相談支援センターからの依頼に応じて、社会保険労務士、臨床心理士、ファイナンシャルプランナー又はキャリアコンサルタントを派遣し、就労や経済面等の相談に対応します。	

26 神奈川県立青少年センター内に設置し、ひきこもり等の青少年支援に取り組んでいるNPOのための活動場所や関連情報の提供を行います。

(3) 悩みや不安を抱える友達を相談支援やサポートにつなげるための情報等の周知

①	SNS児童虐待防止相談事業【再掲】
コミュニケーションアプリ「LINE」を活用した児童虐待防止のための相談窓口「かながわ子ども家庭110番相談LINE」を開設し、親子関係や家庭の悩みなどの相談を幅広く受け付けます。	
②	SNSひきこもり等相談事業【再掲】
SNS（LINE）を活用した相談窓口を設置することにより、悩みを抱える子ども・若者及びひきこもり当事者、家族等が相談しやすい環境を整備します。	
③	ふれあい心の友の訪問援助【再掲】
不登校児童や情緒障害児童などに対して、児童福祉に理解と熱意のある大学生など（メンタルフレンド）を派遣して、子どもの健全育成を援助します。	
④	地域若者サポートステーションにおける職業的自立支援【再掲】
若者の職業的自立を支援するため、地域若者サポートステーションを国と協働して設置・運営し、それぞれの置かれた状況に応じて個別・継続的に包括的な支援を行います。	
⑤	「ひきこもり×メタバース」社会参加支援
ひきこもり等の当事者が外出せずに気軽に参加できる「メタバース」を活用して、仮想空間上に他者と交流可能な居場所を設置し、イベント開催や相談受付の実施等により、ひきこもり当事者の社会参加を支援します。	
⑥	こころの健康づくりの推進
精神障害のある方を対象に、精神障害の当事者が相談を受ける「ピア相談」を実施します。また、「ピア相談」の在り方検討会（研修）を実施します。	

主要施策 4 子育て当事者の不安解消のための施策

重点施策 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減等

【個別施策】

- (1) 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減
- (2) 高等教育費の負担軽減
- (3) 医療費等の負担軽減
- (4) 子育てに配慮した住宅施策

(1) 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減

①	児童手当
家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な成長に資することを目的として、高校生年代までの児童を養育している父母その他の保護者に児童手当を支給します。	
②	幼児教育・保育の無償化
子どもが健やかに成長するように支援すること及び子どもの保護者の経済的負担を軽減することを目的に、市町村が支弁する施設等利用費の支給に要する費用の一部を負担します。 また、子育て世代の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を提供するため、幼稚園・保育所などを利用するすべての3～5歳児と0～2歳児の住民税非課税世帯を対象に、利用料を無償化します。	
③	幼児教育・保育の無償化の円滑な実施
幼児教育・保育の無償化の円滑な実施の確保を図るため、県ホームページや「子育て支援情報サービスかながわ」を活用し、無償化の対象となる施設の公示状況や監査状況等の情報共有を行います。	
④	私立幼稚園利用時の支援
幼児教育・保育無償化に合わせて負担が増える世帯が生じないように、給食費として私立幼稚園が徴収する費用のうち、副食材料費相当分について、低所得世帯の園児及び第3子以降の園児を対象に費用の一部を補助します。	

⑤	私立高等学校等就学支援【再掲】
家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が、安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高等学校等に通学する生徒のいる年収910万円未満の世帯を対象に、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給することにより教育費負担の軽減を図ります。	
⑥	私立高校生等奨学給付金【再掲】
全ての意志ある生徒（私立高校生等）が安心して教育を受けられるよう、生活保護（生業扶助）を受けている世帯または、保護者等全員の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）の世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還の必要がない高校生等奨学給付金を支給します。	
⑦	私立高等学校や私立専修学校高等課程への補助【再掲】
子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望と適性に応じた教育を等しく受けられる環境の整備や、地元で学べる環境づくりと県内私学の振興・公私間格差の是正を目的として、県内の私立高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）又は私立専修学校高等課程に通う生徒の保護者等の経済的な負担の軽減を図るため、私立学校の設置者が行う一定の所得金額以下の保護者等に対する入学金や授業料の学費軽減事業に対して補助します。	
⑧	私立学校生徒学費緊急支援補助金【再掲】
私立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）に通う生徒・児童の保護者の失職、倒産、長期療養等により家計が急変し、経済的理由から授業料の納付が困難となった世帯が、安心して学びを継続できるよう、私立学校の設置者が行う一定の所得金額以下の保護者等に対する授業料の学費軽減事業に対して補助をします。	
⑨	被災児童生徒就学支援補助金【再掲】
東日本大震災や大規模災害により被災した県内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校等に通う生徒、児童及び幼児の保護者等の経済的な負担軽減を図るため、私立学校の設置者が行う一定の所得金額以下の保護者等に対する入学金や授業料の学費軽減事業に対して補助します。	

(2) 高等教育費の負担軽減

①	修学支援を行う私立専門学校への補助【再掲】
意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、住民税非課税世帯及び準じる世帯の学生を対象に経済的負担を軽減するため、授業料や入学金の減額・免除を実施した私立専門学校の設置者に対して、費用を支弁します。	
②	看護師等修学資金の貸付金
県内の看護師等養成施設に在学し、卒業後に「県内で看護職として従事する」意思がある者へ、選考の上、修学資金を貸し付ける制度で、条件に合致する場合は返還免除を受けることが可能です。	
③	生活福祉資金の貸付
生活福祉資金は、低所得世帯や障害者世帯、高齢者のいる世帯に対し、一時的に資金を貸し付け、必要な相談支援を行うことにより、世帯の自立支援を図ることを目的とする制度です。生活福祉資金の相談、申し込みはお住まいの市区町村社会福祉協議会で受けます。 県は、当該資金の実施機関である県社会福祉協議会に対して、運営に関する事務費等の補助を行います。	

(3) 医療費等の負担軽減

①	小児医療費助成事業費補助
市町村が実施主体となり、他の公費負担制度に該当しない場合の子どもの医療費の自己負担分を助成します。	
②	若年がん患者在宅療養支援事業
40歳未満の末期がん患者の方が、住み慣れた自宅で最後まで安心して自分らしい生活ができるよう、在宅生活に必要な経費の一部を助成し、患者とその家族の負担を軽減します。	

(4) 子育てに配慮した住宅施策

①	県営住宅の入居者募集における優遇措置の実施等【再掲】
県営住宅への入居者募集において、多子・子育て世帯や母子・父子世帯に対して、それぞれ抽選時の当選率を高める優遇措置を実施します。 また、子育て世帯に対して、小学校や中学校の立地状況などの事情を勘案し、子育てに適すると考えられる県営住宅の一部を「子育て世帯向け住宅」として提供します。	
②	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の実施【再掲】
障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業者から、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を受け、当該情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定を図ります。	
③	居住支援活動を取りまく周辺環境整備事業の実施【再掲】
民間賃貸住宅への入居を拒まれる障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の居住支援にあっては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、居住支援に必要な知識を習得できるよう支援し、居住支援活動を取りまく周辺環境を整えることにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を促進します。	

重点施策2 地域子育て支援、家庭教育支援

【個別施策】

- (1) 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進
- (2) 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進
- (3) 家庭教育の推進

(1) 地域のニーズに応じた様々な子育て支援の推進

①	「子ども・子育て支援情報公表システムここd eサーチ」による情報提供
子育て中の方が、ひとつのWebサイトで全国の教育・保育施設等の情報を閲覧できる、「子ども・子育て支援情報公表システム（ここd eサーチ）」において、利用者が希望にあった施設や事業を選択できるよう、幼稚園や保育所、認定こども園や、小規模保育、家庭的保育などの情報を提供します。	
②	こども誰でも通園制度導入に向けた市町村バックアップ
就労要件を問わずに利用できる「こども誰でも通園制度」の実施にあたり、県として、保育士を増やす取組の継続や、実施主体である市町村間での情報共有の場を設置するなど、本制度の円滑な実施を支援します。	
③	地域子ども・子育て支援事業への支援
教育・保育施設等を円滑に利用することができるよう支援を行う「地域子育て支援拠点事業」や「利用者支援事業」のほか、放課後や長期休暇における児童の健全な育成を図る「放課後児童健全育成事業」等、市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」に従い地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」に対して支援を行います。	
④	地域子育て相談機関への支援
妊産婦や子ども・子育て世帯からの相談を受けた際に、必要に応じて、こども家庭センター等との連携を図りつつ、必要な支援につなげることができるように、市町村が地域子育て支援拠点や保育所等で行う地域子育て相談機関へ支援を行います。	

⑤	通園の負担軽減
乳幼児の使用済み紙おむつを保護者が持ち帰ることなく、保育所等が処分するために必要な費用等を支援する市町村に対して補助するとともに、保育所等における使用済みおむつの保管用ゴミ箱の購入等の費用を補助することで、子どもを安心して育てることができる体制整備の支援を行います。 また、お昼寝用コット（簡易ベッド）、おむつ保管庫などの物品を整備する保育所等を支援する市町村に対して補助することで、保護者及び保育士双方の負担軽減を図り、手ぶらで子どもを通園させられる保育所等を増やします。	
⑥	私立幼稚園等子ども・子育て支援機能向上事業費補助
子育て世帯の孤独・孤立を防ぐため、未就学児を持つ保護者やその子どもをはじめとした多様な世代が安心して気軽に集い、交流・相談できる場としての役割を各地域において私立幼稚園等が主体的に担うために必要な費用を補助します。	

(2) 一時預かり、ファミリー・サポート・センターに関する取組の推進

①	一時預かり事業への支援
日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難な子どもを保育所等で預かることで、安心な子育て環境を推進する市町村の取組を支援します。また、低所得世帯等の利用者負担軽減を行う市町村に補助することで、家庭・養育環境の支援を強化します。	
②	ファミリー・サポート・センター事業への支援
地域の実情に応じ、地域住民の会員制により子どもの預かりの相互援助活動等を行うファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村への支援を行います。	

(3) 家庭教育の推進

①	家庭教育の推進
市町村における家庭教育支援の取組を促進するため、家庭教育支援を行う市町村（政令・中核市を除く）に対し、経費の一部を補助するとともに、市町村の家庭教育支援担当者等を対象とした研修を実施します。 また、「家庭教育ハンドブックすこやか」を作成、中学校新入生の保護者を対象に配付し、親子関係や命の大切さ、不登校への対応など家庭教育の要点についてアドバイスします。	

重点施策3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

【個別施策】

(1) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

(1) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

①	企業における仕事と子育ての両立のための基盤整備
企業や県民のワーク・ライフ・バランスの普及啓発を推進するために、政労使一体働き方改革フォーラムを開催します。	
②	男性の家事・育児促進事業
男性の家事・育児参画に向けた「職場の理解促進と意識改革」を図り、ジェンダー平等や女性活躍の阻害要因となるジェンダーバイアス（性別役割分担意識）を解消するため、男性従業員等を主なターゲットとして、県内事業所等の職場研修へ講師派遣を行います。	
③	経営層向けダイバーシティ推進セミナー
男性の家庭参画のための重要ポイントとなる「職場における意識改革・行動変革」を促進するため、企業等の経営層向けに、ダイバーシティや女性活躍の意義や重要性を伝えるとともに、社員の効率的な働き方を促進する業務改善方法などのセミナーを実施します。	
④	D & I かながわメンバーズ事業
ジェンダー平等社会の実現に向けた取組を核として、県内企業等のダイバーシティ&インクルージョン及びすべての人が働きやすくなるよう推進していくため、異業種間での「取組の共有」や「実践的な議論の場」の提供、啓発講座等により若い世代への働きかけを行います。	
⑤	かながわ版父子手帳「パパノミカタ」の普及促進
子育て初心者男性の育児参画を応援するため、子育てに関する基礎知識やコミュニケーションのヒントなど、「パパ」になる方の「ミカタ」となる情報を集めたWebサイト「パパノミカタ」の普及促進を図ります。	

⑥	子どもを生み育てながらの就業継続に対する支援
仕事と生活の両立を希望する労働者を支援するために、両立のヒントとなるセミナーや個別カウンセリングを実施するとともに、働く女性が職場で直面しやすい妊娠・出産等に伴う解雇やセクシャルハラスメント、マタニティハラスメント等のトラブル等についての相談を実施します。	
⑦	子育て支援に取り組む事業者の認証制度「かながわ子育て応援団」の実施
神奈川県こども目線の施策推進条例に基づき、従業員のための子ども・子育て支援に取り組む体制などが整っている事業者を「かながわ子育て応援団」として認証し、その取組状況を登録・公表することにより、仕事と子育てを両立することのできる職場環境の整備を推進します。	
⑧	神奈川県男女共同参画推進条例に基づく届出集計・分析
神奈川県男女共同参画推進条例に基づき企業における男女共同参画の推進状況を把握し、結果を企業に提供するとともに公表し、企業の男女共同参画の促進を図ります。	
⑨	医療機関内の保育所に対する支援
早朝・夜間の勤務が生じる医療従事者の特性を鑑み、子どもを持つ医師や看護師等が子育てをしながら働き続けることのできる環境づくりのため、病院等に設置する院内保育所の施設整備及び運営に対して支援することで、離職防止や再就業の促進を図ります。	
⑩	介護職員子育て支援代替職員の配置に対する補助
出産・育児休業から復職した介護職員が育児のための短時間勤務制度を利用しやすくなるよう、介護サービス事業者が代替職員を雇用する場合の費用を補助することで、仕事と育児の両立を支援します。	

重点施策4 ひとり親家庭への支援

【個別施策】

- (1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援
- (2) ひとり親家庭に対する相談支援の強化

(1) ひとり親家庭が抱える様々な課題への支援

①	ひとり親家庭等の経済的基盤の確保【再掲】
母子家庭及び父子家庭の経済的基盤を確保するため、ひとり親への養育費確保支援の給付の実施、児童の教育費等の貸付による自立支援や医療費の助成を行うなど、経済的支援を推進していきます。	
②	ひとり親への養育費確保支援【再掲】
ひとり親の継続的な養育費確保を進め、ひとり親家庭の子どもの健やかな成長・発達を図るために、養育費に係る債務名義取得や養育費請求調停申立、不払い養育費に対する強制執行申立、養育費保証契約等に要する経費を補助します。	
③	ひとり親家庭に対する子育てや生活の支援【再掲】
母子家庭、父子家庭及び寡婦が就業・職業訓練・求職活動等と子育てを両立できるようにするため、保育所の優先入所などの子育て支援とともに、疾病等により一時的に家事援助や育児援助が必要となった場合の支援を行います。	
また、様々な課題を持つひとり親家庭の生活基盤が安定するよう、住居の相談に応じるとともに、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などのあっせんを行います。	
④	ひとり親等に対する就業支援【再掲】
母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、それぞれのニーズに応じたより良い就業機会を得られるよう、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談・求人情報の提供・就業支援の講習会などを総合的に実施するとともに、就業に役立つ資格取得のための支援として高等職業訓練促進給付金事業などを実施します。	
さらに、個々のひとり親の事情に応じた自立支援プログラムを策定し、自立に結びつける事業を実施するとともに、就業に役立つ能力開発等に関する情報提供などを行います。	

⑤	ひとり親家庭のための総合支援情報サイトの運営【再掲】
ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、ひとり親家庭のための総合支援情報サイト「カナ・カモミール」を運営し、行政やNPOなどによる支援に係る総合的な情報提供を行います。	
⑥	生活保護（教育扶助）【再掲】
生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。生活保護費のうち「教育扶助」において、義務教育期間の子どもがいる世帯に給食費や学用品など、修学に係る費用を支給します。	
⑦	生活保護（生業扶助）【再掲】
生活保護費のうち「生業扶助」において、高等学校などへの就学費として、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などを支給します。	
⑧	ひとり親家庭への放課後児童クラブ利用料支援【再掲】
ひとり親家庭の経済的負担を軽減するため、放課後児童クラブの利用料の一部を補助し、経済的な理由によりクラブを利用できないことのないよう支援します。	

(2) ひとり親家庭に対する相談支援の強化

①	S N Sを活用したひとり親家庭相談窓口の設置【再掲】
仕事、お金、子育てのことなど、ひとり親家庭の方が、気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、S N Sを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	
②	ひとり親家庭等への相談体制と情報提供の充実等【再掲】
母子家庭、父子家庭及び寡婦の様々な悩みの相談に応じる窓口の周知や相談員のスキルアップを図るとともに、個々のニーズにあった、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などの支援策を身近な窓口で提供できるように、市町村や各関係機関と連携し、支援策に関する広報の充実を図っていきます。	
また、離婚後の生計の安定を図る上で重要となる養育費の取得に関し、専門家による相談事業を行うほか、公正証書作成補助等による養育費の支払の履行確保に向けた支援を行います。	

主要施策5 子ども・若者を地域でともに育む施策

重点施策1 子ども・若者、子育てに関わる人材の確保

【個別施策】

- (1) 子ども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上
- (2) 子どもや家庭に関わる職員などに対するメンタルケア
- (3) ボランティアやピアサポートができる人材の確保・育成

(1) 子ども・若者、子育て支援に携わる担い手の確保・育成・専門性の向上

①	保育士確保の取組【再掲】
神奈川県保育対策協議会の場を活用し、保育士確保に係る効果的な方策について市町村とともに検討し、計画的に保育士確保の取組を進めます。 また、養成施設卒業者の保育所等への就職率を上げるため、就職までのきめ細かいサポートを提供し、新規保育士の確保を促進します。	
②	新たに保育士資格を取得する者を増やす取組【再掲】
地域限定保育士試験の実施による受験機会の拡大や、指定保育士養成施設に在学し保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付けるなど、新たに保育士資格を取得する者を増やす取組を行います。	
③	潜在資格者幼稚園教諭・潜在保育士の復帰促進支援【再掲】
復帰等支援研修、現場見学・職場体験、就職商談会などの事業を実施し、潜在教員の現場復帰のための支援を行い、教員確保が困難な幼稚園を支援します。 また、保育士・保育所支援センター事業により、潜在保育士に対し、個別相談に応じるなどの職場復帰支援を、県と政令・中核市が共同で行います。また、就職支援セミナーや就職相談会等を開催し、現場復帰の働きかけを行うほか、団体が行う同様の取組に対し支援を行います。	
④	保育士等の確保・負担軽減に対する取組【再掲】
県が保有する保育士登録情報を活用して潜在保育士を把握するとともに、潜在保育士や一般の人（学生やシニア等）を対象に、保育所等において体験・実習を実施します。	

⑤	家庭的保育者や子育て支援員等を対象とした研修に対する支援
地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、多様な子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための全国共通の子育て支援員研修制度を創設し、これらの支援の担い手となる子育て支援員の資質の確保を図ります。	
⑥	民生委員・児童委員への活動支援や研修実施
民生委員・児童委員が行う相談・支援活動、訪問活動などの活動に対し、支援を行います。 また、民生委員・児童委員の活動に必要な知識の習得を目的とした研修を、新任研修・会長部会長研修・テーマ別研修として体系的に実施し、委員の資質向上を図ります。	
⑦	障害者地域生活支援事業に係る研修実施
近年、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの指定障害福祉サービスは増加傾向にありますが、障害児支援の実績や経験の少ない事業者が参入するなど、質の確保が課題となっています。そこで、事業所に必置であり、個別支援計画作成や保護者への相談支援、スタッフへの指導・助言などサービスの中心となる児童発達支援管理責任者を主な対象に、国のガイドラインによる研修を実施し、支援内容の向上を図ります。	
⑧	障害児支援における人材育成
県内どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進めます。	

(2) 子どもや家庭に関わる職員などに対するメンタルケア

①	保育人材に対するメンタルケア
保育士の魅力を発信するため、県ホームページ上で県内の保育所でいきいきと活躍されている保育士の声を紹介します。 また、園長経験者等が保育所等を巡回し、現場の保育士に対して保護者への適切な対応方法等に関する助言等を行ったり、保育士の方へ役立つ各種専門相談窓口を案内します。	

②	教職員に対するメンタルケア
県立学校教職員を対象に、ストレスチェックの結果に基づき職場環境改善等の相談支援を行う専門医の派遣、各所属が開催する講習会・研修会への講師派遣、外部委託による医療相談体制の整備を行うとともに、研修によりメンタルヘルス対策に関する管理職等の知識・スキルの向上に努めます。 また、心身の故障により休職中の教職員の円滑な職場復帰の支援として、3か月以内の期間で、復職前に学校での補助業務や授業準備などを実施する職場リハビリテーション制度を行います。	

(3) ボランティアやピアサポートができる人材の確保・育成

①	子ども支援研修会、子ども支援WEB講座、子ども支援交流会の実施【再掲】
子どもの貧困等に係る理解促進と人材育成を図るため、「研修会」及び有識者等による講義レポートを県ホームページ上に公開する「子ども支援WEB講座」を実施します。また、地域の子どもの居場所活動団体と支援希望者・企業などの相互の交流を図る「交流会」を実施します。	
②	ひきこもり・不登校を支援する人材の養成研修
NPO団体等のスタッフ等を対象に、日常活動や組織運営に必要な知識や技能を学ぶ研修を実施するほか、不登校・ひきこもり等に悩む子ども・若者の支援に携わる人材を養成するための研修を実施します。	
③	かながわb eフレンド（ひきこもり相談補助員）事業
ひきこもり当事者が、一定の研修を受講した後、専門相談員等の助言・指導のもと面接に同席し、ひきこもりに悩む家族等の相談を補助します。また、ひきこもり当事者のための居場所スタッフや家族セミナー等において体験談を語るなどの啓発活動を行います。	
④	NEAL²⁷リーダー養成セミナー
青少年の多様な体験活動を促進するため、地域で活躍する指導者を対象に安全で楽しい野外活動を展開するための基礎的知識や技術を学び、「自然体験活動指導者（NEAL）」の資格が取得できる研修を実施します。	
⑤	子ども・若者を理解するための講演会
子ども・若者が直面する問題への理解を深め、地域や関係機関における取組の促進を図るため講演会を開催します。	

27 自然活動は、キャンプ、登山、カヤック、自然観察など多様なフィールドで行われます。Nature Experience Activity Leader（自然体験活動指導者）は自然の中で専門的な知識と技術を活用し、その普及や体験に貢献します。

重点施策２ 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を人に届けるための情報発信

【個別施策】

(1) 子育てに係る手続・事務負担の軽減

(1) 子育てに係る手続・事務負担の軽減

①	インターネット等による総合的な子育て支援情報の提供
子育てに関する情報を必要としている方に、わかりやすくタイムリーにお届けするため、スマートフォンのコミュニケーションアプリ「LINE」を活用した「かながわ子育てパーソナルサポート」を通じて、子育て世帯に対し子育て支援情報をパーソナルに発信します。 また、県内の市町村が電子申請できるシステムを導入するために係る費用を県が補助することで、県民が市町村の窓口に行くことなくオンライン申請でき、子育てに係る負担を軽減します。	
②	保育現場のＩＣＴ化の推進
認可外保育施設における業務のＩＣＴ化等を推進することにより、保育士の業務負担の軽減を図り、保育士が働きやすい環境を整備します。	

重点施策3 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのため意識改革、環境整備

【個別施策】

(1) 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革、環境整備

(1) 子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革、環境整備

①	こどもまんなかアクションの推進
社会全体で子どもや子育てを支えるためのやさしい社会づくり（こどもまんなか社会）を進めていくため、市町村や県内企業等のこどもまんなかの取組事例（こどもまんなかアクション）をわかりやすく周知します。	
②	かながわ子育て応援パスポート ²⁸ の普及
子育て家庭の外出を応援するサービス「かながわ子育て応援パスポート」の普及を図ることにより、社会全体で子育てを応援する機運の醸成を図ります。	
③	かながわ子ども・子育て支援大賞の実施
地域団体やNPO法人、企業、商店街、個人等が行っている県内の子ども・子育て支援活動のモデルとなる活動を表彰し、自主的な子ども・子育て支援活動の活性化と県民総ぐるみの取組への機運の醸成を図ります。	
④	県民運動の展開
神奈川県こども目線の施策推進条例に基づいて設置するこども目線の施策推進体制に参加する団体等の自主的な活動や、参加団体相互の情報交換・連携により、子どもが健やかにいきいきと育っていくことができ、県民が安心して子どもを生み育てることができる神奈川の実現をめざします。	
⑤	子育て家庭を応援するまちづくりの推進
妊娠中や子育て中の県民が安心して外出できるための環境整備の一環として、妊娠中や子育て中の県民のための設備・サービスのある施設の情報を県が開設しているWebサイト「子育て支援情報サービスかながわ」をモバイルサイトで提供することにより、子育て家庭を応援するまちづくりを推進します。	

28 妊娠中の方や小学生以下の子どものいる家庭からの登録を受け、スマートフォンやパソコン等を通じて神奈川県が発行した登録証（名称「かながわ子育て応援パスポート」）を、協力施設に提示することにより、割引や景品の提供など各施設が設定する優待サービスを受けることができます。

⑥	託児室設置状況の調査
	子育て期の親が、集いや催し物等に安心して参加できるよう、託児室の設置について、託児サービス付きマーク ²⁹ を活用して周知を行うとともに、実施状況等を把握し、取組の促進を図ります。
⑦	子ども・子育て支援に携わる市町村職員やNPO関係者の交流の促進及び研修の充実
	地域での子ども・子育て支援に携わる市町村職員や子育て支援NPO団体などが、顔がつながり、お互いの活動を知り、必要なネットワークが機能するきっかけづくりとなる交流会の開催や研修の充実を図ります。
⑧	市町村への支援
	子ども・子育て支援の中心を担う基礎自治体（市町村）の、地域や規模等で様々な異なる課題を解決し、子ども・子育て施策をさらに充実させるため、県の子ども・子育て基金から予算を配分し、市町村の新たな取組を支援します。
⑨	地域少子化対策重点推進交付金事業
	企業や民間団体を含めた地域全体で結婚・子育てを応援する機運の醸成、男性の育休取得と家事・育児参画の促進などの結婚・子育てに温かい社会づくり・機運の醸成を図る地域少子化対策重点推進事業を行う市町村への支援を行います。

29 神奈川県内で開催されるイベント等のちらしなどにこのマークが付いているイベント等は、託児サービスがありますので、子育て中の保護者の方が、お子様を預けて安心して参加することができます。



各施策の数値目標

1 子ども・若者の社会参画・意見反映

目標設定項目	現状値	目標値				
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
子ども・若者の意見聴取事業における子ども・若者の参加人数（累計）	人	人	人	人	人	人
	392					
	(R6年9月)	500	650	800	950	1,100
子どもの意見を聴くための意見表明等支援員の登録者数（総数）	人	人	人	人	人	人
	12					
	(R6年4月)	15	15	15	20	22

2 ライフステージを通じた重要事項

目標設定項目	現状値	目標値				
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
公演・講習会・ワークショップの満足度の維持	%	%	%	%	%	%
	95.7					
	(R5年度)	95	95	95	95	95
「かながわ国際ファンクラブ」会員数	人	人	人	人	人	人
	10,576					
	(R6年9月)	10,250	10,700	11,150	11,600	12,050
語学研修派遣生徒数／インターンシップ受入校数	人／校	人／校	人／校	人／校	人／校	人／校
	29／3					
	(R6年度)	30／5	40／6	40／6	40／6	40／6
プレコンセプションケア講座の参加者数（累計）	人	人	人	人	人	人
	—					
	—	7,500	15,000	22,500	30,000	37,500
県の子育て総合情報サイトに登録している子ども食堂等の数	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
	337					
	(R6年8月)	371	408	448	493	542
「かながわひとり親家庭相談LINE」の友だち登録者数	人	人	人	人	人	人
	5,387					
	(R6年3月)	6,100	6,600	7,100	7,400	7,700
「神奈川県ひとり親養育費確保支援事業補助金」の申請受付件数	件	件	件	件	件	件
	45					
	(R6年3月)	50	60	70	75	80
母子・父子自立支援員による相談件数	件	件	件	件	件	件
	25,100					
	(R6年3月)	23,000	23,000	23,000	23,000	23,000

目標設定項目	現状値	目標値				
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
障害者の委託訓練 修了者における就職率	%	%	%	%	%	%
	38.4	55.0	55.0	55.0	55.0	55.0
	(R6年7月)					
手話交流会への参加者 数（聴覚障害の乳幼児 及び保護者等）	人／回	人／回	人／回	人／回	人／回	人／回
	28／回	60	60	60	60	60
	(R5年度)					
手話交流会への参加者 数（聴覚障害の児童及 び保護者等）	人／回	人／回	人／回	人／回	人／回	人／回
	—	50	50	50	50	50
	—					
医療的ケア児等コーデ ィネーター養成研修 修了者数	人	人	人	人	人	人
	74	94	104	114	124	134
	(R6年3月)					
障害児等メディカルシ ョートステイ運営事業 の利用者数	人	人	人	人	人	人
	71	130	139	170	170	170
	(R6年12月)					
医療型短期入所事業所 開設数	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
	2	2	2	2	2	2
	(R6年12月)					
相談支援専門員による 障害サービス等利用計 画等作成率（障害児）	%	%	%	%	%	%
	32.5	34.8	35.2	35.5	35.8	36.0
	(R6年3月)					
里親等委託率	%	%	%	%	%	%
	22.4	27.2	30.4	33.6	36.8	40.0
	(R6年3月)					
ケアリーバー相談窓口利 用者満足度	%	%	%	%	%	%
	82.3	89	92	95	95	95
	(R6年3月)					
「いのちの大切さを学 ぶ教室」の実施回数	回	回	回	回	回	回
	39	49	49	49	49	49
	(R6年3月)					
安定した神奈川防犯 シーガル隊隊員数確保	人	人	人	人	人	人
	60	100	100	100	100	100
	(R6年8月)					
「ピーガルくん安全メ ール」での情報配信数	件	件	件	件	件	件
	1,303	1,850	1,900	1,950	2,000	2,050
	(R6年7月)					
神奈川県青少年保護育 成条例に基づく立入調 査における要指導件数 の割合	%	%	%	%	%	%
	22.1	22.0	21.5	21.0	20.5	20.0
	(R5年度)					

IV 主要施策の取組

目標設定項目	現状値	目標値				
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
県立学校の児童・生徒によるD I G（災害図上訓練）等の実践的防災教育の実施率	%	%	%	%	%	%
	95.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(R6年3月)					
20歳未満の喫煙率	%	%	%	%	%	%
	男性 3.2 女性 0	男性 0 女性 0	男性 0 女性 0	男性 0 女性 0	男性 0 女性 0	男性 0 女性 0
	(H29年- R1年)					

3 ライフステージ別の重要事項

目標設定項目	現状値	目標値				
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
宿泊型産後ケアを利用できる市町村数	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村
	15	20	28	33	33	33
	(R6年9月)					
産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合	%	%	%	%	%	%
	10.4	10.3	10.2	10.1	10.0	9.9
	(R4年度)					
保育所等利用待機児童数	人	人	人	人	人	人
	188	0	0	0	0	0
	(R6年4月)					
妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある市町村数	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村
	22	24	26	28	30	33
	(R4年度)					
病児・病後児保育事業の実施市町村数（広域連携等も含む）	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村
	27	29	31	33	33	33
	(R6年4月)					
地域子育て支援拠点事業を実施している箇所数	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
	310	314	318	322	326	330
	(R5年度)					
保育エキスパート等研修の修了者数（累計）	人	人	人	人	人	人
	77,127	104,525	116,665	128,805	140,945	153,085
	(R6年3月)					
保育エキスパート等研修に係る障害児保育に関する研修の修了者数（累計）	人	人	人	人	人	人
	10,951	12,020	13,416	14,812	16,208	17,604
	(R6年3月)					
就職相談会参加者数/県内私立幼稚園教諭就職者数	人	人	人	人	人	人
	201/191	220/200	230/210	240/220	250/230	260/240
	(R5年度)					
幼稚園教諭の各種研修事業回数/延べ参加者数	回/人	回/人	回/人	回/人	回/人	回/人
	7/596	7/750	7/800	7/810	7/820	7/830
	(R5年度)					

目標設定項目	現状値	目標値				
		R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
いのちの授業作文 コンクール応募件数	件	件	件	件	件	件
	12,353	13,250	13,500	13,750	14,000	14,250
	(R6年3月)					
放課後児童支援員及び 放課後子ども教室指導 者等の資質向上のため の研修等の受講人数	人	人	人	人	人	人
	1,326	1,520	1,540	1,560	1,580	1,600
	(R6年3月)					
放課後児童クラブの施 設数	施設	施設	施設	施設	施設	施設
	1,401	1,429	1,436	1,442	1,449	1,453
	(R6年5月)					
青少年エイズ・性感染 症予防講演会の受講者 数	人	人	人	人	人	人
	5,252	5,500	6,000	6,500	7,000	7,000
	(R6年3月)					
「自分はこうなりたい、 こうしたい」という夢や 希望を持てたと思う生徒 の割合（県立高校）	%	%	%	%	%	%
	87.1	88.0	89.0	90.0	90.0	90.0
	(R6年5月)					
インターンシップ体験 生徒数（県立高校）	人	人	人	人	人	人
	3,183	6,000	8,000	10,000	10,000	10,000
	(R4年3月)					
いじめ認知件数のうち 「解消」した割合	%	%	%	%	%	%
	90.9	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	(R6年3月)					
「かながわ子どもサポ ートドック」の仕組み により児童・生徒が専 門的な支援につながっ た割合	%	%	%	%	%	%
	—	80.0	85.0	90.0	90.0	90.0
	—					
「かながわ若者就職支 援センター」でキャリ アカウンセリングを利用 した者の就職等進路 決定率	%	%	%	%	%	%
	49.6	51.0	52.0	53.0	53.0	53.0
	(R6年3月)					
仕事のまなび場事業 参加生徒数	人	人	人	人	人	人
	1,381	1,400	1,450	1,500	1,550	1,600
	(R6年度)					
県や市町村の相談等の 移住施策を経由して移 住した人数	人	人	人	人	人	人
	222	232	237	242	247	252
	(R4年度)					
結婚支援に取り組む 市町村数	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村	市町村
	14	15	17	19	21	23
	(R6年10月)					
「かながわ子ども・若 者総合相談LINE」及 び「かながわひきこ もり相談LINE」の 友だち登録者数	人	人	人	人	人	人
	11,177	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000
	(R6年8月)					

4 子育て当事者の不安解消のための施策

目標設定項目	現状値	目標値				
		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
介護職員子育て支援のための代替職員の補助人数	人	人	人	人	人	人
	19	30	30	30	30	30
	(R6 年 5 月)					
働き方改革に関連するセミナーへの参加者数	人	人	人	人	人	人
	203	225	275	325	325	325
	(R6 年 3 月)					

5 子ども・若者を地域でともに育む施策

目標設定項目	現状値	目標値				
		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
民生委員・児童委員 1 人あたりの住民に 対する訪問回数の維持	回	回	回	回	回	回
	165	190	190	190	190	190
	(R6 年 3 月)					
民生委員・児童委員研修 の理解度の維持	%	%	%	%	%	%
	95.5	90	90	90	90	90
	(R6 年 3 月)					
かながわ子育てパーソ ナルサポート登録者数	万人	万人	万人	万人	万人	万人
	5.2	9	13	17	18	19
	(R7 年 1 月)					
「安心して子どもを生 み育てられる環境が整 っていること」に関す る満足度 (県民ニーズ調査)	%	%	%	%	%	%
	16.5	20.0	21.0	22.0	23.0	24.0
	(R6 年 3 月)					

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

1 幼児期の教育・保育の需給計画

(1) 幼児期の教育・保育の需給計画とは

幼児期の教育・保育の需給計画では、子育て家庭のニーズに応じた教育・保育サービスの充実を計画的に進めるため、県全域及び(2)で設定する県設定区域ごとに、各年度の需要量（量の見込み）と、それに対応する供給量（確保の内容）を定めています。

(2) 県設定区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は「市町村子ども・子育て支援事業計画」に地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて教育・保育提供区域を設定し、その区域ごとに、子育て家庭のニーズに応じた教育・保育の利用の見込み量に対応する教育・保育の提供体制の確保方を記載し、ニーズに応じた提供体制の整備をしていくことが定められています。また、同様に、県についても、「県子ども・子育て支援事業支援計画」に市町村が定める教育・保育提供区域を勘案し、さらに、広域利用等の実態を踏まえて県設定区域を設定することとされています。

県設定区域は、県が教育・保育施設の認可や認定の際に行う需給調整の判断基準の基礎（当該区域において利用定員数が計画に定める必要数に既に達しているか、施設の認可等によりこれを超えることになると認めるときは、認可をしないことができます）であり、県が認可等に当たってどのような区域を単位に需給調整するのかを表すものとなります。

県設定区域

教育・保育の認定区分	県設定区域	設定に当たっての考え方
1号認定（教育標準時間認定） （子どもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望）	全県1区域	幼稚園の市町村域を超えた広域利用の実態や認可の現状を踏まえ設定
2号認定（3歳以上・保育認定） （子どもが満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望）	市町村域	保育所は広域利用がそれほど多くないこと、また、保育の実施主体である市町村ごとのニーズに応じて実施している認可の現状を踏まえ設定
3号認定（3歳未満・保育認定） （子どもが満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保育を希望）		

(3) 「量の見込み」の算定に当たっての考え方

県計画に記載する「各年度における教育・保育の量の見込み」については、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の参酌標準（下記参照）どおり、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を集計したものを基本として、県全域及び県設定区域について、年度・認定区分ごと（1～3号認定。3号認定については0歳、1歳及び2歳別）の必要利用定員総数を設定します。

(4) 「確保の内容」の算定に当たっての考え方

「教育・保育の量の見込み」に対し、提供しようとする特定教育・保育施設、特定地域型保育事業その他の「確保の内容」についても、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を集計したものを基本として、県全域及び県設定区域について、年度・認定区分・施設等の区分ごとの利用定員数を設定します。

【参考】基本指針 別表6 教育・保育の参酌標準

事 項	内 容
法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前の子どもに係る教育・保育	市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、「市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項」を踏まえて都道府県設定区域ごとの広域調整を行ったものを定めること。

(5) 各年度における量の見込みと確保の内容（需給計画）

ア 県合計（各年度 4 月 1 日時点）

令和 7 年度

（単位：人）

		1 号	2 号	3 号			小計	計
				0 歳	1 歳	2 歳		
①需要量（量の見込み）		67,781	115,790	13,437	33,376	35,068	81,881	265,452
②供給量 （確保の内容）	特定教育・保育施設	53,495	103,240	13,182	27,183	30,029	70,394	227,129
	確認を受けない幼稚園	37,970	－	－	－	－	－	37,970
	特定地域型保育事業	－	－	1,571	3,644	3,777	8,992	8,992
	認可外保育施設	－	1,440	340	1,505	817	2,662	4,102
	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	2,587	14,525	－	－	－	－	17,112
	企業主導型保育事業 （地域枠）	－	466	371	882	630	1,883	2,349
	幼稚園接続保育	－	－	－	221	353	574	574
	合計	94,052	119,671	15,464	33,435	35,606	84,505	298,228
②－①		26,271	3,881	2,027	59	538	2,624	32,776

令和 8 年度

（単位：人）

		1 号	2 号	3 号			小計	計
				0 歳	1 歳	2 歳		
①需要量（量の見込み）		64,126	113,918	13,357	34,085	34,965	82,407	260,451
②供給量 （確保の内容）	特定教育・保育施設	52,356	102,680	13,245	27,702	30,197	71,144	226,180
	確認を受けない幼稚園	33,699	－	－	－	－	－	33,699
	特定地域型保育事業	－	－	1,589	3,779	3,849	9,217	9,217
	認可外保育施設	－	1,282	354	1,301	1,010	2,665	3,947
	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	2,601	14,175	－	－	－	－	16,776
	企業主導型保育事業 （地域枠）	－	458	370	1,051	630	2,051	2,509
	幼稚園接続保育	－	－	－	225	349	574	574
	合計	88,656	118,595	15,558	34,058	36,035	85,651	292,902
②－①		24,530	4,677	2,201	▲27	1,070	3,244	32,451

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

令和 9 年度

(単位：人)

		1 号	2 号	3 号			小計	計
				0 歳	1 歳	2 歳		
①需要量（量の見込み）		61,066	112,156	13,296	34,477	35,307	83,080	256,302
②供給量 （確保の内容）	特定教育・保育施設	50,141	102,060	13,230	28,228	30,484	71,942	224,143
	確認を受けない幼稚園	31,423	－	－	－	－	－	31,423
	特定地域型保育事業	－	－	1,592	3,889	3,897	9,378	9,378
	認可外保育施設	－	1,303	363	1,220	963	2,546	3,849
	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	2,458	13,857	－	－	－	－	16,315
	企業主導型保育事業 （地域枠）	－	451	374	1,122	626	2,122	2,573
	幼稚園接続保育	－	－	1	235	355	591	591
	合計	84,022	117,671	15,560	34,694	36,325	86,579	288,272
②－①		22,956	5,515	2,264	217	1,018	3,499	31,970

令和 10 年度

(単位：人)

		1 号	2 号	3 号			小計	計
				0 歳	1 歳	2 歳		
①需要量（量の見込み）		58,116	110,278	13,257	34,837	35,313	83,407	251,801
②供給量 （確保の内容）	特定教育・保育施設	48,137	101,054	13,223	28,641	30,603	72,467	221,658
	確認を受けない幼稚園	28,977	－	－	－	－	－	28,977
	特定地域型保育事業	－	－	1,596	4,038	3,990	9,624	9,624
	認可外保育施設	－	1,150	377	1,236	873	2,486	3,636
	幼稚園及び預かり保育 （長時間・通年）	2,453	13,524	－	－	－	－	15,977
	企業主導型保育事業 （地域枠）	－	443	372	1,024	624	2,020	2,463
	幼稚園接続保育	－	－	19	242	342	603	603
	合計	79,567	116,171	15,587	35,181	36,432	87,200	282,938
②－①		21,451	5,893	2,330	344	1,119	3,793	31,137

令和 11 年度

(単位：人)

		1 号	2 号	3 号			小計	計
				0 歳	1 歳	2 歳		
①需要量（量の見込み）		55,603	108,993	13,208	35,201	35,275	83,684	248,280
②供給量 (確保の内容)	特定教育・保育施設	46,313	100,205	13,224	29,121	30,798	73,143	219,661
	確認を受けない幼稚園	26,449	-	-	-	-	-	26,449
	特定地域型保育事業	-	-	1,603	4,147	4,045	9,795	9,795
	認可外保育施設	-	1,176	396	1,113	798	2,307	3,483
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	2,427	13,265	-	-	-	-	15,692
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	435	370	1,083	609	2,062	2,497
	幼稚園接続保育	-	-	38	246	342	626	626
合計		75,189	115,081	15,631	35,710	36,592	87,933	278,203
②-①		19,586	6,088	2,423	509	1,317	4,249	29,923

令和 7 年度から令和 11 年度の増減比較

(単位：人)

		1 号	2 号	3 号			小計	計
				0 歳	1 歳	2 歳		
①需要量（量の見込み）		▲12,178	▲6,797	▲229	1,825	207	1,803	▲17,172
②供給量 (確保の内容)	特定教育・保育施設	▲7,182	▲3,035	42	1,938	769	2,749	▲7,468
	確認を受けない幼稚園	▲11,521	-	-	-	-	-	▲11,521
	特定地域型保育事業	-	-	32	503	268	803	803
	認可外保育施設	-	▲264	56	▲392	▲19	▲355	▲619
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	▲160	▲1,260	-	-	-	-	▲1,420
	企業主導型保育事業 (地域枠)	-	▲31	▲1	201	▲21	179	148
	幼稚園接続保育	-	-	38	25	▲11	52	52
合計		▲18,863	▲4,590	167	2,275	986	3,428	▲20,025
②-①		▲6,685	2,207	396	450	779	1,625	▲2,853

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

イ 市町村別の概要（各年度4月1日時点）

※ 市町村計画の詳細は県ホームページに掲載しています。

令和7年度

（単位：人）

		1号			2号			3号										合計		
		①需要 見込み	②供給量	②－①	③需要 見込み	④供給量	④－③	0歳			1歳			2歳			小計	⑪需要 見込み	⑫供給量	⑫－⑪
								⑤需要 見込み	⑥供給量	⑥－⑤	⑦需要 見込み	⑧供給量	⑧－⑦	⑨需要 見込み	⑩供給量	⑩－⑨				
	県合計	67,781	94,052	26,271	115,790	119,671	3,881	13,437	15,464	2,027	33,376	33,435	59	35,068	35,606	538	2,624	265,452	298,228	32,776
1	横浜市	27,561	38,192	10,631	49,018	49,018	0	6,281	6,281	0	13,862	13,862	0	14,812	14,812	0	0	111,534	122,165	10,631
2	川崎市	8,198	8,198	0	23,404	23,965	561	2,556	2,851	295	7,590	7,590	0	7,269	7,269	0	295	49,017	49,873	856
3	相模原市	4,941	7,779	2,838	8,887	10,313	1,426	942	1,461	519	2,243	2,498	255	2,438	2,765	327	1,101	19,451	24,816	5,365
4	横須賀市	3,790	4,371	581	2,912	3,042	130	313	400	87	794	769	▲ 25	838	941	103	165	8,647	9,523	876
5	平塚市	2,194	3,382	1,188	2,660	2,485	▲ 175	240	440	200	768	658	▲ 110	783	750	▲ 33	57	6,645	7,715	1,070
6	鎌倉市	986	2,017	1,031	1,999	2,002	3	261	274	13	552	497	▲ 55	630	554	▲ 76	▲ 118	4,428	5,344	916
7	藤沢市	3,985	6,791	2,806	5,248	5,186	▲ 62	545	836	291	1,423	1,523	100	1,601	1,760	159	550	12,802	16,096	3,294
8	小田原市	1,333	2,251	918	2,032	2,098	66	203	291	88	492	516	24	633	630	▲ 3	109	4,693	5,786	1,093
9	茅ヶ崎市	2,473	3,076	603	3,040	3,274	234	335	344	9	1,052	1,054	2	1,052	1,080	28	39	7,952	8,828	876
10	逗子市	388	395	7	679	703	24	65	76	11	150	158	8	167	189	22	41	1,449	1,521	72
11	三浦市	205	260	55	280	307	27	24	23	▲ 1	44	46	2	56	54	▲ 2	▲ 1	609	690	81
12	秦野市	991	1,450	459	1,478	1,577	99	106	256	150	430	396	▲ 34	456	461	5	121	3,461	4,140	679
13	厚木市	1,402	1,858	456	2,453	2,667	214	214	388	174	568	568	0	676	676	0	174	5,313	6,157	844
14	大和市	1,983	2,624	641	3,618	3,805	187	446	483	37	1,203	1,203	0	1,131	1,131	0	37	8,381	9,246	865
15	伊勢原市	843	1,833	990	1,147	1,087	▲ 60	138	141	3	260	272	12	345	329	▲ 16	▲ 1	2,733	3,662	929
16	海老名市	1,869	2,008	139	1,760	2,146	386	222	248	26	622	469	▲ 153	652	559	▲ 93	▲ 220	5,125	5,430	305
17	座間市	1,230	1,268	38	1,357	1,599	242	151	167	16	355	328	▲ 27	370	372	2	▲ 9	3,463	3,734	271
18	南足柄市	210	304	94	378	449	71	48	63	15	41	94	53	102	115	13	81	779	1,025	246
19	綾瀬市	1,030	1,646	616	715	677	▲ 38	84	105	21	250	227	▲ 23	246	265	19	17	2,325	2,920	595
20	葉山町	232	700	468	366	358	▲ 8	41	39	▲ 2	73	67	▲ 6	80	81	1	▲ 7	792	1,245	453
21	寒川町	550	838	288	465	462	▲ 3	41	41	0	165	142	▲ 23	174	166	▲ 8	▲ 31	1,395	1,649	254
22	大磯町	268	396	128	280	272	▲ 8	25	35	10	57	53	▲ 4	97	73	▲ 24	▲ 18	727	829	102
23	二宮町	199	768	569	225	282	57	19	24	5	57	60	3	60	71	11	19	560	1,205	645
24	中井町	22	318	296	83	83	0	11	11	0	21	21	0	35	35	0	0	172	468	296
25	大井町	242	242	0	231	231	0	26	26	0	37	37	0	44	44	0	0	580	580	0
26	松田町	91	150	59	61	69	8	14	15	1	25	26	1	19	29	10	12	210	289	79
27	山北町	33	92	59	76	158	82	8	18	10	17	30	13	26	37	11	34	160	335	175
28	開成町	193	330	137	273	273	0	19	35	16	76	76	0	104	104	0	16	665	818	153
29	箱根町	14	120	106	74	160	86	5	17	12	24	38	14	16	38	22	48	133	373	240
30	真鶴町	17	36	19	38	70	32	2	6	4	9	19	10	10	10	0	14	76	141	65
31	湯河原町	55	77	22	160	330	170	11	21	10	20	41	21	33	89	56	87	279	558	279
32	愛川町	237	237	0	377	506	129	38	43	5	90	90	0	110	110	0	5	852	986	134
33	清川村	16	45	29	16	17	1	3	5	2	6	7	1	3	7	4	7	44	81	37

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

令和 8 年度

(単位：人)

		1号			2号			3号												合計			
		①需要 見込み	②供給量	②－①	③需要 見込み	④供給量	④－③	0歳			1歳			2歳			小計	⑪需要 見込み	⑫供給量	⑫－⑪			
								⑤需要 見込み	⑥供給量	⑥－⑤	⑦需要 見込み	⑧供給量	⑧－⑦	⑨需要 見込み	⑩供給量	⑩－⑨							
県合計		64,126	88,656	24,530	113,918	118,595	4,677	13,357	15,558	2,201	34,085	34,058	▲ 27	34,965	36,035	1,070	3,244	260,451	292,902	32,451			
1	横浜市	26,812	34,784	7,972	47,436	47,436	0	6,249	6,249	0	14,164	14,164	0	14,830	14,830	0	0	109,491	117,463	7,972			
2	川崎市	6,865	6,865	0	23,298	23,954	656	2,494	2,881	387	7,623	7,623	0	7,496	7,529	33	420	47,776	48,852	1,076			
3	相模原市	4,545	7,779	3,234	8,867	10,333	1,466	936	1,466	530	2,447	2,509	62	2,343	2,776	433	1,025	19,138	24,863	5,725			
4	横須賀市	3,673	4,220	547	2,933	3,028	95	295	422	127	729	771	42	783	914	131	300	8,413	9,355	942			
5	平塚市	2,062	3,072	1,010	2,572	2,566	▲ 6	238	450	212	785	685	▲ 100	795	777	▲ 18	94	6,452	7,550	1,098			
6	鎌倉市	986	2,019	1,033	1,996	2,015	19	263	279	16	545	520	▲ 25	591	579	▲ 12	▲ 21	4,381	5,412	1,031			
7	藤沢市	3,786	6,771	2,985	5,227	5,255	28	552	845	293	1,440	1,545	105	1,586	1,790	204	602	12,591	16,206	3,615			
8	小田原市	1,292	2,156	864	1,969	2,152	183	202	297	95	535	531	▲ 4	547	648	101	192	4,545	5,784	1,239			
9	茅ヶ崎市	2,236	3,016	780	3,129	3,354	225	345	345	0	1,109	1,110	1	1,066	1,078	12	13	7,885	8,903	1,018			
10	逗子市	374	395	21	655	703	48	64	76	12	164	158	▲ 6	151	189	38	44	1,408	1,521	113			
11	三浦市	198	260	62	270	307	37	23	23	0	45	46	1	50	54	4	5	586	690	104			
12	秦野市	968	1,450	482	1,474	1,575	101	105	262	157	431	403	▲ 28	457	468	11	140	3,435	4,158	723			
13	厚木市	1,360	1,858	498	2,441	2,667	226	208	388	180	566	566	0	681	681	0	180	5,256	6,160	904			
14	大和市	1,912	2,624	712	3,671	3,862	191	466	483	17	1,223	1,223	0	1,144	1,144	0	17	8,416	9,336	920			
15	伊勢原市	771	1,833	1,062	1,111	1,087	▲ 24	137	141	4	294	281	▲ 13	331	331	0	▲ 9	2,644	3,673	1,029			
16	海老名市	1,869	2,008	139	1,822	2,338	516	229	266	37	644	523	▲ 121	674	615	▲ 59	▲ 143	5,238	5,750	512			
17	座間市	1,164	1,268	104	1,352	1,599	247	155	173	18	359	344	▲ 15	356	388	32	35	3,386	3,772	386			
18	南足柄市	185	304	119	333	449	116	46	63	17	48	94	46	41	115	74	137	653	1,025	372			
19	綾瀬市	990	1,646	656	708	677	▲ 31	87	105	18	252	227	▲ 25	246	265	19	12	2,283	2,920	637			
20	葉山町	216	681	465	339	343	4	41	39	▲ 2	76	67	▲ 9	88	81	▲ 7	▲ 18	760	1,211	451			
21	寒川町	526	838	312	444	444	0	40	40	0	160	157	▲ 3	170	170	0	▲ 3	1,340	1,649	309			
22	大磯町	259	396	137	283	272	▲ 11	24	35	11	56	53	▲ 3	85	73	▲ 12	▲ 4	707	829	122			
23	二宮町	187	768	581	213	282	69	18	24	6	56	60	4	62	71	9	19	536	1,205	669			
24	中井町	24	334	310	87	87	0	11	11	0	22	22	0	27	27	0	0	171	481	310			
25	大井町	222	222	0	231	231	0	26	26	0	37	37	0	44	44	0	0	560	560	0			
26	松田町	86	150	64	58	69	11	14	15	1	21	26	5	20	29	9	15	199	289	90			
27	山北町	30	92	62	71	158	87	8	18	10	15	30	15	27	37	10	35	151	335	184			
28	開成町	195	330	135	284	284	0	21	41	20	88	88	0	92	92	0	20	680	835	155			
29	箱根町	13	120	107	65	160	95	5	17	12	19	38	19	29	38	9	40	131	373	242			
30	真鶴町	18	36	18	40	70	30	2	6	4	9	19	10	10	10	0	14	79	141	62			
31	湯河原町	51	77	26	147	315	168	11	24	13	27	39	12	27	75	48	73	263	530	267			
32	愛川町	239	239	0	380	506	126	39	43	4	92	92	0	110	110	0	4	860	990	130			
33	清川村	12	45	33	12	17	5	3	5	2	4	7	3	6	7	1	6	37	81	44			

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

1

幼児期の教育・保育の需給計画

令和9年度

(単位：人)

		1号			2号			3号										合計		
		①需要 見込み	②供給量	②－①	③需要 見込み	④供給量	④－③	0歳		⑥－⑤	1歳		⑧－⑦	2歳		⑩－⑨	小計	⑪需要 見込み	⑫供給量	⑫－⑪
								⑤需要 見込み	⑥供給量		⑦需要 見込み	⑧供給量		⑨需要 見込み	⑩供給量					
	県合計	61,066	84,022	22,956	112,156	117,671	5,515	13,296	15,560	2,264	34,477	34,694	217	35,307	36,325	1,018	3,499	256,302	288,272	31,970
1	横浜市	26,063	31,376	5,313	45,854	45,854	0	6,217	6,217	0	14,466	14,466	0	14,848	14,848	0	0	107,448	112,761	5,313
2	川崎市	5,903	5,903	0	23,471	24,271	800	2,444	2,900	456	7,648	7,648	0	7,487	7,525	38	494	46,953	48,247	1,294
3	相模原市	4,266	7,779	3,513	8,695	10,356	1,661	933	1,471	538	2,483	2,520	37	2,518	2,787	269	844	18,895	24,913	6,018
4	横須賀市	3,556	4,164	608	2,954	3,019	65	277	421	144	664	773	109	728	921	193	446	8,179	9,298	1,119
5	平塚市	1,920	3,036	1,116	2,549	2,566	17	236	451	215	801	748	▲ 53	812	815	3	165	6,318	7,616	1,298
6	鎌倉市	987	2,019	1,032	1,956	2,021	65	265	281	16	559	540	▲ 19	593	601	8	5	4,360	5,462	1,102
7	藤沢市	3,602	6,751	3,149	5,221	5,255	34	551	845	294	1,455	1,545	90	1,604	1,790	186	570	12,433	16,186	3,753
8	小田原市	1,233	2,132	899	1,880	2,204	324	200	280	80	529	572	43	595	673	78	201	4,437	5,861	1,424
9	茅ヶ崎市	1,999	2,971	972	3,218	3,475	257	355	355	0	1,145	1,146	1	1,101	1,105	4	5	7,818	9,052	1,234
10	逗子市	354	395	41	620	703	83	63	76	13	161	158	▲ 3	165	189	24	34	1,363	1,521	158
11	三浦市	190	260	70	258	307	49	22	23	1	43	46	3	50	54	4	8	563	690	127
12	秦野市	955	1,450	495	1,469	1,574	105	105	262	157	432	413	▲ 19	458	468	10	148	3,419	4,167	748
13	厚木市	1,306	1,858	552	2,401	2,667	266	213	388	175	566	566	0	673	673	0	175	5,159	6,152	993
14	大和市	1,863	2,624	761	3,733	3,898	165	487	487	0	1,243	1,243	0	1,161	1,161	0	0	8,487	9,413	926
15	伊勢原市	731	1,833	1,102	1,057	1,087	30	136	141	5	288	281	▲ 7	358	347	▲ 11	▲ 13	2,570	3,689	1,119
16	海老名市	1,869	2,008	139	1,889	2,518	629	236	284	48	661	601	▲ 60	692	702	10	▲ 2	5,347	6,113	766
17	座間市	1,075	1,268	193	1,315	1,599	284	158	173	15	364	344	▲ 20	360	388	28	23	3,272	3,772	500
18	南足柄市	171	304	133	308	449	141	45	63	18	46	94	48	48	115	67	133	618	1,025	407
19	綾瀬市	954	1,646	692	691	677	▲ 14	89	95	6	253	241	▲ 12	247	261	14	8	2,234	2,920	686
20	葉山町	211	681	470	333	341	8	41	42	1	75	75	0	93	89	▲ 4	▲ 3	753	1,228	475
21	寒川町	527	838	311	446	451	5	39	39	0	155	155	0	165	166	1	1	1,332	1,649	317
22	大磯町	269	320	51	264	284	20	23	39	16	55	59	4	83	84	1	21	694	786	92
23	二宮町	182	768	586	207	282	75	18	24	6	55	60	5	60	71	11	22	522	1,205	683
24	中井町	23	330	307	87	87	0	11	11	0	21	21	0	28	28	0	0	170	477	307
25	大井町	222	222	0	231	231	0	26	26	0	37	37	0	44	44	0	0	560	560	0
26	松田町	87	150	63	59	69	10	13	15	2	21	26	5	17	29	12	19	197	289	92
27	山北町	29	92	63	68	158	90	8	18	10	14	30	16	24	37	13	39	143	335	192
28	開成町	192	330	138	289	289	0	23	40	17	89	89	0	105	105	0	17	698	853	155
29	箱根町	15	120	105	76	160	84	5	17	12	20	38	18	23	38	15	45	139	373	234
30	真鶴町	16	36	20	36	70	34	2	6	4	9	19	10	10	10	0	14	73	141	68
31	湯河原町	48	77	29	134	315	181	11	24	13	20	39	19	40	75	35	67	253	530	277
32	愛川町	236	236	0	375	417	42	41	41	0	94	94	0	113	119	6	6	859	907	48
33	清川村	12	45	33	12	17	5	3	5	2	5	7	2	4	7	3	7	36	81	45

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

令和 10 年度

(単位：人)

		1 号			2 号			3 号										合計		
		①需要 見込み	②供給量	②－①	③需要 見込み	④供給量	④－③	0 歳			1 歳			2 歳			小計	⑪需要 見込み	⑫供給量	⑫－⑪
								⑤需要 見込み	⑥供給量	⑥－⑤	⑦需要 見込み	⑧供給量	⑧－⑦	⑨需要 見込み	⑩供給量	⑩－⑨				
	県合計	58,116	79,567	21,451	110,278	116,171	5,893	13,257	15,587	2,330	34,837	35,181	344	35,313	36,432	1,119	3,793	251,801	282,938	31,137
1	横浜市	25,314	27,968	2,654	44,272	44,272	0	6,185	6,185	0	14,768	14,768	0	14,866	14,866	0	0	105,405	108,059	2,654
2	川崎市	4,968	4,968	0	23,338	24,199	861	2,407	2,918	511	7,599	7,599	0	7,457	7,480	23	534	45,769	47,164	1,395
3	相模原市	4,007	7,779	3,772	8,553	10,388	1,835	930	1,481	551	2,523	2,536	13	2,513	2,803	290	854	18,526	24,987	6,461
4	横須賀市	3,439	4,120	681	2,975	3,010	35	259	420	161	599	770	171	673	918	245	577	7,945	9,238	1,293
5	平塚市	1,777	3,036	1,259	2,518	2,566	48	236	451	215	818	807	▲ 11	828	840	12	216	6,177	7,700	1,523
6	鎌倉市	985	2,020	1,035	1,948	2,020	72	267	281	14	572	567	▲ 5	616	631	15	24	4,388	5,519	1,131
7	藤沢市	3,410	6,731	3,321	5,194	5,255	61	568	845	277	1,470	1,545	75	1,621	1,790	169	521	12,263	16,166	3,903
8	小田原市	1,210	2,132	922	1,844	2,204	360	198	280	82	524	572	48	589	673	84	214	4,365	5,861	1,496
9	茅ヶ崎市	1,762	2,925	1,163	3,307	3,602	295	365	365	0	1,205	1,205	0	1,112	1,147	35	35	7,751	9,244	1,493
10	逗子市	336	395	59	588	703	115	62	76	14	160	158	▲ 2	162	189	27	39	1,308	1,521	213
11	三浦市	185	260	75	252	272	20	21	20	▲ 1	42	41	▲ 1	49	47	▲ 2	▲ 4	549	640	91
12	秦野市	942	1,450	508	1,466	1,573	107	104	262	158	433	423	▲ 10	459	468	9	157	3,404	4,176	772
13	厚木市	1,273	1,858	585	2,398	2,667	269	213	388	175	561	566	5	670	670	0	180	5,115	6,149	1,034
14	大和市	1,820	2,624	804	3,804	3,937	133	508	508	0	1,264	1,264	0	1,181	1,181	0	0	8,577	9,514	937
15	伊勢原市	723	1,833	1,110	1,041	1,087	46	134	141	7	284	281	▲ 3	350	347	▲ 3	1	2,532	3,689	1,157
16	海老名市	1,869	2,008	139	1,957	2,518	561	240	284	44	672	629	▲ 43	704	719	15	16	5,442	6,158	716
17	座間市	987	1,268	281	1,278	1,591	313	161	180	19	369	350	▲ 19	365	394	29	29	3,160	3,783	623
18	南足柄市	160	304	144	289	449	160	44	63	19	45	94	49	45	115	70	138	583	1,025	442
19	綾瀬市	921	1,646	725	658	677	19	89	92	3	255	256	1	247	249	2	6	2,170	2,920	750
20	葉山町	206	681	475	325	340	15	43	42	▲ 1	73	75	2	91	89	▲ 2	▲ 1	738	1,227	489
21	寒川町	523	838	315	442	457	15	38	38	0	150	150	0	160	166	6	6	1,313	1,649	336
22	大磯町	251	320	69	261	284	23	22	39	17	55	59	4	84	84	0	21	673	786	113
23	二宮町	176	768	592	200	282	82	18	24	6	53	60	7	59	71	12	25	506	1,205	699
24	中井町	23	325	302	85	85	0	10	10	0	21	21	0	28	28	0	0	167	469	302
25	大井町	222	222	0	231	231	0	26	26	0	37	37	0	44	44	0	0	560	560	0
26	松田町	86	150	64	58	69	11	13	15	2	20	26	6	17	29	12	20	194	289	95
27	山北町	31	92	61	71	158	87	8	18	10	14	30	16	24	37	13	39	148	335	187
28	開成町	192	330	138	296	296	0	25	41	16	92	92	0	108	108	0	16	713	867	154
29	箱根町	15	120	105	76	160	84	5	17	12	20	38	18	24	38	14	44	140	373	233
30	真鶴町	15	36	21	32	70	38	2	6	4	9	19	10	10	10	0	14	68	141	73
31	湯河原町	40	77	37	133	315	182	11	24	13	28	39	11	37	75	38	62	249	530	281
32	愛川町	238	238	0	378	417	39	42	42	0	97	97	0	115	119	4	4	870	913	43
33	清川村	10	45	35	10	17	7	3	5	2	5	7	2	5	7	2	6	33	81	48

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

1

幼児期の教育・保育の需給計画

令和 11 年度

(単位：人)

		1号			2号			3号									合計			
		①需要 見込み	②供給量	②－①	③需要 見込み	④供給量	④－③	0歳			1歳			2歳			小計	⑪需要 見込み	⑫供給量	⑫－⑪
								⑤需要 見込み	⑥供給量	⑥－⑤	⑦需要 見込み	⑧供給量	⑧－⑦	⑨需要 見込み	⑩供給量	⑩－⑨				
県合計		55,603	75,189	19,586	108,993	115,081	6,088	13,208	15,631	2,423	35,201	35,710	509	35,275	36,592	1,317	4,249	248,280	278,203	29,923
1	横浜市	24,561	24,561	0	42,692	42,692	0	6,154	6,154	0	15,069	15,069	0	14,885	14,885	0	0	103,361	103,361	0
2	川崎市	4,238	4,238	0	23,393	24,367	974	2,377	2,937	560	7,548	7,548	0	7,389	7,445	56	616	44,945	46,535	1,590
3	相模原市	3,887	7,599	3,712	8,713	10,524	1,811	928	1,498	570	2,559	2,572	13	2,509	2,845	336	919	18,596	25,038	6,442
4	横須賀市	3,317	4,076	759	2,994	3,014	20	241	423	182	535	779	244	619	927	308	734	7,706	9,219	1,513
5	平塚市	1,694	3,086	1,392	2,562	2,566	4	235	451	216	838	843	5	845	853	8	229	6,174	7,799	1,625
6	鎌倉市	986	2,021	1,035	1,914	2,019	105	269	281	12	584	585	1	638	651	13	26	4,391	5,557	1,166
7	藤沢市	3,253	6,711	3,458	5,216	5,255	39	574	845	271	1,497	1,545	48	1,635	1,790	155	474	12,175	16,146	3,971
8	小田原市	1,181	2,132	951	1,798	2,204	406	196	279	83	520	580	60	583	673	90	233	4,278	5,868	1,590
9	茅ヶ崎市	1,525	2,905	1,380	3,396	3,666	270	375	375	0	1,266	1,266	0	1,122	1,125	3	3	7,684	9,337	1,653
10	逗子市	332	395	63	582	703	121	61	76	15	158	158	0	161	189	28	43	1,294	1,521	227
11	三浦市	176	260	84	240	272	32	20	20	0	41	41	0	47	47	0	0	524	640	116
12	秦野市	929	1,450	521	1,461	1,573	112	103	262	159	434	434	0	461	468	7	166	3,388	4,187	799
13	厚木市	1,234	1,858	624	2,379	2,667	288	212	388	176	554	566	12	666	670	4	192	5,045	6,149	1,104
14	大和市	1,755	2,624	869	3,855	3,973	118	530	530	0	1,287	1,287	0	1,202	1,202	0	0	8,629	9,616	987
15	伊勢原市	718	1,833	1,115	1,034	1,087	53	133	141	8	281	281	0	347	347	0	8	2,513	3,689	1,176
16	海老名市	1,869	2,008	139	2,010	2,593	583	242	290	48	679	679	0	711	795	84	132	5,511	6,365	854
17	座間市	929	1,268	339	1,267	1,594	327	164	180	16	374	375	1	370	408	38	55	3,104	3,825	721
18	南足柄市	153	304	151	276	449	173	43	63	20	44	94	50	44	115	71	141	560	1,025	465
19	綾瀬市	892	1,646	754	635	677	42	89	92	3	256	256	0	248	249	1	4	2,120	2,920	800
20	葉山町	209	681	472	330	341	11	42	42	0	74	75	1	87	89	2	3	742	1,228	486
21	寒川町	509	838	329	430	461	31	37	37	0	147	147	0	156	166	10	10	1,279	1,649	370
22	大磯町	220	320	100	244	284	40	21	39	18	56	59	3	84	84	0	21	625	786	161
23	二宮町	175	768	593	199	282	83	17	24	7	52	60	8	57	71	14	29	500	1,205	705
24	中井町	21	297	276	78	78	0	10	10	0	21	21	0	28	28	0	0	158	434	276
25	大井町	222	222	0	231	231	0	26	26	0	37	37	0	44	44	0	0	560	560	0
26	松田町	82	150	68	55	69	14	12	15	3	20	26	6	16	29	13	22	185	289	104
27	山北町	30	92	62	69	158	89	8	18	10	13	30	17	23	37	14	41	143	335	192
28	開成町	189	330	141	303	303	0	28	40	12	96	96	0	111	111	0	12	727	880	153
29	箱根町	16	120	104	86	160	74	5	17	12	22	38	16	24	38	14	42	153	373	220
30	真鶴町	15	36	21	31	70	39	2	6	4	8	19	11	10	10	0	15	66	141	75
31	湯河原町	37	77	40	131	315	184	8	24	16	28	39	11	32	75	43	70	236	530	294
32	愛川町	238	238	0	378	417	39	43	43	0	98	98	0	116	119	3	3	873	915	42
33	清川村	11	45	34	11	17	6	3	5	2	5	7	2	5	7	2	6	35	81	46

【参考】認定区分

教育・保育の認定区分	内 容
1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、2号認定以外のもの (教育標準時間認定)
2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもで、保育を必要とする事由 に該当するもの(保育認定)
3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもで、保育を必要とする事由 に該当するもの(保育認定)

【参考】認定区分に対応する確保の内容の内訳

教育・保育の認定区分	認定区分に対応する確保の内容
1号認定	① 特定教育・保育施設(幼稚園、認定こども園) ② 確認を受けない幼稚園(新制度に移行していない私学助成園)の利用定員総数
2号認定	① 特定教育・保育施設(保育所、認定こども園) ② 認可外保育施設(自治体が運営費等の支援を行っている施設) ③ 幼稚園及び預かり保育(長時間・通年) ④ 企業主導型保育事業(地域枠のみ)の利用定員総数
3号認定	① 特定教育・保育施設(保育所、認定こども園) ② 特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業(地域の子どもの受入れがある場合)、居宅訪問型保育事業) ③ 認可外保育施設(自治体が運営費等の支援を行っている施設) ④ 企業主導型保育事業(地域枠のみ) ⑤ 幼稚園接続保育(幼稚園における2歳児預かり保育等の3歳未満児の受入れ)の利用定員総数

(6) 県の認可及び認定に係る需給調整の考え方

ア 教育・保育施設の認可、認定の基本的な考え方

認可の基本的な考え方として、県による審査の結果、当該認可の申請が認可基準に適合しており、かつ、当該認可申請に係る施設の設置者が適格性の基準に該当すると認めるときは、原則、認可を行うこととします。

ただし、教育・保育の認定区分ごとに、県設定区域における施設や事業の利用定員の総数が県計画で定める必要利用定員総数に既に達しているか、又は認可によってこれを超えることになることを認めるとき等は認可をしないことができることとします。

イ 提供体制の確保の内容に含まれない施設に係る認可の申請に係る需給調整

計画上確保方策として見込まれていない事業者から認可の申請があった際には、計画に定める需要量に達していない場合は、原則認可を行うこととしますが、計画に基づき保育所等の整備が現に具体的に進められており、当該整備により供給量が確保されることとなる場合は、認可を行わないことができることとします。

ただし、その場合でも、現に教育・保育認定を受けた保護者の人数が、当該認定区分に係る量の見込みを上回っており、待機児童が発生しているなど機動的な対応が必要と認められる際には、地域の実情に応じて認可を行うこととします。

ウ 幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合における需給調整

① 移行に係る認可・認定に関する本県の基本的考え方

現行の幼稚園・保育所で、認定こども園への移行希望がある場合、市町村におけるニーズを確認したうえで、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定を行うこととします。

② 都道府県計画で定める数について

都道府県計画に定める数については、以下の理由により、引き続き本県では具体的な数値は設定しないこととします。

- ・ 認定こども園への移行希望がある施設に関しては、当該移行分が市町村計画における供給（確保の内容）に反映されており、必要利用定員総数の範囲内で対応が可能と考えられること。
- ・ 移行希望が明確でない施設に関しては、現時点でどの程度の施設が認定こども園に移行するののかの見通しが立たず、実務上「都道府県計画で定める数」をどの程度とすればよいかを想定することが困難であること。

(7) 教育・保育の一体的提供及び教育・保育の推進に関する体制の確保について

ア 教育・保育の一体的提供の体制の確保について

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、引き続き、その設置の促進に向けた取組を進めます。

【再掲】移行に係る認可・認定に関する本県の基本的考え方

現行の幼稚園・保育所で、認定こども園への移行希望がある場合、市町村におけるニーズを確認したうえで、認可・認定基準を満たす限り、原則、認可・認定を行うこととします。

② 認定こども園の目標設置数及び設置時期

「(6)ウ② 都道府県計画で定める数について」のとおり、目標設置数及び設置時期を設定することは困難であり、具体的な数値は設定しないこととします。

イ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、また、この時期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人ひとりの個人差が大きいことから、それぞれの発達段階に応じた質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を安定的に提供し、子どもの健やかな育ちを保障することが必要です。

そこで、県は、実施主体である市町村と連携し、利用者が就労状況など家庭の状況や子どもの状況に応じて、教育・保育施設等や地域子ども・子育て支援事業を選択し、利用することができるよう、計画的に環境整備を進めます。

ウ 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携の推進方策

乳幼児期の発達は連続性を有しているものであるため、質の高い教育・保育の提供のためには、教育・保育を行う施設や事業者間の密接な連携が必要です。

特に、満3歳未満を対象とする小規模保育や家庭的保育など地域型保育事業の利用児童が、満3歳以降も安定して、連携施設である保育所、幼稚園、認定こども園（教育・保育施設）で教育・保育の提供を受けるためには、常に事業者間相互で連携を図り、個別の子どもの発達の連続性を維持していくことが大切です。

県では、事業者間での連携を円滑にし、連携施設の役割である給食の搬入や合同健康診断、さらに地域型保育事業の卒園児（3歳児）の受入れなど、子どもが安定的に質の高い教育・保育の提供が受けられるよう、市町村と連携して取り組んでいきます。

エ 幼稚園、保育所、認定こども園と小学校等との連携の推進方策

人は、乳幼児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通して、生涯にわたる人格形成を築いていきます。

そのためにも、乳幼児期から学童期への学びと発達の連続性の確保は、個々の子どもの健やかな成長に不可欠です。

県では、幼児期と小学校以降の教育を円滑につなぐため、幼稚園、保育所、認定こども園と就学先の小学校との連携について、事例発表や協議、講演などを含む研修講座の開催や指導資料の作成等や関係機関との連携等により、就学前教育と小学校教育の円滑な接続・連携に取り組んでいきます。

(8) 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整について

本県における「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定における広域調整の取扱いとは次のとおりとします。

ア 本県における市町村子ども・子育て支援事業計画上の広域調整の基本的考え方

市町村子ども・子育て支援事業計画に記載する他市町村利用分とは、広域利用の現況を記載するものではなく、確保方策の記載に当たって施設整備等に取り組んでもなお他市町村の施設等の利用が必要な場合に、市町村間の調整・合意のうえで、供給量として見込む数とします。

イ 広域調整の実施方法

自市町村の住民の利用分として他市町村所在の特定教育・保育施設の利用を希望する場合は、利用を希望する市町村へ直接協議を申し出ることとします。

なお、協議が整った場合は、双方の市町村子ども・子育て支援事業の確保方策の欄に記載します。特に、他市町村の利用者を受け入れる市町村は、2号・3号について広域調整分（相手方他市町村の利用分）を含めて整備計画を行うとともに、相手方の他市町村の利用枠を担保することになることに留意します。

協議が整った場合、又は整わなかった場合についても、県へ進捗状況を報告することとし、協議が整わなかった場合については、県は広域的な見地から地域の実情に応じ、利用調整等を行うこととします。

2 幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数

県では、下記の幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数の設定の考え方に基づく算定方法により、県計画値の供給量（確保の内容）の利用定員数に対応する必要見込み数を算出し、計画的な人材確保の取組を進めています。

◆ 幼稚園教諭・保育士等の必要見込み数の設定の考え方

- まず、県計画の「供給量（確保の内容）」における施設・事業の区分、認定区分（年齢）ごとの「利用定員数」を基に、各施設・事業、年齢、職種ごとの「配置基準（最低基準）」を用いて、「年度・職種」ごとの「配置基準上の必要数」を算定します。
- この「配置基準上の必要数」に、これまでの職員配置の現状に基づき算出した職種（必要に応じ施設・事業区分）ごとの「加配率」（配置基準を超えて配置されている職員数の割合）を乗じて、より実態に即した「必要見込み数」を設定します。

幼児期の教育・保育に従事する人材の必要見込み数（各年度4月1日時点）

（単位：人）

職種	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
幼稚園教諭	9,022	8,500	8,089	7,686	7,267
保育士	40,390	40,631	40,829	40,911	41,015
保育教諭	3,746	3,833	3,854	3,828	3,891
保育従事者(※1)	48	49	49	49	49
家庭的保育者(※2)	107	106	104	105	105
家庭的保育補助者(※3)	61	60	59	60	60

※1 小規模保育事業（B型）及び事業所内保育事業（小規模B型基準）における保育従事者

※2 小規模保育事業（C型）、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業における家庭的保育者

※3 小規模保育事業（C型）及び家庭的保育事業における家庭的保育補助者

V 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

【参考】施設・事業別、職種別、年齢別 配置基準（最低基準）

区 分		必要となる人材	配置基準
特定教育・保育施設	幼稚園	幼稚園教諭	4歳以上児 25 : 1 3歳児 15 : 1
	保育所	保育士	4歳以上児 25 : 1 3歳児 15 : 1
	認定こども園	幼稚園教諭 保育士 保育教諭	1～2歳児 6 : 1 0歳児 3 : 1
特定地域型保育事業	小規模保育事業	A型 保育士	1～2歳児 6 : 1 0歳児 3 : 1
		B型 保育士 保育従事者	1～2歳児 6 : 1 0歳児 3 : 1 ※1 / 2 以上は保育士
		C型 家庭的保育者	0～2歳児 3 : 1
	家庭的保育事業		家庭的保育補助者 ※補助者を置く場合は5 : 2
	居宅訪問型保育事業		家庭的保育者 0～2歳児 1 : 1
	事業所内保育事業		保育士 定員20名以上 保育所と同様 保育従事者 定員19名以下 小規模保育と同様
その他	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	幼稚園教諭 保育士	4歳以上児 25 : 1 3歳児 15 : 1
	企業主導型保育事業 (地域枠)	保育士 保育従事者	4歳以上児 25 : 1 3歳児 15 : 1 1～2歳児 6 : 1 0歳児 3 : 1 ※1 / 2 以上は保育士
	幼稚園接続保育	幼稚園教諭 保育士	1～2歳児 6 : 1

VI 計画の点検・評価及び推進体制

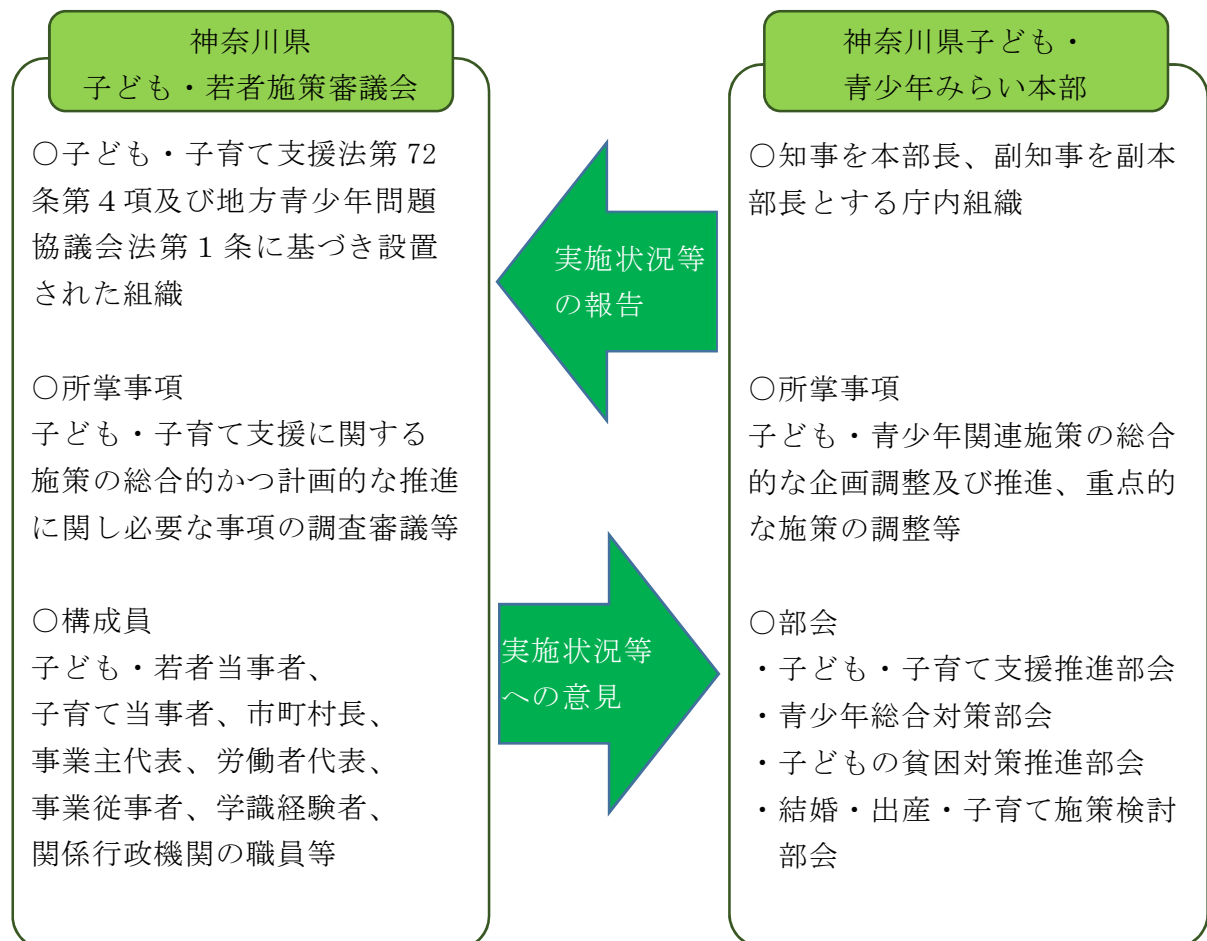
1 計画の達成状況の点検・評価

毎年度、計画に基づく施策の実施状況等について、子ども・若者の目線に立って点検・評価し、神奈川県子ども・若者施策審議会で審議するとともに、その結果を公表します。

また、点検・評価結果や社会情勢の変化、国の施策の動向、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画期間の中間年を目安に計画の見直しを行います。

2 計画の推進体制

神奈川県子ども・若者施策審議会及び神奈川県子ども・青少年みらい本部において、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



また、市町村、県民等と連携・協働して施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るための体制を整備するよう努めます。

VII 参考資料

1 計画策定の経過

年 月 日	経 過
令和 5 年 6 月	県議会令和 5 年第 2 回定例会にこども基本法の施行に伴う対応について報告
令和 5 年 9 月	県議会令和 5 年第 3 回定例会に計画策定に向けた審議体制案について報告
令和 6 年 2 月	県議会令和 6 年第 1 回定例会に計画策定について報告
令和 6 年 3 月 25 日	令和 5 年度第 1 回 神奈川県子ども・若者施策審議会
令和 6 年 6 月 7 日	令和 6 年度第 1 回 神奈川県子ども・青少年みらい本部
令和 6 年 7 月 12 日	令和 6 年度第 1 回 神奈川県子ども・若者施策審議会 貧困対策検討部会
令和 6 年 7 月 19 日	令和 6 年度第 1 回 神奈川県子ども・若者施策審議会 子ども施策検討部会
令和 6 年 7 月 23 日	令和 6 年度第 2 回 神奈川県子ども・若者施策審議会 若者施策検討部会
令和 6 年 8 月 7 日	令和 6 年度第 1 回 神奈川県子ども・若者施策審議会
令和 6 年 9 月	県議会令和 6 年第 2 回定例会に骨子案を報告
令和 6 年 10 月 30 日	令和 6 年度第 2 回 神奈川県子ども・若者施策審議会 子ども施策検討部会
令和 6 年 11 月 1 日	令和 6 年度第 2 回 神奈川県子ども・若者施策審議会 貧困対策検討部会
令和 6 年 11 月 5 日	令和 6 年度第 3 回 神奈川県子ども・若者施策審議会 若者施策検討部会
令和 6 年 11 月 21 日	令和 6 年度第 2 回 神奈川県子ども・若者施策審議会
令和 6 年 12 月	県議会令和 6 年第 3 回定例会に素案を報告
令和 6 年 12 月 11 日 ～令和 7 年 1 月 9 日	素案の県民意見募集（パブリック・コメント）を実施
令和 7 年 2 月 3 日	令和 6 年度第 3 回 神奈川県子ども・若者施策審議会
令和 7 年 2 月	県議会令和 7 年第 1 回定例会に案を報告
令和 7 年 3 月	県民意見募集の結果及び県の考え方を公表、計画策定

2 関連法律・条例

■ こども基本法（令和4年法律第77号）

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第4条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第7条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第9条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第 10 条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第 11 条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第 12 条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第 13 条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第 14 条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第 15 条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第 16 条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第 17 条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第 18 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
- 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
- 二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者（資料提出の要求等）

第 19 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第 20 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（検討）

第 2 条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和六年六月二六日法律第六八号抄〕

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

■ 神奈川県子ども・若者施策審議会条例（令和5年神奈川県条例第82号）**（趣旨）**

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第5項において準用する同条第3項の規定及び地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第6条の規定に基づき神奈川県子ども・若者施策審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるとともに、その他神奈川県子ども・若者施策審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 神奈川県子ども・若者施策審議会（以下「審議会」という。）は、子ども・子育て支援法第72条第4項各号に掲げる事項及び地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事項をつかさどるほか、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

- (1) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事項
- (2) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神奈川県条例第52号）第3条第1項に規定する設備及び運営の向上
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの貧困対策の推進その他の子ども・若者に関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策に関する重要事項

（委員）

第3条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、子ども・若者、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・若者施策に関する事業に従事する者、子ども・若者施策に関し学識経験を有する者、神奈川県議会議員及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（専門委員）

第5条 審議会に、専門の事項について調査審議させる必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し優れた識見を有する者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第7条 審議会は、その所掌事項に係る専門的事項を調査審議させるため、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちからこれを会長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の会務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 7 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会の委員」と読み替えるものとする。

（委員でない者の出席）

第8条 審議会又は部会において必要があると認めたときは、その会議に、専門的事項に関し学識経験を有する者、関係行政機関の職員その他関係人の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（会長への委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

■ 神奈川県こども目線の施策推進条例（令和6年神奈川県条例第80号）

神奈川県は、急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成19年に神奈川県子ども・子育て支援推進条例を制定し、様々な子ども・子育て支援を推進してきた。

しかしながら、いじめ、虐待、貧困等のこどもが直面する問題は依然として減少しておらず、近年では、ヤングケアラー、医療的ケア児等に係る問題も新たに顕在化している。また、個人と地域社会及び他者との関わりが希薄になる中で、孤独・孤立の状態にあるこどもの問題、子育て家庭の孤立化等社会全体としての課題も浮き彫りになっている。さらに、これらの問題の中には、年齢によって切れ目が生じないよう、継続的な支援を行うことを必要とするものが多く存在している。

こうした状況の中、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとりたこども基本法が令和5年に施行された。同法においては、こどもの意見を国や地方公共団体の施策に反映させるための措置を講ずることが求められており、神奈川県においても、こどもに対するあらゆる差別を許さず、その権利及び意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、こどもの目線に立った施策を推進していくことが必要である。

また、こどもが幸せに暮らすためには、こどもの幸せを追求するだけでなく、子育てに関わる全ての人々が喜びを感じることができる環境が重要である。このことに鑑み、子育ての不安や負担を軽減する施策を講ずるとともに、安心してこどもを生み、育てることができるよう、「ともに生きる社会かながわ憲章」の精神の下、社会全体でこどもの人権を尊重しながら、こどもを育むことができる環境を整備していくことが不可欠である。

このような認識の下、こども目線の施策を推進することによって、かけがえのない存在である全てのこどもに笑顔があふれ、誰もが幸せに暮らすことができるいのち輝く社会を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則**（目的）**

第1条 この条例は、児童の権利に関する条約及びこども基本法（令和4年法律第77号）の趣旨を踏まえ、こども目線の施策の推進について、基本理念を定め、並びに県、こども・子育て支援機関等、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、こども目線の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、こども目線の施策の推進を図り、もって誰もが自分らしく幸せに暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども目線の施策 こども一人一人の立場に立ちその望みと願いを尊重しながら、こどもが自分らしく幸せに暮らせるよう、こども、父母その他の保護者等を支援し、

及び社会全体でこどもを育むことができる環境を整備するために実施するこどもに関する施策並びにこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- (2) こども・子育て支援機関等 こども及び子育て家庭に対する支援、家庭生活と職業生活その他の社会生活の両立のための支援等を行う児童福祉施設、教育機関その他の関係機関及び民間の団体をいう。

(基本理念)

第3条 こども目線の施策の推進は、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- (1) 次に掲げる事項を考慮し、全てのこどもについて、その人権を尊重し、及び擁護すること。

ア 全てのこどもは、その生命が尊重され、成長することができること。

イ 全てのこどもは、国籍、性別、障害の有無及び程度等を問わず、いかなる差別も受けないこと。

ウ 全てのこどもは、自己の意見を表明することができ、及びその意見を適切に考慮されること。

エ 全てのこどもは、その最善の利益が優先して考慮されること。

- (2) 子育てをする父母その他の保護者等について、出産、子育て等の負担及び不安が軽減し、又は解消され、喜びを実感することができること。

- (3) 社会全体で連携し、及び協力することにより、こどもを支え、及び育てる必要があること。

- (4) 個人の価値観及び家庭その他の場における生活を尊重すること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、こども・子育て支援機関等、事業者及び県民（以下「県民等」という。）と連携し、総合的かつ計画的なこども目線の施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、県民等の自主的かつ積極的なこども目線の施策に関する取組を促進するため、この条例の趣旨及び内容並びに県が実施するこども目線の施策について、県民等が関心と理解を深めることができるよう、啓発活動及び情報提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

- 3 県は、こども目線の施策について、県民等に意見を求め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(市町村との連携等)

第5条 県は、こども目線の施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村がこども目線の施策を策定し、又は実施しようとするときは、情報提供、助言、広域的な見地からの必要な調整その他必要な支援を行うものとする。

(こども・子育て支援機関等の責務)

第6条 こども・子育て支援機関等は、基本理念にのっとり、専門的な知識及び経験を生かし、他のこども・子育て支援機関等及び医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関と有機的に連携し、こども及び子育て家庭に対する支援、家庭生活と

職業生活その他の社会生活の両立のための支援等を行うよう努めるとともに、県が実施することも目線の施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 こども・子育て支援機関等は、他のこども・子育て支援機関等の機能及び制度等について把握するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、こども目線の施策の重要性についての理解を深め、及び県が実施することも目線の施策に協力するよう努めるとともに、こどもを生む従業員及びこどもを育てる従業員が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、雇用環境の整備に努めるものとする。

(県民の責務)

第8条 県民は、基本理念にのっとり、こども目線の施策の重要性についての関心と理解を深めるとともに、県が実施することも目線の施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

第1節 こどもの意見表明

第9条 県は、こどもが社会の一員として意見を表明する機会及び社会的活動に参画する機会を確保するとともに、その意見を施策に適切に反映させ、及びその結果を当該こどもに伝えられるよう必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、こどもが主体的に政策の立案に参加することができる取組を実施するものとする。

第2節 基本計画

第10条 知事は、こども目線の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、こども目線の施策の推進に関する基本的な計画（次項において「基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 知事は、毎年、基本計画の実施状況を明らかにした報告書を作成し、及び公表するものとする。

第3節 こどもの権利擁護等

(生命の尊厳、安全な生活等のための教育の充実)

第11条 県は、生命の尊厳、こどもの人権尊重の重要性及び子育ての意義についてこどもの関心と理解を深めるための教育並びにこども自身が安全な生活及び心身の健康を確保していくための教育の充実に取り組むものとする。

(いじめの防止等)

第12条 県は、全ての児童等（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条第3項に規定する児童等をいう。）が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめ（同条第1項に規定するいじめをいう。以下この条において同じ。）が行われなくなるよう必要な措置を講ずるとともに、いじめの問題に関する社会全体の理解を深めるための啓発活動を行うものとする。

(児童虐待の防止等)

第13条 県は、市町村、地域住民及び関係機関と連携し、児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待をいう。以下この条

において同じ。)の予防及び早期発見のため、相談対応その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、市町村及び関係機関と連携し、児童虐待を受けた児童（児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童をいう。以下この条において同じ。）が児童虐待を受けることなく、健やかに成長することができる良好な環境が整うよう、当該児童に対する支援並びにその保護者に対する支援及び必要な指導を行うとともに、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。以下この条において同じ。）及び地域社会の連帯が求められていることについて、啓発活動を行うものとする。

- 3 県は、児童虐待を受けた児童が、家庭で生活し、及び将来社会的に自立した生活を営むことができるよう、市町村及び関係機関が実施する居住環境の整備その他の児童の生活に関わる環境の整備が円滑になされるよう協力するものとする。

（社会的養護を必要とするこどもの福祉の充実等）

第14条 県は、社会的養護を必要とするこどもの福祉の充実と社会的な自立を支援するため、児童養護施設、里親その他の家庭に代わってこどもを養育するものの役割に対する理解の促進、専門的な人材育成の支援その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項第1号に規定する措置解除者等又はこれに類する者であるこどもに対し、円滑な社会的な自立のために必要な措置を講ずるものとする。

（要保護児童対策地域協議会に対する支援等）

第15条 県は、市町村が設置する児童福祉法第25条の2第1項の要保護児童対策地域協議会（以下この条において「協議会」という。）の運営が円滑に行われるよう、協議会に対し、情報収集、進行管理等に関する助言、研修その他必要な支援を行うとともに、協議会を積極的に活用するものとする。

第4節 こども・子育て

（こどもの社会的な自立のための支援）

第16条 県は、こどもの将来の社会的な自立に資するよう、就労等の社会参加に必要な能力及び技術の習得の支援、社会参加につながる機会の提供その他必要な支援を行うものとする。

（こどもの居場所づくり）

第17条 県は、こどもが他のこども、地域住民等とともに安全に安心して過ごせる居場所（以下この条において「こどもの居場所」という。）を確保するための環境の整備に努めるとともに、こどもがこどもの居場所を利用することができるよう情報提供その他必要な支援を行うものとする。

- 2 県は、県民等がこどもの居場所を設けることができるよう、環境の整備に努め、及び必要な支援を行うものとする。

（不登校のこどもに対する支援）

第18条 県は、不登校のこどもの将来の社会的な自立に資するよう、市町村及び関係機関と連携し、当該こどもの教育を受ける機会及び多様な体験をする機会を確保し、並び

に当該こどもの状態に応じた居場所を提供するため、相談対応その他必要な支援を行うものとする。

（ひきこもり状態にあるこども等に対する支援）

第 19 条 県は、ひきこもり状態にあるこどもの社会的な自立に資するよう、市町村及び関係機関と連携し、当該こども及びその家族に対する相談対応、当該こどもの状態に応じた居場所の提供その他必要な支援を行うものとする。

（孤独・孤立の状態にあるこどもに対する支援）

第 20 条 県は、こどもが孤独・孤立の状態（孤独・孤立対策推進法（令和 5 年法律第 45 号）第 1 条に規定する孤独・孤立の状態をいう。以下この条において同じ。）となることを予防し、及び孤独・孤立の状態にあるこどもがその状態から脱却するための必要な支援を容易に受けることができるよう、国、県、市町村、こども・子育て支援機関等、事業者、地域住民等多様な主体の連携を促進するとともに、同法第 1 条に規定する孤独・孤立対策に関し、広く県民の関心を高めるための必要な啓発活動を行うものとする。

（貧困の状況にあるこどもに対する支援）

第 21 条 県は、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にあるこどもに対する教育の支援、生活の安定に資するための支援その他必要な支援及び社会全体でこどもの貧困対策に取り組むための基盤づくりを行うものとする。

（ヤングケアラーに対する支援）

第 22 条 県は、ヤングケアラー（家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこどもをいう。以下この条において同じ。）に対し、ヤングケアラーの健やかな成長及び将来の社会的な自立に資するよう、相談対応その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、ヤングケアラーがその置かれている状況について正しく理解し適切な支援を求めることができるよう、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、ヤングケアラーが身近な人に相談、助言その他の支援を求めることができるよう、ヤングケアラーを支えるための体制を整備するものとする。

4 県は、ヤングケアラーの早期発見のため、県、市町村及び県民等の間において、個人情報保護に十分配慮しつつ、それぞれが実施したヤングケアラーへの支援に関する情報の共有を促進するものとする。

（医療的ケア児その他心身の機能の障害があるこども等に対する支援）

第 23 条 県は、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和 3 年法律第 81 号）第 2 条第 2 項に規定する医療的ケア児その他心身の機能の障害があるこども（以下この条において「医療的ケア児等」という。）が健やかに成長することができ、並びに医療的ケア児等及びその家族が居住する地域で安心して暮らせるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（母子等に係る保健及び医療に係る取組に対する支援）

第 24 条 県は、こども及びその保護者、妊産婦等に対して、プレコンセプションケア（性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと

をいう。第3項において同じ。)、妊娠、出産等に関する相談対応、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

2 県は、こどもを生むことを希望する者に対して、不妊及び不育に係る相談対応、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

3 県は、保健指導、健康診査、産後ケア、プレコンセプションケアその他市町村が行う母子保健に関する事業が、妊娠前から出産後に至るまで切れ目なく実施されるよう支援するとともに、周産期医療、小児医療等を提供する体制の充実を図るものとする。

4 県は、低出生体重児(体重が2,500グラム未満で出生した乳児をいう。以下この条において同じ。)が健やかに成長することができ、並びに低出生体重児及びその家族が居住する地域で安心して暮らせるよう、市町村及び関係機関と連携し、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。

(子育て家庭に対する支援)

第25条 県は、こどもを生む家庭及び育てる家庭に対して、子育ての負担及び不安の軽減又は解消を図るため、相談対応の実施、必要な知識及び情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(家庭生活と他の活動の両立のための措置)

第26条 県は、父母その他の保護者等が、相互の協力と社会の支援の下に、こどもを生み、育てる家庭生活と職業生活その他の社会生活との調和を図ることができるよう、こどもを生む者及びこどもを育てる者の雇用の継続を図るための制度の普及、保育等に係る体制の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

第5節 推進体制等

(推進体制の整備)

第27条 県は、市町村及び県民等と連携し、及び協働して、こども目線の施策の総合的、計画的かつ広域的な推進を図るための体制を整備するものとする。

(人材の確保、育成等)

第28条 県は、こども・子育て支援機関等における人材(次項において「従事者」という。)の確保、育成及び技術の向上を図るため、情報提供、研修その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、従事者の職場への定着を促進するため、就労実態の把握、情報提供、助言その他の従事者の心身の健康の維持及び増進並びに処遇の改善に資するための措置を講ずるものとする。

(子育て支援に取り組む事業者の認証)

第29条 知事は、事業者からの申請に基づき、子育てを行う従業員に対する支援に関して知事が定める基準を満たす事業者について、優れた子育て支援に取り組む事業者である旨の認証を行うことができる。

2 前項の規定により認証を受けた事業者は、同項の申請に係る事項に変更があったときは、遅滞なく、当該変更に係る事項を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第1項の規定により認証を受けた事業者が同項に規定する基準を満たさなくなったときは、同項の認証を取り消すことができる。

4 前3項に規定するもののほか、第1項に規定する認証等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(表彰)

第30条 県は、こども目線の施策の推進に寄与したものの表彰に努めるものとする。

(かながわこども・子育て支援月間)

第31条 県は、こども目線の施策に係る支援を推進するため、少なくとも毎年度1回、かながわこども・子育て支援月間を設ける。

2 かながわこども・子育て支援月間は、通算して1月以上とするものとする。

3 県は、かながわこども・子育て支援月間には、その趣旨にふさわしい活動を実施するものとする。

(調査研究)

第32条 県は、こども目線の施策の効果的な実施を図るために必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第33条 県は、こども目線の施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(神奈川県子ども・子育て支援推進条例の廃止)

2 神奈川県子ども・子育て支援推進条例（平成19年神奈川県条例第6号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第16条第1項の認証を受けている事業者は、第29条第1項の認証を受けている事業者とみなす。

(検討)

4 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 本県の子ども・若者・子育ての状況（参考）

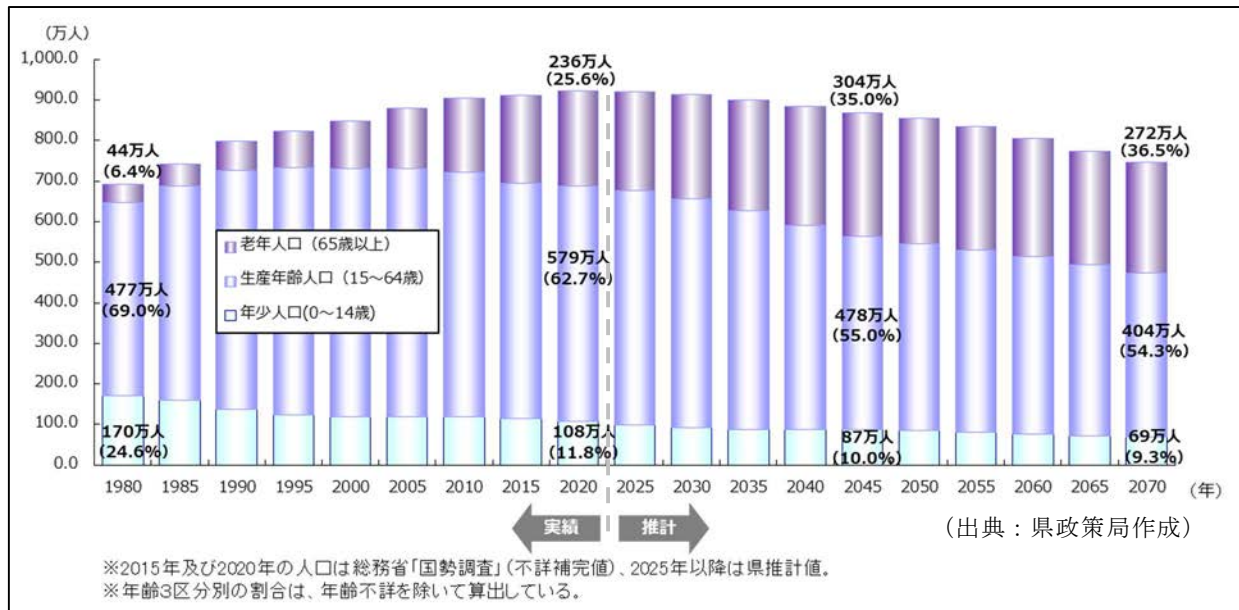
(1) 少子化の状況

ア 年少人口の減少

本県の0～14歳の年少人口は、減少傾向が続いており、1980年の約170万人に対し、2020年は約108万人となっています。

また、将来人口推計では、2045年には約87万人に、2070年には約69万人に減少すると見込まれています。

■参考図表1：県の年齢3区分別の人口推計（中位推計）

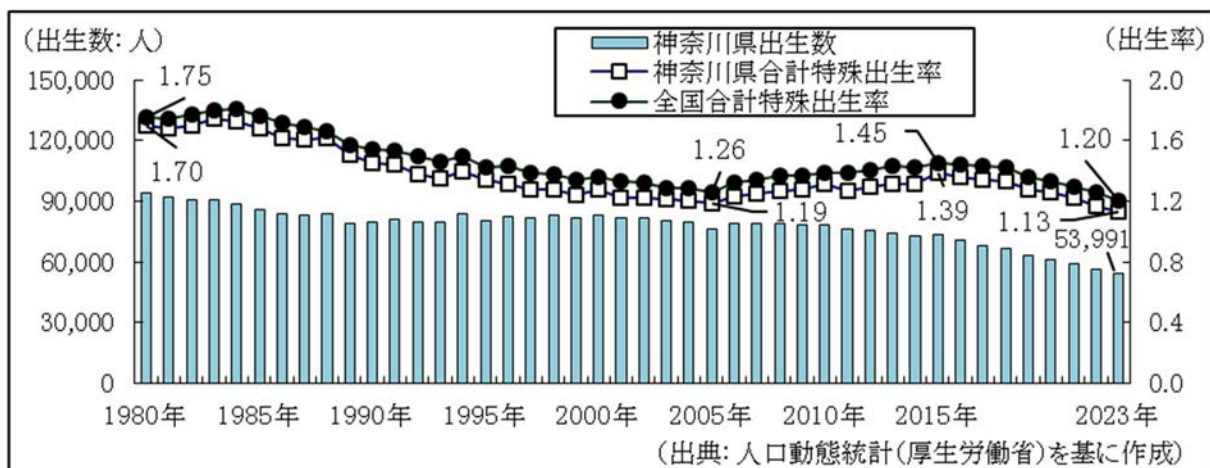


イ 出生数及び合計特殊出生率の推移

本県の出生数は、1980年の約9.4万人に対し、2023年では約5.4万人と減少傾向が続いています。

また、合計特殊出生率は、2005年に1.19を記録した後は一時的に上昇に転じていたものの、2023年は1.13と過去最低を記録し、依然として人口が長期で安定的に維持される人口置換水準(2.07)を大幅に下回っています。

■参考図表2：出生数、合計特殊出生率の推移（全国、神奈川県）



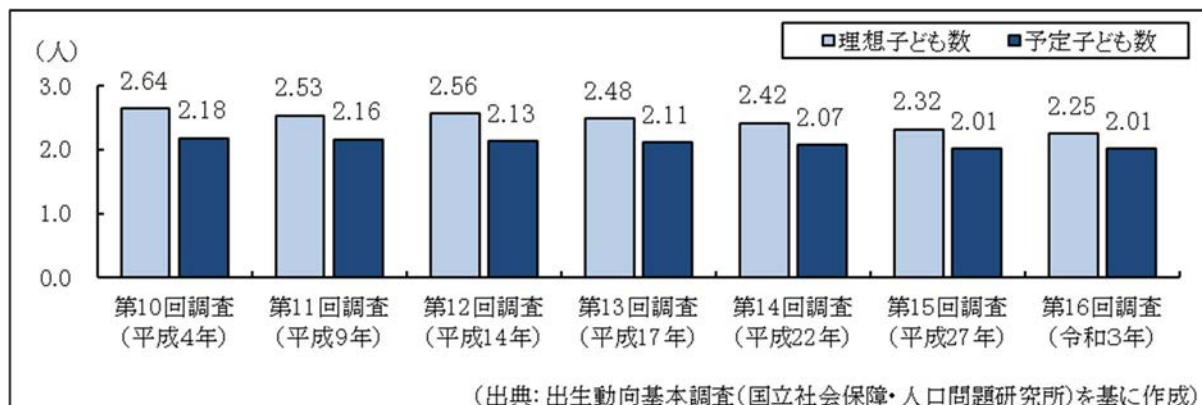
ウ 理想子ども数と予定子ども数

結婚と出産に関する全国調査によると、夫婦にとって理想的な子どもの数は、低下傾向にあり、令和3年は2.25人で過去最低を更新しています。

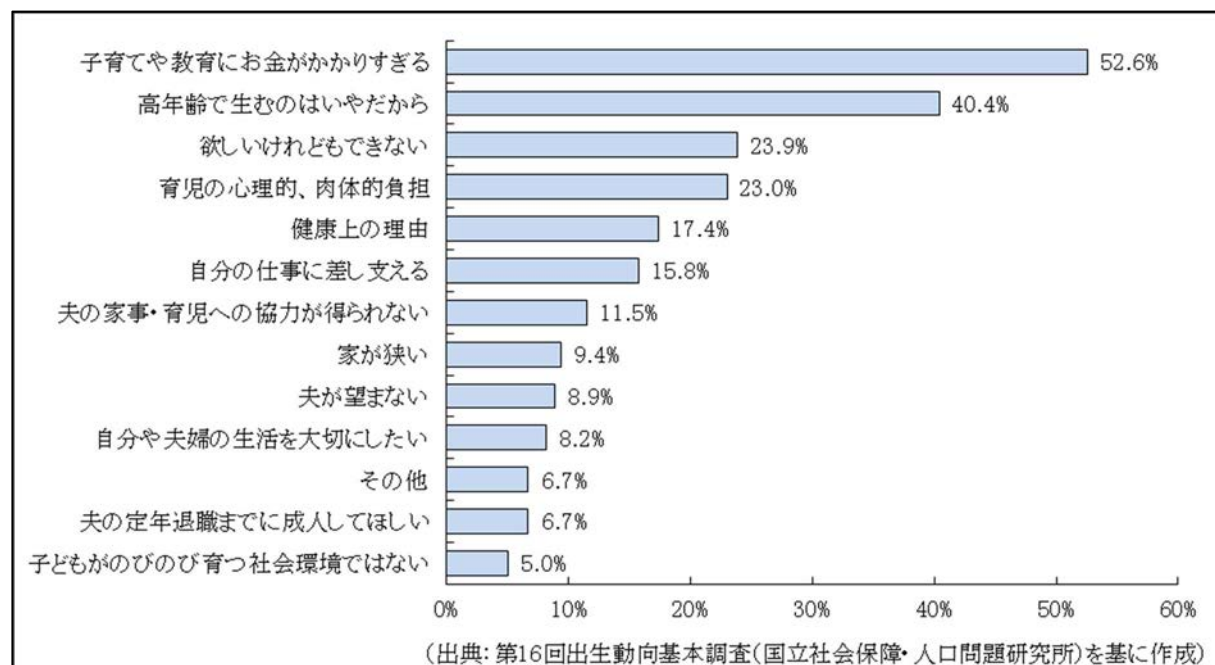
また、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数も、過去最低と同数である2.01人となっています。

予定子ども数が理想子ども数を下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最も多く、次いで「高年齢で生むのはいやだから」、「欲しいけれどもできない」となっています。

■参考図表3：平均理想子ども数と平均予定子ども数の推移（全国）



■参考図表4：予定子ども数が理想子ども数を下回る理由（全国）



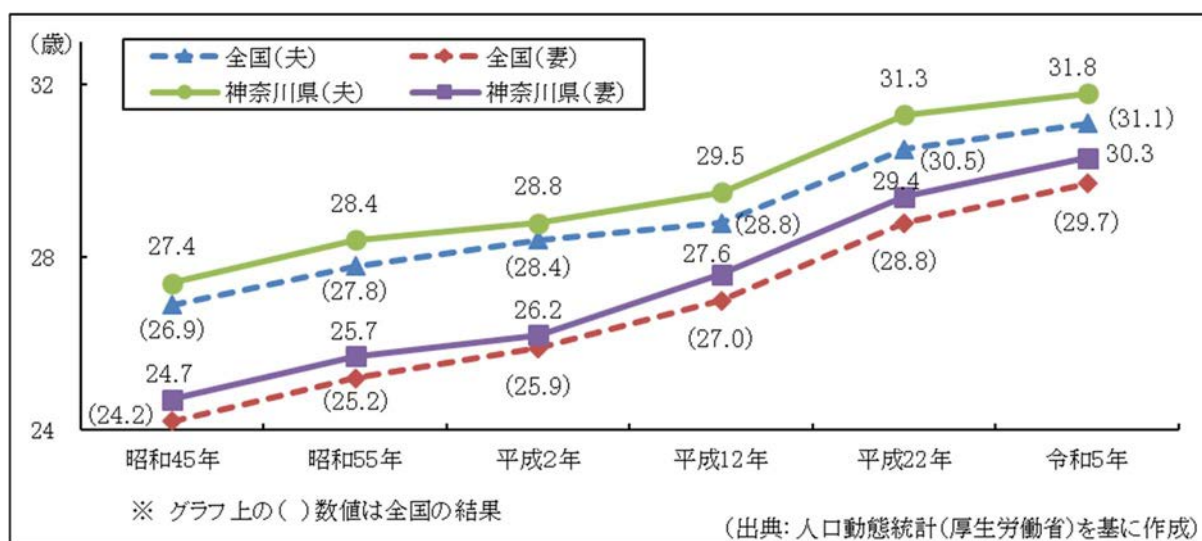
エ 晩婚化・未婚化の進行

本県の平均初婚年齢は、全国と同様に夫、妻とも上昇傾向にあり、晩婚化が進行しています。

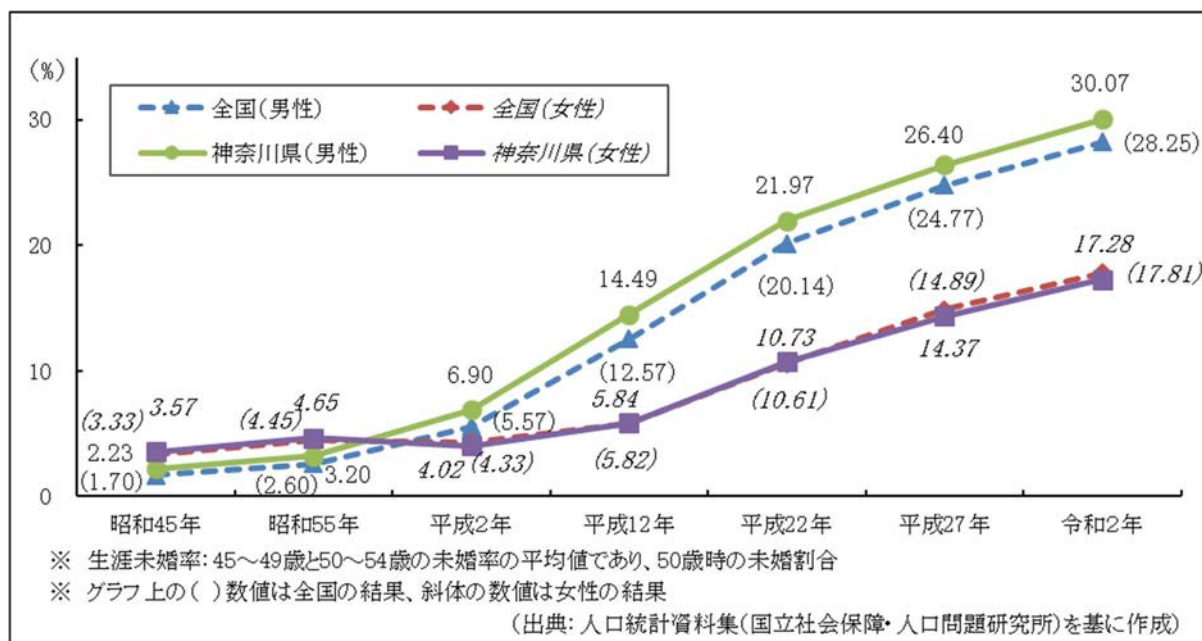
また、生涯未婚率（50歳時の未婚割合）も同様に増加しており、昭和45年から令和2年の50年間で、男性は約13倍に、女性は約5倍に増えています。

こうした晩婚化・未婚化の背景には、結婚に対する男女の意識の変化や不本意に非正規で働く若者が他の年代に比べて多いことなどが関連しているとみられます。

■参考図表5：平均初婚年齢の推移（全国、神奈川県）



■参考図表6：生涯未婚率の推移（全国、神奈川県）

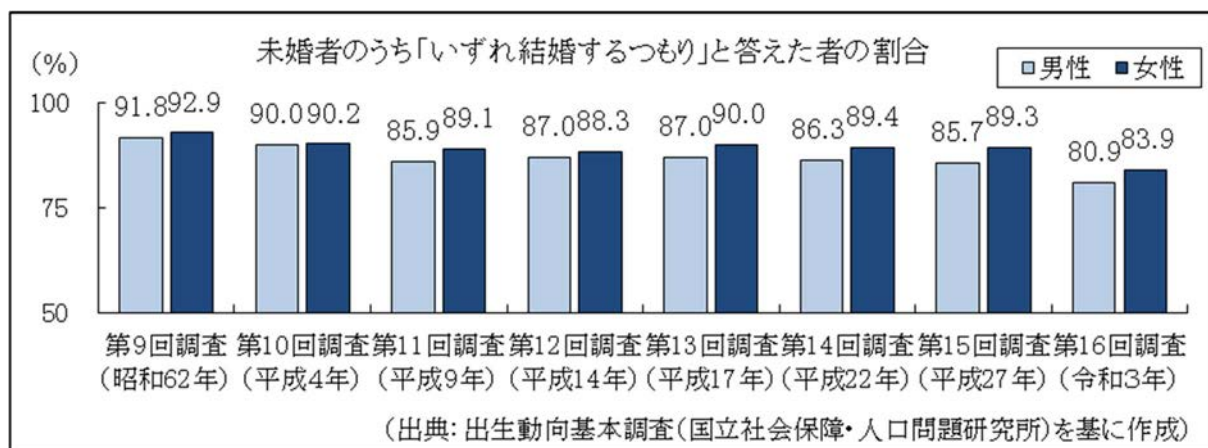


オ 結婚に対する意識

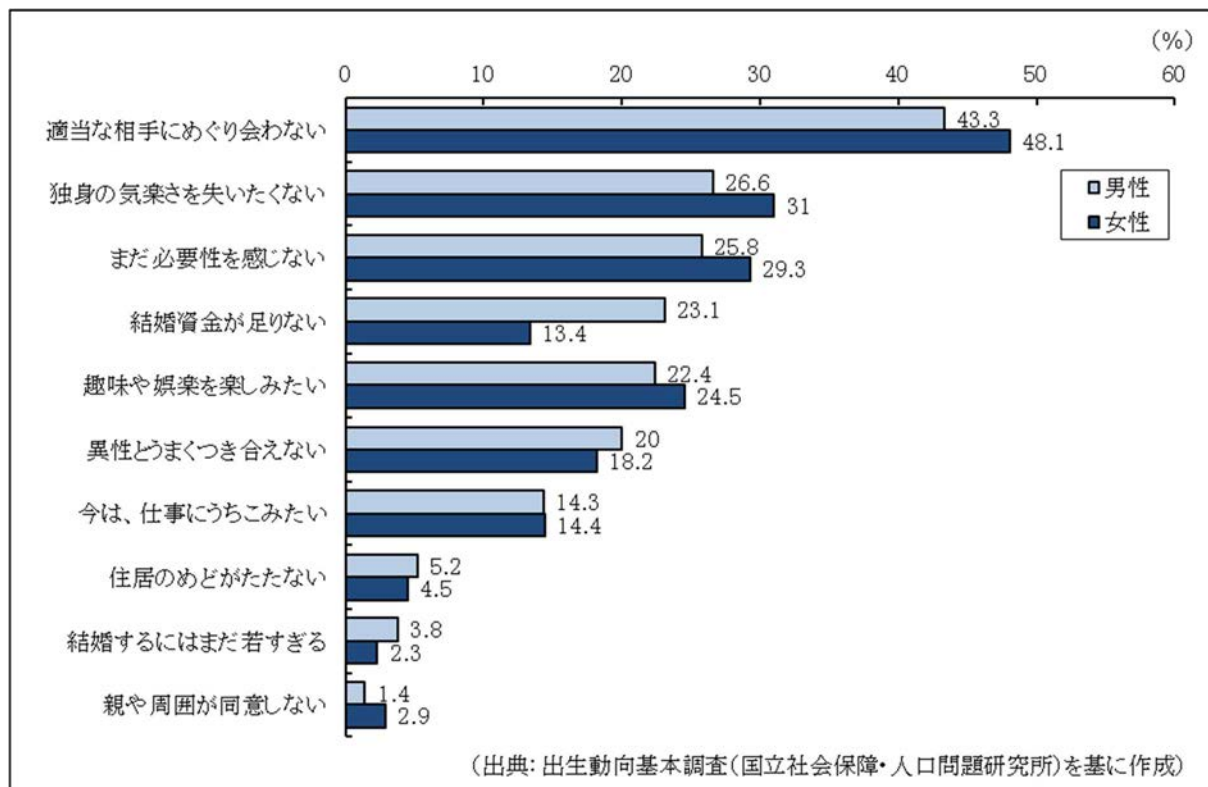
未婚者（18歳～34歳）に結婚の意思を尋ねた全国調査の結果をみると、「いずれ結婚するつもり」と答えた未婚者の割合は、男女ともに概ね9割前後で推移していましたが、令和3年には5ポイント程度低下しています。

また、同調査で未婚者のうち、25歳～34歳の未婚者に尋ねた「独身でいる理由」については、男女ともに「適当な相手にめぐり会わない」が最も多く、「独身の気楽さを失いたくない」、「まだ必要性を感じない」といった理由が続きます。

■参考図表7：未婚者の生涯の結婚意思（全国）



■参考図表8：独身でいる理由（全国）

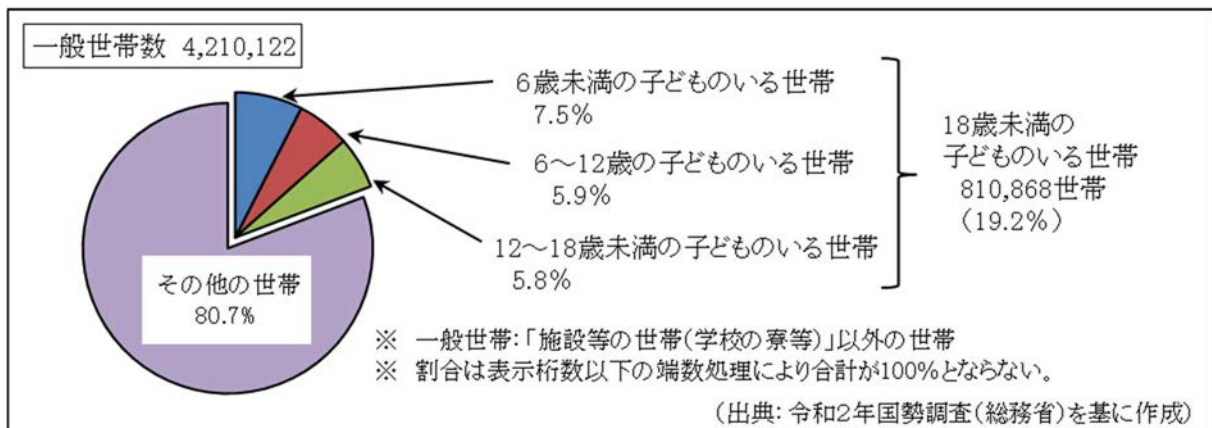


(2) 家族のかたちの変化

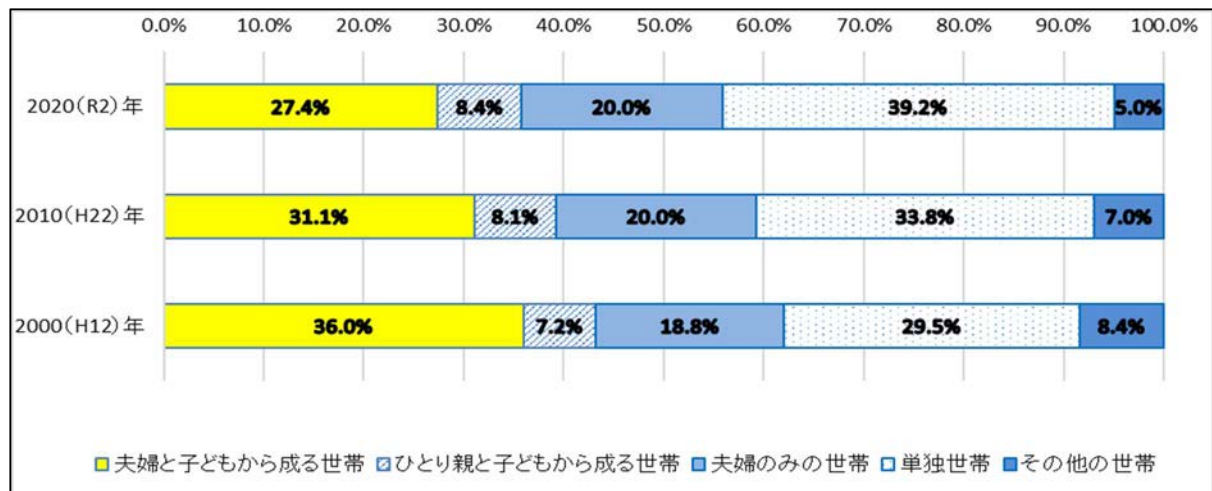
本県の世帯構成をみると、18歳未満の子どものいる世帯は、令和2年では全体の5分の1以下となっており、一般世帯の家族類型について、最も割合が高い世帯は、平成12年には夫婦と子どもから成る世帯でしたが、令和2年は単独世帯となっています。

また、子どものいる世帯のうち、夫婦共働き世帯の割合は、平成29年の55.6%に対し、令和4年では60.3%と増加しています。

■参考図表9：子どもがいる世帯の割合（神奈川県）



■参考図表10：一般世帯の家族類型の割合の推移（神奈川県）



(出典：国勢調査（総務省 各年10月1日現在）)

■参考図表11：夫婦共働き世帯数及び割合（全国、神奈川県）

(単位: 世帯数、%)

	平成29年			令和4年		
	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合	子どものいる世帯総数	うち夫婦共働き世帯	割合
神奈川県	1,177,700	654,600	55.6	1,059,300	638,700	60.3
全国	15,312,000	9,084,300	59.3	13,921,000	8,826,200	63.4

※ 子どものいる世帯総数:「夫婦と子どもから成る世帯」、「夫婦、子どもと親から成る世帯」の合計数

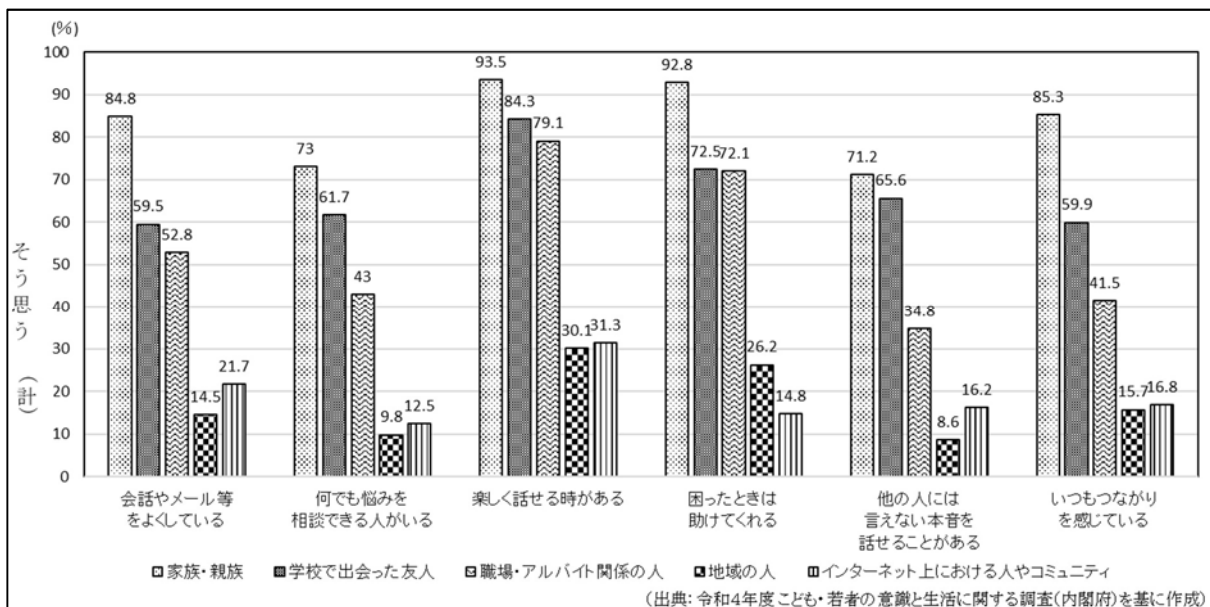
※ 夫婦共働き世帯数:子どものいる世帯総数のうち、夫婦共に有業の世帯数

(出典: 就業構造基本調査(総務省)を基に作成)

(3) 他者との関わり方・家族のかたちの変化

他者との関わり方については、どの項目においても「家族・親族」が最も高く、次いで、「学校で出会った友人」となっています。「地域の人」と「インターネット上における人やコミュニティ」を比べると、「困ったときは助けてくれる」の項目のみ「地域の人」が高く、それ以外の項目は「インターネット上におけるコミュニティ」が高くなっています。

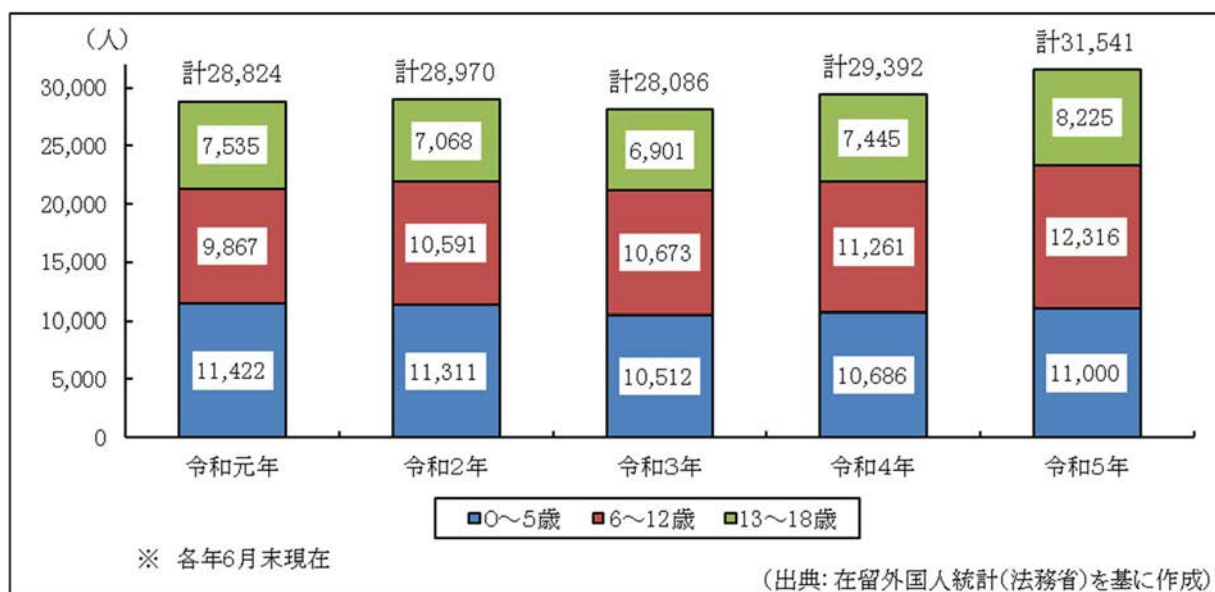
■参考図表12：他者との関わり方（全国）



(4) 在留外国人の子ども

県内の在留外国人の子どもの数は増加傾向にあります。0～5歳の就学前児童は、令和元年の11,422人に対し、令和5年には11,000人となっています。

■参考図表13：在留外国人の子どもの数の推移（神奈川県）



(5) ヤングケアラーの勉強時間

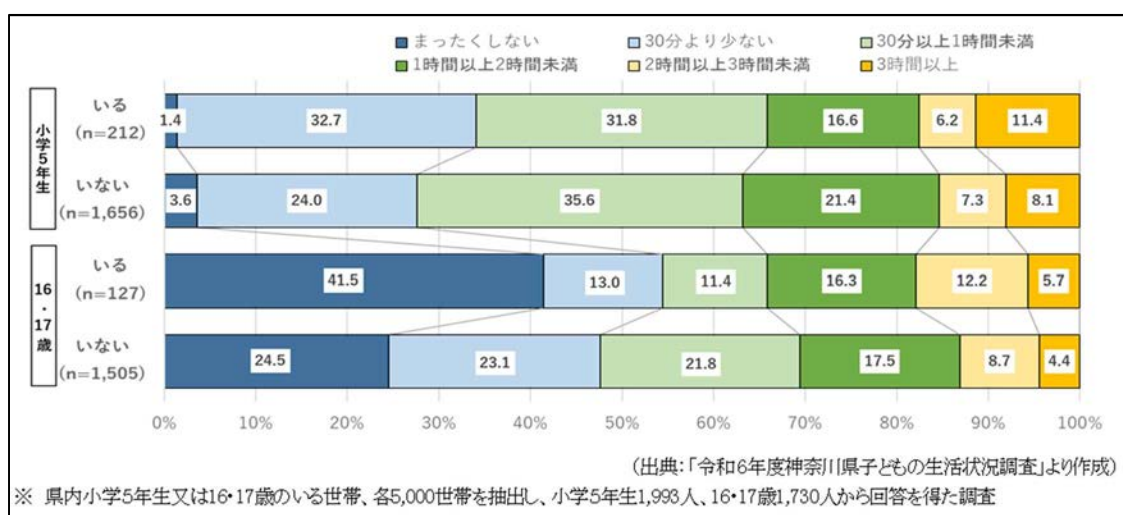
学校がある日の授業外での1日あたりの勉強時間が30分より少ない人数の割合をみると、ケアラー状況の小学5年生で34.1%、16・17歳で54.5%となっており、ケアラー状況にない子どもよりそれぞれ6.5ポイント、6.9ポイント上回る結果となっています。

一方で、学校がない日の1日あたりの勉強時間が30分より少ない人数の割合は、ケアラー状況の子どもの小学5年生で41.9%、16・17歳で49.6%となっており、ケアラー状況にない子どもよりそれぞれ4.7ポイント、8.7ポイント上回る結果となっています。

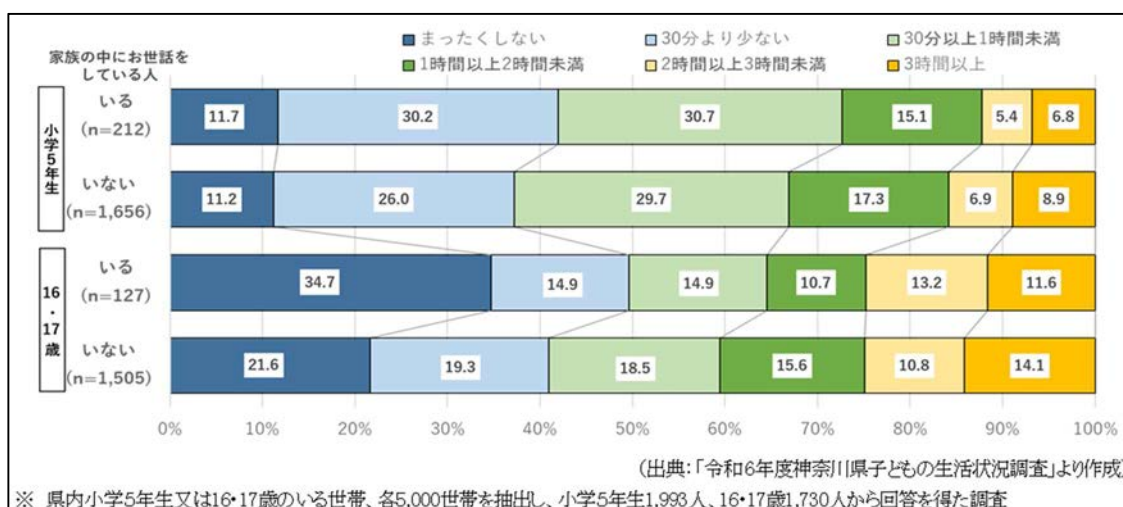
ケアラー状況の子どもは、平日の勉強時間がケアラー状況ではない子どもに比べて少なく、休日も同様の傾向がみられます。

さらに、ケアラー状況の16・17歳では、休日にまったく勉強時間を確保できていない人数の割合が34.7%となっており、ケアラー状況ではない子どもより、13.1ポイント上回る結果となっています。

■参考図表 14：ケアラー状況×1日あたりの勉強時間（学校がある日）



■参考図表 15：ケアラー状況×1日あたりの勉強時間（学校がない日）



(6) 児童虐待の相談内容

児童虐待の相談内容では、心理的虐待が最も多い割合を占めており、次いで、身体的虐待、保護の怠慢・拒否となっています。

■参考図表 16：児童虐待相談対応件数の推移（内容別）（神奈川県）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
心理的虐待	9,949件 (57.6%)	12,262件 (60.0%)	13,607件 (61.6%)	13,298件 (61.4%)	14,411件 (60.4%)
身体的虐待	3,697件 (21.4%)	4,331件 (21.2%)	4,715件 (21.3%)	4,458件 (20.6%)	4,997件 (21.0%)
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	3,420件 (19.8%)	3,698件 (18.1%)	3,569件 (16.2%)	3,650件 (16.9%)	4,198件 (17.6%)
性的虐待	207件 (1.2%)	158件 (0.8%)	202件 (0.9%)	248件 (1.1%)	234件 (1.0%)
計	17,273件 (100.0%)	20,449件 (100.0%)	22,093件 (100.0%)	21,654件 (100.0%)	23,840件 (100.0%)

（出典：子ども家庭課資料）

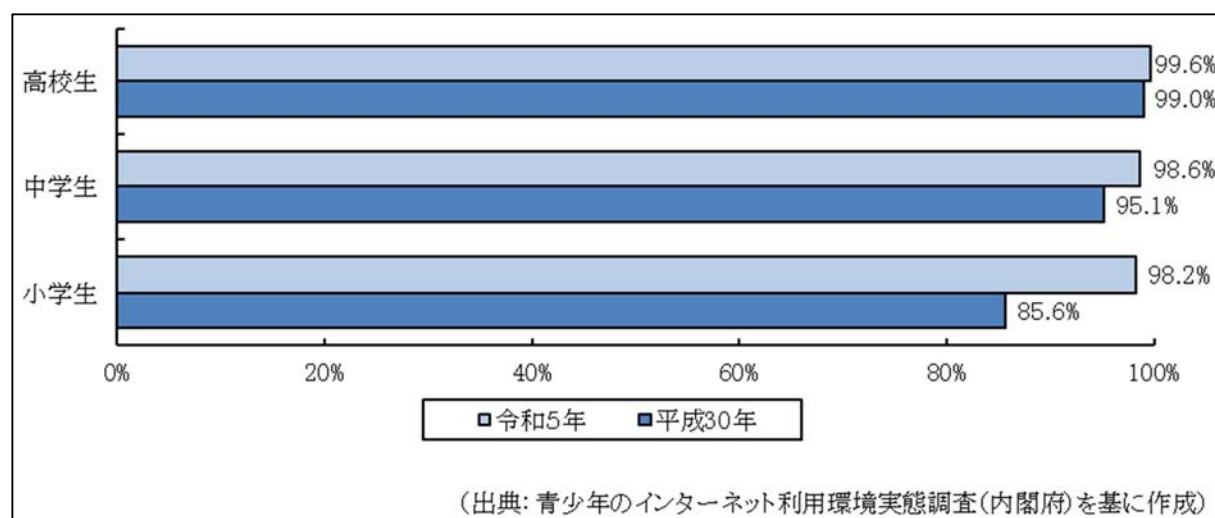
※ 割合は、表示桁数以下の端数処理により合計が100%とならない場合がある。

(7) インターネットの利用状況

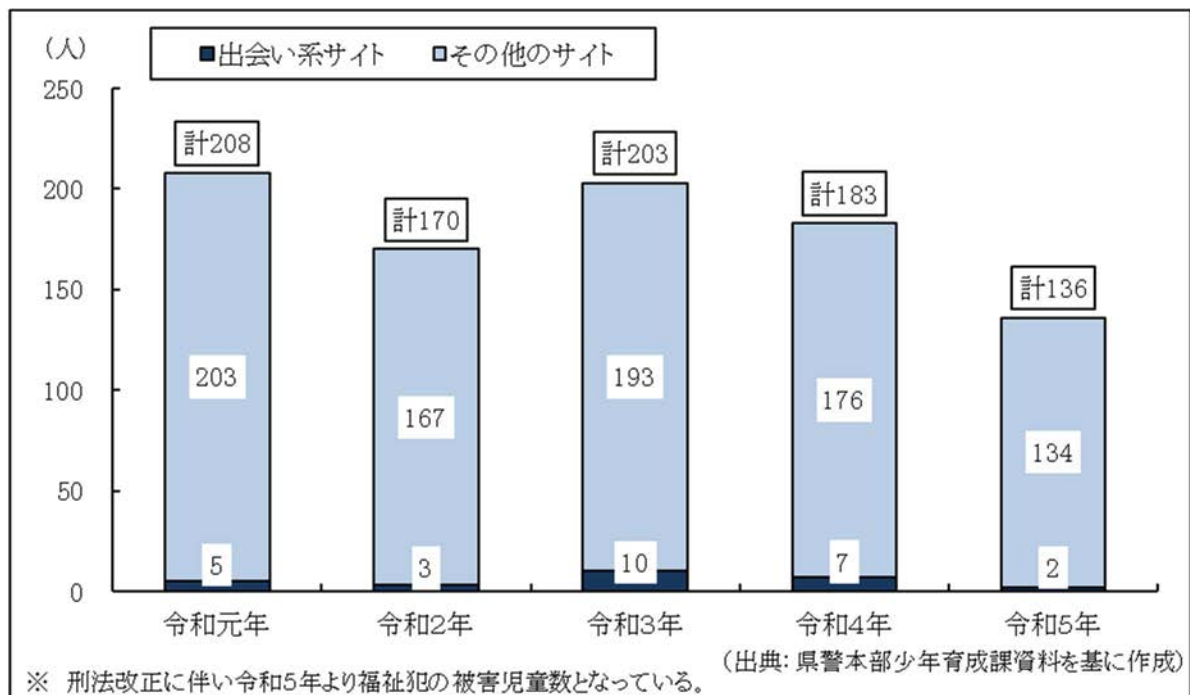
全国の子どものスマートフォン等によるインターネットの利用率は、平成30年と令和5年を比較すると増加しており、小学生では85.6%から98.2%となったことから、ほぼ全員がインターネットを利用していることになります。

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）やゲームサイト等のいわゆるコミュニティサイト等を利用した事件の県内の被害児童は、令和元年の208人に対し、令和5年は136人となっています。

■参考図表 17：インターネットの利用率（全国）



■参考図表 18：コミュニティサイト等を利用した事件の被害児童（神奈川県）



(8) 子どもの貧困の状況

全国の児童のいる世帯の平均稼働所得は721.7万円ですが、母子世帯は270.6万円
で平均より6割以上低い稼働所得となっています。

■参考図表 19：平均稼働所得・貯蓄・借入金の状況（全国）

		稼働所得	貯蓄の有無等		借入金の有無等	
全世帯		399.6万円	有	82.4%	有	24.7%
			(平均)	1,368.3万円	(平均)	390.6万円
			無	11.0%	無	65.4%
	児童のいる世帯	721.7万円	有	85.5%	有	55.7%
			(平均)	1,029.2万円	(平均)	1,185.1万円
	母子世帯	270.6万円	有	74.4%	有	36.3%
			(平均)	422.5万円	(平均)	246.6万円
			無	22.5%	無	60.1%

（出典：厚生労働省「令和4年（2022年）国民生活基礎調査の概況」より作成）

※ 不詳は表示していないため、合計が100%にならない。

※ 「児童」とは、18歳未満の未婚の者

※ 「母子世帯」とは、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女性（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

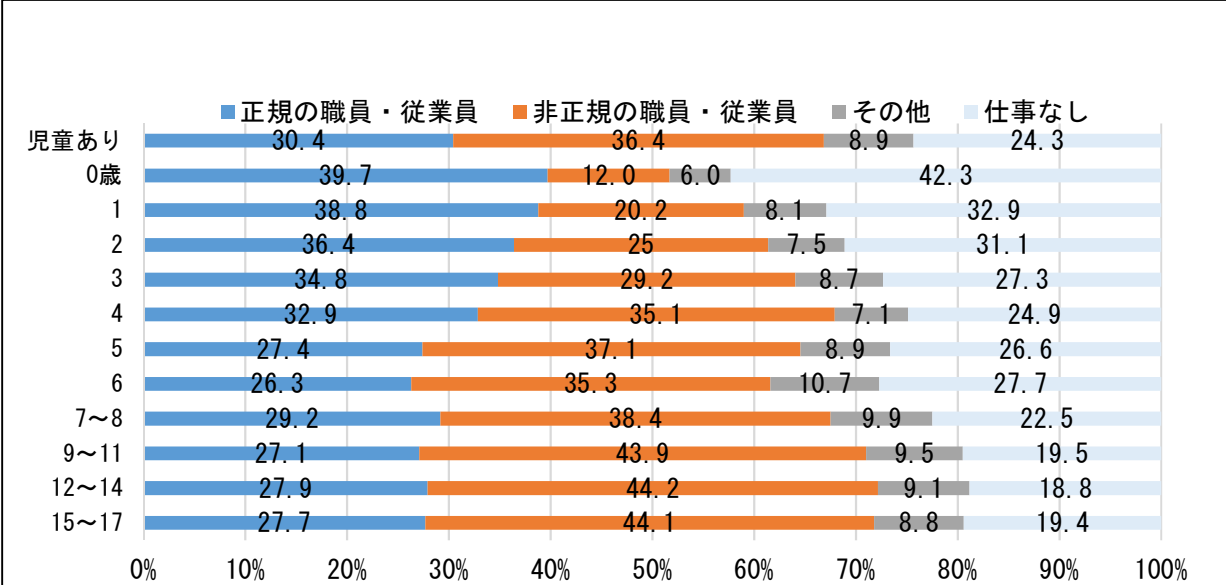
※ 稼働所得は2021年1月1日から12月31日までの1年間の所得

※ 貯蓄・借入金とは、2022年6月末日の現在高及び残高

ア 子どものいる世帯の状況

児童のいる世帯における母の仕事の状況（全国）では、「正規の職員・従業員」（30.4%）、「非正規の職員・従業員」（36.4%）、「その他」（8.9%（※））を合わせた仕事がある者は、75.7%となっています。また、「正規の職員・従業員」の割合は、末子の年齢による差は少ないものの、「非正規の職員・従業員」の割合については、子どもの年齢が上がると大きく増えています。

■参考図表 20：末子の年齢階級別にみた母の仕事の状況（全国）



（出典：厚生労働省「令和4年（2022年）国民生活基礎調査の概況」より作成）

※ 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。仕事不詳は含まない。

■参考図表 21：雇用形態、性、年齢階級別賃金及び雇用形態間賃金格差（全国）

	男性			女性		
	正社員・正職員 ＜月額・千円＞	正社員・ 正職員以外 ＜月額・千円＞		正社員・正職員 ＜月額・千円＞	正社員・ 正職員以外 ＜月額・千円＞	
20～24歳	232.2	202.0	(87.0)	224.8	(96.8)	189.8 (81.7)
25～29歳	271.4	229.1	(84.4)	252.6	(93.0)	206.8 (76.2)
30～34歳	307.0	238.1	(77.6)	270.2	(88.0)	210.5 (68.6)
35～39歳	344.8	241.1	(69.9)	286.4	(83.0)	207.6 (60.2)
40～44歳	380.2	245.6	(64.6)	296.6	(78.0)	207.6 (54.6)
45～49歳	406.4	245.7	(60.5)	304.5	(74.9)	204.7 (50.4)
50～54歳	428.3	262.5	(61.3)	315.2	(73.6)	204.4 (47.7)
55～59歳	440.8	264.5	(60.0)	316.3	(71.8)	201.8 (45.8)
60～64歳	372.4	285.1	(76.6)	290.4	(78.0)	208.9 (56.1)
65～69歳	331.7	254.8	(76.8)	259.6	(78.3)	188.7 (56.9)
平均年齢	43.6歳	52.3歳		40.9歳		47.6歳
勤続年数	14.2年	11.1年		10.4年		8.3年

（出典：厚生労働省「令和5年（2023年）賃金構造基本統計調査」より作成）

※（ ）内は、男性正社員・正職員を100とした場合の数値

イ ひとり親世帯数

令和2年の国勢調査によると、神奈川の母子世帯数は38,079世帯で、一般世帯数4,210,122世帯の0.9%となっており、平成27年調査に比べ5,961世帯（13.5%）減少しています。また、父子世帯数は5,159世帯で、一般世帯数の0.1%となっており、平成27年調査と比べ521世帯（9.2%）減少しています。

■参考図表 22：母子世帯と父子世帯の状況（神奈川県）

区 分			平成27年	令和2年	増減
			(A)	(B)	(B-A)/A*100
一般世帯			3,965,190	4,210,122	6.2%
母子世帯	総数 (対一般世帯構成比)		44,040 (1.1%)	38,079 (0.9%)	△13.5%
	配偶 関係	未婚	7,512	5,234	△30.3%
		死別	3,497	2,927	△16.3%
		離別	33,031	29,918	△9.4%
父子世帯	総数 (対一般世帯構成比)		5,680 (0.1%)	5,159 (0.1%)	△9.2%
	配偶 関係	未婚	338	286	△15.4%
		死別	1,372	1,308	△4.7%
		離別	3,970	3,565	△10.2%

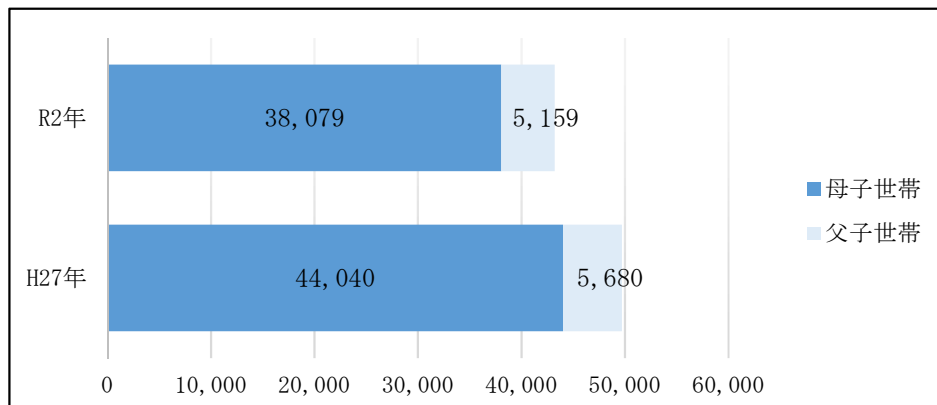
（出典：総務省「令和2年（2020年）国勢調査人口等基本集計」より作成）

※「一般世帯」は、学生寮や老人ホームなどの「施設等の世帯」以外の一般世帯

※「母子世帯」は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の女（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

※「父子世帯」は、死別・離別・その他の理由（未婚の場合を含む。）で、現に配偶者のいない65歳未満の男（配偶者が長期間生死不明の場合を含む。）と20歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成している世帯

■参考図表 23：母子世帯と父子世帯の数



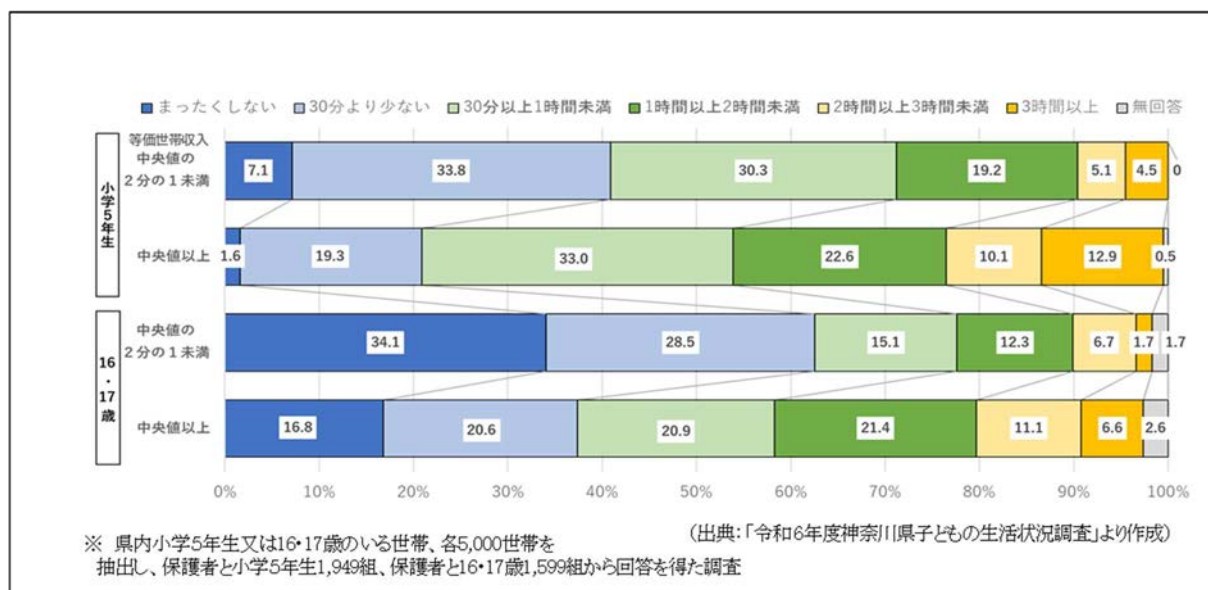
（出典：総務省「令和2年（2020年）国勢調査人口等基本集計」より作成）

ウ 勉強時間

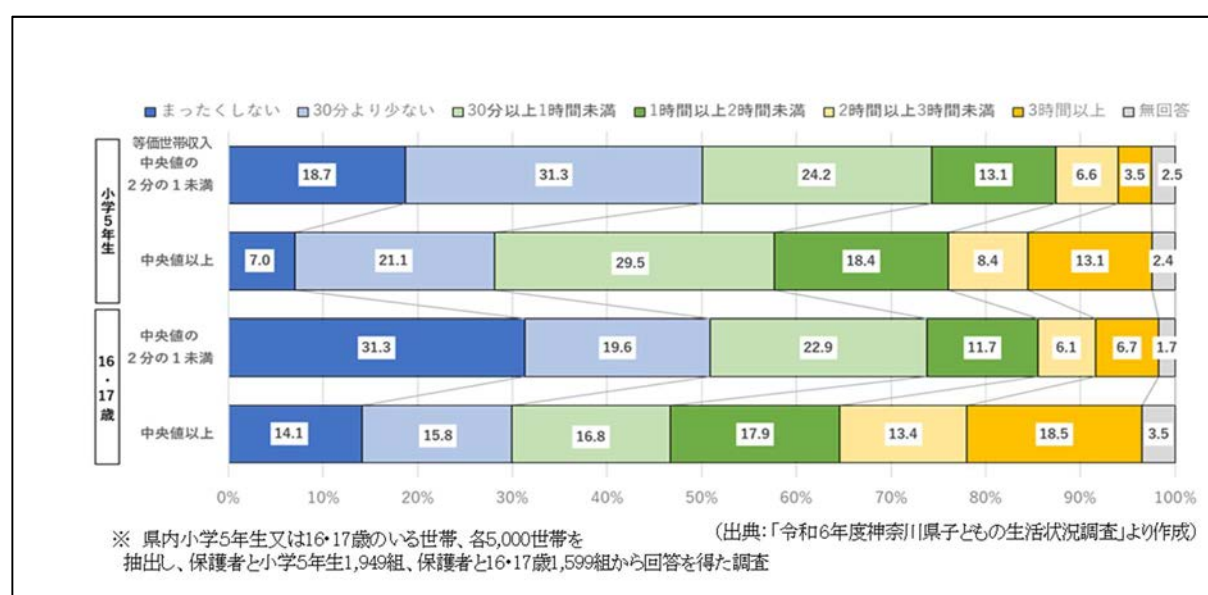
学校がある日の勉強時間が1時間以上の人数の割合について、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」の世帯では小学5年生で28.8%、16・17歳で20.7%と、「中央値以上」の世帯よりそれぞれ16.8ポイント、18.4ポイント少ない結果となっています。

また、学校がない日の勉強時間が1時間以上の人数の割合について、等価世帯収入が「中央値の2分の1未満」の世帯では小学5年生で23.2%、16・17歳で24.5%と、「中央値以上」の世帯よりそれぞれ16.7ポイント、25.3ポイント少ない結果となっています。

■参考図表 24：1日当たりの勉強時間（学校のある日）



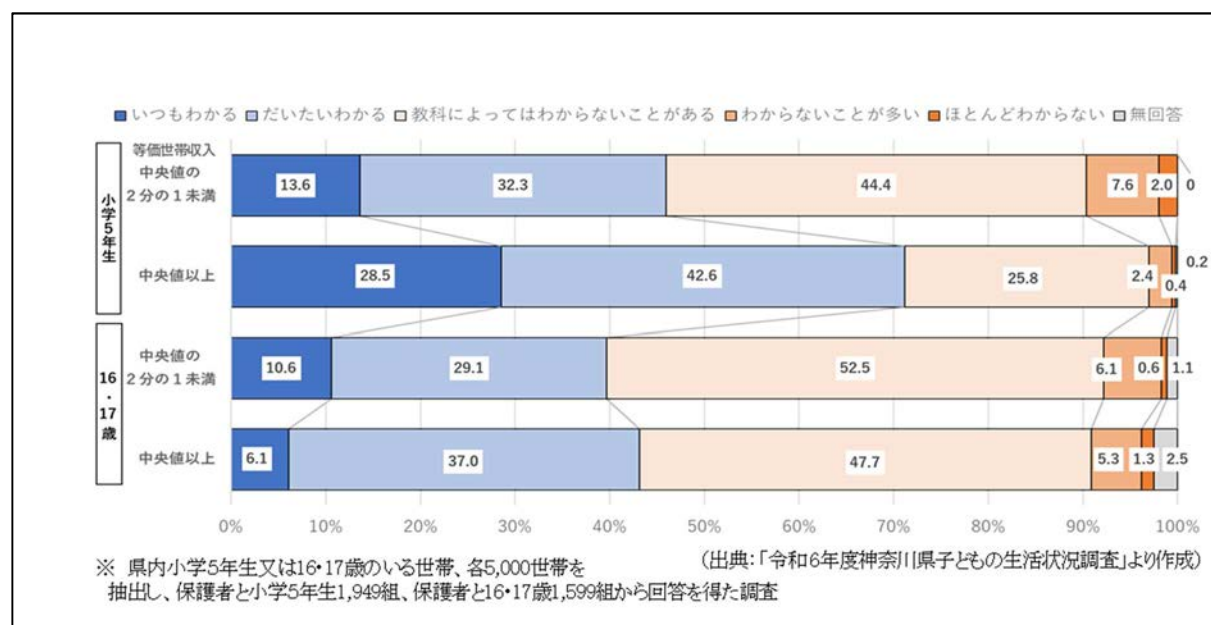
■参考図表 25：1日当たりの勉強時間（学校のない日）



エ 授業の理解度

授業の内容について「わかる」人数の割合を等価世帯収入別でみると、「中央値の2分の1未満」の世帯では小学5年生で45.9%、16・17歳で39.7%となっており、小学5年生においては「中央値以上」の世帯を25.2ポイント下回る結果となっています。

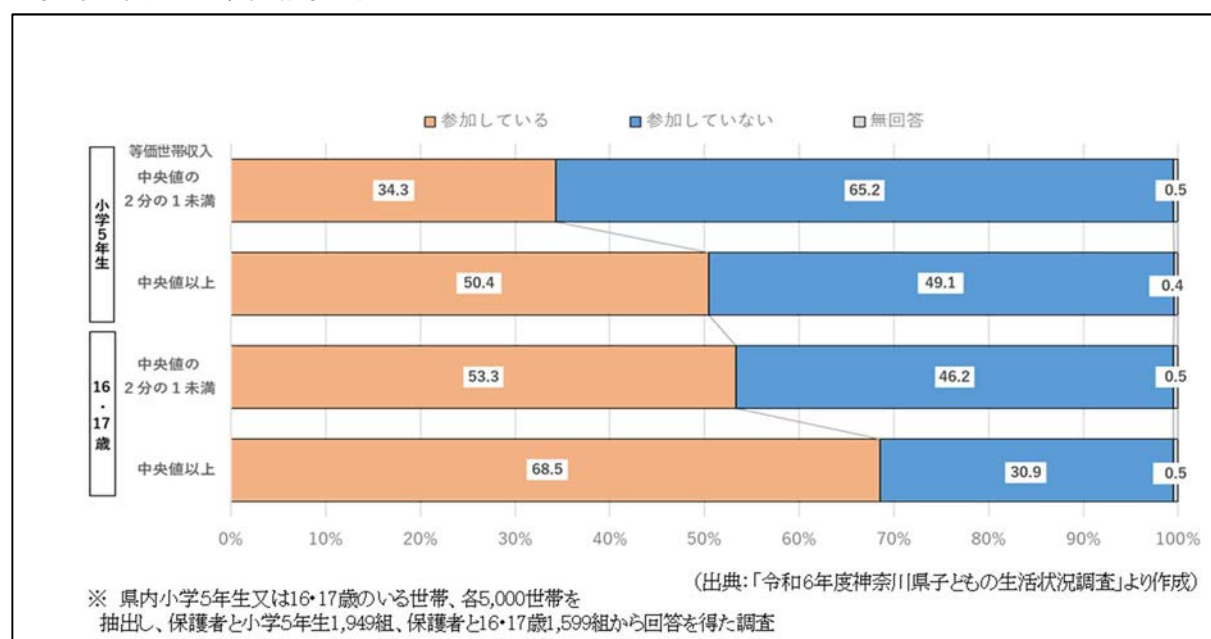
■参考図表 26：授業の理解度



オ 部活動等の状況

部活動等に「参加している」人数の割合を等価世帯収入別でみると、「中央値の2分の1未満」の世帯は小学5年生で34.3%、16・17歳で53.3%となっており、「中央値以上」の世帯と、それぞれ15ポイント以上の差がみられます。

■参考図表 27：部活動等の状況



カ 高等学校などへの進学者数・進学率

神奈川における令和5年度の中学校卒業者の高等学校等進学率は99.1%です。また、高等学校等卒業者の大学等進学率（大学等及び専修学校等に進学した者の割合）は86.0%、就職率は6.4%です。

一方、生活保護世帯の子どもや児童養護施設の子どもの大学等進学率はそれぞれ46.9%、34.6%と低く、就職率は33.6%、57.7%と高い割合となっています。

■参考図表 28：中学校・高等学校等卒業者の進学率、就職率の推移（神奈川県）

（ ）内は全国割合

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
中学校 卒業生総数	75,417人	73,540人	75,512人	76,091人	75,275人
高等学校 等進学率	99.0% (98.8%)	99.3% (98.9%)	99.2% (98.8%)	99.2% (98.7%)	99.1% (98.6%)
就職率	0.1% (0.2%)	0.1% (0.2%)	0.1% (0.1%)	0.1% (0.2%)	0.1% (0.2%)
高等学校等 卒業生総数	65,684人	65,293人	64,786人	62,649人	60,088人
大学等 進学率	81.4% (77.0%)	83.5% (78.9%)	85.0% (80.0%)	85.7% (80.1%)	86.0% (80.7%)
就職率	8.3% (17.4%)	7.6% (15.7%)	7.0% (14.7%)	6.5% (14.2%)	6.4% (14.0%)

（出典：文部科学省「学校基本調査」、県教育局「神奈川県学校基本統計」より作成）

※ 高等学校等卒業者のうち、大学等進学・就職以外の進路としては、公共職業能力開発施設入学者、一時的な仕事に就いた者、死亡・不詳がある。

※ 大学等進学率は、大学等（大学及び短期大学）及び専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合

■参考図表 29：生活保護世帯・児童養護施設等の子どもの進学率、就職率

		中学校等を 卒業した子ども		高等学校等を 卒業した子ども	
		高等学校等 進学率	就職率	大学等 進学率	就職率
生活保護世帯の子ども (令和5年4月1日現在)	神奈川県	94.7%	0.3%	46.9%	33.6%
	全国	92.5%	1.3%	42.9%	39.1%
児童養護施設等の子ども (令和5年5月1日現在)	神奈川県	100.0%	0%	34.6%	57.7%
	全国	94.8%	1.4%	38.9%	51.6%

（出典：こども家庭庁「社会的養育の推進に向けて」及び次世代育成課資料より作成）

※ 神奈川県データについて、生活保護世帯の子どもは政令市・中核市を含むが、児童養護施設等の子どもは政令市・中核市を含まない。

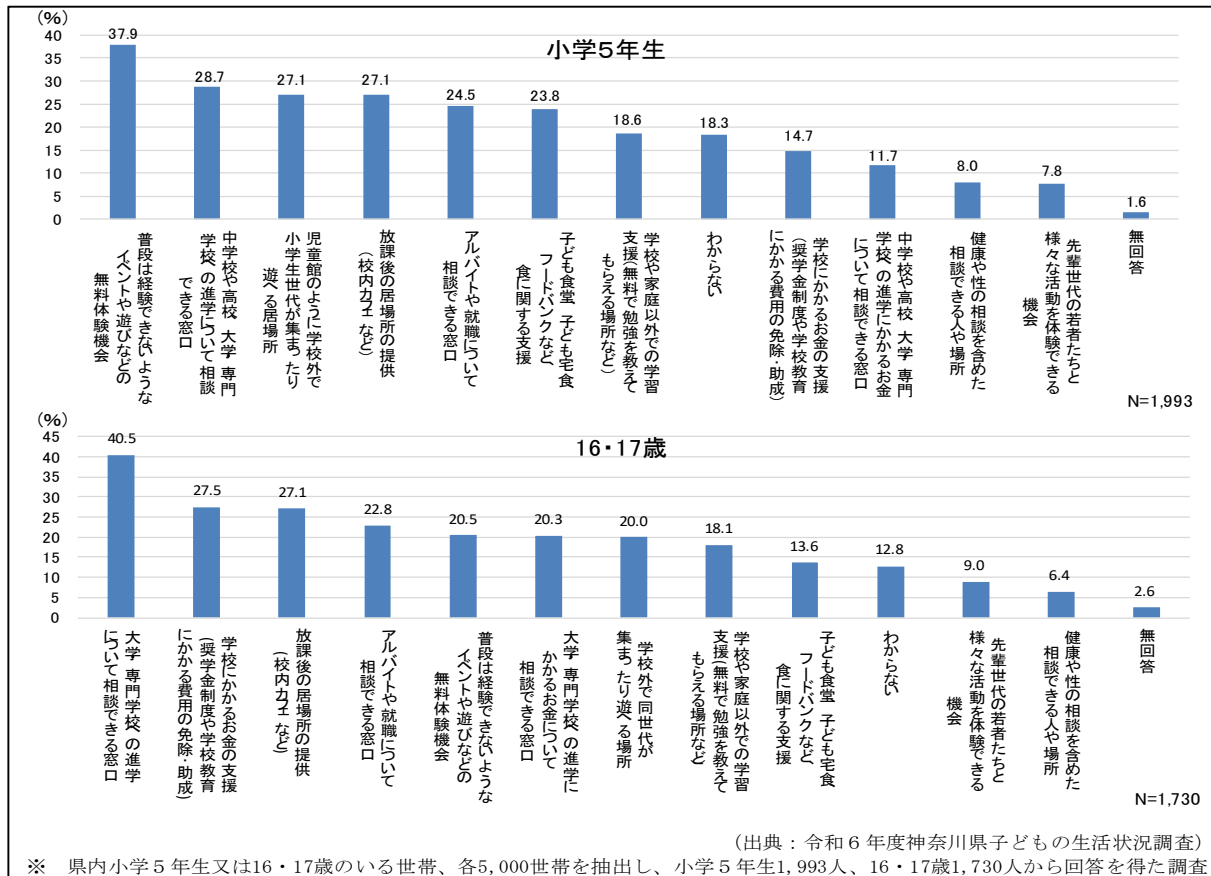
※ 高等学校等には、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び高等専門学校を含む。専修学校、各種学校及び公共職業能力開発施設等は含まない。

※ 大学等進学率は、大学等（大学及び短期大学）及び専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合

キ 希望する支援

困難な状況にあるときに希望する行政支援として、小学5年生では「普段は経験できないようなイベントや遊びなどの無料体験機会」（37.9%）、16・17歳では「大学・専門学校への進学について相談できる窓口」（40.5%）を望む意見が多くみられました。

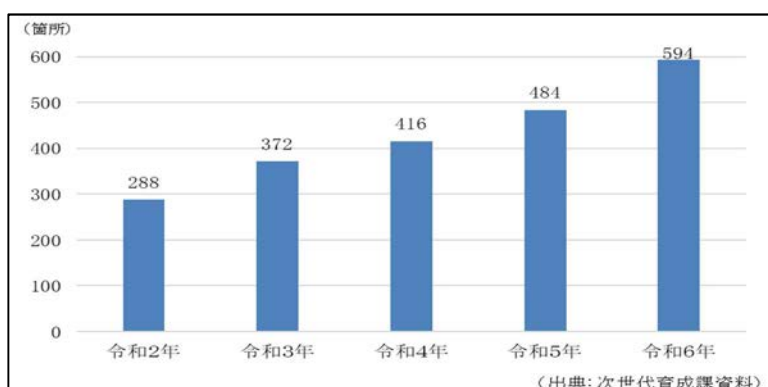
■参考図表 30：希望する行政支援



ク 民間の取組

コロナ禍や物価高騰を背景に、地域で子どもの食の支援や居場所づくりに取り組む活動が広がっています。県内の子ども食堂の数は、年々増加し、令和2年に比べ、令和6年の数は306箇所増加しています。

■参考図表 31：子ども食堂数の推移（神奈川県）

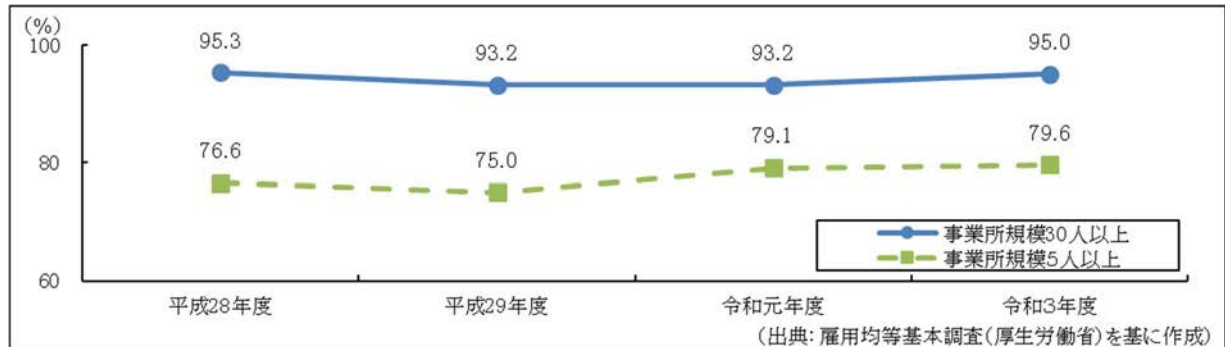


(9) 企業による取組の状況

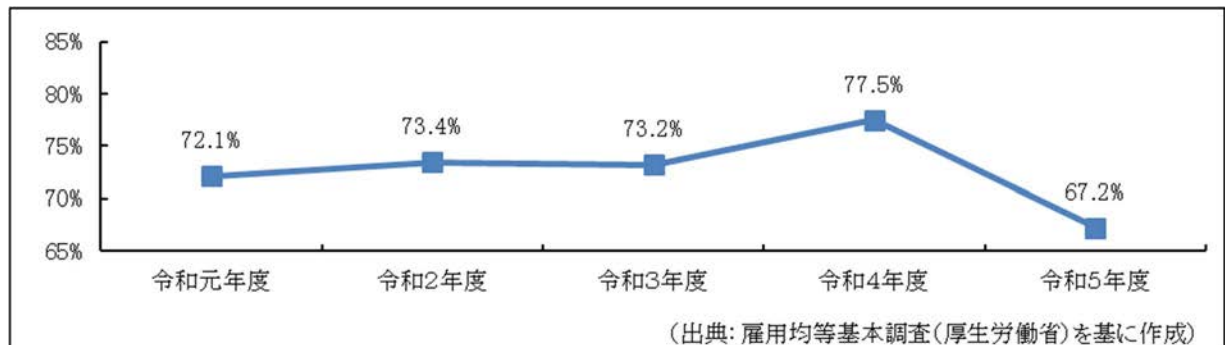
全国における育児休業制度の規定がある事業所の割合は、令和3年度で、事業者規模30人以上では95.0%、事業者規模5人以上では79.6%となっています。

また、育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合は、令和5年度で67.2%となっており、各種制度の導入状況をみると、「短時間勤務制度」、「所定外労働の制限」、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」の順で多くなっています。

■参考図表32：育児休業制度の規定がある事業所の割合（全国）



■参考図表33：育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度がある事業所の割合（全国）



■参考図表34：育児のための所定労働時間の短縮措置等の制度の導入状況（全国）

